

平成29年11月定例会

長 崎 県 議 会 会 議 録

長 崎 県 議 会

平成 2 9 年 1 1 月定例会

平成 2 9 年 1 1 月定例会日程表（結果）

月 日	曜	内 容 等	備 考
1 1 . 2 7	月	議会運営委員会 本会議（議案上程） 〔開会、会期決定、会議録署名議員指名、議長報告、 予算決算委員長報告、質疑・討論、採決、議案一 括上程（第 8 3 号議案乃至第 1 0 0 号議案）、知事 議案説明、知事発言、散会〕 常任委員会〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕	質問通告締切
2 8	火	（議案調査）	
2 9	水	（議案調査）	質問通告内容事前調整期限
3 0	木	（議案調査）	
1 2 . 1	金	本会議（開議、一般質問、散会）	
2	土		請願受付締切
3	日		
4	月	本会議（開議、一般質問、散会）	陳情受付締切
5	火	本会議（開議、一般質問、議案・請願委員会付託、散会）	会派・議員提出決議案等 締切
6	水	（議案調査）	
7	木	（議案調査）	
8	金	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕	
9	土		
1 0	日		
1 1	月	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕	
1 2	火	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、環境生活、農水経済〕 常任委員会 〔文教厚生〕	
1 3	水	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務〕 常任委員会 〔農水経済〕	
1 4	木		
1 5	金	離島・半島地域振興特別委員会	
1 6	土		
1 7	日		
1 8	月	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会 県議会議員定数等調査特別委員会	

19	火	人口減少・経済雇用対策特別委員会 観光振興等対策特別委員会	
20	水	本会議 （議案採決） 〔開議、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、意見書上程、質疑・討論、採決、議員派遣第69号上程、質疑・討論、採決、議会閉会中委員会付託事件の採決、知事あいさつ、議長あいさつ、閉会〕	

（会期 24日間）

目 次

第1日目（11月27日）議会運営委員会

本会議（議案上程）

一、議事日程	1
一、出席議員	2
一、説明のため出席した者	2
一、開 議	3
一、会期の決定	3
一、会議録署名議員指名	3
一、議長報告（全国都道府県議会議長会より永年勤続功労者表彰及び知事専決事項報告書）…	3
一、予算決算委員長・審査結果報告（認定第1号「平成28年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成28年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について」及び認定第3号「平成28年度長崎県交通事業会計決算の認定について」）…	4
一、上記・認定第1号について、質疑・討論	5
一、堀江ひとみ議員、上記・動議について、反対討論	5
一、山口経正議員、上記・動議について、賛成討論	6
一、上記・認定第1号・認定	8
一、上記・認定第3号・認定	8
一、上記・認定第2号・認定	8
一、議案一括上程（第83号議案乃至第100号議案）	8
一、知事議案説明	8
一、知事発言	14
一、散 会	16

常任委員会〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕

第2日目（11月28日）（議案調査）

第3日目（11月29日）（議案調査）

第4日目（11月30日）（議案調査）

第5日目（12月 1日）本会議

一、議事日程	17
一、出席議員	18
一、説明のため出席した者	18
一、開 議	19

△県政一般に対する質問

一、中島・義議員質問	19
・知事選3選出馬について（平成22年3月就任来の「こぎ出せ！長崎」、「人が輝く、産業地域が輝く長崎県づくり」を基本理念に将来像を示し、様々な施策を推進してこられた。	

2期8年の成果と今後の取組みについて)	19
(2期8年で「花が咲いた」、「咲き始めた」と思われる成果と、「芽が出なかったものや開花に至らなかったもの」について、3期目挑戦でどう取り組もうと訴えていく考えか)	20
・ 県政の諸課題について (人口減少対策について)	20
(平成28年度の社会増減や自然増減の動向と人口減少対策について、今後どう取り組もうと考えているのか)	21
・ 県民所得向上対策について	21
(県民所得向上対策についての現状と、今後どう取り組もうと考えているのか)	21
・ 農林水産業の振興について	21
(農業所得1000万円を確保する経営体の育成について、これまでの取組みと達成状況) ...	21
(林業への若い就業者が増加しているが、県としてどのように取り組んでいるのか)	21
(水産業の若い就業者が増加しているが、県としてどのように取り組んでいるのか)	21
(県がこれまで継続して実施してきた被害防止3対策の取組状況と、里山周辺や取組みの遅れている農地を今後どのように対策を進めていくのか)	22
・ 道路行政について	22
(ハウステンボスへの統合型リゾート〔I R〕の誘致の取組みが進められているが、アクセス道路の整備について、県はどのように考えているのか)	22
・ 石木ダム建設について	22
(県政の重要課題である石木ダム建設について、方針を伺いたい)	22
・ 九州新幹線西九州ルート (長崎ルート) のフル規格について	22
(フル規格の表明後、どのような取組みをしているのか、また、今後、佐賀県との協議も含め、どのように取組みを進めていくのか)	23
・ 東南アジア諸国との交流について	23
(知事によるトップセールスで、どこに何回訪問されたのか。また、ベトナム・クアンナム省との交流において、今度どのような取組を行っていくのか)	23
(経済成長著しいベトナムとの間で、人・ものの交流を拡大させるためには航空路線の誘致が重要だが、県の見解は)	23
知事答弁	23
農林部長答弁	26
水産部長答弁	27
土木部長答弁	27
文化観光国際部政策監答弁	28
中島・義議員質問	29
・ 長崎県全体は人口が減っているが、人口が増えている市町もある。これは県内の移動によって人口が増えている市町なのか	29
企画振興部長答弁	29
中島・義議員質問	29
・ まず出会い、結婚、出産、子育てをしっかりとやっていく。今後、さらにどういう取組みを考えているのか	29
知事答弁	29

中島・義議員質問	30
・工業用水に対する対策をどうするのか	31
産業労働部長答弁	31
中島・義議員発言	31
一、休 憩	31
一、再 開	31
一、山本啓介議員質問	31
・中村県政2期目について（所信表明の内容について）	32
（1期目、2期目と知事が力を入れて推進してきた人口減少対策、県民所得向上対策について、知事の考え方、これまでの目標とその実績、これらを踏まえて、今後どのように取り組んでいきたいと考えているのか）	32
知事答弁	32
山本啓介議員質問	33
・知事は、人口減少に歯止めをかけると掲げている上で、これらの実数に対しての知事の率直な考え、さらなる3期目に向けて、人口減少についての見解を	33
知事答弁	33
山本啓介議員質問	34
・大学生の県内就職について	34
知事答弁	34
山本啓介議員質問	35
・企業誘致について（誘致した企業がその後も事業を継続していただくことが大切だが、撤退した企業等の情報も含めて）	35
知事答弁	35
山本啓介議員質問	35
産業労働部長答弁	36
山本啓介議員質問	36
・造船業に並ぶ新しい基幹産業の創出が必要だと考えるが、そのためにどのような産業分野の誘致に取り組むのか	36
知事答弁	36
山本啓介議員質問	37
・知事が3期目に向けて、造船業と並ぶ基幹産業として位置づけるために、どのような企業へのアプローチや戦略を考えているのか	37
知事答弁	37
山本啓介議員質問	37
・優秀な人材育成について	38
知事答弁	38
山本啓介議員質問	38
・U I J ターン対策について（移住関係で、定住にどれだけ結びついているのか）	38
企画振興部長答弁	38
山本啓介議員質問	39

・ 少子化、合計特殊出生率について	39
こども政策局長答弁	39
山本啓介議員質問	40
・ 国境離島地域における滞在型観光促進について	40
(本県の観光動向について)	40
(国境離島地域における交流人口拡大に向けた、今後の取組みについての基本的な考え方)	40
文化観光国際部長答弁	40
知事答弁	41
山本啓介議員質問	41
・ 所信表明の内容について(知事の政治姿勢について)	41
知事答弁	42
山本啓介議員質問	43
・ 犯罪被害者支援について(現状と取組みについて)	43
(まずは、条例化によって機運を高め、県下全域にそういった連携体制や支援の輪を広げていくことも必要ではないか)	43
県民生活部長答弁	44
山本啓介議員質問	44
・ 犯罪被害者支援の団体等とのやりとり等について、どうか	44
県民生活部長答弁	44
山本啓介議員質問	44
・ 水産振興について(クロマグロ資源管理のあり方について)	45
(資源管理体制のあり方について)	45
水産部長答弁	45
山本啓介議員質問	45
・ このような管理体制をつくった水産庁に対して、本県の重要な産業の問題として、知事は漁業者に耳を傾け、国に対して物申す、そういうタイミングをつくっていただきたいと思うが、どうか	45
知事答弁	45
山本啓介議員質問	46
知事答弁	46
一、休 憩	46
一、再 開	46
一、吉村 洋議員質問	46
・ 商工業の振興について(中小企業及び小規模企業振興に関する条例について)	46
(条例制定後の取組み状況について)	47
・ 商工会の支援について	47
(中期計画への支援について)	47
(経営発達支援計画の進捗状況及び支援について)	47
(農商工連携ファンド事業の継続について)	47
産業労働部長答弁	48

吉村 洋議員質問	49
・小規模事業者の方々への支援について	49
産業労働部長答弁	49
吉村 洋議員質問	49
・経営発達支援計画について（人件費に対する助成ができないのか）	49
産業労働部長答弁	50
吉村 洋議員質問	50
・この基礎事業費Ⅱという性格を考えると、新たなこういう補助事業のメニューをつくる 必要があるかと思うが、それによって商工会の、その地域の活性化が図られると思う が、どうか	50
産業労働部長答弁	51
吉村 洋議員質問	51
・県北地域の活性化について（県北地域の連携について）	51
（肥前窯業圏の取組みについて）	51
（佐世保市を中心とした連携中枢都市圏の取組みとの関わりについて）	51
企画振興部長答弁	52
吉村 洋議員質問	52
企画振興部長答弁	53
吉村 洋議員質問	53
企画振興部長答弁	53
吉村 洋議員質問	53
・道路行政について（北松やまびこロードについて）	53
（北松北部農道の県道移管への経過について）	53
（北松南部農道との一体管理について）	54
・都市計画道路佐世保縦貫線（国道35号）整備の進捗状況について	54
（現在の状況について）	54
（都市計画決定権者としての県の取組みについて）	54
土木部長答弁	55
吉村 洋議員質問	55
土木部長答弁	56
吉村 洋議員質問	56
土木部長答弁	56
吉村 洋議員質問	56
土木部長答弁	57
吉村 洋議員質問	57
・林業振興について（森林資源の状況と活用について）	57
（現在のスギ・ヒノキの資源量の状況について）	58
（搬出間伐の状況について）	58
（「森林バンク」の創設について）	58
・県北地域3森林組合の合併について	58

(合併の進捗状況について)	58
農林部長答弁	58
吉村 洋議員質問	59
・「県産酒で乾杯条例」制定後の状況について（「県産酒で乾杯条例」にかかる県の取組みについて）	60
(これまでの取組みについて)	60
文化観光国際部長答弁	60
吉村 洋議員発言	60
一、休 憩	61
一、再 開	61
一、山田朋子議員質問	61
・社会的養護の推進について（里親委託について）	61
(子どもたちへの社会的養育のあり方について)	61
知事答弁	61
山田朋子議員質問	62
・メンター制度について	62
こども政策局長答弁	63
山田朋子議員質問	63
・市町との連携について	63
こども政策局長答弁	64
山田朋子議員質問	64
・子どもの貧困について（全県調査について）	64
(全県的な子どもの貧困の実態調査を行う考えはないのか)	64
こども政策局長答弁	64
山田朋子議員質問	65
こども政策局長答弁	65
山田朋子議員質問	65
・各種支援制度について	66
こども政策局長答弁	66
山田朋子議員質問	66
・早急な子どもの貧困の実態調査を求める	66
知事答弁	66
山田朋子議員質問	67
・待機児童対策について（実態について）	67
(どのような対策を考えているのか)	67
こども政策局長答弁	67
山田朋子議員質問	67
・保育士の心のケアについて	67
(民間の認可施設や認可外施設で従事する保育士のメンタルケアを行う必要があると考え るが、どうか)	68

こども政策局長答弁	68
山田朋子議員質問	68
・子どもの安心安全について（いじめ相談に「SNS」を活用する考えについて）	68
（LINE等の活用が考えられないか）	69
教育委員会教育長答弁	69
山田朋子議員質問	69
・児童養護施設退所者支援について	70
（児童養護施設退所者のアフターケアについて）	70
こども政策局長答弁	70
山田朋子議員質問	71
・母子家庭等助成事業について	71
（放課後児童クラブの社会的役割の重要性と県単補助制度について）	72
こども政策局長答弁	72
山田朋子議員質問	72
・性被害の相談支援体制について（法改正に伴う新たな対応について）	72
（相談窓口の充実について）	73
県民生活部長答弁	73
山田朋子議員質問	73
（改正に伴い、相談件数の増加、多様化が予想されるが、相談体制の充実強化等についての考え方を）	73
県民生活部長答弁	73
山田朋子議員質問	73
・サポートながさきについて（病院連携型、24時間対応型について、医療機関の協力をいただきながら検討できないか）	73
県民生活部長答弁	73
山田朋子議員質問	73
・サポートながさきのホームページについて（もっと被害者の方が相談しやすい環境をつくってもらいたい）	73
・メール相談について	74
県民生活部長答弁	74
山田朋子議員質問	75
・骨髄ドナー登録の推進について（骨髄移植ドナーへの支援制度について）	75
（他県同様に、県と市町で各1万円ずつ7日間、合計14万円を骨髄提供者、ドナーに支給することを検討できないか）	75
福祉保健部長答弁	75
山田朋子議員質問	76
知事答弁	76
山田朋子議員質問	76
・措置入院後の支援について（支援の充実について）	76
（現在、措置入院者に対して、退院後、どのような支援をしているのか）	77

福祉保健部長答弁	77
山田朋子議員質問	77
・他県においては、各保健所に継続支援チームを設置し、措置入院時から退院後、対象者が地域生活を安定して過ごせるまでの期間、関係機関と連携しながら相談支援等を行っているが、本県においても、同様の取組は考えられないか	77
福祉保健部長答弁	77
山田朋子議員発言	77
一、散 会	78
第6日目（12月2日）	
第7日目（12月3日）	
第8日目（12月4日）本会議	
一、議事日程	79
一、出席議員	80
一、説明のため出席した者	80
一、開 議	81

△県政一般に対する質問

一、山本由夫議員質問	81
・島原鉄道の再生支援について（再生支援決定に対する県の所見について）	81
（今回の地域経済活性化支援機構と長崎自動車による支援に対する県の所見は）	82
・今後の支援について	82
（島原鉄道には今後も支援は行われるのか。また、それ以外の支援は考えられないか）	82
・V・ファーレン長崎のJ1昇格について（県を挙げて応援する環境づくりについて）	82
（これまで以上に県民の関心を高め、県を挙げて応援する環境づくりとして、V・ファーレン長崎の選手や魅力を広報誌等で県内全世帯に知ってもらうような取り組みができるか）	82
・日本版DMOについて（県内法人の日本版DMOに向けた進捗状況について）	82
（県内法人の日本版DMOに向けた進捗状況と、これまでの県の取り組み）	83
・日本版DMOに向けた課題と今後の県の取り組みについて	83
（日本版DMOを目指す本県法人の課題は何か。また、課題を踏まえて日本版DMO法人等に対して、どのような支援を行うのか）	83
・地域包括ケアシステムについて（県内市町の地域包括ケアシステムの構築状況と課題について）	83
（評価基準による市町の地域包括ケアシステムの構築状況と課題について）	83
・今後の県の取り組みについて	83
（今回の分析による課題を踏まえ、県として市町に対し、具体的にどのような支援を行っていくのか）	84
・農業の振興について（農業所得向上に向けた取り組みについて）	84
（露地野菜や施設野菜の推進について、どのような施策を重点的に進めていこうとしている	

のか)	84
(ハウスや機械導入などの要望が多い事業など、限られた予算の中で、どのように農業者の 要望に応えていこうとしているのか)	84
・農業農村整備事業予算について	84
(平成30年度の国の予算編成に向けた取組状況について)	85
・新規学卒就職者の離職後のフォローについて(離職者と県内企業とのマッチングについ て)	85
(離職者と人手が足りない県内企業とのマッチング事例について)	85
・県立高校と民間企業との連携について(民間企業による授業等の現状について)	85
(民間企業と県立高校との連携の考え方と、現在の取り組みについて)	85
・民間企業のさらなる活用について	85
(学校施設を民間企業に貸与し、民間の人材をより活用することについて、県教育委員会の 考え方を)	86
知事答弁	86
企画振興部長答弁	86
文化観光国際部長答弁	87
福祉保健部長答弁	88
農林部長答弁	89
教育委員会教育長答弁	90
山本由夫議員質問	91
・観光振興の面から、周遊観光にかかる事業を展開する上で、県として必要な支援を行う べきと考えるが、どうか	91
文化観光国際部長答弁	91
山本由夫議員質問	91
・V・ファーレン長崎の経済効果や、幅広い地域活性化効果を考えれば、県庁内に部局横断 的な組織や担当部署、人を配置した方がよいのではないかと	92
企画振興部長答弁	92
山本由夫議員質問	92
・収益事業への取り組みについても、県としては何らかの支援ができないかと	92
文化観光国際部長答弁	93
山本由夫議員質問	93
・認知症の人を含む高齢者への理解の推進について、全市町の小中学校で広く実施できる よう、県としても取り組んでいく必要があるのではないかと	93
福祉保健部長答弁	93
山本由夫議員質問	94
・地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の推進体制の強化や市町に対して組織横断的な 連携を図るような働きかけを行う必要があるのではないかと	94
福祉保健部長答弁	94
山本由夫議員質問	95
・県として、一旦就職し、その後離職した高校生に県内で就職してもらうために、「Nなび」	

等を活用できないか	95
産業労働部政策監答弁	96
山本由夫議員発言	96
一、休 憩	97
一、再 開	97
一、近藤智昭議員質問	97
・ 台風等自然災害により被災した漁業者への経営維持対策の充実について	97
（県は、被災した定置網漁業の復旧・再建に向け、どのように取り組んでいるのか）	97
（地元からの提案に基づく新たな取組への支援にかかる県の見解について）	97
・ T P P 1 1 協定等の国際貿易交渉への対応について	97
（平成27年10月のT P P大筋合意以降、日本の農林水産業を取り巻く環境をどう評価しているのか。また来年度に向けて、どのような取組を検討しているのか）	98
（日本の農林水産業を取り巻く環境をどう評価しているのか、また来年度に向けて、どのような取組を検討しているのか）	98
・ しまの地域商社の取組について（県としてのこれまでの取組状況と成果について）	98
（地域商社の首都圏等における販路拡大に対する県の取組状況と成果について）	99
・ 市町や商社における課題について、県としての捉え方と今後の支援について	99
（市町や商社における課題の県としての捉え方と今後の支援について）	99
・ 林業の振興について	99
（新規林業従事者を確保・育成し、森林資源を有効活用して持続可能な林業経営を行うため、今後どのような取組を行っていくのか）	100
・ 教育行政について（小規模校の教員配置について）	100
（教育の質を保障するための小規模校への教員配置の考え方について）	101
・ 公立学校の部活動の振興について	101
（競技力等の向上と学校の活性化の観点から、県外の生徒に本県の高校を受験させることについて、県教育委員会として、どう考えているのか）	101
知事答弁	101
農林部長答弁	102
水産部長答弁	103
企画振興部政策監答弁	103
教育委員会教育長答弁	104
近藤智昭議員質問	105
・ 国の制度として、農業では、経営体育成支援事業により復旧等への支援が行われているが、水産業には類似の事業がない。国に対し、水産業の復旧等にかかる支援制度の創設を要望すべきと考える	150
知事答弁	105
近藤智昭議員質問	105
知事答弁	106
近藤智昭議員質問	107
・ 地域商社の取組においても、雇用拡大につなげることが重要と考えるが、どうか	107

企画振興部政策監答弁	107
近藤智昭議員質問	107
・教員数の確保とあわせ、小規模校の教育の質を保障するため、どのように取り組もうと しているのか	107
教育委員会教育長答弁	108
近藤智昭議員発言	108
一、休 憩	109
一、再 開	109
一、中島浩介議員質問	109
・島原半島の道路整備について（島原半島幹線道路網の建設・整備について）	109
（雲仙市愛野町から小浜町間の道路整備について）	109
知事答弁	110
中島浩介議員質問	110
・千々石線について（現時点でどのくらい進捗しているのか）	110
土木部長答弁	110
中島浩介議員質問	111
・地域高規格道路〔島原・天草・長島連絡道路〕について	111
（この辺で事業の見直しを含め、さらなる機運醸成に向けた協議をすべきではないか）	111
企画振興部長答弁	111
中島浩介議員質問	112
・県立高校の魅力ある学校づくりについて（口加高校のグローバルコースの現在の取り組み 状況について）	112
（グローバルコースを設置した目的について）	112
教育委員会教育長答弁	112
中島浩介議員質問	112
・グローバルコースの教育活動の内容について	112
（現在、どのような教育活動に取り組んでいるのか）	113
教育委員会教育長答弁	113
中島浩介議員質問	113
・口加高校の福祉系学科設置に向けた取り組み状況について	114
（大村城南高校の進路状況について）	114
教育委員会教育長答弁	114
中島浩介議員質問	114
・口加高校の現在の取り組みについて	114
（福祉系学科設置に向けた現在の取組状況について）	114
教育委員会教育長答弁	114
中島浩介議員質問	114
・生徒受け入れのための下宿等について	114
教育委員会教育長答弁	115
中島浩介議員質問	115

・福祉事業について（福祉事業の課題について）	115
（介護人材の確保について）	115
福祉保健部長答弁	115
中島浩介議員質問	116
福祉保健部長答弁	116
中島浩介議員質問	116
・小規模介護事業所の存続について	116
（県として、小規模介護事業所の経営改善について、どのような取組をしているのか）	117
福祉保健部長答弁	117
中島浩介議員質問	117
・農山村・農用地について（集落〔農山村・農用地〕の存続について）	117
（小規模集落の存続について）	117
農林部長答弁	118
中島浩介議員質問	118
・広域的な組織づくりが必要ではないか	118
農林部長答弁	118
中島浩介議員質問	118
農林部長答弁	119
中島浩介議員質問	119
・世界遺産登録について（登録後の取り組みについて）	119
（登録後のイベント等の開催について）	119
（今後、継続的なイベントや事業などを通じて世界遺産登録とリンクした事業をやりたいが、 県として、支援をする考えはないか）	119
文化観光国際部長答弁	119
中島浩介議員質問	120
・国家戦略特区への取り組みについて（長崎県としての取り組み状況について）	120
（受け入れ組織体制について）	120
農林部長答弁	121
中島浩介議員質問	121
・今後、就労する外国人はどのくらい見込んでいるのか	121
・受け入れる団体については、どのようになっているのか	121
農林部長答弁	121
中島浩介議員質問	121
農林部長答弁	121
中島浩介議員質問	122
農林部長答弁	122
中島浩介議員質問	122
・V・ファーレン長崎 J 1 昇格について（受け入れ体制について）	123
（駐車場対策について）	123
企画振興部長答弁	123

中島浩介議員質問	123
企画振興部長答弁	124
中島浩介議員質問	124
企画振興部長答弁	124
中島浩介議員発言	124
一、休 憩	124
一、再 開	124
一、外間雅広議員質問	124
・ 自衛隊の貢献について（本県で活躍する自衛隊の貢献度について）	125
（自衛隊の本県への貢献度について、どのように評価しているのか）	125
・ 退職自衛官の再就職支援策について	125
（県内の退職自衛官の現状と、退職自衛官の再就職に対する支援について）	125
・ 産業振興の観点からの防衛省関連の地元発注の現状について	126
（県内における自衛隊の物品調達の実況について）	126
・ 統合型リゾート（ＩＲ）対策について（国の方向性を踏まえた地方都市へのＩＲ導入への 対応について）	126
（国の方向性を踏まえた本県へのＩＲ導入について、どのように対応するのか）	126
・ 外国人観光客誘致対策も含めた「オール九州」としてのＩＲ誘致について	126
（オール九州としてのＩＲ誘致の県の姿勢について）	126
・ Ｖ・ファーレン長崎のＪ１昇格について（観戦者の交通対策について）	126
（観戦者はどのような方法でスタジアムに来ているのか）	127
（公共交通機関の利用促進に向けた今後の対応をどのように考えているのか）	127
・ 水産振興策について（長崎魚市場等について）	127
（閉鎖型荷捌所内の湿度上昇対策や、太陽光発電設備の設置による屋根の遮光効果等と 併せた施設の管理運営費の削減などを検討できないか）	127
（長崎漁港水産加工団地の用水供給施設改修に対する財政支援と同地区内の水産流通・ 加工業の振興策への支援について）	127
・ 伊万里湾の赤潮対策にかかる水産基盤整備調査事業について	127
（伊万里湾の赤潮対策にかかる水産基盤整備調査事業の内容について）	128
・ 県立高等学校の再編整備について（しま地区の高校の今後の在り方について）	128
（小規模化する高校のあり方について、今後、どのような考えで進めていこうと考えて おられるのか）	128
・ 豊玉高校について	128
（豊玉高校に対する今後のあり方について、どのように考えておられるのか）	128
・ たすけあいのあるまちづくりについて（認知症対策について）	128
（高齢者等の自立支援で成果を上げた事業者に対する奨励金等の支給について、先進事例を 参考に、本県として取り組む考えがあるのか）	129
・ 軽度認知障害について	129
（軽度認知障害〔ＭＣＩ〕を改善させる民間の認知症予防の取組、及びそれらを指導する 地域住民を対象としたサロンリーダーの育成について、どのように考えるか）	129

・環境問題について（PM2.5をはじめとする本県の大気環境調査の現況と今後の課題について）	129
（県内の大気汚染の状況と課題、県の取組はどのようになっているか）	129
・宇久・小値賀のマツクイムシ対策について	129
（今年発生した宇久・小値賀のマツクイムシ被害の状況と被害の鎮静化に向けた県の取組みと今後の対応について）	130
・第48回衆議院議員選挙について	130
（第48回衆議院議員総選挙の本県及び市町の投票率はどうだったのか）	130
（これまで選管で行ってきた模擬選挙等の取組が若い世代、とりわけ18歳、19歳の投票率にどのような成果が見られたのか）	130
（離島を多く抱える本県において、台風等の悪天候の影響で投票箱を送致できないといった事例がなかったのか、あったとすれば、どのような対応を行ったのか）	130
・朝鮮通信使に関する記録のユネスコ「世界の記憶」への登録について	130
（県では、朝鮮通信使を活かして、今後どのような取組を考えているのか）	130
知事答弁	130
産業労働部長答弁	131
企画振興部長答弁	132
水産部長答弁	134
教育委員会教育長答弁	134
福祉保健部長答弁	135
環境部長答弁	136
農林部長答弁	136
選挙管理委員会委員長答弁	136
文化観光国際部政策監答弁	137
外間雅広議員質問	138
・独身の現役自衛官を県内に確保することについて、支援策を考えなければならないのではないか	138
・統合型リゾート（IR）対策について	138
・豊玉高校について（しま特区という制度を設けていただけないか）	139
教育委員会教育長答弁	139
外間雅広議員発言	139
一、散 会	139

第9日目（12月5日）

一、議事日程	141
一、出席議員	142
一、説明のため出席した者	142
一、開 議	143

△県政一般に対する質問

一、坂本 浩議員質問	143
・人権が尊重される県政の推進について（人権尊重社会の実現に向けた知事の所見）	143
（本県における人権侵害や差別に対する現状認識と課題）	143
知事答弁	144
坂本 浩議員質問	145
・人権教育啓発センターの拡充について	145
（活動拠点としての施設整備・拡充をどう進めるか）	145
（いわゆる5つの機能を一体的に備えた拠点の必要性）	145
県民生活部長答弁	145
坂本 浩議員質問	146
県民生活部長答弁	146
坂本 浩議員質問	147
県民生活部長答弁	147
坂本 浩議員質問	147
・「人権条例」の制定について	148
（自治体や企業、県民等の役割、審議会常設等を明確にした条例の必要性）	148
（制定に向けての課題は何か）	148
県民生活部長答弁	148
坂本 浩議員質問	148
県民生活部長答弁	148
坂本 浩議員質問	149
・「手話言語条例」の制定について	149
（制定に向けての課題は何か）	149
福祉保健部長答弁	150
坂本 浩議員質問	150
福祉保健部長答弁	150
坂本 浩議員質問	151
福祉保健部長答弁	151
坂本 浩議員質問	151
・労働基本権について	151
（県労働委員会が扱う不当労働行為事件の現状）	151
労働委員会事務局長答弁	152
坂本 浩議員質問	152
・外国人技能実習生に対する法令違反の現状	152
産業労働部長答弁	152
坂本 浩議員質問	152
・公益事業における争議行為の現状	153
労働委員会事務局長答弁	153
坂本 浩議員質問	153
労働委員会事務局長答弁	153

坂本 浩議員質問	153
・労働行政としての対応	154
産業労働部長答弁	154
坂本 浩議員質問	154
・被爆者援護行政について（被爆者裁判〔被爆体験者、在外被爆者〕の新たな動きについて）	154
（被爆体験者訴訟の上告審開始への認識）	154
福祉保健部長答弁	155
坂本 浩議員質問	155
・在外被爆者裁判で国が主張する除斥期間についての認識	155
福祉保健部長答弁	156
坂本 浩議員質問	156
・被爆者援護に向けた被爆県の対応	156
（被爆者認定は究極的には自治体の判断との認識は）	156
（国への働きかけは）	156
福祉保健部長答弁	156
一、休 憩	156
一、再 開	156
一、麻生 隆議員質問	156
・本県の観光・産業の推進について（長崎市M I C E事業との連携について）	156
（長崎市のM I C E事業については、今後、国内の先進地との競合が予想される中、市、県 の連携で大きく取組を展開すべきではないか）	157
・M I C EとI Rの連携で県内観光の相乗効果を目指す	157
（M I C E事業とI Rについて、連携の考えはないのか）	157
・産業振興策について（県内高・大卒生の県内企業への就職増加策について）	157
（企業と学生が互に参加できるようなプラットフォームづくりで県内企業への就労増を目指 せないか）	157
・県内中小企業のものづくり支援と新規分野への支援について	158
（今後の県内産業の構造転換や、持っている技術で新たな分野への挑戦と支援が必要と考え るが、県の取り組みと見解は）	158
・環境政策について（バイオマス利活用の取り組みについて）	158
（島原半島におけるバイオマスエネルギー活用の現状と今後の取組について）	158
・人口減少に伴う汚水処理・環境整備の担い手対策について	158
（災害対応も含めた、し尿等の収集運搬を担う人材の育成や確保について、県の考えはどう か）	158
・農業政策について（T P P、E UのE P Aに対して、本県の対策は）	158
（T P P、E P Aの合意を受け、本県農業において足腰の強い経営体を育成するためには、 どのような戦略をもって進めていくのか）	159
・環境省・農水省連携のセミナーの成果と本県の課題と支援について（エコフィードの取り 組み）	159

(10月に開催された「食品リサイクル飼料化事業進出セミナー」の内容と成果、本県におけるエコフィードを推進するうえでの畜産業界の課題と支援について)	159
・教育行政について(第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」の本県の取り組みについて)	159
(第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」の本県の実態と今後の取り組み)	159
・高等学校施設のトイレ洋式化の拡充について	159
(県立高校のトイレの洋式化について、どのように県として取り組んでいくのか)	160
・ヘルプマークの取り組みについて(進捗状況と今後の推進について)	160
(ヘルプマークの導入について、現在の進捗状況と今後の取組はどうなっているのか)	160
知事答弁	160
文化観光国際部長答弁	161
企画振興部長答弁	161
産業労働部政策監答弁	161
環境部長答弁	161
農林部長答弁	162
教育委員会教育長答弁	163
福祉保健部長答弁	164
麻生 隆議員質問	164
・長崎市MICE事業との連携について	164
文化観光国際部長答弁	165
麻生 隆議員質問	165
・県内就職の企業関係の連携について(スマコマの取組について)	166
産業労働部政策監答弁	166
麻生 隆議員質問	167
・スマコマながさき小型モビリティコンテストについて	167
教育委員会教育長答弁	167
麻生 隆議員質問	167
・環境関係のバイオマスについて	167
環境部長答弁	168
麻生 隆議員質問	168
・エコフィードについて(畜産クラスター事業について)	168
農林部長答弁	168
麻生 隆議員質問	168
・食品廃棄物のリサイクルを促進するに当たり、環境部はどのような取組を行うつもりか、環境部の所見を伺いたい	168
環境部長答弁	169
麻生 隆議員質問	169
・高校の学校司書の待遇改善や資質向上及び配置拡充について、どのように取り組むのか	169
教育委員会教育長答弁	170
麻生 隆議員質問	170

教育委員会教育長答弁	170
麻生 隆議員質問	170
教育委員会教育長答弁	170
麻生 隆議員質問	170
・ビブリオバトルについて	170
教育委員会教育長答弁	171
麻生 隆議員発言	171
一、休 憩	171
一、再 開	171
一、友田吉泰議員質問	171
・玄海原発の再稼動について（原子力防災訓練について）	172
（9月に実施された原子力防災訓練を踏まえ、知事は「県民の安全・安心の確保」について、 どのような評価をされたのか）	172
知事答弁	172
友田吉泰議員質問	173
知事答弁	173
友田吉泰議員質問	173
・原子力災害一時避難所には多くの不備がみられた。その管理や運用は自治体任せにせず、 国や県が明確なマニュアルを整備すべきと考えるが、県の考えはどうか	173
危機管理監答弁	174
友田吉泰議員質問	174
・原発の経済性	175
（原発の再稼動によって得られる経済効果について、国へ説明を求めるべきではないか）	175
産業労働部長答弁	175
友田吉泰議員質問	175
・再稼動に対する県の姿勢について	175
（玄海原発の安全性について、県はどのような認識を持っているのか）	175
危機管理監答弁	175
友田吉泰議員質問	176
・従来どおり「安全性が確認された原発の再稼動はやむを得ない」との姿勢に変わりはない のか	176
知事答弁	176
友田吉泰議員質問	177
・UPZ圏内に暮らす県民の不安とその解消に向けた取り組み	177
（UPZ圏内4市から要望された避難対策の充実はその後どうなったのか）	177
危機管理監答弁	177
友田吉泰議員質問	178
・UPZ圏内に暮らす、およそ6万人の県民の不安解消に向け、 県はどのように対応するのか	178
危機管理監答弁	178

友田吉泰議員質問	179
知事答弁	179
友田吉泰議員質問	179
・防災（避難）対策に必要な予算を確保するために、原発の「ステークホルダー（利害関係者）」にその費用負担を求めるようなスキームを、県が独自に考えるべきではないか	180
危機管理監答弁	180
友田吉泰議員質問	180
・伊万里湾の赤潮被害と再発防止に向けた取り組みについて（県が実施する水産基盤整備調査事業について）	181
水産部長答弁	181
友田吉泰議員質問	182
水産部長答弁	182
友田吉泰議員質問	182
・再発防止に向けた当面の対応（今回のような大規模な被害が再び発生しないよう、当面の対策はどのように考えているのか）	182
水産部長答弁	182
友田吉泰議員質問	182
・伊万里松浦病院の松浦市への移転開設について（現状と今後の動き）（最終的な決定までに、今後どのような手続が必要なのか）	183
福祉保健部長答弁	183
友田吉泰議員質問	183
・知事の可否決定はいつごろになるのか	183
福祉保健部長答弁	183
友田吉泰議員質問	184
・今後の県の対応（知事の可否決定以降、県は松浦市域の地域医療の確保に向けて、どのように対応するのか）	184
福祉保健部長答弁	184
友田吉泰議員質問	184
・地域経済構造分析について（その必要性に対する県の認識）（R E S A Sでは把握できない地域経済の実態をつかみ、活性化に結びつけるために地域経済構造分析の手法を導入する考えはないか〔改めて問う〕）	184
企画振興部長答弁	185
友田吉泰議員発言	186
一、休 憩	186
一、再 開	186
一、松島 完議員質問	186
・知事8年間の総括（これまでとこれから）（これまでの主たる成果は何か〔3つ程度列挙いただければ〕）	186

(これからの課題は何か〔3つ程度列挙いただければ〕)	186
・南島原市における「これまでとこれから」	186
(これまでの主たる成果は何か)	186
(これからの課題をどうとらえているか)	186
知事答弁	186
松島 完議員質問	188
・陸の孤島対策（南島原市へのアクセス向上について〔時間短縮効果の観点から〕）	188
・南島原市内のアクセス向上について	188
(国道251号の渋滞緩和対策の進捗)	188
(通学路の歩道整備の進捗)	188
土木部長答弁	188
松島 完議員質問	189
・そうめんの振興（全国2位である島原そうめんの地産地消について）	190
(どのような取組をしているのか〔学校給食〕)	190
・島原そうめんの知産知消について	190
(生産者と消費者がつながる発信をどのようにしているのか)	190
産業労働部長答弁	191
松島 完議員質問	191
産業労働部長答弁	191
松島 完議員質問	191
・農と食をつなげる（全国2位であるじゃがいも等の地産地消について〔農産物の地産地消〕）	192
(地産地消の取組をどのように強化していくのか)	192
・農産物の知産知消について	193
(生産者と消費者がつながる発信をどのようにしているのか)	193
・有機農業の推進について	193
(今後どのように推進していくのか)	193
農林部長答弁	193
松島 完議員質問	194
農林部長答弁	194
松島 完議員質問	195
農林部長答弁	195
松島 完議員質問	195
・地産地消について（それぞれ高い目標値を掲げて推進していただきたいが、どうか）	195
・有機農業の推進について	196
農林部長答弁	197
松島 完議員質問	197
一、議長発言	198
松島 完議員発言	198
一、議案（第83号議案乃至第100号議案）・委員会付託	198

一、請願・委員会付託	199
一、散 会	199
第10日目（12月 6日）（議案調査）	
第11日目（12月 7日）（議案調査）	
第12日目（12月 8日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）（総務、文教厚生、環境生活、農水経済）	
第13日目（12月 9日）	
第14日目（12月10日）	
第15日目（12月11日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）（総務、文教厚生、環境生活、農水経済）	
第16日目（12月12日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）（総務、環境生活、農水経済） 常任委員会（文教厚生）	
第17日目（12月13日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）（総務） 常任委員会（農水経済）	
第18日目（12月14日）	
第19日目（12月15日）離島・半島地域振興特別委員会	
第20日目（12月16日）	
第21日目（12月17日）	
第22日目（12月18日）予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会 県議会議員定数等調査特別委員会	
第23日目（12月19日）人口減少・経済雇用対策特別委員会 観光振興等対策特別委員会	
第24日目（12月20日）本会議（議案採決）	
一、議事日程	201
一、出席議員	202
一、説明のため出席した者	202
一、開 議	203

△委員長報告

一、総務委員長報告	203
一、各議案・原案可決	206
一、文教厚生委員長報告	206
一、第86号議案・原案可決	208
一、第3号請願・不採択	208
一、第4号請願・不採択	208
一、第100号議案・原案可決	208
一、環境生活委員長報告	208
一、各議案・原案可決	210

一、農水経済委員長報告	210
一、第5号請願・不採択	211
一、各議案・原案可決	212
一、予算決算委員長報告	212
一、各議案・原案可決	213
一、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議・提出	213
一、上記・総務委員会提出の動議・「特定複合観光施設区域整備について」・質疑・討論	213
一、堀江ひとみ議員、上記・動議について、反対討論	213
一、吉村 洋議員、上記・動議について、賛成討論	214
一、上記・動議・可決	215
一、上記・離島・半島地域振興特別委員会提出の動議・「離島航空路線の安定的な運航に ついて」・中島浩介委員長・朗読	215
一、上記・動議・可決	216
一、上記・その他の動議・可決	216
一、議会運営委員会より、「北朝鮮による日本人拉致問題の一刻も早い解決を求める意見書 案」・動議提出	216
一、上記・動議・可決	216
一、議員派遣第69号・決定	216
一、各委員会から議会閉会中の付託事件の申し出・決定	216
一、知事あいさつ	217
一、議長あいさつ	218
一、閉 会	220

第 1 目 目

議 事 日 程

第 1 日 目

-
- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会 期 決 定
- 4 会議録署名議員指名
- 5 議 長 報 告
- 6 予算決算委員長報告、質疑・討論、採決
- 7 第83号議案乃至第100号議案一括上程
- 8 知事議案説明
- 9 知 事 発 言
- 10 散 会

29年11月27日（月曜日）

出席議員（45名）

1番 宮本法広君
2番 麻生隆君
3番 吉村正寿君
4番 坂本浩君
5番 里脇清隆君
6番 近藤智昭君
7番 大場博文君
8番 山口経正君
9番 松島完君
10番 友田吉泰君
11番 堀江ひとみ君
12番 川崎祥司君
13番 深堀浩君
14番 山田朋子君
15番 宅島寿一君
16番 ごうまなみ君
17番 山本啓介君
18番 前田哲也君
19番 外間雅広君
20番 山本由夫君
21番 吉村洋君
22番 大久保潔重君
23番 中島浩介君
24番 西川克己君
25番 浅田眞澄美君
26番 中村和弥君
欠番
28番 山田博司君
29番 久野哲君
30番 渡辺敏勝君
31番 吉村庄二君
32番 下条ふみまさ君
33番 瀬川光之君

34番 坂本智徳君
35番 橋村松太郎君
36番 高比良元君
37番 徳永達也君
38番 中島廣義君
39番 溝口芙美雄君
40番 中山功君
41番 野本三雄君
42番 小林克敏君
43番 田中愛国君
44番 三好徳明君
45番 宮内雪夫君
46番 八江利春君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
副知事 濱本磨毅徳君
副知事 里見晋君
総務部長 吉浜隆雄君
県民生活部長 木村伸次郎君
環境部長 太田彰幸君
福祉保健部長 沢水清明君
企画振興部長 古川敬三君
文化観光国際部長 松川久和君
土木部長 岩見洋一君
農林部長 加藤兼仁君
水産部長 坂本清一君
産業労働部長 平田修三君
危機管理監 豊永孝文君
福祉保健部 永松和人君
こども政策局長 野嶋克哉君
会計管理者 山口雄二君
交通局長 山柿本敏晶君
企画振興部政策監 田代秀則君
文化観光国際部政策監

産業労働部政策監	山 下 和 孝 君
教 育 委 員 会	池 松 誠 二 君
教 育 長	
選挙管理委員会委員長	永 淵 勝 幸 君
代 表 監 査 委 員	石 橋 和 正 君
人事委員会委員長	水 上 正 博 君
公安委員会委員長	片 岡 瑠 美 子 君
警 察 本 部 長	國 枝 治 男 君
監 査 事 務 局 長	辻 亮 二 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	寺 田 勝 嘉 君
教 育 次 長	本 田 道 明 君
財 政 課 長	古 謝 玄 太 君
秘 書 課 長	伊 達 良 弘 君
警察本部総務課長	荒 木 秀 君
選挙管理委員会書記長	黒 崎 勇 君

議会事務局職員出席者

局 長	山 田 芳 則 君
総 務 課 長	高 見 浩 君
議 事 課 長	篠 原 みゆき 君
政 務 調 査 課 長	本 田 和 人 君
議 事 課 長 補 佐	増 田 武 志 君
議 事 課 係 長	小 柳 正 典 君
議事課主任主事	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開会 —

○議長(八江利春君) おはようございます。

ただいまから、平成29年11月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

まず、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より12月20日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(八江利春君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、24日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、外間雅広議員及び浅田眞澄美議員を指名いたします。

この際、ご報告いたします。

先般、全国都道府県議会議長会より、次の各議員が永年勤続功労者として表彰されましたので、ご報告申し上げます。

議員在職20年以上、小林克敏議員、同じく在職10年以上、久野 哲議員、下条ふみまさ議員、高比良 元議員、外間雅広議員、堀江ひとみ議員、中村和弥議員、山田朋子議員、松島 完議員、以上でございます。

また、議員在職20年を迎えられました小林克敏議員を、長崎県議会議員表彰規程により、長崎県議会議員永年勤続者として、表彰することになりました。

心からお祝いを申し上げます。(拍手)

まことにめでとうございます。

なお、去る11月20日に開催されました地方自治法施行70周年記念式典において、小職が、総務大臣より、地方自治功労者として表彰されましたので、併せてご報告いたします。(拍手)

次に、知事より、知事専決事項報告書が先に配付いたしましたとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、予算決算委員会に付託いたしておりました、認定第1号「平成28年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成28年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について」及び認定第3号「平成28年度長崎県交通事業会計決算の認定について」は、既に審査を終了されておりますので、この際、委員長の報告を求めることにいたします。

野本委員長—41番。

○予算決算委員長（野本三雄君）（拍手）【登壇】 おはようございます。

予算決算委員会の審査結果について、ご報告いたします。

平成29年9月定例会において、本委員会に付託されました認定第1号「平成28年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」ほか2件については、去る10月23日から11月2日までの期間中、6日間にわたり審査を行い、認定第1号「平成28年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、及び認定第3号「平成28年度長崎県交通事業会計決算の認定について」は、いずれも起立採決の結果、認定すべきものと決定されました。

また、認定第2号「平成28年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について」は、異議なく、認定すべきものと決定されました。

決算審査に当たっては、予算が議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の実施効果が十分であったかを検証するとともに、今後の財政運営及び事業の実施に当たって改善すべき事項に着目し、監査委員の監査結果及び決算関係資料を基に、理事者からの説明を受け、慎重に審査を実施いたしました。

まず、決算の状況であります。平成28年度の一般会計決算額は、歳入が約7,153億3,000万円、歳出が約6,968億9,000万円となっており、差引収支では、約184億4,000万円の剰余金が生じております。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源約178億円を控除した実質収支は、約6億4,000万円の黒字となっております。

また、一般会計における歳入決算額及び歳出

決算額は、前年度に比べ、いずれも1.1%の増となっておりますが、その主な要因として、歳入については、地方交付税の増や県庁舎建設整備基金の取り崩し等に伴う繰入金の増などによるものであり、歳出については、県庁舎建設整備費の増や新幹線整備事業費負担金の増などがあります。

次に、本県の財政状況については、これまでも行財政改革を推進する中、平成28年度から「長崎県行財政改革推進プラン」に基づいて、徹底した経費の節減と効率的な事業執行に努めるなど、財政健全化の取組を進めております。

そのような中、先に公表された「中期財政見通し」では、歳入のうち、県税が地方消費税の伸びの鈍化等による減、歳出のうち、扶助費が国の制度拡充等に伴い地方負担が増となったことなどにより、平成28年度試算時より、平成33年度末の基金残高が減少し、収支が悪化する見通しとなっております。

加えて、平成28年度末の県債残高は1兆2,479億円となっており、また、県税などの自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存せざるを得ない財政構造となっております。そのため、今後も基金を取り崩しながらの財政運営を余儀なくされる見込みであることから、引き続き、効率的な事業の執行、事業の重点化及び徹底した経費の節減に取り組んでいく必要があります。

このような情勢を踏まえ、本委員会における主な論議のうち、特に重要な指摘事項について、ご報告いたします。

まず、収入未済の縮減についてであります。

一般会計及び特別会計を合わせた収入未済の総額は約34億2,000万円と、前年度と比較して約2億5,000万円減少しておりますが、いまだ多

額の債権が回収されていない状況にあります。

この債権のうち県税については、個人県民税、不動産取得税、自動車税等で収入未済額が減少し、調定額に占める割合が改善するなど、徴収対策による一定の効果は見られますが、収入未済の残高は約16億6,000万円で、全体の約49%を占めております。

そのため、引き続き、納税環境の整備並びに長崎県地方税回収機構やファイナンシャルプランナーの活用等により、さらなる収入未済の縮減に努めるようにとの指摘がありました。

また、税外の未収金回収については、債権管理の現状分析や課題整理、貸付時の厳格な審査を行うなど、引き続き、収入未済の縮減に努めるようにとの指摘がありました。

なお、不納欠損の総額は約1億6,000万円で、前年度に比較して約2億8,000万円減少しております。

不納欠損処分は、やむを得ない事由で一定の基準を満たす場合に行われていますが、安易に不納欠損が生じることのないよう、滞納者への早期の接触や時効の中断等必要な措置を適切に講じ、回収に努めるようにとの指摘がありました。

次に、予算繰越の縮減についてであります。

平成28年度の繰越額は約497億7,000万円と、前年度と比較して約97億6,000万円増加しています。

繰越発生の主な理由は、「国の計画決定が遅れたもの」、「地元調整等により不測の日時を要したもの」であり、本庁及び地方機関に繰越縮減のための推進員を配置するなどの取組を行っておりますが、繰越が常態化することがないよう、計画段階において関係住民との意見交換など、事前の調整を十分に図り、ゼロ県債などの

活用により早期の事業執行に取り組み、引き続き、繰越の縮減に努めるようにとの指摘がありました。

次に、未利用地の有効活用についてであります。

未利用地については、平成28年度末で32万平方メートルあり、部局横断的組織である「県有財産管理運用本部会議」において有効活用策や処分方針等を検討されておりますが、さらなる収支改善のためにも、市町等とも連携し、有効活用の促進を図るとともに、活用が見込まれない未利用地については、引き続き、民間への売却も含め、積極的に処分及び活用に取り組むようにとの指摘がありました。

以上、今回指摘を行いましたそれぞれの事項については、知事をはじめ、理事者において、格段の努力と改善を図るよう強く求めるものであります。

以上をもちまして、平成28年度決算審査における予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（八江利春君） これより、認定第1号について、質疑・討論に入ります。

堀江議員—11番。

○11番（堀江ひとみ君）〔登壇〕 日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま議題となりました認定第1号「平成28年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」は、認定に反対の立場で意見を申し上げます。

一般会計決算のうち乳幼児医療費助成事業の現物給付方式を実施していることなど、県民の願いに応えた事業は、年齢拡大など事業充実の上、来年度の継続を要望いたします。しかし、

以下の事業については認められず、来年度予算編成では見直すことを求めます。

1、長崎新幹線整備事業決算額105億5,162万円。

長崎県は、フリーゲージトレイン実用化の見通しもないまま事業を進め、JR九州がフリーゲージトレイン導入を断念すると、知事を先頭に、今度はフル規格と、これまた同じように実現の見通しもないまま事業を進めています。

先週21日、私は、国土交通省に対し、「直接、フリーゲージトレイン導入前提の長崎新幹線が全線フル規格の長崎新幹線となれば、許認可等手続が必要ではないのか」と質問しました。国土交通省からは、「在来線の活用区間である新鳥栖駅—武雄温泉駅間は、フル規格とできるかどうか、投資効果や財源、並行在来線問題など条件をクリアできるか、一から手続が必要となる」と回答がありました。

つまり、現時点、フル規格が可能かどうか不明な中で、フル規格が最善の選択肢として事業を進めているわけです。現時点、実現の見通しはありません。

長崎から博多までは、乗り換えることなく乗車できるJRかもめや高速バスで不便はありません。事業の見直しを求めます。

2、石木ダム建設事業決算額2億3,536万円。

当初予算11億円を大幅に下回ったのは、県民の反対があるからでした。土地収用法の手続がこのまま進めば、行政代執行へ知事の判断が必要となります。

佐世保市の水は足りています。人口減少が進む中、佐世保市に新たな水源は必要ありません。川棚川における過去の洪水被害は、河川改修により対応することができます。現に、住んでいる県民の家と土地を取り上げて石木ダムを建設

する必要はありません。

中村知事、強制収用はしないでください。石木ダム建設は直ちに中止してください。

3、県庁舎建設整備決算額133億7,813万円。

現県庁の分散化によるビル借上料は、平成28年度決算額で1億5,593万円です。現在の借り上げビルから県庁が撤退した場合、今日の厳しい財政状況の中、地域の疲弊は大いに予想できると指摘いたします。「魚市跡地への移転新築は、液状化の可能性はかなり小さい」との判断のもと決定されました。

県民の中には、「危険は避けるべきであり、液状化可能性ゼロの場所に建設すべき現地建て替えを」との声があったことも申し上げておきます。

そのほか、カジノを含む統合型リゾート導入検討事業決算額380万円、諫早湾干拓関連決算額18億4,575万円など、認められません。

私が、申し上げるまでもなく、長崎県は所得が低く、県民一人当たり県税は全国46番目です。生活保護については、被保護世帯数は2万1,849世帯であり、保護率は全国9位の高さです。国民健康保険税を払いたくても払えず、滞納している世帯は3万2,205世帯に上ります。新幹線や石木ダムなどを聖域化せず見直し、県民の暮らしを守り、地域経済活性化のために、福祉や教育、生活密着型公共事業を実施するよう求めます。

以上、反対討論といたします。

○議長(八江利春君) 山口議員—8番。

○8番(山口経正君) (拍手) **【登壇】** 皆様、おはようございます。

自由民主党・県民会議の山口経正でございます。

本日は、こうした機会をいただいたことに感

謝しつつ、会派を代表いたしまして、認定第1号「平成28年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、賛成の立場で意見を申し述べ、議員各位のご賛同を得たく存じます。

平成28年度決算につきましては、各分科会で慎重に審査された結果、いずれも、原案のとおり認定すべきものと決定し、11月2日に分科会長報告がなされ、本日、委員長報告が行われたところでございます。

まず、前回審査における平成27年度予算決算委員会決算審査指摘事項に対する総括説明書における3つの指摘事項に対する県の対応であります。1点目の収入未済の縮減については、収入未済額の中で多くを占める県税について、長崎県地方税回収機構が設置9年目となる中、市町職員の徴収技術が向上してきたことや、県と市町の連携協働が、より一層図られたことにより、個人県民税の収入未済額は対前年度から約1億6,500万円縮減し、併せて徴収率についても0.6ポイントアップしております。

また、県税以外につきましては、債権回収管理会社への委託事例の検証や債権者の支払い方法の利便性の向上を図るなど、効率的な回収に向けて取り組まれております。

2点目の予算繰越の縮減については、平成28年度の一般会計における繰越額は約495億円となっておりますが、このうち経済対策補正予算に係る繰越額を除くと約260億円であり、前年度と比較すると約8億円縮減されており、今後とも事業の進捗管理の徹底を図り、予算繰越の一層の縮減に努めていくとされております。

3点目の未利用地の有効活用については、処分可能な未利用地に関して情報を広く提供し、一般競争入札による売却の実施や県有財産管理

運用本部会議において、有効活用策や処分方針等の決定を行うなど、積極的に対策が講じられております。

以上のように、いずれも是正及び改善に取り組まれ、評価できるものでありますが、今後とも継続的な対応が重要であると考えております。

平成28年度の実施事業については、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」並びに「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策が力強く展開されており、誘致企業による雇用計画数や、本県への移住者数、高校生の県内就職率において具体的な成果が見られているところであります。しかしながら、厳しい状況が続いている県民所得向上対策や歯止めをかけるまでに至っていない人口減少対策は、今後とも、さらなる施策の強化が必要であると考えます。

地理的ハンディを抱える本県にとりまして、交通ネットワークの整備が喫緊の課題であり、また、県民の暮らしの安全・安心の確保は、行政の責務と言えます。重要な施策に掲げ、積極的な取組が見られるところがありますが、今後とも、社会基盤の整備等において、さらなる取組の充実が必要であると考えます。

次に、財政状況を見ると、財政の健全性を判断する指標である健全化判断比率について、いずれも早期健全化基準を下回る数値であるとともに、今後の財政運営として、「行財政改革推進プラン」に積極的に取り組むとともに、財政構造改革を一層進めることで、基金に依存しない財政運営に転換を図っていく目標を掲げた県の姿勢は、一定の評価に値するものであります。

県におかれましては、財政構造改革を一層進めつつ、国の施策や有利な財源措置を積極的に活用し、関係市町の協力を得ながら、県民の幸せを第一義に考え、将来にわたって、夢や希望

を持って暮らせる「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」の実現に向けて、全力を挙げて取り組まれることを強く望むものであります。

以上、賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（八江利春君） 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八江利春君） 起立多数。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

お諮りいたします。

認定第2号及び認定第3号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八江利春君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、認定第3号について、採決いたします。

認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八江利春君） 起立多数。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について、採決いたします。

認定第2号は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八江利春君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、知事より、第83号議案乃至第100号議案の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます—知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 本日、ここに、平成29年11月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、先の衆議院議員総選挙においてご当選されました、西岡秀子議員、加藤寛治議員、谷川弥一議員、北村誠吾議員、富岡 勉議員に対し、心からお慶びを申し上げますとともに、今後とも、国政の場において一層のご活躍をいただき、本県の発展のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、V・ファーレン長崎のJ1リーグ昇格決定を県民の皆様方とともに心からお祝い申し上げます。

V・ファーレン長崎は、平成25年にJFLからJ2リーグに昇格後、国内最高峰のJ1リーグ昇格を目指してまいりましたが、去る11月11日、自動昇格圏内であるリーグ2位の成績を確定させ、11月19日の最終戦の結果、通算成績24勝8分け10敗、勝ち点80の見事な成績で全日程を終了しました。

これもひとえに、監督、選手、関係者の方々のたゆまぬご努力と、経済界、関係団体をはじめ県民の皆様のご支援の賜物であり、深く敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。

来シーズンから、いよいよJ1の舞台に臨むこととなりますが、地域に根差したJリーグクラブの存在は、県民に夢や感動を与え、地域の

活性化にも大きく寄与するものであり、今後とも、県民を挙げてチームを応援し、活躍を期待してまいりたいと存じます。

それでは、開会に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日までの県政の重要事項について、ご報告を申し上げます。

（九州新幹線西九州ルート of 整備促進）

去る9月27日、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム九州新幹線（西九州ルート）検討委員会が開催されました。

西九州ルートの今後の方針については、フリーゲージトレインの技術開発は、新たな摩耗対策を進めること、西九州ルートの整備のあり方は、フリーゲージトレイン、フル規格、ミニ新幹線の各整備方式に関し、費用や投資効果など、多面的かつ定量的な比較検討作業を行うこととされ、これらについて、今年度末をめどに、国土交通省から報告を受け、関係者のヒアリングを行った上で、できる限り速やかに一定の結論を得るとされたところであります。

現在、県においても、西九州ルートの各整備方式にかかる情報収集に努め、経済波及効果額等の試算を行っているところであります。

今後とも、同検討委員会の議論の方向性を見極めつつ、新幹線の整備効果を十分発揮できるフル規格による整備の実現に向けて、国等に働きかけてまいりたいと考えております。

（島原鉄道株式会社の再生支援）

島原鉄道株式会社は、これまで長きにわたり、地域住民の生活に必要な不可欠な移動手段として、さらには、観光客を島原半島へ呼び込む輸送機関として、経営が厳しい状況にありながらも、大きな役割を果たしてこられました。このような中、去る11月10日、今後の事業継続に向けて

財務状況の抜本的な改善を図るため、株式会社地域経済活性化支援機構から再生支援を受けることとなりました。

その内容は、島原鉄道が、同支援機構及び新たなスポンサーとなる長崎自動車株式会社からの出資や経営人材の派遣を受けるとともに、金融機関による債権放棄等によって、経営安定化を図るものであります。

本県では、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録や、九州新幹線西九州ルートの開業を目指しているところであり、これらを契機とした交流人口の拡大に向けて、島原鉄道の役割は一層高まっていくものと考えております。

今般の再生支援によって、経営の安定と公共交通機関としての事業継続を図られることは、地域の振興を目指す上でも大変意義深いものであり、県としては、引き続き、島原鉄道や国、沿線市等と連携し、地域公共交通の維持確保と島原半島地域の活性化に向けて、力を注いでまいります。

（特定複合観光施設（IR）区域整備の推進）

IR区域の整備については、本年度中に本県の特性を活かした「長崎IR基本構想」を策定することとしておりますが、今般、地域経済や観光、リスク対策などIR導入に必要な知見を有する大学教授や民間の専門家等による有識者会議を立ち上げたところであり、より地方創生に寄与するものとなるよう、具体的な方策等についてご意見をいただき、基本構想策定を進めてまいります。

また、去る11月1日、九州・山口各県の知事、経済団体のトップが参加する九州地域戦略会議において、IR導入にかかる政府の検討状況等について改めて情報提供を行い、本県の取組へ

の理解と協力をお願いしたところであります。

一方、ギャンブル依存症への対応については、政府の有識者会議において、カジノ行為への依存を防止するため、入場規制から広告・勧誘規制、貸付規制、相談・治療に至るまでの多段階的な取組を制度的に整備することが必要であるとされており、本県においても、基本構想に関連する対策を盛り込むこととしております。

さらに、去る10月13日には、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策に関わってこられた団体や関係機関等による「長崎県依存症対策ネットワーク協議会」を発足し、国・県の依存症対策や各機関の取組状況等について協議を行ったところであり、行政機関と民間団体が連携し、当事者やその家族に対して、相談から治療・回復に至るまでの切れ目ない支援体制の構築を推進してまいります。

今後とも、県議会並びに県民の皆様のご意見を伺いながら、国際競争力の高いIRの導入実現に向けて努力してまいります。

（国境離島地域の振興）

国境離島地域の振興については、本年4月の有人国境離島法施行からこれまで、人口減少の抑制に不可欠な雇用拡充に向け、市町と一体となって制度の周知や事業者への働きかけ、雇用事業の掘り起こしに力を入れるとともに、交流人口の拡大に必要な事業の構築など、積極的に推進しております。

9月末までに、国の交付金予算50億円が全額交付決定されておりますが、本県選出国會議員のご尽力を賜りながら、他県に先駆けて雇用拡充や滞在型観光の施策の構築を進めたことにより、県及び県内市町を合算した長崎県分は、予算全体の約6割に当たるおよそ30億円を確保することができました。

特に重要である雇用機会拡充事業については、約7億4,000万円の交付決定で、県全体で381人の雇用創出見込みとなっており、現在、市町や関係機関と連携しながら人材確保に取り組んでいるところであります。

航路・航空路の運賃低廉化については、4月から9月までの利用者数が前年度と比較して、航路が4.7%の増、航空路が11.2%の増となっており、島民の皆様の利便性の向上等につながっているものと考えております。

また、10月から、関係市町では、国の基準に基づき、離島住民が扶養している18才以下の児童・生徒や交流拡大施策等により国境離島に来訪する者を同様に運賃低廉化の対象とする「準住民」制度を開始したところであります。

一方、滞在型観光の促進については、市町や旅行会社と連携しながら、しまでもう1泊してもらうための魅力づくりに取り組んでおり、地元市町においては、星空鑑賞ツアーやレンタサイクルを活用した周遊モデルコースの設定など、新たな体験プログラムが開発されております。

今後も、雇用機会の拡充をはじめ、各種施策に継続的に取り組んでいくことが重要であり、市町や関係機関等との連携を一層強化しながら国境離島地域の振興を図ってまいります。

（朝鮮通信使に関する記録のユネスコ「世界の記憶」への登録）

朝鮮通信使に関する記録については、日韓両国の民間団体である朝鮮通信使縁地連絡協議会と釜山文化財団により、ユネスコ「世界の記憶」への登録が共同申請されておりましたが、去る10月31日、正式に登録が決定されました。

県では、釜山広域市とともに両団体の登録に向けた活動を支援してまいりましたが、今般の登録実現は、大変素晴らしいことであり、特に、

日韓友好の歴史的な象徴である朝鮮通信使に関する記録の世界的重要性が認められたことは両国の誇りでもあり、関係者の皆様のこれまでのご尽力に深く敬意を表する次第であります。

朝鮮通信使に関する記録には、多くの困難を乗り越え、長きにわたり日韓両国の友好関係を継続させた知恵と方法が凝縮されております。県としても、隣国同士の平和に貢献した朝鮮通信使の歴史的意義やその根底に流れる誠信交隣の精神を対馬市や壱岐市、関係団体の皆様とも連携して広く情報発信するとともに、こうした交流の歴史を今後の地域間交流や民間交流の発展に活かしてまいりたいと存じます。

（ベトナムとの交流）

去る11月8日から13日まで、八江県議会議長をはじめ、経済界、友好団体等の皆様方とともに、経済成長著しいベトナム社会主義共和国を訪問いたしました。

近年、本県とベトナムとの間においては、ベトナムからの留学生や本県を訪れる観光客の増加、経済界による高校生の招致による若者間の交流のほか、産学官連携による水環境分野での技術交流など様々なレベルで人的交流や経済交流等が活発化しているところであります。

また、本年5月から、県内経済団体及び長崎ベトナム友好協会、県、長崎市で組織する「御朱印船プロジェクト実行委員会」が中心となり、日越交流の象徴として「御朱印船」を整備し、ベトナムに寄贈するプロジェクトを進めてまいりました。

今回の訪問では、当実行委員会からクアンナム省に、御朱印船が寄贈されることとなり、その贈呈式並びに御朱印船が常設展示される同省ホイアン市の「日越文化スペース」の落成式に出席してまいりました。贈呈式では、長崎くん

ちの踊町である本石灰町の皆様などによる公演が行われたほか、「日越文化スペース」落成式では、安倍首相やフック首相のご参加のもと、御朱印船をお披露目し、ベトナムと長崎とのゆかりを広く周知するとともに、日越両国の友好交流の絆を一層深めることができたものと考えております。

併せて、ハノイ市においてベトナム航空本社を訪問し、将来の定期航空路線誘致に向けた働きかけを行ってまいりました。

今後とも、県議会並びに民間の皆様と連携を図りながら、さらなる交流の拡大に努めてまいります。

（オランダとの交流）

去る11月24日、日蘭協会の名誉総裁であられる秋篠宮殿下にご臨席を賜り、長崎市が復元整備を進めていた出島表門橋の完成記念式典が開催されました。

その前日には、秋篠宮妃殿下並びにオランダ王国ローレンティン妃殿下をお招きし、長崎ブリックホールにおいて、オランダの「ロイヤル・コンサートヘボウ管弦楽団」による長崎公演を開催いたしました。

多くの県民の皆様に、世界最高峰のオーケストラの演奏を鑑賞いただき、長崎とオランダの歴史的ゆかりを感じていただくことができました。

県としては、このような文化交流などを通して、オランダとの友好交流の拡大に努めるとともに、文化芸術による地域づくりをさらに進めてまいりたいと考えております。

（諫早湾干拓事業の開門問題）

去る11月13日、齋藤農林水産大臣が来県され、諫早湾干拓事業の現地視察及び長崎県関係者との意見交換が行われました。

意見交換においては、私から、国が開門しない方針を明確に示されたことについて、お礼を申し上げるとともに、現在係争中の案件については、しっかりと主張、立証を重ね、開門問題の早期解決を図っていただくよう要望いたしました。

併せて、諫早湾干拓事業の経緯や、農業、漁業等の現状を説明するとともに、今日においては、潮受堤防、調整池、新干拓地等、諫早湾干拓事業で創出された環境を新たな地域資源として、積極的な利活用が始まっていることを報告し、地域の実情について理解を深めていただいたところであります。

また、地元関係者の方々からも、国の開門しないこととした方針に対する感謝の言葉が述べられ、開門しない方向で、この問題が解決することを強く望む意見が出されました。

大臣からは、「開門によらない基金による和解という方針が多くの皆様のご理解をいただけるよう全力を尽くしていく」とのお話がありました。

県としては、引き続き今後の推移を見極め、県議会や関係者の皆様とともに、適切に対処してまいります。

（赤潮の発生及び拡大抑制にかかる調査）

本年7月中旬から8月にかけて松浦市沿岸で発生した大規模な赤潮被害については、これまで県において、松浦市や地元漁協等と連携を図りながら、へい死魚の処理や養殖代替魚導入への支援等を実施してまいりました。

赤潮の発生は、栄養塩、日射量、海水温等の要因が複雑に絡み合うため、抜本的な対策は未だ確立されておりませんが、底質の改善により赤潮の発生及び拡大の抑制に一定の効果が期待されることから、県としては、その可能性を検

討するための調査を国の補助制度を活用しながら実施することとしております。

伊万里湾は、本県と佐賀県にまたがる海域であり、両県が連携して取り組むことが重要であることから、佐賀県とともに漁場環境の改善や赤潮の防除対策に力を注いでまいります。

（企業誘致と県内就職の促進）

本県の景気は、「全体として緩やかな回復基調が続けている」とされ、平成29年9月の有効求人倍率は1.19倍と、雇用環境はさらに改善しつつあります。

企業誘致については、長崎県産業振興財団において長崎市出島地区に整備を進めている「クレインハーバー長崎ビル」が、来月中旬に竣工する予定となっております。

このビルは、セキュリティ対策や災害対応設備の整備等、企業ニーズに十分応えられる機能を備えており、平成26年に本県へ誘致したチューリッヒ保険会社が、業容拡大と事業継続計画（BCP）を遂行できる体制を確保するため、250名規模に拡大して当ビルへ移転されるほか、複数の企業と入居に向けて協議を行っているところであります。

一方、来春卒業予定の県内高校生の就職内定率は、9月末現在61.2%であります。そのうち県内内定割合は50.2%で、記録の残る平成11年度以降では初めて県外内定割合を上回っており、これまで推進してきた若者の県内就職率の向上対策の成果が徐々にあらわれているものと考えております。

引き続き、地元自治体並びに関係機関と連携して企業誘致を進め、良質な雇用の場の創出に力を注ぐとともに、若者の県内就職を促進してまいります。

（新県庁舎の整備）

新県庁舎については、去る11月15日、警察棟及び駐車場棟が完成し、行政棟及び議会棟についても今月末に完成いたします。

新県庁舎の完成を記念して、来る12月24日には、県議会をはじめ関係者の皆様をお招きして落成記念式典を開催するとともに、25日までの2日間にわたり、県民見学会を実施することとしております。

その後、行政機能が滞らないよう計画的に引越しを行い、来年1月4日以降、順次新県庁舎において業務を開始することとしております。

新県庁舎については、大規模な自然災害等の発生時における防災拠点としての機能を備え、県民の安全・安心を支える庁舎として活用するとともに、県民の皆様と行政が力を合わせて県政の諸課題に協働して対応できるよう、県民に開かれ、親しみを感じていただける庁舎としてまいります。

さらに、これまで分散していた本庁機能を集約するとともに、執務室がオープンフロアとなることから、部局内及び部局間の連携を強化し、横断的で、スピード感を持った施策が構築できるよう、新県庁舎を有効活用してまいりたいと考えております。

（幹線道路の整備）

県では、交流人口の拡大や産業振興を支える規格の高い道路の重点的な整備とともに、安全・安心や快適な暮らしの実現の観点から、生活に密着した道路整備を計画的に進めているところであります。

このうち、西九州自動車道の伊万里松浦道路については、11月5日に、今福インターから調川インター間が開通されたところであり、観光や水産業をはじめとした地域経済のさらなる活性化が期待されております。

また、ながさき出島道路においては、12月1日から、E T Cの利用を開始することとしており、これにより料金所の混雑解消や利用者の利便性の向上が図られるものと考えております。

さらに、12月中には、島原道路の吾妻愛野バイパスや対馬市の国道382号の大地バイパスの開通を予定しております。

今後とも、産業の振興や地域の活性化に資する幹線道路の積極的な整備を推進してまいります。

（スポーツの振興）

去る9月30日から10月10日まで、愛媛県で開催された第72回国民体育大会において、本県は、銃剣道成年男子の3連覇や陸上少年男子の林田洋翔選手の2連覇をはじめ、ソフトボール少年女子、カヌー成年男子の水本圭治選手、陸上少年男子の池田成諒選手が優勝するなど、昨年を上回る20競技67種目での入賞を果たし、総合成績は昨年の28位から24位へと順位を上げることができました。

今後も、県体育協会や各競技団体をはじめ、関係の皆様と一体となって、さらなる競技力の向上を推進してまいります。

また、同じく愛媛県で10月28日から30日まで開催された第17回全国障害者スポーツ大会において、本県選手団は、台風22号の影響を受け、競技種目が一部中止されたものの、団体・個人合わせて昨年を上回る39個のメダルを獲得いたしました。

障害者スポーツにおける本県選手の活躍は、県民に勇気と感動を与え、障害者の社会参加への意欲を向上させるものであり、今後とも障害者スポーツの裾野拡大と選手・指導者の育成強化に努めてまいります。

次に、議案関係について、ご説明いたします。

まず、補正予算であります。今回は、国庫補助事業の内示等に伴う事業費の追加、職員給与関係既定予算の過不足の調整、その他緊急を要する経費について編成いたしました。

一般会計9億1,414万6,000円の減額補正をしております。

この結果、現計予算と合算した本年度の一般会計の歳入歳出予算額は、7,285億565万4,000円となり、前年同期の予算に比べ、303億5,336万6,000円の減となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについて、ご説明いたします。

第86号議案「長崎県国民健康保険条例」は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、平成30年4月1日から都道府県が国民健康保険の保険者となり、国保運営の中心的な役割を担うことに伴い、所要の事項を定めようとするものであります。

第90号議案「契約の締結について」は、新長崎警察署（仮称）電気工事の請負契約を締結しようとするものであります。

第100号議案「知事及び副知事に対する退職手当支給に関する条例等の一部を改正する条例」は、知事、副知事等の退職手当について、支給割合を改正しようとするものであります。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

なにとぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（八江利春君） この際、知事より、特に発言を求められておりますので、これを許可す

ることといたします—知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 この際、お許しをいただき、一言、所信を申し述べさせていただきますと存じます。

私は、平成22年3月、県民の皆様方の温かいご理解とご支援をいただいて知事に就任し、平成26年3月には、再び、県民皆様方のお支えを得て2期目の県政を担わせていただいております。

就任以来、今日まで、県民の皆様方と同じ目線に立ち、その思いを酌み取りながら、人を大切にする県政を進め、県民の誰もが安心して暮らせる活力に満ちた長崎県を築くため、日々、全力を傾注してまいりました。

これまで、格別のご理解とご協力を賜りました県議会の皆様、国会議員の皆様をはじめ、各界各層の皆様方のご指導、ご鞭撻に深く感謝を申し上げます。

私は、時代が大きく変化する中で、当面する県政の諸課題を解決するためには、県民の皆様と思いを一つにし、その総合力を結集する以外にないと考え、「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」の基本理念のもと、市町や関係団体との連携を強化しながら、さまざまな施策の推進に力を注いでまいりました。

職員に対しても、意識改革を促し、県民協働体制のもと、職員一人ひとりが、地域経営の責任者として具体的な成果を県民の皆様還元するよう、求めてまいりました。

また、人口減少や県民所得の低迷、地域活力の低下といった構造的な課題に対処するため、平成25年には県民所得向上対策を、さらに、平成27年には、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各分野にわたる産業の活性化と良質な雇用の創出、県内就職の促進、U

I J ターン対策、結婚・出産・子育て支援をはじめとする少子化対策等の推進に全力を注いできたところであります。

こうした課題は、いずれも、行政の力のみでは達成不可能なものばかりであります。幅広い県民の皆様方のご協力のもと、少しずつ明るい兆しも見えてつづいてまいります。

産業振興や企業誘致に伴う雇用創出については、積極的な支援、誘致活動等により、目標を上回る雇用数が確保され、高校生の県内就職率も改善傾向にあり、過去最高を記録しました。

U I J ターン者数は、一昨年の213人から、昨年は454人へと倍増し、今年はさらに年度前半で412人と大きな伸びを示し、合計特殊出生率も2014年の1.66から、2016年には1.71へと全国4位まで上昇してまいりました。

このほかにも、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録や、クルーズ客船誘致等による過去最高の観光客数・観光消費額の達成、農業産出額の6年連続増加や、長崎和牛・長崎みかんのブランド力の向上、マグロ養殖日本一の達成、鮮魚輸出の拡大など、具体的な成果もあらわれてきております。

しかしながら、いまだ人口減少に歯止めをかけるまでには至らず、今後、さらに対策を強化しなければならない課題も数多く残されております。

今日、我が国は、急速なグローバル化や人口減少、人生100年時代の到来、I o TやA I に代表される第4次産業革命など、時代の大きな転換期を迎えており、政府においては、経済の成長軌道をつかみとらし、少子・高齢化を克服するため、生産性革命や人づくり革命を強力に推進することとされております。

こうした中、本県においても、成長著しいア

ジア諸国や世界の動向を踏まえたアジア・国際戦略の強化、深刻化しつつある地域産業の担い手不足への対応、超高齢社会に対応できる医療・福祉等のサービス提供体制の構築、I C T 関連技術を活用した産業の高付加価値化やビジネスチャンスの拡大、時代の変化を捉え、地域に新たな価値を創造できる人材の育成などが強く求められているところであります。

とりわけ、人材の育成と確保は、地域を守り、産業を支え、新たな発展を目指す上で重要な視点となっており、誰もが学べる環境の整備に努め、ふるさと教育の充実や文化力、スポーツ力の向上、グローバル人材や高度専門人材など魅力ある産業人材の育成に力を注ぐほか、学び直しや外国人材の育成・活用にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

加えて、県政には、九州新幹線西九州ルートフル規格化や諫早湾干拓事業の開門問題、石木ダムの建設やI R構想の推進、離島地域の活性化や潜伏キリシタン関連遺産の世界遺産登録など、多様な課題が残されております。

このように、国、県ともに課題が山積し、世界的な変革の時代を迎える中で、私どものふるさと長崎県が厳しい地域間競争を勝ち抜き、明るい展望を切り拓いてまいりますためには、これまで以上に行政と民間の連携を強化し、知恵を持ち寄りながら諸課題の把握と分析に努め、効果的な施策を明らかにするとともに、その推進に当たっては幅広い県民の皆様の参画を求め、改めて総力を結集して取り組んでいくことが、何よりも大切であると考えております。

私といたしましては、日々、全力を注いでまいりましたこれまでの2期8年間の県政運営を謙虚に顧み、熟慮を重ねた結果、種をまき、花が咲きはじめたものを県民の皆様にご実としてお

返しするために、また、芽が出なかったものや、いまだ開花に至らないものは、真摯に反省しつつ、改善策を施し、再度、チャレンジしたいと考え、今般、来るべき知事選挙に再出馬することを決意いたしました。（拍手・発言する者あり）

今後とも、「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」の基本理念のもと、県民の皆様が、「長崎に生まれてよかった、働いてよかった、暮らしてよかった」と実感していただけるよう、人に生きがいを与え、産業に活力を与え、暮らしに潤いを与えられるような施策の推進に全力を注いでまいりたいと考えております。（発言する者あり）

これからも、議員の皆様や市町の皆様、県民の皆様の知恵と力をおかりしながら、一日一日、一つひとつに向き合い、県勢の発展のために全力で邁進してまいります。

何とぞ、県議会をはじめ、県民の皆様方には、ふるさと長崎県に対する私の強い思いをご理解いただき、ご支援、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げ、所信とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手・発言する者あり）

○議長（八江利春君） 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から11月30日までは、議案調査等のため本会議は休会、12月1日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

— 午前11時 6分 散会 —

第 5 目 目

平成29年11月定例会

平成29年12月1日

議 事 日 程

第 5 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

平成29年12月1日（金曜日）

出席議員（45名）

1番 宮本法広君
2番 麻生隆君
3番 吉村正寿君
4番 坂本浩君
5番 里脇清隆君
6番 近藤智昭君
7番 大場博文君
8番 山口経正君
9番 松島完君
10番 友田吉泰君
11番 堀江ひとみ君
12番 川崎祥司君
13番 深堀浩君
14番 山田朋子君
15番 宅島寿一君
16番 ごうまなみ君
17番 山本啓介君
18番 前田哲也君
19番 外間雅広君
20番 山本由夫君
21番 吉村洋君
22番 大久保潔重君
23番 中島浩介君
24番 西川克己君
25番 浅田眞澄美君
26番 中村和弥君
欠番
28番 山田博司君
29番 久野哲君
30番 渡辺敏勝君
31番 吉村庄二君
32番 下条ふみまさ君
33番 瀬川光之君

34番 坂本智徳君
35番 橋村松太郎君
36番 高比良元君
37番 徳永達也君
38番 中島廣義君
39番 溝口芙美雄君
40番 中山功君
41番 野本三雄君
42番 小林克敏君
43番 田中愛国君
44番 三好徳明君
45番 宮内雪夫君
46番 八江利春君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
副知事 濱本磨毅徳君
副知事 里見晋君
総務部長 吉浜隆雄君
県民生活部長 木村伸次郎君
環境部長 太田彰幸君
福祉保健部長 沢水清明君
企画振興部長 古川敬三君
文化観光国際部長 松川久和君
土木部長 岩見洋一君
農林部長 加藤兼仁君
水産部長 坂本清一君
産業労働部長 平田修三君
危機管理監 豊永孝文君
福祉保健部 永松和人君
こども政策局長 野嶋克哉君
会計管理者 山口雄二君
交通局長 山柿本敏晶君
企画振興部政策監 田代秀則君
文化観光国際部政策監

産業労働部政策監	山 下 和 孝 君
教 育 委 員 会	池 松 誠 二 君
教 育 長	堀 江 憲 二 君
選挙管理委員会委員	石 橋 和 正 君
代表監査委員	平 松 喜一朗 君
人事委員会委員	片 岡 瑠美子 君
公安委員会委員長	國 枝 治 男 君
警 察 本 部 長	辻 亮 二 君
監 査 事 務 局 長	寺 田 勝 嘉 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	本 田 道 明 君
教 育 次 長	古 謝 玄 太 君
財 政 課 長	伊 達 良 弘 君
秘 書 課 長	荒 木 秀 君
警察本部総務課長	黒 崎 勇 君
選挙管理委員会書記長	

議会事務局職員出席者

局 長	山 田 芳 則 君
総 務 課 長	高 見 浩 君
議 事 課 長	篠 原 みゆき 君
政 務 調 査 課 長	本 田 和 人 君
議 事 課 長 補 佐	増 田 武 志 君
議 事 課 係 長	小 柳 正 典 君
議事課主任主事	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(八江利春君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、一般質問を行います。

中島廣義議員—38番。

○38番(中島廣義君) (拍手) **【登壇】** 皆さん、おはようございます。

自由民主党・県民会議の中島廣義でございます。

建設中の新庁舎も落成までわずかとなり、本定例会をもって本議場も閉場となります。本議場での最後の登壇となります。この壇上に十数回、立たせていただきました。いささか寂しい思いであります。知事をはじめ、理事者の皆様方は、私以上の思いがおりだろうと存じます。

では、質問通告に従いまして、一括で質問をいたします。

1、知事選3選出馬について。

(1) 平成22年3月就任来の「こぎ出せ！長崎」、「人が輝く、産業が輝く、地域が輝く長崎県づくり」を基本理念に将来像を示し、様々な施策を推進してこられた。2期8年の成果と今後の取組について。

去る11月27日、中村知事は、本定例会において、知事選挙への3選出馬の決意を力強く表明されました。9月定例会の本会議においても、同僚議員から知事の3選出馬を後押しするエールがあったところであり、多くの県民の皆様も期待していたであろうと考えると、待ちに待ったという思いであり、私たち自由民主党・県民会議会派は、全力を結集し、支援をしてまいります。

中村知事におかれては、平成22年2月の選挙において、多くの立候補者の中から初当選を果たされました。非常に難しい時代の中にあつて、行政だけではなく、幅広い県民の方々にも参画してもらい、新たな船をこぎ出していきたいという考えのもと、知事は、「こぎ出せ！長崎」という旗印を掲げ、長年にわたる行政経験や知識、人脈を総動員しながら、県の諸課題の解決に向けて懸命に取り組んでこられたわけであります。

県政の推進に当たっては、「人が輝く、産業が輝く、地域が輝く」という3つの具体的な方

向性を明確に示し、平成22年度には、これらを基本理念とする「長崎県総合計画」を策定されるとともに、あわせて中村県政の特徴的な取組であります「しまは日本の宝」戦略をはじめとする政策横断プロジェクトを新たに立ち上げ、推進されてきたところであります。

とりわけ、本県にとって難しい課題の一つである一人当たり県民所得の低迷については、これを何とか打開しようと、県として、はじめて具体的な数値目標を示した上で、新たな対策を構築し、県民所得の向上に力を注いでこられたことも、中村県政の特色の一つであります。

そして、平成26年、「ステップアップ長崎」をスローガンに掲げて臨まれた選挙で、中村知事は、再び、県民からの信任を得て、見事、再選を果たされたわけであります。

2期目に臨んだ選挙中、知事は、各地域を回られ、離島・半島地域を中心に若者が少なくなっている厳しい状況を強く認識されたと伺っております。

現地の実情を改めて目の当たりにされた知事は、人口減少という問題に目を背けることなく、しっかりと対応しなければならないという強い思いを持って、平成27年度には、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、さまざまな施策を講じるなど、人口減少の克服という難題にも果敢にチャレンジされております。

また、平成28年度からは新たに作成した総合計画に取り組んでおられますが、初当選の時から、いささかも変わることなく、「人」、「産業」、「地域」という3つの方向性を県政の指針として捉え、首尾一貫した考えのもと、県政のかじ取り役を担ってこれらたことに、改めて会派を代表して敬意を表する次第であります。

知事に就任されてからこれまでの間、急速な

グローバル化や人口減少、少子・高齢化の進展、ICT技術の目覚ましい発達など、県政を取り巻く社会経済情勢が大きく変革し、地域間競争が激化する中、数多くの諸問題に対し、真摯に向き合い、これらの解決に邁進してこられ、また、知事という重責と重なり、さぞかしご多忙で大変な日々であったであろうと労をねぎらうとともに、感謝を申し上げる次第であります。

そこで、今回の3選出馬に当たって、所信で述べられました2期8年で花が咲きはじめたと思われるその成果、芽が出なかったものや、いまだ開花に至らないものについて、3期目挑戦でどう取り組もうと訴えていくお考えか、お尋ねをいたします。

2、県政の諸課題について。

(1) 人口減少対策について。

本県の人口は、昭和35年の176万人をピークに減少し続け、平成27年には140万人を切ったところであり、このままではいくと、今後、さらに人口減少が進み、2060年には78万人まで減少するという推計がなされております。

最近10年間を見てもみると、約10万人が減少しており、毎年1万人の人口が減少していることになります。

人口の減少は、産業を支える人材の不足により、産業の衰退、地域活力の低下を招きかねず、これに伴い、人口減少がさらに進むといったことも懸念されることから、本県の将来を見据えた時、人口減少への対応は、決して避けて通ることのできない喫緊の重要課題であると考えております。

こうした中、中村知事におかれましては、国の地方創生の動きを的確に捉えつつ、平成27年に、「長崎県長期人口ビジョン」と、これを踏まえた「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦

略」を策定し、社会減、自然減の抑制に向けた具体的な数値目標を掲げた上で、国の交付金等も有効に活用しながら、各種施策を積極的に展開してられました。

人口減少は、離島・半島を多く抱える本県にとって恒常的な問題であり、これまでの流れを大きく変えることは、たやすいことではないと思いますが、取組をはじめて2年後となる平成28年度の社会増減や自然増減の動向と人口減少対策について、今後、どう取り組もうと考えているのかをお伺いをいたします。

（2）県民所得向上対策について。

知事は、前回の選挙において、「ステップアップ長崎」として、3つのステップアップを掲げておられ、その一番はじめに経済のステップアップを位置づけ、所得アップを実現するたくましい産業づくりを目指したいと訴えられました。

そのため、知事就任後は、従前の施策だけでは県内の経済活性化に十分結びついていない実態を踏まえた上で、県民所得向上対策を真正面に据えて、製造業、農業、水産業、観光業、そして、平成26年度からサービス産業も追加されたところで、各産業分野で具体的な施策を組み立て、積極的に推進してこられたところであります。

さらに、大変難しい課題であるにもかかわらず、施策の実効性を高めるために産業分野ごとに具体的な数値目標をしっかりと掲げた上で対策を講じておられ、こうした知事の実直な取組姿勢には頭が下がる思いであります。

県民所得対策を通して、産業の活性化や良質な雇用の場の確保は、本県が抱える深刻な課題であります。若者の県外流出を抑制するためにも欠かすことのできない大事な取組と認識して

おりますが、県民所得向上対策についての現状と、今後、どう取り組もうとお考えなのかをお伺いをいたします。

（3）農林水産業の振興について。

本県にとって、農林水産業は、関連産業を含めて就業の機会の提供や、生活に必要な所得の確保など、地域経済や社会の発展に大きな役割を果たす地域の基幹産業であります。

その中でも、本県農業については、基盤整備や集出荷施設の整備等を進めることで、ここ10年の農業産出額の伸び率が全国2位と順調に拡大しており、今後とも、生産の拡大や農業所得の向上を期待しているところであります。

一方、農家にあっては、経済規模拡大の意向があっても、労働力の確保が年々厳しくなっており、生産現場の問題となっていますが、県では、国家戦略特区において、農業分野の外国人就労を国に対して提案されたことは、評価しております。

就労する人材を確保するためには、雇い主である農家がしっかりと所得を確保し、安心して働ける経営を実践することが重要であります。

そこで、県では、「新ながさき農林業・農山村活性化計画」において、農業所得1,000万円を確保する経営体の育成を目標に策定していますが、これまでの取組と達成状況について、お尋ねをいたします。

また、林業や水産業では、若い就業者が増えていると聞いておりますが、県として、どのように取り組み、増加しているのかをお尋ねいたします。

また、県全域にわたる鳥獣による農業被害防止については、県では、防護、すみ分け、捕獲の3対策を講じておられるところであり、県内の鳥獣による農業被害、中でもイノシシについ

ては、昨年度の被害額が2億3,000万円とピーク時の約半分まで減少しており、これは県、市町が一体となった鳥獣対策に取り組んだ結果であり、評価しているところであります。

しかしながら、イノシシなど鳥獣による農業被害は減少したとはいえ、依然として続いており、農村部では著しい高齢化や過疎化に伴い、耕作放棄地が増加して、里山に人の気配が少なくなるにつれ、イノシシの出没が増えています。

特に、里山周辺でのイノシシの被害が増えていると感じており、また、対策が遅れている農地が被害を受けている実態があります。

そこで、県がこれまで継続して実施してきた被害防止3対策の取組状況と、里山周辺や取組の遅れている農地を、今後、どのように対策を進めていくのか、お尋ねをいたします。

（4）道路行政について。

地方創生の礎として、全国的にインバウンド観光などによる振興策が進められる中、観光立県である本県においても、観光産業の活性化に取り組まれているところであります。

このような中、現在、県では、総合型リゾート（IR）の誘致に取り組まれておりますが、その効果を発揮させるためには、いかに観光客を呼び込むかが大きな課題であります。

特に、県外や海外からの観光客を増やすことが重要であり、そのためには候補地であるハウステンボスと、昨年、「国際旅客船拠点形成港湾」に指定され、現在、整備が進められている佐世保港の三浦地区や浦頭地区、また、空港へのアクセス道路の整備が今後必要になってくるものと考えますが、県としてどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

（5）石木ダム建設について。

石木ダムについては、40年という長きにわたって、県と佐世保市、そして川棚町が取り組んでいる県政の重要課題であります。

中村知事は、今から8年前の事業認定申請直後に就任され、その間、積極的に事業の進捗に努められる一方、個別訪問や地元との面談など、地権者からの事業協力を得るための努力を重ねてこられました。

しかしながら、地権者の方々の反対意思是強く、支援者とともに裁判を起こされ、工事現場では妨害行為が続いております。

先般、私も工事現場を見てまいりましたが、工事が着実に進んでいる一方で、反対者が座り込んで重機を動かさなくしていることから、県職員や請負業者は、非常に苦勞されており、工事現場内に侵入しての行為は、安全管理上においても、決して許されるものではないと感じたところであります。収用手続きが進む中、工事妨害や裁判など、事業は非常に難しい局面を迎えております。

今年、県内外の各地において記録された豪雨が、川棚町でいつ発生するとも限らず、また、水が不足している都市に発展は望めないことから、県北地域の振興のためにも石木ダムは欠かせないと考えます。

今後の事業推進に向け、引き続き取り組んでいただきたいと思います。本重要課題に対する知事の方針について、お尋ねをいたします。

（6）九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）のフル規格について。

九州新幹線西九州ルートについては、本年7月の国の軌道可変技術評価委員会の結果、導入する予定のフリーゲージトレインの耐久走行試験の再開には至らず、さらに、その後、営業主体であるJR九州は、「安全性や経済性の面か

ら、フリーゲージトレインによる西九州ルート
の運営は困難である」との見解が示されました。

こうしたことから、同7月、中村知事におか
れては、政府・与党に対し、現在、整備中の武
雄温泉―長崎間のインフラを十分に活用できる
最善の選択として、多くの県民の声であるフル
規格による西九州ルートの整備を求められてお
ります。

西九州ルートは、山陽新幹線へ直行運転する
ことにより、関西・中国圏との交流人口を拡大
し、長崎県のみならず、西九州地域の活性化や
産業振興などにつながる重要な交通基盤となる
ものであり、知事の意見表明により、県議会と
も一体となって難局を切り拓き、全線フル規格
化を推進していくものと期待をしているところ
であります。

しかし、一方でフル規格に対しては、さまざ
まな課題があると思いますが、フル規格による
整備を表明して以降、その実現に向けてどのよ
うな取組がなされているのか。

また、今後、佐賀県との協議も含め、どのよ
うに取り組まれていくのか、お尋ねをいたしま
す。

（7）東南アジア諸国との交流について。

県では、アジアとの地理的近接性などの強み
を活かし、海外活力を取り込み、本県経済の活
性化につなげる取組に力を注いでおられますが、
中村県政の8年間に於いて、知事によるトップ
セールスとして、どこに、何回、訪問されたの
か、お尋ねをいたします。

今年度に入ってから、8月のフィリピン、
10月の中国福建省、4月及び11月のベトナム訪
問など、海外との交流に積極的に取り組まれて
おります。

また、11月にはシンガポールとのツーウェ

イ・チャーター便も就航するなど、中でも東南
アジアとの交流に力を注がれております。

特に、ベトナムについては、6月に歴史的に
ゆかりが深いクアンナム省と友好交流協定を締
結されることに加え、先月、県、県議会、経済
界が一体となって、ハノイ市及びクアンナム省
を訪問し、APEC開催に合わせて御朱印船の
お披露目などを通して、長崎の認知度向上と交
流の促進のほか、定期航路路線の誘致に向けた
働きかけ、さらに、長崎県議会とクアンナム省
人民評議会が交流促進について協議を行い、八
江議長とグエン・ゴック・クアンクアンナム省
人民評議会議長が協議録に署名をいたしました。

県とクアンナム省は、今後、多様な分野にお
いて交流を深められていくことと思いますが、
どのように取組を行っていくのか、お尋ねをい
たします。

また、経済成長著しいベトナムとの間で、人、
ものの交流を拡大させるためには、航空路線の
誘致が重要と考えますが、県の見解をお伺い
いたします。

以上で、壇上からの質問を終わり、対面演壇
席において再質問をさせていただきます。

ありがとうございました。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 中島廣義議員の
ご質問にお答えをいたします。

まず、これまでの2期8年の成果と今後の取組
についてのお尋ねでございます。

私は、知事就任以来、「人、産業、地域が輝
く長崎県づくり」を基本理念とし、人口減少や
県民所得の低迷といった本県の構造的な課題に
向き合い、具体的な成果を県民の皆様方にお示
しするために、さまざまな施策を展開してきた
ところであります。

この間、企業誘致による雇用計画数は、目標

を達成し、順調に推移し、高校生の県内就職率も過去最高となるなど、改善傾向にあります。

また、UIJターン者数は、全国初となる県・市町協働型の「ながさき移住サポートセンター」を核とした取組により、大きな伸びを示し、合計特殊出生率も全国4位の高水準を維持しているところであります。

このほか、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録や、過去最高となった観光客数と観光消費額、6年連続の増加となった農業産出額、マグロ養殖の生産量日本一、新・鳴滝塾構想による医師確保や医師のヘリコプター搬送システム導入等による離島をはじめとした医療体制の充実など、具体的な成果もあらわれつつあり、花が咲きはじめたものと感じております。

その一方で、大学生の県内就職率は改善が見られないなど、全国的に進む人口減少に歯止めをかけるまでには至っておらず、また、県民所得についても、平成26年度の実績値において、基準年である平成22年度を下回る厳しい状況にあり、芽が出ていない、あるいは、いまだ開花に至っていないものと認識をいたしております。

加えて、新幹線西九州ルートフル規格化や諫早湾干拓事業の開門問題、石木ダムの建設、しまや過疎地域の活性化など、県政にはさまざまな課題が残されているものと考えております。

今後、成果があらわれつつあるものについては、そうした流れをさらに加速し、進捗が芳しくないものについては、その要因の把握・分析に努め、足らざる施策を補強するとともに、新たな発想を取り入れながら、本県の未来を切り拓いていく施策を展開していかなければならないと考えております。

今後とも、県民の皆様と意思を一つにして、「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づ

くり」推し進め、人が生きがいを持ち、産業が活力にあふれ、暮らしに潤いがある、ふるさと長崎県の実現に向けて全力を注いでまいりたいと考えております。

次に、人口減少対策についてのお尋ねでございます。

人口減少については、これまでも県政の最重要課題と捉え、平成27年度には、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、社会減対策と自然減対策の両面から、さまざまな施策を展開してまいりました。

社会増減については、近年、5,000～6,000人の転出超過で推移しておりますが、平成27年度は2,096人、平成28年度は5,266人の転出超過となっており、平成27年度の変動要因は、大型客船建造に関連した外国人の一時的な増加によるものであります。

また、自然増減については、平成28年度の出生数は、前年度から微減にとどまったものの、高齢化による死亡数の増加により、6,366人の減少となっております。

このように厳しい状況ではありますが、先ほど答弁させていただきましたとおり、高校生の県内就職率の改善や移住者数の増加、合計特殊出生率の上昇など、一定の成果もあらわれつつあります。

今後、社会減対策では、課題であります大学生の県内就職について、県内企業の採用力向上への支援や、企業が直接、学生にアプローチできる環境整備など、大学や企業、市町等関係団体と連携しながら、効果的な対応策を検討し、推進していかなければならないと考えております。

また、自然減対策では、合計特殊出生率のさらなる上昇に向けて、周産期医療の一層の充実

を図るとともに、地域の実情に応じた市町ごとの「少子化克服戦略」の策定を支援し、戦略を実現させるための効果的な施策を検討しているところであります。

引き続き、人口減少の抑制に向け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策を強力に推進してまいりたいと考えております。

次に、県民所得向上対策についてのお尋ねでございます。

本県の長年の課題であります県民所得の低迷については、何とか現状を打開し、少しでも改善の道筋を示したいとの思いから、平成25年度からの3年間で900億円の増加目標を掲げ、積極的に施策を講じてまいりましたが、本年3月に公表した平成26年度の県民経済計算では、540億円の増加目標に対して、実績は1,629億円の減少と、大変厳しい状況となっております。

産業別で見ますと、農業と観光業で増加目標を達成したほか、水産業においても、目標は達成できなかったものの、増加しており、県の施策が徐々にではありますが、成果につながってきているものと考えております。

しかしながら、製造業においては、県の施策の効果が及ばない大企業の付加価値額が2,357億円と大幅に減少したことから、大きく目標を下回る結果となったところであります。

しかしながら、その一方で、この製造業においても、県の施策の主な対象となっている中堅企業の付加価値額は一定増加しておりますほか、先月公表した長崎県版の「経済センサス活動調査」では、翌平成27年の製造業全体の付加価値額は、前年と比べ53%増となる2,050億円の増加となっており、明るい兆しも見えつつあります。

県内経済を牽引する中堅企業の成長を促進す

るため、引き続き、県外需要の獲得に向けた技術開発などの支援や、生産性向上に向けた経営力向上支援、I o Tの利活用の推進に取り組むとともに、産業振興財団を中心に市町と一体となって企業誘致活動にも力を注ぐなど、県民所得の向上に向けて、力強い産業の育成と良質な雇用の場の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、石木ダム建設についてのお尋ねでございます。

石木ダムの建設は、川棚川の抜本的な治水対策及び佐世保市の慢性的な水源不足解消のために必要不可欠な事業であります。

県としては、長年にわたり、地権者の方々から事業へのご協力をいただこうと努力を続け、これまで私も現地に足を運んでまいりましたが、どうしてもご理解いただけず、現在、土地収用法に基づく手続を進めるに至っております。

付替県道工事については、平成22年3月の着手以降、妨害行為が続いており、通行妨害禁止の仮処分も含め、必要な対策を講じてまいりました。

現場においては、職員の応援体制を強化し、妨害行為をやめるよう、粘り強く説得するとともに、安全確保に努めながら、大規模な盛り土作業を進めているところであります。

地域住民の安全・安心の確保は、行政として最大の責務であり、県内外における豪雨災害など、昨今の気象状況を踏まえましても、一日も早いダムの完成が必要であります。

石木ダム建設事業については、40年以上にわたって取り組んできた県政の重要施策であり、佐世保市及び川棚町と一体となって、引き続き、事業の推進に努めてまいります。

次に、九州新幹線西九州ルートフル規格化

についてのお尋ねでございます。

本県が西九州ルートに求めるものは、公共交通機関としての安全性はもとより、関西・中国圏まで直通運行ができる利便性でありますことから、現在、整備中の武雄温泉―長崎間のインフラを十分活用し、最大限の効果が期待できるフル規格による整備が最善の選択肢であると考えております。

そのため、県では、現在、国や鉄道・運輸機構、JR九州等からの情報収集に努め、整備方策ごとに施工上の課題等を整理するとともに、入込客の消費活動によって創出される経済波及効果額の推計を行っているところであります。

さらに、国等に対する働きかけとして、去る11月28日、関係自治体とともに、岸田与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム座長、並びに山本西九州ルート検討委員会委員長、高橋国土交通大臣政務官等に対し、フル規格による整備を要請いたしました。

一方、佐賀県とも機会を捉えて意見を交わしておりますが、佐賀県は、「フル規格による整備は現実的ではなく、国における今後の議論を見守る」との姿勢であり、本県との隔たりは、なお大きいものがあります。

今後は、国等への要請活動とあわせ、各整備方策の課題や効果を具体的に示し、佐賀県をはじめ、関係自治体や長崎・佐賀両県民の理解が深まるよう、県内各市町や関係団体とも連携を図りながら、情報交換などを進め、フル規格の実現を目指して力を注いでまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（八江利春君） 農林部長。

○農林部長（加藤兼仁君） 私の方から3点、お

答えをさせていただきます。

まず、農業所得1,000万円を確保する経営体の育成について、これまでの取組と達成状況についてのお尋ねでございます。

後継者を確保し、農業生産を継続的に拡大しますとともに、農業を良質な雇用の場とするためには、所得をしっかりと確保する経営体を育成することが重要であります。

そのため、「新ながさき農林業・農山村活性化計画」では、品目ごとの課題を分析し、コスト縮減や多収化、高品質化の取組による一層の収益性の向上と経営規模の拡大を図ることで、農業所得1,000万円以上の確保が可能となる雇用型経営体の育成を推進しているところでございます。

この計画では、農業所得1,000万円以上の確保が可能となる経営規模に達した経営体を、平成26年度の224経営体から平成32年度には539経営体へ増加する目標を掲げ、各振興局において対象となる経営体をリストアップし、個別支援を行っているところであり、平成28年度は、目標数254経営体に対して、実績は278経営体となっております。

今後とも、基盤整備や農地中間管理事業による優良農地の確保、集出荷施設やハウス等の施設整備、国家戦略特区を活用した外国人就労等による労力確保などにより、農業所得1,000万円経営体の育成を着実に進めてまいります。

次に、林業への若い就業者の確保に、県としてどのように取り組んでいるのかとのお尋ねでございます。

林業の新規就業者の確保につきましては、林業事業体の生産性向上と従事者の所得向上、労働環境の整備を行った上で、地域の高校生等の就業意欲の喚起に取り組んでまいりました。

具体的には、林業の生産性を高めるための路網整備や高性能林業機械の導入、社会保険や労働安全研修の支援、地域の高校生を対象とした就業体験や就業説明会等の取組を進めてまいりました。

その結果、過去3年間の林業への新規就業者につきましては、平成26年度12名、平成27年度27名、平成28年度23名を確保したところであり、これら全体のうち約8割が40歳未満で、平均年齢は34歳となっており、若者を中心とした新規就業者が確保されているところでございます。

今後とも、地元高校や関係機関と一体となって若い就業者の確保に取り組んでまいります。

最後に、鳥獣被害防止3対策の取組状況と里山周辺や取組の遅れている農地を今後どのように対策を進めていくのかのお尋ねでございます。

県では、イノシシ等による農作物被害防止対策として、防護、すみ分け、捕獲の3対策を総合的に実施しており、これまで延べ1万2,000キロメートルに及ぶ防護柵設置や200カ所の緩衝帯整備、毎年、3万頭から4万頭のイノシシ捕獲を行ってまいりました。

その結果、農作物の被害額は、ピーク時である平成16年度の約4億6,000万円から、昨年度は2億3,000万円と半減するなど、減少傾向で推移しておりますが、依然として高い水準にあり、また、新たに被害が発生している地域もあります。

このため、引き続き3対策を積極的に実施するとともに、里山周辺では、耕作条件の整備による耕作放棄地の解消や森林環境税を活用した里山林の整備により、イノシシの生息域の拡大防止を図ってまいります。

また、被害が新規に発生した地区や、そのお

それがある地区においては、地域や関係機関と一体となって集落環境点検を行い、3対策を着実に進めて被害軽減に取り組んでまいります。

○議長(八江利春君) 水産部長。

○水産部長(坂本清一君) 私の方からは、水産業の若い就業者の確保対策について、お答えいたします。

県では、新規就業者の確保のため、市町、漁協、関係団体と連携いたしまして、UIターン者等に対する浜の魅力の情報の発信、県内高校生等に対する体験研修の充実、漁家子弟等に対する技術習得期間中の生活費の支援等に取り組んでおります。

この結果、平成26年度は136名、平成27年度は163名、昨年度は就業者対策を開始した平成17年度以降、最も多い175名の新規就業者を確保しており、今後とも、市町をはじめとした地域との連携を強化し、就業者の確保と定着に努めてまいります。

○議長(八江利春君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 道路行政に関し、ハウステンボスと佐世保港の三浦地区や浦頭地区、また、空港へのアクセス道路の整備についてのお尋ねがございました。

まず、佐世保港三浦地区からハウステンボスへのアクセスについては、針尾バイパスの整備促進や西九州自動車道の早期4車線化を国へ要望しております。

また、浦頭地区からのアクセスについては、国道202号の交差点改良などの必要な対策について、事業化に向けた検討を進めているところであります。

一方、国道205号については、川棚町において、現在、国が交通円滑化などを目的として、交差点改良の事業を進めているところであります。

す。

さらに、空港との連携強化を図るためには、高速性や定時性の観点から、東彼杵道路の整備が必要であると考えており、現在、関係市町と連携して、東彼杵道路の必要性や整備効果、整備手法などについて検討を進めているとともに、国に対して、計画段階評価への早期着手を要望しております。

県としましては、観光振興をはじめとした地域産業を支援するためには、交流人口の拡大や物流の効率化を図るアクセス道路の整備が重要と考えており、今後とも、積極的な整備に取り組んでまいります。

○議長（八江利春君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（田代秀則君） 私の方から、2点、お答えをさせていただきます。

まず、知事によるトップセールスで、どこに、何回、訪問されたのか。また、ベトナム・クアンナム省との交流において、今後、どのような取組を行っていくかとのお尋ねでございます。

「アジア・国際戦略」の推進に向けて、知事によるトップセールスを、これまで中国11回、香港・マカオ4回、韓国5回、欧米4回、そして、経済成長著しい東南アジアについては6回と、積極的に実施しております。

クアンナム省との交流につきましては、今回、官民プロジェクトで寄贈した御朱印船が世界遺産・ホイアン旧市街の「日越文化スペース」に展示されたことから、この場を有効に活用いたしまして、ベトナム国内はもちろん、世界各国から訪れる観光客に本県の情報を発信し、認知度の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、農業分野をはじめとする技能実習生など、海外人材の受け入れによる人的交流を進めるとともに、交流の橋渡しとなる政府職員の受

け入れなどを検討してまいります。

経済交流につきましては、クアンナム省政府の協力を得まして、県内企業、長崎大学、県等が共同で水環境改善にかかるビジネス展開の可能性調査に着手したところでございまして、引き続き、県内企業の海外展開につながるよう取り組んでまいります。

今後とも、県議会や民間の皆様と連携しながら、さまざまな分野でクアンナム省との交流拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、経済成長著しいベトナムとの間で、人、ものの交流を拡大させるために、航空路線の誘致が重要だが、県の見解はとのお尋ねでございます。

ベトナムは、日本政府観光局がビジット・ジャパン事業として取り組む重点20カ国・地域の中でも高い経済成長を続けている有望市場でございまして、訪日客も、この10年間で3万2,000人から23万4,000人と7倍以上に増えております。

加えて、2020年を目途にしたビザの戦略的緩和対象国の一つとされておりますことから、今後とも、訪日客数は、さらに伸びていくものと予想されます。

そのような中、日本とベトナムをつなぐ航空路線の重要性は、ますます高まることが予想され、県におきましても、クアンナム省との交流はもとより、県内企業の現地展開やベトナム人留学生の増加、県内公立高校生の修学旅行による渡航等、ベトナム路線を利用する需要も一定見込まれることから、先月、知事がベトナム航空本社を訪問するなど、長崎とベトナムとを結ぶ航空路線の誘致に努めているところでございます。

今後とも、定期航空路線の実現に向け、イン

とアウトの需要創出策も十分検討しながら、航空会社との協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長(八江利春君) 中島廣義議員—38番。

○38番(中島廣義君) 再質問をさせていただきます。

私は、こういう項目で昨年も質問させていただきました。特に、県政の重要課題であります人口減少ですね。これは、いただいた資料では、平成28年4月1日から平成29年4月1日の1年間で1万1,632人が減少いたしております。自然減5,000人、社会減5,000人ぐらいで年間1万人近くの減になっております。2060年の推計が78万人と、ざっと単純に計算しても1万人減っているわけですから、2060年には43万人が減少するという状況になるわけです。やはりここは何とかして手を打たなければ、本当に推計どおりの数字になっていくんじゃないかと、そのように思います。

そういう中で、長崎県全体は人口が減ってますけれど、大村市、あるいは時津町、若干ですが、佐々町など、人口が増えている市町もあるわけですね。ここが増えているのは県外からの転入者なのか、あるいは県内の市町から大村市とか、時津町とか、あるいは佐々町とか、ということで県内の移動によって人口が増えている市町なのか、お尋ねをいたします。

○議長(八江利春君) 企画振興部長。

○企画振興部長(古川敬三君) 申し訳ございません。手元に資料を持っておりませんが、大村市、時津町につきましては、長崎市のベッドタウンということもございまして、大村市は住宅地も新たに開発された、そういうこともございます。また、時津町でも住宅地が増えている、そういう状況でございます。また、佐々町につ

きましても、佐世保市のベッドタウンということがあって増加している状況にあると考えているところでございます。

○議長(八江利春君) 中島廣義議員—38番。

○38番(中島廣義君) それぞれの市町の人口が増えることは本当にいいことなんですけれども、県内の移動によって人口が増えても、長崎県の人口は増えないわけです。

ですから、いかにして人口を増やすか。これは少子・高齢化の中で明らかに自然減していくわけですから、さっき、知事の答弁にありましたように。

ですから、移住対策も本当に必要です。しかし、一番大事なのは、若い人たちに、適齢の方が結婚をして家庭を持って子どもを産んでいただくと。ここに重点的な施策を、これはもう長崎県だけではできません。国も一生懸命やっておいでになります。ここに力を注がなければ本当に人口は増えませんよ。

少子化対策も非常に大事です。今、結婚しておいでの方に、あと一人、二人、子どもさんを産んでいただく、これも本当に大事です。しかし、その反面、適齢者の方々に結婚して家庭を持ってもらって、そして、子どもを産み育てていただかなければ、人口はなかなか増えません。その施策をしっかりとやっていくべきです。

ぜひそういう支援を、今まで、ながさきめぐりあい事業とかいろんなことをやっておいでになりました。こういうものに対して、まず出会い、そして結婚、そして出産、そして子育てをしっかりとやっていく。今後、さらにどういう取組をなさるお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長(八江利春君) 知事。

○知事(中村法道君) 議員ご指摘のとおり、人口減少対策は、県政の最重要課題であると考え

ているところでありまして、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進中ではあります。まさに、子どもをもうけていただくお母さんの数自体が相当減っておりますので、合計特殊出生率が増えたからといって直ちに人口が増えるような状況ではありません。これはしばらく人口減少が続いてまいります。

そういう中で、出生率の動向を分析してみますと、結婚されている方々の出生率というのは、高まる傾向であります。ただ、反面、未婚率が高まっていることで出生率を引き下げているという現状がありますので、やはり最大の課題は、結婚していただける環境をいかに整備するかということが強く求められてくるものと考えております。

さまざまなマッチングシステム等を設けたり、婚活サポーターの方々に活躍をしていただいたり取り組んできたところではありますが、今後、さらに結婚していただけるような促進策について十分検討を進め、さらに施策の強化を図っていただかなければいけないと考えているところであります。

それから、社会減につきましては、これも何としても30年後には止めていかないと、目標達成は不可能になってまいりますので、一刻も早く安心して地域の中で仕事をし、生活を送って活躍していただけるようにしないといけないと考えております。

県内の各企業の状況をお聞きいたしましても、むしろ、人材確保に非常に苦労されているというお話を数多くお聞きするわけでもありますので、それは企業の情報をもっともっとしっかりと仕事を求める方々に届けていく。なおかつ、長崎で暮らすことについて、決して都会に遜色のない質の高い生活ができるということを理解して

いただく。

ふるさと教育を含めて、もっともっと幅広い関係者の方々に、長崎で暮らすことの意義をもう一度考えていただくことから始めて、そして、産業界の皆様方にも、求人票を出したけれど、応募がなかったということで諦めてしまわれるのではなくて、そこは行政もしっかりサポートしていく必要があるものと思いますので、大学の先生方ともしっかりと協議をし、場合によっては、その考え方も改めていただく努力もしながら、若い人たちが地域に残り、結婚し、安心して子どもをもうけ、子育てをしていただけるように、さまざまな視点からの施策の強化を図ってまいりたいと考えているところであります。

○議長(八江利春君) 中島廣義議員—38番。

○38番(中島廣義君) 今、知事が言われたように、ぜひ3期目は、そういうふうに施策を展開していただきたいと思います。

私は、しょっちゅう言うんですけども、まず、結婚してもらうためには、やはり安定した雇用と安定した収入なんですよ。若い人たちが結婚をして家庭を持って子どもを産み育てていくためには、やはり安定した収入と安定した雇用なんです。

今、長崎県はいろんな企業を誘致されて、正規社員での雇用をずっと言い続けておられます。そういう正規社員で雇用していただいて、そして、定年ぐらいまではその場でしっかりと働けるような、そういう安定した雇用の場をぜひつくっていただきたいと、そのように思います。

今までいろんな県民所得向上対策について、それぞれの知事さんが言ってこられました。製造業の比率が低いから長崎県の県民所得は上がらないんだと。そして、なるだけ大量の水を使

わない企業を呼び込むと。そういうことでずうっと今まで長崎県は工業用水の対策をやったこなかったんですよ。今後も、そういう水を使う企業を呼び込まなければ、県民所得を上げることはなかなか難しいんじゃないかと思いますよ。

石木ダムの貯水量を下げましたね。その時に、なんで下げるのかと、長崎県は水がないじゃないか。今のままの容量で石木ダムの建設をやってくださいと私は言いましたけれど、建設費はどこが持つかと、それは長崎県が持てばいいじゃないかと。それだけの水を確保して、そして工業用水に使えばいいじゃないかというようなことも言わせていただきましたけれども、本当に水がないんです。工業用水に対する対策をどうしていきますか。（発言する者あり）

○議長（八江利春君） 産業労働部長。

○産業労働部長（平田修三君） 本県には、大きな河川や水源が少ないということで、議員からご指摘がありましたとおり、工業用水の確保については、これまでも大変苦勞してきているところでございます。

実際、半導体の製造企業が立地しております大村市でありますとか諫早市におきましては、それぞれ地下水を活用することによって何とか確保しているという状況にあるわけでございます。

そのような中で、現在、私どもが誘致に取り組んでおります企業と申しますと、自動車関連産業でありますとか産業用の機械、あるいは航空機関連というようなことで、今、議員もご指摘になりましたが、工業用水を大量に使用しない加工あるいは組み立て型の企業という分野について、集中的に企業誘致に取り組むということで企業誘致に努力をしているところでござ

います。

○議長（八江利春君） 中島廣義議員—38番。

○38番（中島廣義君） そして、工業団地は、今、市町でやっています。県は、それに支援するわけですが、今後は、やはりもとに戻って県主導でやるべきだと私は思いますよ。中村知事、3期目当選されたら、ぜひ方向転換をして長崎県で大規模な工業団地をつくってくださいよ。

それと石木ダム、これはもう私は毎回やります。この前、見に行きましたが、非常に危険です、あれは。妨害ですよ。大きな重機の下に毎日のように反対者の方がもぐり込んで重機を動かせない。実際、こういうふうにして座り込んでおいでになるわけですよ、重機の下に。（資料掲示）これは完全に妨害行為ですよ。

こういうことに対して、もう少し反対をされている、まあ、県議会議員の方も、こういう危険なことについては自制をするように、ぜひお願いしたいと思います。

時間がきましたので、以上で終わります。

○議長（八江利春君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

— 午前11時 3分 休憩 —

— 午前11時12分 再開 —

○議長（八江利春君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山本啓介議員—17番。

○17番（山本啓介君）（拍手）〔登壇〕 おはようございます。

自由民主党の山本啓介でございます。

質問の機会をいただきましたことに心からの感謝を申し上げ、全力で質問をしてまいりたい

と思います。

1、中村県政2期目について。

（1）所信表明の内容について。

さきの開会日、知事は所信表明の中で、3期目出馬の表明をされました。これまでの取組、そして、新たな決意とご覚悟に心からの敬意を表するところでございます。

その上で、これまでの歩み、そして、さらなるステージへの目線、そういった部分についてしっかりと一般質問で一つひとつ質問をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まずはじめに、人口減少対策、県民所得向上対策について、お尋ねをいたします。

離島・半島を多く抱える本県にとって一番の課題は、人口減少をいかに抑制していくかであり、そのために対策を講じていくことが大変重要であります。

知事におかれましても、特に、2期目に入ってから、全国的な地方創生という動きも受けて、これまで以上に人口減少対策を重要課題と捉え、さまざまな施策を展開されてまいりました。

一方、1期目においては、まず働く場の確保が喫緊の課題と捉え、とりわけ後半からは県民所得向上対策を前面に打ち出し、積極的に取り組まれてきたと考えておりますが、そういう意味では、今回の所信表明において、人口減少対策と比較すると、県民所得向上対策は言葉が幾分か少なめかなと、そのような印象を抱いております。1期目、2期目と知事が力を入れて推進してきた、こうした大きな2つの対策に当たって、知事の考え方、これまでの目標とその実績、そして、これらを踏まえて今後どのように取り組んでいきたいと考えているのか、率直なお考

えをお尋ねいたします。

○議長（八江利春君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 山本啓介議員のご質問にお答えをいたします。

私がはじめて知事に就任いたしました当時は、極めて厳しい経済雇用情勢の中にあり、まずは県内経済の活性化や良質な雇用の創出が不可欠であるとの思いから、平成25年には県民所得向上対策を掲げ、その後、2期目に入り、県の総合計画の理念と同じく、「まち・ひと・しごと」に視点を置いた国の地方創生を契機といたしまして、平成27年度に総合戦略を策定し、人口減少対策と県民所得向上対策を密接に連動させながら施策の推進に力を注いできたところであります。

この「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「長期人口ビジョン」で示しました2060年、いわゆる50年後に100万人の人口規模を確保するということを目指しまして、「しごとを創り、育てる」、「ひとを創り、活かす」、「まちを創り、支えあう」のそれぞれ3つの柱から6つの具体的な目標を掲げて施策の推進に取り組んできたところであります。

こうした目標のうち、企業誘致等による雇用創出数については、平成28年度の目標720人に対して1,148人、高校新卒者の県内就職率についても、目標62%に対して63%、県内移住者数については、目標250人に対して454人、合計特殊出生率は1.66に対し1.71と、それぞれ目標を達成して推移してきております。

しかしながら、その一方で、転出超過数については、平成28年度の目標12%程度の改善に対して、実績は11.6%の改善にとどまっている。そして、大学新卒者の県内就職率も、目標49%に対して43.2%と、下回る形で推移してまいっ

たところであります。

このように、一部は成果が見られるものの、まだ課題が残されているというところでありますので、3期目を目指すに当たりまして、引き続き、この人口減少対策と県民所得向上対策、これはいわば車の両輪として進めていかなければいけない課題であると認識をしているところでありますので、総合計画に掲げた目標達成に向けて全力を注いでまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(八江利春君) 山本啓介議員—17番。

○17番(山本啓介君) ご答弁いただきました。

県民所得については、これまでもさまざまなご議論がある中で、私もこの一般質問において幾度か質疑に立たせていただきました。これは、目標というよりも目安という捉えで、手段という位置づけの方が進めやすいのではないかというやりとりをし、知事の方からは、「しっかりと目標を掲げ、その数字を目指してまいりたい」というような趣旨の答えがあったかというふうに記憶をしております。

その上で現状があるわけではありますが、あわせて、人口については、平成22年4月1日、142万1,836人、平成26年4月1日、138万6,059人、そして、本年、平成29年4月1日、135万6,226人、この人口減少の取組、どこの都道府県においても、部分、違うところもありますが、非常に克服しがたいものであり、非常に難しい、難敵な課題であるということは理解をいたします。

しかしながら、これらを緩やかにする、人口減少に歯止めをかけるというものを掲げている上で、これらの実数に対しての知事の率直な考え、そして、さらなる3期目に向けて、これら

の人口減少について、ご見解をお述べいただきたいと思います。

○議長(八江利春君) 知事。

○知事(中村法道君) 人口減少の要因は、自然減と社会減があるわけでありますけれども、この自然減につきましては、合計特殊出生率、当面の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、現状1.8まで高めようという目標で取り組んでおりまして、率の推移自体はほぼ順調に推移しつつあるものと考えておりますが、この成果が具体的な数となってあらわれてくるのは、相当時間がかかる。しばらくはやはり自然減は続いていくものと、これは当然、当初から想定されたところであります。

一番肝心の、直ちに成果が得られやすい分野といいますと、やはり社会減をどうとどめていくかということでありますけれども、そういった意味で、本県の社会減の要因を考えます時に、進学・就職時点で県外に出てしまわれる、それが一番多いわけでありますので、まずは県内産業の有効求人倍率が1倍を超えるという状況を踏まえて、これがチャンスだということで、県内就職の促進に、まずは全力を注いでいこうと、こう考えて施策を推進してきたところであります。

少しずつではありますが、高校生の新卒者の就職率については上昇傾向で推移しつつあります。しかしながら、その一方で、問題は大学生の県内就職率、これが上がる気配が見えない。その要因を学生たちにも聞いてみますと、やはり県内企業の情報が届かないということでありましたので、「Nなび」を開設し、あるいはさまざまな情報発信ツールを使って、県内企業の情報を学生の皆さん方に届けようという努力をしているところでありますけれども、そうした

一方で、具体的な就職に当たって、どちらの方に目を向いているかという、それは個々人の考え方によるものと思いますけれども、やはり一部、大学の先生方にお話を聞くと、我が学部は、一部上場企業に就職させるということは重要な目標であるというようなことをおっしゃるような状況でもあります。

各大学の方でもCOC+ということで目標を掲げて、5年後に県内就職率を10%まで引き上げていくという目標を掲げていただいているわけですので、さらに連携を強化し、具体的に学生の方々に対して、県内企業に目を向けていただくにはどうしたらいいのか、県内企業の情報をしっかりと個々人に届けるためにはどうすればいいのか、さらに、施策を今、再検討させているところであります。

○議長(八江利春君) 山本啓介議員—17番。

○17番(山本啓介君) 知事が、大学生の県内就職についてのご答弁の方が大分長くなりましたので、では、私もそこを先にお尋ねしたいと思います。

大学生の県内就職、非常に困難な状況というか、数字的には横ばいですよねというような評価だったと思います。私は、やはりいろいろと、今、知事がるる述べられた理由も理解できますし、また、県外出身の大学生が多い中において、そういった方も含めて、一律に長崎に就職をさせようという施策自体が非常に厳しいものがあるのかなと。しかしながら、これは先ほど後半に述べられたように、大学側が文部科学省の取組の一つとして、COC+という事業を行っております。そういう取組もあって、やはり全国的に若い世代、若年層の就職先として大学生も含めてやっていかなきゃいけない。県内高校生については、そのアナウンスの仕方によって、

改善をしたことによって、高校生の県内就職が高まったという説明も受けました。

この大学生ですけれども、難しいんだろうなと、大学が学生をグリップするのは難しいんだろうなと思いながらも、掲げる以上は、それをしっかり伸ばしていこうということで、知事はおっしゃったんだと思います。

であるならば、このCOC+等々の取組を既に大学側が行っているということにももう少し視点を置いて、その大学学内とかに県が乗り込んでいくというか、入り込んでいくと、そういった部分は可能であるというめどが立って、先ほど来、これからの取組としての部分をご紹介いただいたのか。これまでは、じゃ、そういう取組はされていなくて、今はもう既に大学側とCOC+のみならず、もっと深く入り込んでいきますから、ともに県内の就職を伸ばす、協力をいただきたいと、先ほど言う教授の方々にも、そういった協調というものが生まれてこられたのでしょうか。ご答弁をいただきたいと思います。

○議長(八江利春君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほど申し上げたように、COC+事業というのは、大学自らが目標として掲げて、さまざまな施策を通して、その達成を目指しておられるわけですので、担当の推進の役割を担う方々も配置していただいております。

そういった中で、やはり私どもも考え方を大学生に直接お話しする機会を少しでもいただきたいということで、大学に特別の機会を設けていただいて、長崎の各企業情報でありますとか、暮らしやすさ、その他のさまざまな関心を高めていただくような機会もいただき、県の職員が直接話をさせていただく機会も設けております。

また、あわせて、そうした大学の各担当の方々とも情報交換を進めて、このCOC+事業の目標達成に向けて、もっと積極的に取り組んでほしいというような話もさせていただいております。

これからは各企業の皆様方、これは人材確保に苦慮されているわけでありますので、そういった大学の先生方と企業の皆様方が直接話し、意見交換を進めていただくような機会も近く設けることにいたしているところでございます。

したがって、足らざる施策が何であるのか十分見極めながら、より具体的な成果に結びつけていくというのが我々の使命でありますので、さらに努力していくことといたしております。

○議長（八江利春君） 山本啓介議員—17番。

○17番（山本啓介君） 本県の大学は、高校生が見た時に、長崎県の就職が、大学から就職までの流れが、県が、または大学が一致結束して促していく、そんなすばらしい環境があるというアナウンスが大学受験の段階で高校生に届くような取組があればいいなというふうに考えたところであります。ぜひとも県内就職率を上げていく取組を引き続きお願いしたいと思います。

その上で、県内の企業というものについて、質問していきたいと思います。

企業誘致については、知事在任中、これまでの実績について少しお尋ねしたいと思うのですが、日ごろより、「良質な雇用」という表現をされております。正規雇用、非正規雇用の状況について、その別はあろうかと思います。ただ、私は、正規、非正規、非正規だから良質ではないというのは、今、働き方はさまざまであろうかと思いますので、一概には言いにくいのかなと。ですから、多様性のある働く場所づくり、

そういったものはアナウンスとして必要なのかなと。

あわせて、誘致した企業がその後も事業を継続していただくことが大切だと思いますが、撤退した企業などの情報も含めて、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（八江利春君） 知事。

○知事（中村法道君） 企業誘致につきましては、これまでは保険会社等のオフィス系企業、あるいは自動車関連企業を中心とした製造業の誘致等に力を注ぎ、県民の皆様方の多様なニーズに応えられるような雇用の場の創出に力を注いまいりました。

その結果、平成22年度以降、私が就任させていただいた以降の企業誘致による雇用創出実績でございますけれども、平成29年4月時点で39社、実雇用者数は、製造業で約1,000人、オフィス系で1,400人、合わせて2,400人となっております。

そのうち正規での雇用は約75%であります。正規というと、いわゆる安定した雇用の場が創出されると。他方、残りの25%相当分、これは非正規ということではありますが、議員、先ほどお触れいただいたように、必ずしも正規を希望される方ばかりではありませんので、そういう意味では、県民の皆様方に多様な働きを提供することにつながっているのではなかろうかと考えております。

○議長（八江利春君） 山本啓介議員—17番。

○17番（山本啓介君） 事業の継続性もあわせて、一問一答でありながらあわせましたので、また後ほど答弁があればと思うのですが、そうすると、正規雇用の形を求め企業誘致をするのと、多様な働き方を標榜し企業誘致をしていく、またここで形が変わってこようかと思うんです

ね。そういった部分で、新たな角度で企業誘致というものが考えられる、捉えられるような気がするんですが、その部分について、部長の方からでも考え方、認識があれば、継続性についてもあわせて、ご答弁いただきたいと思います。

○議長(八江利春君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) まず、先ほどお尋ねがございました平成22年度以降の誘致した企業の中で撤退した企業でございますけれども、撤退した企業は4社でございまして、撤退時点での雇用者数は18名ということでございます。撤退した理由につきましては、本社の業績不振によりまして拠点の集約などを行うというような事例でございました。

企業誘致につきましては、基本的にはやはり安定的な雇用の場を創出するということで、製造業でありますとか、オフィスでの雇用の場を提供するということでの企業誘致が基本であるというふうに考えております。

一方、先ほど知事も申し上げましたとおり、多様な働き方を求めるという状況もございますので、それはやはりオフィス系の企業などでは、それぞれの事業の多寡に応じて、時期に応じて、受注量に応じて必要な人材、雇用者数が変わるというようなこともございます。そういう企業につきましても、あわせて誘致をしていくことで多様な雇用の場を創出していくということにつながるのではないかとというふうに考えております。

○議長(八江利春君) 山本啓介議員—17番。

○17番(山本啓介君) 県民に対して多様な選択肢、選択肢の多様化を進めていくのであれば、やはり企業誘致の際も、こちら側は求め、ニーズをしっかりと分析して、それらを企業誘致の取組の中においてもやっていかなければならない。

今の答弁であれば、雑駁としたと言ったら失礼でしょうけれども、少し緻密性が足りないような、そういう気がいたしますので、細かい戦略をお願いしたいというふうに思います。

そして、本県の基幹産業である造船業は、雇用の大きな変動もなく、県としてもさまざまな支援をしてきたところであろうかと思いますが、その先行きが少し、ニュース等々を見ると、樂觀視できるものではないと認識いたします。造船業に並ぶ新しい基幹産業の創出が必要だと考えるわけですが、そのためにどのような産業分野の誘致に取り組むのか、具体的な考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長(八江利春君) 知事。

○知事(中村法道君) まさに本県の基幹産業は造船関連産業でありますけれども、いわゆる船舶需要が大きく時代とともに変遷し、好調な時期、大変な難しい時期というのが大きく変わっていくという課題があるわけでございまして、今まさに船舶需要が少なくなっている時期であって、大変厳しい環境にあるものと理解をいたしております。

そういう意味で、議員ご指摘のとおり、造船業に並ぶような新たな基幹産業の創出というのも、これは時間がかかるものの、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えているところでありまして、現在の私どもの考え方といたしましては、これからの成長が見込まれておりますICT関連分野において、まず、県内外から優秀な人材が集い、新しいサービスや技術の開発が進められるような環境づくりを進めて、成長性の高い創業を促進してまいりたいと考えております。

さらに、産業の集積を図ってまいりますためには、企業誘致の役割は極めて大きいものがあ

りまして、組み込みソフトウェアとか、電子部品の研究開発などといったICT関連分野の誘致に力を注いでいかなければならないと考えております。

また、ものづくりの分野におきましては、ロボット等の産業用機械、航空機関連等の成長分野における中核企業の誘致に力を注いでいかなければならないと。基本的には、そういう方向性を持って企業誘致等に力を注いでまいりたいと考えているところであります。

○議長（八江利春君） 山本啓介議員—17番。

○17番（山本啓介君） さまざまな会見や記者とのやりとりの中でも、また、先日の所信表明等々においても、知事の口からAIやIoTというお話もございました。今、その中身が、IoT、AIといっても非常に幅広い内容になりますので、それらについて具体的なことをお尋ねしようと思いましたが、今、確かにICT産業の創業や、さらには航空機等々のものづくりについても、そういった部分の中核を担う企業に対してもアプローチをしていきたいという話がございました。

しかしながら、これは各都道府県、どこでも早くから着目し、既に動いているところがあるかと思います。知事の最近のご答弁でAIやIoTが出てきたわけではないとは思いますが、これまでどのような、そういったところに対するアプローチをしてきて、そして、3期目に向けて、これらをしっかりと造船業と並ぶ産業、基幹産業として位置づけるために、知事ご自身がどのような企業へのアプローチや戦略をお考えなのか、少しお話をいただきたいと思います。

○議長（八江利春君） 知事。

○知事（中村法道君） 先ほど申し上げた部分にかかる基本的な考え方でありすけれども、ま

ず、本県に立地を希望される企業の多くは、本県の優秀で豊富な人材に最大の魅力を感じていただいているわけでありす。

ご承知のとおり、例えば県立大学等においては、学部学科再編を進め、全国初となるセキュリティ関係人材の育成コースを設けました。そういった取組については、非常に各企業のトップの方々の関心も高いものがありまして、そういう人材輩出を一つの魅力として情報提供を進めながら、バックオフィスセンターの誘致でありますとか、あるいは今後の組み込みソフト関係企業の誘致、そういった分野での企業の集積を目指していくには、一つの優位性があるものと考えております。これまでもさまざまな企業の皆様方に研究開発拠点等の設置等について話をさせていただきましたけれども、これからも、そういった分野にはしっかりと働きかけを強めていかなければいけない。

あわせて、また、地元で人材育成機能、いわゆる学び直しの機会などを提供して、外部の人材も長崎に行けば勉強できるというような環境等をつくる方策も一つ、優位な手法の一つではなかろうかと考えているところであります。

そういった一つの分野としては、IT関連の企業でありますとか、本県ゆかりの企業のトップの方々、いらっしゃるの方々をお訪ねして、本県への立地促進、特に、離島地域への立地を含めて、さまざまな企業の皆様方と、これからも誘致については話をさせていただきたいと考えているところであります。

○議長（八江利春君） 山本啓介議員—17番。

○17番（山本啓介君） ほかの自治体も同様な産業に対するアプローチをしている中で、今、知事のご披露いただいた考えの部分では、考えているというくくりでありましたが、もう少し

急いだ方がいいのかなというような認識を受けました。

あわせて、本県が売りとして強みであるとおっしゃった人材についても、であるならば、新たな学科、これもまた一つの魅力であろうかと思いますが、既存の高校生の工業とか、ものづくりに対する取組とか、そういった部分も定員を大幅に増やしたり、若い高校生世代の技術者を増やしていく、そういった部分についてもお考えとして必要なのかなというふうに思っております。

今、我が県の売りは人材だと、優秀な人材がいるんだということでございますので、育成についても、引き続き、強力を注いでいただきたいというふうに思いますが、何かありますか。

○議長（八江利春君） 知事。

○知事（中村法道君） 先ほど申し上げたように、企業誘致の大きなきっかけの一つは、人材確保の優位性ということにあるわけでありましてけれども、そういった専門人材を育成して最大の課題は、それが、せっかく育てた高度専門人材が中央の方に吸い寄せられてしまう、そういう現状にあるわけでありまして、優秀な人材をつくれば、企業の方の採用圧力は非常に高いものがございまして。

したがって、それをいかに地域に残していくか、そのところが最大のポイントになってくるものと考えておりまして、その仕掛けをどうつくりながら、そういった高度専門人材等が長崎で活躍していただけるか。そして、それを目当てに、各企業の方が逆に長崎に出かけてきていただく、そういう戦略づくりを進めていかなければいけないと考えております。

○議長（八江利春君） 山本啓介議員—17番。

○17番（山本啓介君） 次に、U I J ターン対策について。

出馬表明においても、また、先ほどの中島廣義議員とのやりとりにおいても、2期目の成果として、U I J ターン者数が大きな伸びを示したことでありました。移住者数が目標ではなく、移住者がどれだけ定住しているかが重要であることは、ともに認識するところでありますが、特に人口流出が多い離島の定住状況について、お尋ねをいたします。

今年度上半期の移住実績が412名ということでございます。「ながさき移住サポートセンター」を経由して移住につながったのが約100名程度と。これはあわせて、移住相談窓口を介して市町と連携をして取り組んできた成果であろうかと思いますが、改めて、県がこれまで果たしてきた役割は何だったのか。そして、これから地域間競争が進む中で、今後の本県の移住政策は、全国横並びではなくて、新たな取組が必要ではないかと思いますが、ご見解をお尋ねします。

○議長（八江利春君） 企画振興部長。

○企画振興部長（古川敬三君） 移住関係で、定住にどれだけ結びついているかということでございますけれども、移住者の定住状況につきましては、これまで2回、調査時点で住所等の確認が可能な方を対象に調査を実施したところでございます。

平成23年度の調査では、過去5年間に移住された方の80%の方が、また、平成28年度の調査では88%の方が定住している結果となっており、増加傾向にございます。

特に、離島市町の状況でございますけれども、平成23年度の調査では75%の方、平成28年度の調査では84%の方が定住をしている結果となっ

ておりまして、県全体でも若干低い割合となっておりますのでございます。

また、今年度上半期の実績、410人でございますが、県におきましては、平成27年度から移住戦略の大幅な充実を図り、東京相談窓口の設置でございますとか、全国初の「キャンピングカーによるラクラク移住探し」などに取り組んでまいりました。平成28年度には、県内全市町と協働で「ながさき移住サポートセンター」を設置し、無料職業紹介の実施をはじめ、都市部での相談会の充実やホームページのリニューアル、県内向けの情報発信の強化などに取り組んできたところでございます。

あわせて、市町に対しましても、相談窓口の設置や各種支援策の充実など働きかけてきた結果、取組の充実が図られ、県と市町の連携した取組を実施したことによりまして、これまで140人程度で推移をしてまいりました県・市町の相談窓口を介した移住者数でございますが、平成27年度は213人、平成28年度は454人と、さらに倍増し、今年度も上半期の時点で412人と、前年度を大きく上回るペースで増加しているところでございます。

今後、地域間競争が激しくなると、こういう状況の中でございますが、進学や就職によりまして多くの方が県外に転出する状況が続いている状況の中で、20代から40代の若い世代を中心に移住者が増加をしてきておりまして、地域や産業の担い手としても活躍をしているところでございます。

また、移住実績や相談者の傾向におきましては、本県のみならず、全国的にUターンが増加している状況でございます。さらなる移住者の確保に向けては、このような動きをしっかりと捉えまして、本県出身者等への情報発信や相談

対応の充実に積極的に取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。

加えまして、厳しい地域間競争を勝ち抜いていくためには、より多くの方々に本県に目を向けていただく取組も必要でございますので、情報発信の新たな手法なども検討しながら、Uターンの推進に全力で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長(八江利春君) 山本啓介議員—17番。

○17番(山本啓介君) ありがとうございます。

次に、少子化、合計特殊出生率について、お尋ねをいたします。

成果として、合計特殊出生率が上昇したということをお述べになられました。県の施策によって左右されたということを実績としてご説明いただいたものと理解をいたします。その分析等々も通告しておりますが、時間がないものですから、少し質問を削らせていただきますが、同じく2010年の合計特殊出生率も著しく上昇しているという数字がございました。昨年の1年間で伸びている部分、そして、かつての2010年に伸びた部分、施策の取組ぐあいでどのような影響があったかという分析は当然必要であろうかと思えます。合計特殊出生率を上げる、非常に難しい課題であるからこそ、それぞれの傾向というものをつかまなければならないんだと思います。2010年の合計特殊出生率が著しく上昇した、このことについて県はどのように捉えてらっしゃるのか、ご説明を求めます。

○議長(八江利春君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 本県の合計特殊出生率は、2005年（平成17年）でございますが、1.45を最低といたしまして、以来、上昇傾向を続けております。

議員ご指摘のように、2010年（平成22年）は、前年から大幅な上昇となっております。

大幅な上昇の大きな要因でございますが、合計特殊出生率算出の際に、母数に用いる女性人口が、2010年は前年のものと違うために生じたものということで厚生労働省から聞いております。

これまで母数として用いる女性人口は、都道府県別の外国人女性人口が把握できる国勢調査の実施年に限り日本人女性人口が用いられ、それ以外の年は、外国人を含めた女性人口を用いて算定されているということでございます。

そのため、2010年は国勢調査実施年に当たり、前年よりも母数が小さくなり、大幅な上昇を示しているものと考えられます。

この点は、経年比較に適さないということで、2015年（平成27年）の国勢調査実施年以降は、同調査が実施されない年には、日本人女性人口の推計値を用いるということで改善が図られたというふうに聞いております。

○議長（八江利春君） 山本啓介議員—17番。

○17番（山本啓介君） しっかりとした対策、目標を掲げて取り組む以上は、そういった数字といったものがしっかり整理される必要があるかと思っておりますので、基礎としての部分が揺らぐことのないような整えた表を用いて取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、国境離島地域における滞在型観光促進について、お尋ねをいたします。

過去最高の観光客数、観光消費額を達成したという内容でございました。平成28年の県の観光動向と、そのうち離島地域の動向はいかがだったのでしょうか。国境離島交付金を活用した滞在型観光促進事業における国境離島地域への誘客というのが非常に気がかりでございます。

今後の離島地域における交流人口拡大に向けた観光分野の取組について、知事の意気込みを聞かせていただきたいと思います。

○議長（八江利春君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（松川久和君） 本県の観光動向につきましては、「明治日本の産業革命遺産」が世界文化遺産に登録されたことなどにより、観光客延べ数は約3,300万人、観光消費額は約3,800億円と、ともに過去最高を記録した平成27年まで4年連続で増加してまいりましたが、平成28年は、熊本地震の影響により、観光客延べ数で、対前年比2.7%減、観光消費額も3.9%減となっております。

一方、離島地域の観光客延べ数、観光消費額につきましては、県全体と同様に、平成24年以降、順調に増加してまいりましたが、平成28年は、熊本地震の影響もある一方、対馬地域では、韓国人観光客が好調であったことから、離島地域全体では、観光客延べ数が対前年比0.9%増、観光消費額は0.9%減と、ほぼ横ばいとなっております。

次に、国境離島交付金を活用した滞在型観光促進事業の取組状況でございますが、県では、国境離島地域の魅力を活かし、「もう一泊」してもらうことによる滞在型観光のさらなる促進を図るため、現地の体験プランを組み込み、島民運賃割引額を限度として、旅行代金を割引く商品の開発に対し支援をする制度を設けたところであります。

大手旅行会社を含む24の旅行会社においては、この制度を活用した266の旅行商品を開発し、夏休みに入る7月下旬から順次販売されてきたところであり、送客計画の3万4,000人に対し、10月末までの3カ月間で約6,000人の方に国境離島地域を訪ねていただいたところであります。

なお、県内主要宿泊施設を対象とした「長崎県観光動向調査」における本年7月から9月の延べ宿泊者数は、速報値で、県全体が2.4%増に対し、五島地域では、対前年比6.2%増、壱岐地域では6.8%増、対馬地域では85.0%増となっており、本事業の成果は一定あらわれてきているものと考えております。

○議長（八江利春君） 知事。

○知事（中村法道君） 国境離島地域における交流人口拡大に向けた今後の取組についての基本的な考え方でございます。

人口減少が特に、非常に厳しい状況で推移しております国境離島地域においては、地元の魅力を最大限に活用しながら交流人口を拡大し、地域振興に結びつけていくという視点が極めて重要であると考えております。

おかげをもちまして、本県選出国会議員のご努力によりまして「有人国境離島法」が施行され、滞在型観光の促進について支援措置が講じられることとなりました。今年度、本県には約3億2,000万円の、この地域社会維持推進交付金が措置されたところであります。

この機会を活かしながら、地元市町等と連携をし、誘客拡大と滞在促進に全力を注ぎ、地域の活性化を目指していかなければならないと強く思っているところであります。

したがいまして、今後、具体的には、各種媒体を活用して、しまの魅力そのものを力強く発信し、認知度向上に結びつける。日本遺産や、来年夏の登録実現を目指しております世界文化遺産のそういった観光資源を活かした現地ツアーの開発・販売、あわせて、自然や食、伝統文化などの地域の特徴を活かした体験プログラムの充実・開発、あわせて、スポーツ大会の開催など、さまざまなチャンスを活かして、また、

朝型・夜型観光の魅力づくりも進め、さらに離島の魅力を十分に発信し、あわせて、地域の皆様方とも連携を強化して、具体的な成果に結びつけていかなければいけないと考えているところであります。

具体的な目標数といたしましては、有人国境離島法における県計画において、延べ宿泊者数を毎年約3%ずつ増やしていくことといたしておりまして、5年後の平成33年には、19万3,000人増の131万9,000人を目標と定めて取組を進めることといたしております。

今後とも、この目標達成はもとより、交流人口の拡大による離島地域の活性化に全力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 山本啓介議員—17番。

○17番（山本啓介君） 所信表明の内容についての質問は、次が最後でございます。

私は、昭和50年生まれの42歳であります。さきの議員在職20年で、小林議員が昭和50年の初当選とおっしゃったので、非常にすばらしい、すごいことだなと思っておりましたが、同時に、私より10年も若い議員の松島議員が表彰をお受けになられたと。非常に世代の広い方々が議席を同じくして、県政の課題や諸問題にさまざまな議論をしていると、こういう状況の中で、若いと、私も若い方に入っていると自分で思うのですが、若い世代として、知事の政治姿勢について、最後に聞きたいと思います。

私自身は、知事という職、ポジションは、選挙においてその世界観や発想、考えに信任を得て、そのポジションに就くのだと思います。そして、平等性や公平性といった行政という枠組みにおいて、県民から信任された独自性を具現化するように努めるものだと考えます。行政が用いる根拠や経緯やシステムの中だけの議論を

結果とするのであれば、知事は選挙で選ばれる必要はないのだと思います。

また、仕事の仕方や組織のあり方、手続の流れなどだけに独自性を発揮するのであれば、それも同じだというふうに思います。ボトムアップは、行政のルーチンであって、知事は常にトップダウンの形でご自身の独自性を発信していく必要があるかと思います。中村知事が独自の発想のもと打開策を講じて、それを実行することを県民が信任をするわけでありますので、国の動きを待ったり、要望したり、状況を見守ることだけではなく、行政や県庁の域を出て、自分はこう思うということを発言し、そのために、こうするというのを公約にして発信していただきたいと思うわけですが、知事のご所見を賜りたいというふうに思います。

○議長（八江利春君） 知事。

○知事（中村法道君） 先ほども少し触れさせていただきましたけれども、私が知事に出馬したのは、ちょうどリーマンショック直後の時期でありまして、多くの方々から、「家族が職をなくした。長崎に呼びたいんだけど、働く場がない、何とかならないのか」と、そういう声を数多く聞いてきたところであります。

したがって、私はそういう状況を何とかしてでも打開していかなければいけないと、そういう責務を担わされたものと考えてまいりました。まずは、長崎県が元気になるためには、県民の皆様方を元気にしなければいけない。地域を支え、産業を支えるのは人の力でありまして、そのために、「人を大切にする県政」というのを基軸に置きながら、そうした一人ひとりの思いや痛みなどを県の政策に活かして、支えていく必要があると考え、「人が輝く」という一つの方針をお示したところであります。

そしてまた、そうした人を元気にするためには、生活基盤、所得基盤をしっかりとものにしなければいけないと。それで産業の振興を図り、雇用の場を確保・拡大していかなければならないと考え、さまざまな産業振興施策に力を注ぐこととし、「産業が輝く」ということを目標に設けました。

あわせて、人口減少が先行して進む中で、地域には限界集落が見られつつあるという状況を踏まえ、これからはやはり官民力を合わせて、地域発の地域づくりに一緒になって取り組んでいこうということで、「地域が輝く」と、この旗印を掲げて県民協働体制で進めていくということで、私は多くの県民の皆様方に、私なりの考え方をご説明申し上げ、今日に至っているものであります。

この間、いろいろな紆余曲折がありました。なかなか県民所得の向上、動きが見えないというようなお話もあり、平成25年には、県民所得向上対策を掲げましたが、実はこの目標を重点施策として取り扱うには相当反対の意見もありました。なぜならば、行政の力だけで達成することが不可能な課題だったからであります。

しかしながら、あえて所期の旗印のもと、目標を達成するためには、これに挑戦していかなければいけない。県民の皆様方のご協力もいただきたいということで、県民所得向上対策を掲げ、そして、2年後には国の方が地方創生の時代になりました。これまで「人、産業、地域」という3本柱で進めてきましたが、国の方で「まち・ひと・しごと」と、まさにこれは私どもの思いを実現する最大のチャンスじゃなかろうかということを考え、こういったチャンスを活かして、少しでも県政が直面しておりま

す課題の克服に向けて全力を注いでいきたいと考えて取組を進めてきたところであります。

しかしながら、先ほど申し上げたように、まだまだ課題は残されている。そういう状況であります。これから方向性としては、私は長崎県は非常に大きなチャンスを迎えていると思っております。それはなぜかという、県南地域には新幹線が来ようとしております。県北地域にはI R構想を推進しようとしております。まさに時期を同じくして大きな2つのプロジェクトが動き出そうとしているわけでありまして。

これはもうご承知のとおり、新幹線を活用して、他の先例を見ますと、2倍もしくは3倍ぐらいに交流人口が増えていく実績が示されております。I Rについては、まさに数多くの方々を呼び込み、送客していく機能そのものが必須機能として求められているわけでありまして、こうした2つのチャンスを活かしながら、それぞれの地域にいかに結びつけていくのか、これはまた県の知恵でもありますし、市町、地域の知恵を結集して取り組んでいかなければいけない。まちづくり、交流人口の拡大、そのことを地域経済の活性化にいかに結びつけていくのか、これは県民の総力を挙げて、この機会を活かしていかなければいけないと考えているところでありますので、これからも施策の推進に当たっては、トップダウンであろうと、ボトムアップであろうと、あらゆる手段を講じて、そしてまた、国の施策の導入については、要望活動も徹底的に重ねながら、この目標の達成を目指していく必要があるものと考えているところであります。

○議長（八江利春君） 山本啓介議員—17番。

○17番（山本啓介君） 非常にじっくりと、しっかりとお答えをいただきました。しかし、

ちょっと時間がなくなりましたので、次の質問を終えて、時間があれば、再度ご質問したいと思っております。

2、犯罪被害者支援について。

（1）現状と取り組みについて。

さきの議会においても、条例化について言及しながら答弁を求めたところでありますが、そういった声に耐え得る計画となっていると。そして、啓発など周知にかかる取組を強化してまいりたい。さらに、条例化については、計画にない具体的な取組などの提案がないと、理念だけでは意義が薄い。また、各自治体との連携や指導などの意味合いにも触れていましたが、強制する立場にない。そういった趣旨を、たしか質問の前、やりとりでさせていただいたと記憶しております。

今、弁護士会等々においては、この条例化に進めての勉強会等々をしていると、県内の動きとしてあることも伺っております。これらについて民間の動き、そして現行計画や長崎県全体の取組として足りない部分として、私は、貸し付けになっている部分は、やはり即日給付であってスピード感を上げてほしい。さらには、被害者の方、またその家族が市や町、または県といったそれぞれの窓口に戻ることなく、被害者支援の窓口の一本化、そういったものが果たされるべきであろうかというふうに思います。

条例化については、機運が高まってないというような認識も一部、やりとりの中でありました。しかし、非常に機運が高まりにくい事柄のことです。まずは、条例化によって機運を高め、そして、県下全域にそういった連携体制や支援の輪を広げていくことも必要でなかろうかというふうに思います。

一方的に申し上げましたが、現状の確認とし

て、ご答弁を賜りたいと思います。

○議長(八江利春君) 県民生活部長。

○県民生活部長(木村伸次郎君) まず、スピード感を持って、例えば即日交付等についてのご質問でございますけれども、犯罪被害者に対します被害直後の経済的支援といたしましては、県警察本部などによります医療費、弁護士相談費、一時避難先の宿泊費の公費負担など現物給付により、被害者の状況に応じた迅速な対応を行っているところでございます。

さらに、緊急の金銭的支援が必要となった場合には、「全国被害者支援ネットワーク」による当座の一時金制度がございまして、速やかな支援が行われております。

次に、相談窓口の一本化、県、市町等の一本化による体制をつくるべきではないかというようなお尋ねでございます。

犯罪被害者等の支援におきましては、被害者等に最も身近な相談窓口でございます市町の役割が重要でありますことから、県では、各市町を訪問いたしまして、支援体制の整備や窓口の一本化について働きかけを行うとともに、市町担当職員を対象といたしました研修会を実施いたしました。

また、あわせて、県及び県警察本部には、犯罪被害者等支援の総合窓口を設けておりまして、県、県警察本部、市町及び関係機関、団体が意見交換、情報共有を行うなど、犯罪被害者支援の充実を図っているところでございます。

県といたしましては、現段階での条例制定の必要性は薄いというふうに判断をいたしておりますけれども、「犯罪被害者等基本法」の理念を踏まえまして、総合的、体系的な支援を継続して行いながら、犯罪被害者支援について、県民の皆様の一層のご理解を得られるように努め

てまいりたいというふうに考えております。

○議長(八江利春君) 山本啓介議員—17番。

○17番(山本啓介君) 前回もこういうやりとりでありましたので、これ以上は言いませんが、言いつ放しになって時間がきて申しわけないんですけれども、多くのマスコミや報道においては、条例に期待するところもあると、または、そういう被害者支援の取組をされている方々の中にもそういった声があると。そういうことを言うと、部長は、ええ、そうなんですかという顔をされているんですけれども、聞こえてないのであれば、それは見るべきですね。そして、その上で、条例化を求めている時に、条例化の必要がないと言うのであれば、その計画で、もう少し目線を合わせて、当時者の方々や家族の方々と、また、取り組んでいる、支援やサポートをされている方々とやりとりをしていただきたいと思います。6月の質問以降にそういった取組をしていただいているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長(八江利春君) 県民生活部長。

○県民生活部長(木村伸次郎君) 具体的に犯罪被害者支援の団体等との接触というか、お話し合いを持ったことはございません。まずは、21市町すべてを訪問し、その中で、まず市町の窓口、これは既に設置をしているわけでございますが、その意識、あと市町内の意思の確認、そういうものに努めているところでございます。

○議長(八江利春君) 山本啓介議員—17番。

○17番(山本啓介君) 物事の進め方として、まず何よりもその当事者に当たって、その反応を肌を感じるということは必要だと思います。それをしていないというご答弁であったということだけ記憶にとどめ、次の質問にいきたいと思います。

3、水産振興について。

（1）クロマグロ資源管理のあり方について。

クロマグロについて、これまでもやりとりをさせていただきました。ちょっと時間がないので、早口で申しわけないんですけども、前置きはすべて省かせていただきます。

現在、資源管理は3期目に入っております。30キロ未満の制限をする管理であります。これらの取組について、先ごろ北海道の定置網漁で自己の枠をはるかに上回る小型クロマグロが漁獲されて、大きな報道がされております。これは、我が国全体の捕っていい部分ですよ。それを上回るのではないかという危惧もあります。さらには、北海道のそういった取組において、関係する20都道府県がそういった動きになれば、すぐボーターラインまで超えていくわけですね。そうすると、当然のことながら、県内の漁業者からも、自分らは捕れなくなるのではないか、この資源管理体制自体が危ういものではないかと。もう第3期ですよ、3期までできているのに、こういった事態があつて、漁業者をなかなかグリップできていない水産庁の取組、これらについての認識をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（八江利春君） 水産部長。

○水産部長（坂本清一君） 北海道の定置網によりまして、クロマグロの小型魚が大量漁獲された問題でございます。

北海道の南部の漁協におきまして、9月下旬から10月上旬の数日間におきまして、大型定置網により小型クロマグロが大量に漁獲されたため、10月6日、水産庁から定置網の漁獲枠を共同で管理する、本県を含む20道府県に対しまして、定置網の漁獲枠の上限が超過されたという内容を持ちまして、操業自粛の要請が発出されたところでございます。

こうした事態は、定置網の共同管理制度の前提となります漁業者の努力と北海道の行政指導が十分ではなく、自己の漁獲枠を超えて全国枠を消化したものであり、共同管理制度を根本から揺るがすものと認識しております。漁獲枠の遵守に努力している本県といたしましては、大変遺憾な問題であると考えております。

○議長（八江利春君） 山本啓介議員—17番。

○17番（山本啓介君） その認識であるならば、やはりこの管理体制のあり方というものに問題があるということには既に気づきがあるかと思いますが。

沿岸漁業者は、捕れないから多く捕らせろと言っている話ではないんですよ。資源管理をすることは当然であります。しかしながら、それをどう守っていくか、沿岸と沖合でどう分けていくか。その中にあつて漁業者が、じゃ、北海道の漁師さんと長崎の漁師さんの認識は違うんですかといえば、どうなのでしょう。そういった部分を水産庁は考えているんですかね。

（発言する者あり） そういう地域、現場の構造とか、自分の漁法を転換したなら、その転換先の人たちが困るとか、または、季節によって捕れる魚が違ふとか、そういった部分をしっかりと考えずにこのような管理体制をつくった水産庁に対して、私は本県の重要な産業の問題として、知事はぜひ漁業者に耳を傾け、国に対して物申す、そういうタイミングをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八江利春君） 知事。

○知事（中村法道君） ご指摘の問題は、本県の漁業振興上、極めて大きな問題であると考えております。しっかり関係の皆様方からお話をお聞きし、必要であれば、私自らしっかりと要請活動を行ってまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 山本啓介議員—17番。

○17番（山本啓介君） ぜひお願いをしたいと思います。

質問通告はすべて、大体終わりました。先ほど、最後に、知事の姿勢についてお尋ねをし、しっかりとご答弁をいただいたところでございます。残りわずかですけれども、少しだけ触れさせていただきたいと思います。

若い世代の話をしました。先ごろ所信表明、そして出馬決意の発表をされた後の記者会見において、「来期の柱は」と記者の方がお尋ねをされた際に、「健康寿命」と、まずはじめにおっしゃったというふうに聞いております。

我々は、少子化や人口減少という取組の中で、今日も中島廣義議員とのやりとりでもございました。若い世代がどのように結婚し、そして家族を育んでいくのか、どのように産み育てていくのか、そこが重要であろうかと思えます。そういった課題を抱えながらも、一発目の言葉が「健康寿命」であるならば、それを否定するわけではありませんが、知事にはぜひ、人や産業や地域を輝かせると同時に、ご自身が発言する未来への言葉についても輝かせていただきたいということを申し上げたいと思います。

すみません、10秒ありますけれど、何かありましたら、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（八江利春君） 知事。

○知事（中村法道君） 「健康寿命」、どの場面で申し上げたか、一つは、大きな時代の世界の流れの中で、これからの施策の方向として、どんなことを考えているかという、いわゆる高齢社会、グローバル化等を考える際に、人生100年、こうなるとやはり女性や高齢者の方々に活躍していただける世界を実現するのが大事だと、そういう思いで申し上げたつもりであり

ます。

○議長（八江利春君） 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時14分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○議長（八江利春君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

吉村 洋議員—21番。

○21番（吉村 洋君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

午後一番の質問となります、自由民主党・県民会議、佐世保市・北松浦郡選挙区選出、吉村洋でございます。よろしくお願いをいたします。

今回新たに採用されました「分割質問方式」で質問をさせていただきます。どのようになるか、わかりませんので、その折はお許しをいただきたいと思います。

また、先ほどもありましたが、この本会議場で最後の質問となります。数年の経験しか私はございませんが、この議場の長い歴史を考えると、なかなか感慨深いものがあるかと思えます。

年を越すと、次は新しい議場で質問が始まるということですが、私も、できれば、どっちがいいかなという、新しい議場でやりたかったんですが、（笑声・発言する者あり）何分、古いところですから、（発言する者あり）急遽、させていただきたいと存じます。

とは言うものの、かかる懸案でございますので、答弁についてもよろしくお願いをいたしたいと思います。

1、商工業の振興について。

（1）中小企業及び小規模企業の振興に関する条例について。

①条例制定後の取組状況について。

この条例は、平成27年に制定をされまして、2年が経過するところでございます。これは、平成26年の「小規模企業振興基本法」の成立を受けて条例制定されたところでございますが、この条例においては、第16条から第18条におきまして、県の役割といたしまして、中小企業の振興を図るための施策を総合的に推進する計画の策定、施策の反映、財政措置などを定めているが、具体的に県としてはどのように施策を実施しているのか、また、計画があるのか、効果的な支援ができているのか、その取組状況について、お伺いをいたしたいと思います。

（2）商工会の支援について。

①中期計画への支援について。

県内商工会におきましては、平成29年度に「商工会中期計画」を策定しております。この計画は、平成29年度より平成33年度までの5カ年の県内商工会の基本戦略と成果目標、具体的な取組について取りまとめているものでございます。

基本戦略を繁栄企業創出による地方創生を目指すということにしております、成果目標としましては、5年後、5%、500社創出といたしております。

具体的には、商工会の地域ごとに地域資源等の地域の強みを抽出し、重点支援分野と企業の絞り込みを行い、その分野に対し、商工会が持つ経営資源を集中することで地域外の需要を取り込むような企業を育成するというものであります。

これは、商工会が、これまで経営改善普及事業を中心としてきた個者支援から地域産業の育

成という新しい分野へ乗り出す、その方針を明確に打ち出した画期的なものであると言えます。

こうした取組が成功すれば、地域外から外貨を取り込み、地域内に循環させるという地方創生にもつながる好循環が生まれていくことと期待されます。

この商工会の中期計画への取組に対する県の支援について、お伺いをいたしたいと思います。

②経営発達支援計画の進捗状況及び支援について。

国では、平成26年の「小規模企業振興基本法」成立を受けて、小規模企業対策を強化しております。

商工会、商工会議所に対しましては、「経営発達支援計画」を策定させ、経済産業大臣が認定し、認定を受けた商工会、商工会議所には国が直接補助を行い、小規模事業者に対する伴走支援などの各種施策を実施しているところでございます。

平成29年1月現在、県内21商工会のうち15商工会が認定を受け、また、会議所においては、8会議所中2会議所が認定を受けているところであります。今後も認定を受ける商工会、会議所は、当然増加するものと思われま

す。そこで、認定を受けた団体の事業実施状況及び推進に向けた取組に対する県の支援について、お伺いをいたします。

③農商工連携ファンド事業の継続について。

地域資源の活用による新商品等の開発につきましては、長崎県商工会連合会が実施主体となりまして、平成21年度より、国、県の基金による農商工連携ファンド事業を実施しております。これまでに123の事業が採択され、うち60を超える事業が事業化されております。また、採択事業者の中には6次産業化へ進んでいる例も見

られるなど、新たな産業の創出にも寄与をしていると考えられます。

本事業は、平成30年度で10年間の基金運用期間が終了するわけですが、本県におきましては、地域資源活用による新商品開発等は今後も必要であることから、農商工連携ファンド事業と同様の事業を継続していく必要があると考えるところでございます。県としてのお考えをお伺いしたいと思います。

この後の質問におきましては、対面演壇席より行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（八江利春君） 産業労働部長。

○産業労働部長（平田修三君） まず、中小企業及び小規模企業の振興に関する条例制定後の取組状況についてのお尋ねでございます。

県では、平成28年3月、この条例に位置づけられた中小企業、小規模企業の振興計画に当たります「ながさき産業振興プラン」を策定し、産業の強化に必要な「生産性、付加価値の向上」、「事業・取引の拡大」などについて、市町や業界団体等との意見交換を行いながら施策を推進しているところであります。

具体的には、ものづくり中堅企業の取引拡大支援、食品製造業の高付加価値化支援、宿泊業の生産性の向上及び中小企業診断士の活用と商工会、商工会議所との連携によります経営革新や経営力向上支援などに取り組んでおり、中小企業の経営改善につながっているものと考えております。

また、本年4月に県や商工団体、金融機関等で構成します「ながさき産業振興推進会議」を立ち上げまして、県と商工団体との目標の共有を進めるとともに、市町との連携強化も図りながら、支援体制の強化を図っております。

2点目に、商工会中期計画への取組に対する県の支援についてのお尋ねでございます。

商工会中期計画の目的を達成するためには、経営指導員の資質向上が重要と考えており、県では、各種の研修や中小企業診断士等の資格取得のための支援及び商工会の機能強化を図るための地域ビジネス発展支援事業による広域経営指導員の配置等の支援を行っております。

また、商工会等と目標を共有し、各地域における生産性の向上や販路拡大に向けた支援に取り組むとともに、高度化、専門化する経営指導を効率的に行うため、商工会の合併や支所の統合についても推進してまいります。

3点目に、経営発達支援計画の認定を受けた商工会における事業の実施状況と、推進に向けた取組に対する県の支援についてのお尋ねでございます。

現在、15の商工会において、国の認定を受け事業に取り組まれており、例えば東長崎商工会においては、戸石地区の特産品である養殖トラフグを使った新商品開発や認知度向上のためのPR、また、五島市商工会においては、五島つばき酵母をはじめとした地元の農水産物等を活用した商品開発、販路開拓などの取組が行われております。

そのほか各商工会において、商談会や物産展への出展による販路開拓、地域資源を活かした新商品の開発、マスメディア等を活用した情報発信などの取組が行われております。

本支援計画による取組を支援するため、県商工会連合会に広域経営指導員を配置するとともに、先ほども申し上げました商工団体、金融機関等で構成する「ながさき産業振興推進会議」を通じて目標を共有いたしまして、各地域の取組に対して、市町とも連携し、地域資源を活用

した商品開発や販路拡大の後押しを行ってまいります。

最後に、農商工連携ファンド事業の継続についてのお尋ねでございます。

農商工連携ファンド事業につきましては、近年の金利低下により、既存制度の単純な延長では十分な事業費が確保できないことから、国において、事業継続のための対応方針が示されております。

具体的には、県負担の増額によるファンド総額の拡大、県独自の予算措置によるファンド事業の補完、公債よりも条件のよい社債等による運用など、低金利下であっても有益な中小企業施策が実施できるよう、必要な手立てを講じることが求められております。

県といたしましては、本ファンド事業が中小企業者と農林漁業者をつなぎ、地域資源の活用による商品開発など、地域の活性化を図る有効な事業であることから、当事業の継続に向けた検討を進めるとともに、事業運営について引き続き商工会連合会との連携を深めてまいります。

○議長（八江利春君） 吉村 洋議員—21番。

○21番（吉村 洋君） 今、商工業の振興についてお答えをいただいたところでございますが、まず、県の条例の制定後の動きがなかなか具体的に取組が見えてこないというのが、関係商工業、小規模事業者の共通した思いじゃなかろうかなと思うわけです。それを見える化していただきたい。具体的に支援をしていただきたい。それは事業者自体も努力をしていくわけですが。

8月の長崎新聞に載ったんですが、会員企業の支援をするために、今までは商工会単位で経営指導員が指導をしておったんですが、それでもまだ効果が上がらないということで、もっと効果を上げるために、複数の商工会の指導員が

グループをつくって会員事業所の支援を行っていく、企業の診断を行っていく、そして対策を打っていくというようなこと、こういう努力をいろいろやっているわけです。そういうことに對して、なかなかその支援の形が見えないと、こういうことが出てくるわけですが。

この条例を制定したことについて、そういう具体的な動きが考えられないのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（八江利春君） 産業労働部長。

○産業労働部長（平田修三君） とりわけ小規模事業者の方々への支援につきましては、やはり商工会の経営指導員の皆様との連携というのが大変重要になってきていると思っております。

先ほどから繰り返し申し上げておりますように、今年、「ながさき産業振興推進会議」というものを立ち上げまして、各地域で取り組まれようとしている取組について、各団体と県と金融機関とで目標を共有することで、それぞれの持つおります支援のツールを効果的に組み合わせ、地域の企業、小規模事業者の皆様の振興を図っていこうという取組を開始しているところでございます。

今後、県の施策につきましても、各地域での生産性向上とか販路拡大などの取組を進めるに当たっては、各地域の商工会の経営指導員の方の例えばコーディネートの中で施策を組み合わせていくなど、そういう取組を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（八江利春君） 吉村 洋議員—21番。

○21番（吉村 洋君） なかなか具体的な施策が出てこないのが、ちょっと不満なんですけれども、抽象的に言われても、なかなかそこが見えてこないというのがあります。

ですから、今後、そういうところを具体的に

出せるように、県連とか、そういう関係団体と一緒に話をしていきながら、どういうことが効果的かというのを見つけていっていただきたいと思います。

次の商工会の支援につながっていくんですが、中期計画の支援というのを5カ年計画で今つくってあるわけですね。これを実現していこうということになるわけですが、そのためには、その次の経営発達支援計画というのにもつながってくるわけですよ。

それで、実際に平成29年度で交付申請をされた商工会が14商工会あって、総額で6,200万円程度の補助金が出ているわけですね、経営発達支援計画によってですね。これは経営発達支援計画を立てると、その計画に沿って事業を実施していく、それによって補助金が出るわけですが、これは事業補助だけなんですよね。だから、商工会とか会員にしてみると、いたずらにとは言わないですけど、事業が増えるばかりで、そこに人が必ず要るわけですけども、人間に対する人件費の補助が考えられていないものですから、そこが事業実施に当たって実現していくのにネックになってくるわけですよ。

そういう意味で、人件費に対する助成というものができないのかなと考えるわけですが、先ほど、部長も答弁の中で言われましたが、別段の県独自の施策と、そういうことを制度的に設計されないのかなと思うんですが、それについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長(八江利春君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) このような経営発達支援計画の推進を図るためにも、商工会連合会に広域経営指導員という職員の配置について支援を、県の独自施策として行っているわけでございます。もともとの各商工会の経営指導

員の方々の人件費につきましても、県の補助によって人件費を賄っているというのは大半でございます。

各地域の経営指導員の方々は、各商工会の支所ごとに配置をされているケースが多く、1人ないし2人で業務をされているところが非常に多いでございます。

先ほどの商工会の中期計画の中でも、そういう支所の統合を進めることによって、商工会、経営指導員の一定集約を図ることで、経営力の強化に対する支援を行っていく体制を強化する取組を進められているところでございます。

私どもとしては、その具体的な取組を進められるに当たって、販路開拓とか商品開発などについて専門的なアドバイスとか、そのほかの支援施策を組み合わせることで成果につなげていくという取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長(八江利春君) 吉村 洋議員—21番。

○21番(吉村 洋君) なかなか、ぴたっとくる答弁がね、くればいいんですけど。

もう一つ質問させていただきます。

これは商工会の県連の資料なんですけど、合理化計画ですね。職員の数を、補助対象職員削減計画というのが平成16年に立てられまして。

この時の担当部長はどこにおられるのかなと思うんですけど、県連の専務におられるごとうとですけど。

今、前倒しで計画が進んでおります。積極的に削減に協力をしているわけですが、これによって、基礎事業費Ⅱというのがあるわけですが、これがどんどん、平成27年度をピークとして減少をしていくわけです。部長は当然、そのことはご存じだろうと思いますけれど。

これが一定目的を達成すると、限りなくゼロ

になっていくんだろうと思いますが、これによって、今、事業が進んでいるという面があるわけですが、非常に助かってですね。

ただ、この基礎事業費Ⅱという性格を考えると、新たなこういう補助事業のメニューをつくる必要があるんじゃないかなと思うんです。それによって商工会の、また、その地域の活性化が図られると思うんですが、それについてのご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（八江利春君） 産業労働部長。

○産業労働部長（平田修三君） 先ほども申し上げましたように、現在でも地域ビジネス発展支援事業ということで、県の独自の事業支援施策を行っているところでございます。

現在行っております施策について、今後、さらにどういう有効な取り込みができるかどうかということについては、改めて商工会連合会の皆様とも話し合いをしながら、今後の方向については検討してまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 吉村 洋議員—21番。

○21番（吉村 洋君） 次にまたいつか質問する時があったら、同じことを聞くんですが、具体的な答えが早く出てくるように希望して、この質問を終わらせていただきたい。

2、県北地域の活性化について。

（1）県北地域の連携について。

①肥前窯業圏の取組みについて。

肥前窯業圏につきましては、平成27年度に締結された佐賀県と長崎県との連携協定によって、日本遺産認定に向けた具体的な事業の取組として実現したものだとうと認識をしているわけでございます。

本協定の有効期間は、締結日から5年となっているわけですが、肥前窯業圏の平成29年度までの実績について、まずお伺いをしたいと思っ

ております。

また、財源として地方創生加速化交付金、また、地方創生推進交付金などが充てられていると思うわけですが、今後、どのように進められていくのか、併せてお伺いをいたします。

②佐世保市を中心とした連携中枢都市圏の取組との関わりについて。

平成26年、国によって新たな広域連携策であります「連携中枢都市圏構想」が提唱をされております。そこで、平成28年4月に中核市へ移行しました佐世保市を中心として、連携中枢都市圏形成に向けた取組の推進を表明されているところでございます。

連携中枢都市圏の推進は、連携中枢都市宣言、連携協約の締結、都市圏ビジョンの公表という段階を踏んでいくわけですが、これに向けて現在、取組を佐世保市は進められております。

この圏域は、県境を越え7市7町に及んでいるところでございます。この連携協約は、佐世保市とそれぞれの自治体が、お互いに2者間で締結するものでございまして、目的によって2者の塊ができて、それがまたつながっていくというようなイメージだろうと私なりに考えているところでございます。

この連携事業の構築を検討されている中で、地域の共通資源である陶磁器を活用した展開も想定されているところでございますが、先ほどお尋ねをいたしましたとおり、肥前窯業圏の事業は、佐賀県、長崎県及び6市2町、ほか関係団体で構成される「肥前窯業圏活性化推進協議会」において実施をされているところでございます。

今後、自治体間の協議が進んできると、肥前窯業圏協議会で実施する事業との差別化や連携実施などの検討もされるものと考えてはおり

ますが、双方が効果的、効率的な事業実施を行うためには、県は連携中枢都市圏の動きを把握し、それなりの準備をしておく必要があると考えるわけですが、県の考え方を伺いたいと思います。

○議長（八江利春君） 企画振興部長。

○企画振興部長（古川敬三君） 肥前窯業圏の平成29年度までの実績と、今後どのように進めていくのかというふうなお尋ねでございます。

肥前窯業圏の取組につきましては、佐賀県及び関係市町や民間団体と連携し、平成28年3月に活性化推進協議会を立ち上げまして、地域の魅力や文化的・歴史的価値等を踏まえた肥前窯業圏のブランドイメージアップに向けた情報発信を行いますとともに、圏域への誘客促進に向けた陶磁器文化の体験プログラムの充実、各種イベントの開催などに取り組んできたところでございます。

特に、今年度におきましては、ターゲットを明確化し、福岡都市圏在住の女性向けに、商業施設内でのPRイベントとか、訴求力のある各種媒体を活用した情報発信の強化に取り組んでまいりました。その結果、陶磁器関連施設の入館者数が順調に増加をしているところでございます。

また、さらなる認知度向上並びに誘客促進を図るため、福岡市内カフェでのPRイベント、WEB動画作成等によります魅力発信や、窯業に関連する着地型旅行商品等の開発、周遊モデルコースの造成など、旅行商品の充実強化に取り組んでいくこととしております。

今後も引き続き、地方創生推進交付金を活用し、地域資源の磨き上げや魅力発信の強化などを盛り込んだ事業戦略に基づきまして、佐賀県及び関係市町等とともに連携を密にしながら、肥

前窯業圏の交流人口の拡大や県北地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、連携中枢都市圏の動きを把握し、準備をしておく必要があるのではないかとのお尋ねでございます。

県といたしましても、自治体間の連携は重要であると考えておりまして、佐世保市と関係市町で構成されます連携中枢都市圏の協議の場にオブザーバーとして参加をし、情報収集に努めているところでございます。

また、県において調整が必要となる事案が出てくることも想定し、これに迅速に対応できるよう、協議会において連携事業の構築を検討していくとされた項目について庁内各課へ情報を提供し、共有を図っているところでございます。今後も引き続き、議論の動向を注視しながら、助言や情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 吉村 洋議員—21番。

○21番（吉村 洋君） 何とも無味無臭な答弁で、ちょっとがっかりくるんですが。

例えば肥前窯業圏、「ロクロンロールエキスポ in 肥前」といって、これは平成28年度の事業で平成29年の初めに行われているんですが、立派なパンフレットができていますよ。いろんな事業がされているんですが、こういうことを具体的に、どういう効果があって、どういう問題、課題が出てきたとか、そういうことをもう少し話してくれれば楽しいんですけど。

この中で、「肥前やきもの圏フェア投票用紙及びプレゼント付きアンケート」というのが入っておって、アンケートを取ってあるんですよ。このアンケートを分析されたのかどうか、そこら辺のところについて、お答えをいただきたいと思います。

○議長(八江利春君) 企画振興部長。

○企画振興部長(古川敬三君) 各事業を行いますと、事業評価という形で、その検証はさせていただいているところですが、すみません、手元に、どういうふうな形で評価をしたかというのを持ち合わせておりませんので、後ほど、その部分についてはご報告をさせていただきます。(発言する者あり)

○議長(八江利春君) 吉村 洋議員—21番。

○21番(吉村 洋君) さっきから、手元になかなかないようでございますが、どこに置いてあるのか、聞きたいところですが、(発言する者あり) 今ないのであれば、あともってお知らせをいただきたいと思います。答弁については、いろいろと調整もさせていただくわけですが、もう少し色あいのある答弁を考えていただければありがたいんですけれど。

次に、連携中枢都市圏ですが、今の質問では、県北振興局が中心となってやった肥前窯業圏というのが、長崎、佐賀連携という考え方の中で進められているわけですが、連携中枢都市の中でもいろんなメニューが今考えられておって、今から進むところなので、決定はしておりませんが、決定してからやるというのではどうかと思うわけです。決定する前に、そういうことを構築していかなと。

例えば佐世保市が、連携中枢都市の中で、その関係自治体と、こういうことをやりますと決めました。「ああ、そうですか、それならそれで頑張ってください」というような話ではいかなわけですから、この計画段階から積極的に参画をして、できることがあれば。

これは重なるところがいっぱいあるんですよ。一つの例として肥前窯業圏というのを挙げましたが、事務事業から何からずっと重なる部分が

たくさんあるなと思って見られるんですよ、この連携中枢都市圏では。おまけに県境を越えていくんですよ。

ですから、そこら辺の取組というのは、もっと大きな関心を持って、積極的な取組をやっていただきたいと思うんですが、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長(八江利春君) 企画振興部長。

○企画振興部長(古川敬三君) 今、議員からお話いただきましたように、都市圏の連携協議、継続事業といたしまして48項目にわたってございまして、その中に、今お話いただきましたように陶磁器の連携した展開という項目も盛り込まれているところでございます。

先ほどもご答弁申し上げましたように、中枢都市圏の協議の場にはオブザーバーとして参加をさせていただいております。肥前窯業圏は県も構成団体でございますので、当然、連携中枢都市圏の動きをしっかりと見定めながら、連携をするところもございまして、また、役割分担をすることもございましょう。そういうこともしっかりと確認をして、今後引き続き、事業は進めていきたいというふうに考えております。

○議長(八江利春君) 吉村 洋議員—21番。

○21番(吉村 洋君) ここもまだ今計画段階ですので、あまり詰めてもできないところもありますが、そういう姿勢を持っておっていただきたいと思います。

3、道路行政について。

(1) 北松やまびこロードについて。

①北松北部農道の県道移管への経過について。

北松広域農道、通称やまびこロードについての質問ですが、この農道は、幅員8メートル、全長15.6キロメートルの広域農道です。北松地区で国の圃場整備事業を行った際、県営広域管

農団地農道整備事業で整備された道路でございます。平成16年11月に全線を開通しております。

管理は北松やまびこロード共同管理協議会、この時点では2市10町1村で行っていたわけですが、平成17年からの市町村合併によりまして、この協議会の構成が3市1町というふうに変わってきております。ここがほかの広域農道とちょっと違うところでもございます。

現在、西九州自動車道佐々松浦道路の事業化によりまして、その早期完成が待たれるところですが、その接続道路としての機能も出てくるのかと私なりに考えているところですが、ここを農道のままではなく、県道とするに至った経緯について、お伺いをしたいと思います。

②北松南部農道との一体管理について。

この北部が県道になるのであれば、南部の方も同様な理由から県道での一体的な管理をすべきではないかと考えるわけです。

見かけ上、離れておりますよ。しかし、これはB/Cを考えた時に、それまであった一般県道を活用してくださいという行政側の一方的なお願いであって、本来であれば、つながべきであったろうと思います。その2つを合わせて北松やまびこロードというわけでございますから、そういうことから考えて一体的な管理をすべきではないかと考えるところでございますが、県の考え方をお伺いいたします。

（2）都市計画道路佐世保縦貫線（国道35号）整備の進捗状況について。

①現在の状況について。

佐世保市が要望しております都市計画道路佐世保縦貫線の早期事業化については、平成28年2月定例会でも質問をさせていただいております。改めて、またお伺いするわけですが、本路線は、春日町を起点とし日宇町を終点とした全

長約8.5キロメートルの佐世保市の主要幹線道路でありながら、潮見交差点から福石町交差点までの約700メートル区間は、昭和21年に道路幅36メートルで整備するという都市計画決定がなされてから、約70年にわたって未着手のまま経過をしている道路です。

長期未着手都市計画道路として、県が平成18年に作成した都市計画道路の見直しガイドラインに基づき再検証が行われ、国、県、市合意の上、佐世保市の都市計画道路16路線を廃止しながらも、その必要性から存続になったと聞いているところでございます。

計画決定に当たっては、事業推進の立場から土地所有者へ厳しい制限がかけられており、いたずらに経過した時間に得られたであろう利益の損失を考えると、その説明責任は重いと考えているところでございます。

ガイドラインによりますと、「存続路線については、整備主体、整備手法、整備時期を想定します。これは、住民との意見調整を行うに当たり、説明を行う責務があると考えためです。全ての存続路線について整備時期を定めることは無理としても、可能な限り一定期間内、例えば5年以内、または10年以内に着手する区間を明らかにすることは必要と思われます」という記載があるわけです。これは県がつくったガイドラインの中です。ということから、その責務は、この文章を読む限り県が負うものと考えているわけです。

そこでお尋ねしますが、整備について検討が進められている佐世保縦貫線の現在の状況について、お伺いいたします。

②都市計画決定権者としての県の取組みについて。

決定権者は、長崎県であるわけですが、その

決定権者としての取組み、国、市との協議の状況についても伺いをいたしたいと思います。

○議長（八江利春君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 道路行政に関するご質問4点について、お答えいたします。

まず、北松北部農道の県道移管への経過についてのお尋ねでございます。

北松やまびこロードは、沿線の農業振興のため、県の広域農道事業として整備され、平成16年度に供用されております。

また、現在整備中である西九州自動車道のインターチェンジの配置計画に当たっては、平戸市方面へのアクセスを考慮し、北松北部農道を活用する計画となっております。

このため、西九州自動車道の供用により、北松北部農道は、農道の機能に加え、新たに平戸市方面への交流人口の拡大や物流の効率化を図る広域的な交通ネットワークの役割を担うこととなります。

この結果、大幅な交通量の増加が見込まれることから、県としましても、県道として管理する必要があると考え、現在、平戸市、佐世保市と協議を進めているところであります。

次に、北松南部農道も県道に移管し、一体管理を行うべきとお尋ねでございますが、北松南部農道については、西九州自動車道が供用しても、北部農道のような利用形態の変化は見込まれず、また、並行する国道、県道もあることから、県道として新たに管理する必要性は見出せないと認識しております。

このため、北松南部農道の維持管理については、引き続き、現在の農道管理者である佐世保市及び松浦市で実施していただきたいと考えております。

次に、都市計画道路佐世保縦貫線整備の進捗

状況についてですが、県が決定する都市計画については、地元の意向を尊重しながら、望ましいまちづくりのあり方について、関係する市町、国との協議調整を行い、進めているところであります。

その中で、都市計画道路佐世保縦貫線の潮見交差点から福石町交差点までの区間については、検証を行い、市や国と調整した上で、平成27年度に従前の都市計画を継続することと整理しました。

当該区間の今後の進め方については、現在、現道4車線を6車線へ拡幅する案や、4車線のままで交差点やバス停の改良のみを行う案、また、市が事業主体となって土地区画整理事業を併せて行う案など、複数の案について佐世保市が検討しているところであり、今後、将来交通量の分析結果も踏まえ、県、市、国で協議し、必要な見直しを行っていくこととしております。

次に、都市計画決定権者としての県の取組についてのお尋ねですが、県としましては、現在、市が行っている調査、検討について議論するとともに、国との協議、調整を市とともに進めているところであります。

平成28年度に調査、検討を始めて以降、県と市との協議を13回、国との協議を6回行っております。

今後も、調査、検討を進めるに当たっては、市と国と十分連携し、社会情勢の変化や地域の実情に応じた取組を柔軟に行ってまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 吉村 洋議員—21番。

○21番（吉村 洋君） 何か、よくできましたというような答弁ですけれども、朗読だけで。

まず、北松やまびこロードですが、よく言い切っていただきましたが、そういう機能がない

のか。西九州自動車道に北部は接続するから、その機能が上がるんだと。

南部の方は、接続されていないと考えるんですかね。そこをお聞かせください。

○議長(八江利春君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 先ほど申しました西九州自動車道のインターチェンジへのアクセスということで行きますと、北部の農道については実際に直につながることにありますけれども、南部については、議員がご指摘のとおり、ちょっと離れておりまして、直接はつながりません。我々の予測でも、西九州自動車道が供用した後も交通量はさほど変化がないというふうに見込んでおります。

○議長(八江利春君) 吉村 洋議員—21番。

○21番(吉村 洋君) 直接接続していないと言われると、私が指摘したと部長は言いますが、指摘したんじゃないくて、状況を説明しただけで、これを直接つながっていない状況にしたのは県ですよと言うだけです。わかりますか。
(発言する者あり)

だから、農道が直接つながっておらんから違うでしょうとか、交通量の分析は別として、一般県道を使ってくださいと、この農道をつくる時にお願いをして、そういう形にしたと、建設費が上がらんようにと。それをもって、接続していないから南部は農道のままでというのは、どうでしょうかと。

その2つを合わせて「やまびこロード」というんですよ、1本の農道ですから。これまでそういう機能を持たせておったわけですよ、農道としてですね。ですから、それを分けて、離れているから取り扱いをかえるというのは、いかがなものかと。

それから、市町村合併の前は、そういう協議

会をつくって管理をしておったわけですよ、共同で。だから、その管理の水準というのは一定に保たれるわけですが、合併以降、協議会の構成が変わってしまったわけです。ですから、南部は、さっき部長が言われたように、佐世保市と松浦市の2市です。そして北部は県が管理しますとなると。その道路を通る人たちは、どちらも同じ道路ですよ。ですから、そういう意味で、管理を安定させるためにも一緒に管理をした方がいいんじゃないかという提案を申し上げているだけです。

もっといい答えは、その答弁の文章を読むより、「やります」と言うたら、一番いい答えなんですけれど、検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長(八江利春君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 北松南部農道の県道移管については、関係市からの要望があれば、お聞きしたいと思います。

その際は、県道として管理すべき客観的理由や必要性も併せてお伺いし、議論していくことになると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(八江利春君) 吉村 洋議員—21番。

○21番(吉村 洋君) 要望があればと言われますが、私も佐世保市と話しよって、そういう声もあるので、当然あげてくるわけですよ。だから、いわゆるペーパーとして要望があがってくるだろうと思いますけれども、その時には前向きに検討してくださいよ。客観的な合理的な理由なんていうのも、それは当然必要ですよ。言わなくても当たり前のことですよ。それもついてくるだろうと思いますから、その時は検討をお願いします。

次に国道35号ですが、これも難しい問題とは

思います。しかし、70年も放置して置いておったということについての責任というのは、やっぱり重いと思うんですよ。

今の国道の両側8メートルずつが制限をかけられております。木造の古い家で、店舗も営業ができないと、そういう中で空き家も増えておりますし、その地権者の方々も、制限がなかったなら建て替えをして、ビルを造って商業ビルにしたかったんだと、そういうことがあるわけです。それをどう解決するかという話なんですよ。

だから、佐世保市も考えて、区画整理と道路改良事業と一緒にやれんかという提案をしてこられたわけです。佐世保市が迷っているわけではないんですよ。どうやれるかという、その材料がないから、できずにおるとというのが現状ですから、そこを佐世保市がじゃなくて、そうしたら決定権者として県はどの形がいいのかというのを判断していただきたい。

そのためには国の、さっき部長もおっしゃいましたけれど、将来交通量調査を5年に1回か、やられているようですが、今、佐世保市の手元にある情報は、西九州自動車道がまだ干渉までの時の資料しかないわけです。それが今はもっと延びているわけですから、そこと並行して走る国道35号はどうなのかという話にもなってきて、全くそこら辺の判断ができないわけですから、それを後押しするのが、「一緒になって頑張ります」という言葉の意味じゃなかろうかと思います。

最後に、これは聞けと言われたんですよ、部長から、佐世保市ですよ。（笑声・発言する者あり）

土木部長は、この国道35号を視察されましたかと聞いてくださいと言われたんですよ。答え

てください。（笑声・発言する者あり）

○議長（八江利春君） 土木部長。

○土木部長（岩見洋一君） 国道35号につきましては、現地に数回参りまして、私自身の目で、その状況を確認しております。

併せて佐世保市とも意見交換を行っております。今後とも、意見を踏まえて調整していきたいと思っております。

○議長（八江利春君） 吉村 洋議員—21番。

○21番（吉村 洋君） これも言われたんですが、もう時間がないので言いませんが、土木部長は、土木部の中に、いわゆる都市計画道路、都市計画決定をする都市計画を持っているわけですね。それから道路建設も持っているわけです。両方の部長ですから、そこら辺をどのように判断していくかと、ここをハイブリットに考えて判断をしていかれるようお願いをしたいと思います。

また、国への働きかけももっと強くやっていただいて、いわゆる一番基礎になる交通量の基礎データを引っ張り出すように、頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4、林業振興について。

（1）森林資源の状況と活用について。

森林は、木材の供給のみならず国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等さまざまな機能があるわけですが、我々の生活に大きな恵みをもたらしているところです。

とは言うものの、林業、林産業は、長期にわたり木材価格の低迷や担い手不足などにより厳しい状況が続いているのが現状だと考えます。

しかし、山を見ると、戦後に造林された人工林が本格的な利用期を迎えており、特に、九州

地域は温暖であり、樹木の成長も早く、資源は充実していると私的には実感しております。

木材の自給率も平成14年を底に上昇傾向で推移をしております、平成28年には34.8%まで上がっているということでございます。

本年10月26日、「森林・林業・林産業活性化九州大会」に参加をさせていただきました。そこで、「佐伯型循環林業の確立を目指して」という事例発表を拝聴したわけですが、この発表を行われた佐伯広域森林組合は、平成2年に6つの森林組合が合併されて、1市の中に1森林組合ということで運営をしております。

当初は、間伐、枝打ち、除伐等の保育作業が中心であられたようですが、伐期を迎えた森林の増加に伴って、森林整備の中心が間伐から主伐、再造林へとかじを切られているようでございます。

①現在のスギ・ヒノキの資源量の状況について。

長崎県も同様のことが言えると思いますが、現在のスギ・ヒノキの資源量の状況について、お知らせをいただきたいと思います。

②搬出間伐の状況について。

本県におきましては、まだ搬出間伐による森林整備が進んできたかなという段階ではないかと考えるわけですが、搬出間伐の状況についてもお伺いをいたしたいと思います。

③「森林バンク」の創設について。

先日、新聞におきまして、林野庁による森林バンクの創設という記事を拝見し、2019年度からのスタートということですが、制度的には農地中間管理機構と似た仕組みになるのではないかなと思うわけですが、森林バンクの創設について、県のご見解があれば、お伺いをいたしたいと思います。

(2) 県北地域3森林組合の合併について。

①合併の進捗状況について。

現在、佐世保市、松浦市、北松の3森林組合の合併検討会が進められております。管理する地域が共通するところもあって、先ほど取り上げました佐伯広域森林組合でも、その有効性が認められるところでもありますから、やはり体力のある事業体によって一歩進んだ森林整備を行うためにも、この合併は進めるべきと考えるところであります。その進捗状況をどのように把握しておられるのか。

また、森林整備を行うに当たっての森林組合の役割は非常に重要ではないかと考えるわけですが、今後の県の合併支援策を含む森林組合育成支援の取組方針についても、併せてお伺いをさせていただきます。

○議長(八江利春君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 私の方から、4点お答えさせていただきます。

まず1点目が、本県のスギとヒノキの資源量の状況についてのお尋ねでございます。

本県の民有林のスギとヒノキの人工林面積は、約8万8,000ヘクタールで、蓄積量は約3,000万立方メートルとなっております。

このうち、建築用材などに利用が可能となる46年生以上のスギとヒノキの面積は、約5万2,000ヘクタールで全体の58%、蓄積量は約2,000万立方メートルで全体の67%を占めております。

また、平成28年度のスギとヒノキの素材生産量は、県の独自調査によりますと約12万8,000立方メートルとなっております。

次に、搬出間伐の状況についてのお尋ねでございます。

平成28年度の本県の搬出間伐面積は1,714ヘ

クタールとなっております。

各振興局管内別の面積でいいますと、長崎・県央管内が709ヘクタール、島原管内が97ヘクタール、県北管内が301ヘクタール、五島管内が117ヘクタール、対馬管内が491ヘクタールとなっております。

今後も、森林組合等による森林所有者への搬出間伐等の働きかけと作業受委託の推進、これに必要なプランナーの育成や情報整備、生産性を高めるための路網整備、高性能林業機械の導入や労働力の確保・育成を図って、また、流通面では製材用、輸出用など用途に応じた木材流通対策の強化に取組み、搬出間伐を推進してまいります。

次に、森林バンクの創設についての県の見解についてのお尋ねでございます。

この制度は、所有者自らが管理できず、かつ経営委託等もしていない森林について、所有者の意向を踏まえて市町が管理を受託し、意欲と能力のある林業経営者へ再委託をする、あるいは、それができない森林については市町等が管理をするものでございます。

併せまして、所有者が不明な森林については、事実上の森林管理者の判断で市町に委託ができるスキームや、国が創設を検討しております森林環境税を、この制度の財源とすることなどが検討されているところでございます。

この制度につきましては、年内に取りまとめられた上で、次期通常国会に関連法案が提出され、平成31年度からの施行に向けて検討されていると伺っているところでございます。

県といたしましても、森林の適切な管理と森林資源のさらなる活用を進める上で、本制度は有効であると考えているところでございます。

現在、森林所有者等の情報を整理した林地台

帳の準備を進めており、今後も、国の動きに遅れることのないよう、市町に働きかけながら制度の活用に取り組んでまいります。

最後に、県北地域3森林組合の合併の進捗状況と、今後の合併支援策を含む森林組合育成支援の取組方針についてのお尋ねでございます。

これまで合併の取組が遅れていました県北地域では、関係団体や市町と連携した経営指導や組合実務者による合併研究会の開催を通じて、地域内で合併への機運が高まり、平成27年12月に「長崎県北地区森林組合合併検討会」が設置され、平成29年度中を目標として合併協議会の設立を目指しているところでございます。

県といたしましても、合併実現に向けて積極的なアドバイスを行いますとともに、高性能林業機械のリース助成や人材育成・確保のための研修などの支援を実施しているところでございます。

森林組合は、森林整備を進め、木材を生産する中核的な役割を担っていると考えております。このため、各森林組合の経営改善に向けた取組をさらに支援し、広域合併による経営基盤の強化を図りますとともに、森林整備量の確保と生産性の向上、これを支える人材の確保・育成を進め、合併後も森林組合が安定的に経営発展ができるように、関係団体や市町と連携して取り組んでまいります。

○議長(八江利春君) 吉村 洋議員—21番。

○21番(吉村 洋君) 今の部長の答弁で大体中身はわかるんですが、せっかく右肩上がりに今はよくなっている状況、資源量も増えておりますし、搬出間伐についても、その啓発といたしますか、中身がようやく自治体にも理解をさせていただいて進んできている状況ですね。ですから、こういうのを一気に進めていくために

も、県のバックアップというものも当然必要としますので、県の森林組合等もありますので、そこら辺とも話をしながらやっていただきたいと思います。

また、県北地域3森林組合も同じ意味で、やはり右肩上がりです。だんだん推移してきておりますので、この際、そこをもう少し体力をつけさせて、充実した山の管理ができ、つながるようをお願いをしたいと思っております。

5、「県産酒で乾杯条例」制定後の状況について。

(1)「県産酒で乾杯条例」にかかる県の取組について。

①これまでの取組について。

これは、議員提案で平成27年12月25日に制定された「長崎県産酒による乾杯の推進に関する条例」でございます。山本啓介議員が提案者でございましたので、これを外すと怒られますので、あと3分の中で。

この条例において、酒造メーカーや県が、県産酒による乾杯を推進するための取組を主体的に実施するよう努めることが規定をされております。

これまで県が行ってきた取組について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長(八江利春君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 条例制定後、県では、県関係機関、市町、関係団体などに対し、県産酒による乾杯の普及、啓発について、文書はもとより、団体等の総会や担当者会議など、あらゆる機会を通じて協力の依頼を行ってまいりました。

また、県民の皆様に向けては、全世帯広報誌や県政番組などによる広報、PRを実施してきたほか、県産酒で乾杯のテレビCMを作成し、

県産品愛用月間や飲酒の機会が増える年末に集中的に放映しております。

また、V・ファーレン長崎のホームゲームなどでも県産品愛用イベントの中で周知、また、新聞・雑誌への広告掲載等で県民に向けたPRを行ってまいりました。

また、実際にお酒を取扱いいただく酒販組合や小売店、ご提供いただく飲酒店等に対しましては、県産酒での乾杯を推進するための協力依頼を行ったほか、「県産酒で乾杯やってます」などの短冊型のポスターを配布し、店内などに掲示していただいております。

さらに、県産酒を常時3種類以上提供されている県産酒指定店につきましては、「長崎県産酒で乾杯キャンペーン」を実施するなど、条例の普及・啓発と県産酒の乾杯推進への理解を求めるため、積極的な取組を行ってきたところでございます。

○議長(八江利春君) 吉村 洋議員—21番。

○21番(吉村 洋君) 今の部長の答弁で、やっておられることはわかるんですが、一番最初につくられた、これぐらいの小さなビラみたいなもの、あれを見た時にちょっとがっかりしましたね。もっと大々的にぼんとやってほしいと、そういう意味も込めて。

これが議員提案の条例だから、理事者側としてはあまり取組が弱いのかなと、なめとったらいかんですよという話になるわけですか。（笑声・発言する者あり）ですから、これを条例として制定した以上は、当局としても頑張っ取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

時間もまいりましたので、残念ながら、知事の答弁は一つもなかったんですが、（発言する者あり）中島廣義議員の時には20分程度ありま

したが、私の時にはゼロでした。（発言する者あり）ネクタイが曲がっておらんねと聞いたら、よかですばいと言うただけでしたので、この次は答弁をいただきますように、どうぞよろしくお願いします。

終わります。（拍手）

○議長（八江利春君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時40分から再開いたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

— 午後 2時40分 再開 —

○副議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。
引き続き、一般質問を行います。

山田朋子議員—14番。

○14番（山田朋子君）（拍手）〔登壇〕 改革21、佐世保市・北松浦郡選挙区選出、山田朋子でございます。

初当選以来、本日で12回目の登壇となります。このような機会をいただけるのも、多くの県民の皆様のおかげでございます。歴史と伝統のある本議場での私の最後の質問となります。

本日、改めて、県民の皆様に心から感謝を申し上げます。

それでは、県民生活の一助となるべく、通告に従い、順次質問をさせていただきます。

1、社会的養護の推進について。

（1）里親委託について。

近年、核家族化の進展などに伴い、家庭や地域における子育て機能の脆弱化や、子育て家庭の抱える不安や悩みなどの増加を背景に、児童虐待の増加が大きな社会問題となっております。

こうしたことから、平成28年には、児童福祉法の抜本的な改正が行われ、子どもや家庭の支援のほか、虐待などを理由に、家庭で適切な養

育を受けられない子どもたちも、原則として、家庭と同様の環境に置いて養育することが明記されたところであります。

また、本年8月には、こうした改正児童福祉法の原則の実現を目指して、外部有識者により取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」が国に対して提出されるなど、社会的養育のあり方が大きく変わろうとしております。

そこで、まず、本県においても、家庭で適切な養育を受けられず、児童養護施設や乳児院等にいる子どもたちが約500名いると聞いておりますが、こういう子どもたちへの社会的養育のあり方についての知事のお考えをお聞かせください。

○副議長（徳永達也君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 山田朋子議員のご質問にお答えいたします。

里親委託についてのお尋ねでございますが、児童の養育に当たっては、家庭が最も自然な環境であり、心身ともに健やかに成長できる場所であると考えているところであり、これまで「県民総ぐるみの子育て支援」を基本理念として、子育て家庭への切れ目ない支援や、安心して子育てできる環境づくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、虐待をはじめ、さまざまな家庭の事情により、家庭で適切な養育を受けられない児童もあり、こうした子どもたちも将来は家庭を持つことを考える時、家庭で養育を受けられない場合でも、できるだけ家庭的な環境で養育され、その生活を経験することが望ましい姿であると考えております。

本県においては、これまでも家庭的養育を推進し、特に、里親委託率は、10年前には2.7%でありましたものが、現在は16.8%と、全国平

均近くまで取組が進んできております。

児童福祉法の改正などを踏まえ、さらに新規里親の開拓や、施設の小規模グループケアの推進などに取り組み、家庭的養育を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) 知事の方から今ご答弁を頂戴いたしました。先ほど私が申し上げましたように、県内には、何らかの事情で親と暮らすことができていない子どもが500名程度おります。そういった子どもたちをはじめ、長崎県の宝であります全ての子どもたちにとって、次期中村県政3期目において、さらに、子どもたちのために取組を進めていただきたいということをご要望申し上げたいと思います。

それでは、引き続き質問をしていきたいと思っています。

先ごろ示された「新しい社会的養育ビジョン」の中で、里親への包括的支援体制の抜本的強化と里親制度改革を行い、里親とチームになり、リクルート、研修、支援等を一貫して行い、里親支援を抜本的に強化し、里親への支援を充実させ、里親のなり手を確保するとともに、里親養育の質を向上させるという工程が示されました。

併せて、乳幼児の家庭的養育原則の徹底と、年限を明記した取組目標が示されました。3歳未満については、おおむね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては、おおむね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は、10年以内をめどに里親委託率50%以上を実現するというビジョンが示されました。

本県では、登録里親数が、平成19年の54世帯

から、平成29年は131世帯と、各種取組を実施していただき、着実に増えてはきていますが、国のビジョンどおり実現するには、まだまだ相当数の方の登録が必要になります。

そこで、ビジョンの中で示されたように、里親支援の充実を図るべきだと考えております。具体的には、2点のことを提案いたします。

まずは、現在行っているところであります里親の「レスパイトケア」についてです。

確実に実績も上がってきていることは評価しますが、新たなメニューとして、従来の里親同士や施設だけの対応ではなく、本県では、登録はしているが、未委託の里親登録者が相当数いらっしゃいます。そのような方々が、まず、短時間預りなどを経験する、それにより、経験を重ね、一歩踏み出して受託しようという方向に向かうことが期待をされます。また、里親とは、地域の行政をはじめ、地域の住民の皆さんの温かいご理解、ご協力があってこそスムーズにいくと思われれます。

そこで、新たに、里親にはなれないけれど、支援をしたいという地域の里親支援者の方々を募り、里親宅にヘルパーとして派遣をし、生活支援をお願いする、この2つのパターンをレスパイトケアに追加してはどうかと考えます。

もう一つの提案が「メンター制度」です。

この制度は、里親さんが養育の悩み等を先輩里親に相談する制度です。

県内に数人のメンターさんを登録し、ニーズが発生したら家庭訪問等を行い、相談に乗り、問題解決と一緒に目指すものです。他県でも実施済みで、里親さんの負担軽減、課題解決に有効だと期待をするところであります。里親支援のメニューに加えるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 現在、児童を委託した里親さんへの支援としては、里親の一時的な休息等のため、児童養護施設等へ一時的に委託児童を預ける、いわゆる「レスパイトケア」というのを実施しております。平成28年度は、33件が利用されております。

また、児童養護施設などに配置している里親支援専門相談員、家庭支援専門相談員や、長崎、佐世保の両児童相談所に配置しております4名の里親相談支援員により、養育の悩み等に対応しているほか、里親への研修時には、先輩里親との意見交換や交流の機会も設けているところ です。

議員ご提案のレスパイトケアの拡充やメンター制度につきましては、こうした取組と目的が重なる部分も多いと考えますが、引き続き、里親委託の拡大を図っていく必要があるというのは十分理解しておりますので、未委託を含めた里親の皆さんのご意見等もお聞きした上で、里親支援に向けた必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) 今やっていることとかぶっていることもあるからというお話だったかと思いますが、私は、里親さんたちからお話を聞いた上で、このような提案をさせていただいております。もちろん、この質問が終わった後に関係の方々と意見交換をしていただくことは当然ありがたいことですし、希望いたしますが、ぜひいろいろな、今回、国の方も抜本的な改革をするということで、もっと充実させないと里親さんが増えません。負担を軽減しないと決して増えません。

私が申し上げたことというのは、要は、今

やっているけれど、メニューも充実させた方が必ず効果が出ると私は期待をしているところです。

メンター制度に関してですけれども、登録前と登録後の研修で、確かに経験のある里親さんの話を聞く機会は設けていますが、それはその場限りになっております。個別に伺って課題解決するということは、非常に私はその負担軽減等につながるというふうに思いますし、里親さんの登録を解消する方というのも現在いらっしゃる状況の中においては有効だと思いますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、市町との連携についてです。

里親と里子が地域の中で不利益をこうむることなく暮らすには、市町の協力が不可欠だと里親さんからよくお聞きします。

地域で暮らす委託里親の皆さんが、一般の家庭とかわりなく行政サービスの提供を受けるためには、市町との里親委託の情報の共有化が必要だと思います。

また、特別養子縁組の方の話によると、乳幼児健診の場や、行政窓口において、配慮に欠けたような対応を受けたということもお聞きしました。特別養子縁組の情報は、大変デリケートなものであり、その取扱いは、特に、慎重さが求められるとともに、ご本人の意向の確認も大事になってくることから、無条件に全ての情報の共有を図ることは難しいと思います。しかし、今後の家庭的養育を進める上で、里親委託を拡大していくことが求められていることもあり、市町においても、里親委託や特別養子縁組の方のことについて、さらに理解を深めることが必要であり、それを進めることが、里親と里子が安心して地域で生活できることにつながるもの

と思います。ぜひ、県として、従来以上に、市町に対する里親制度の理解を深める取組を推進していただきたいと思います。ご見解をお聞かせください。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 今後、家庭的養育をさらに進めていく上では、里親委託の拡大が必要であると思います。また、身近なところで子育て家庭を支援していただく市町が、里親制度を理解することは重要なことだというふうに考えております。

県では、従来から、里親世帯が、市町において、児童関係の手当てをスムーズにするための「里親登録証」の発行でありますとか、各地域で実施している「里親出前講座」への市町職員の参加の呼びかけを行うなど、市町に対する里親制度の理解、促進に努めているところであります。

議員からのご指摘も等々ありました。いろいろ調べもいたしました。そういう点も含めまして、あらゆる機会を捉えて、さらに市町に対する理解、促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) ぜひ、里親の取組の推進を進めていただきたいということをお願い申し上げ、次の質問にまいります。

2、子どもの貧困について。

(1) 全県調査について。

現在、子どもの貧困が深刻な社会問題となっています。少子化で子どもの数が減少しているにもかかわらず、生活保護費以下の収入で暮らす子どもたちが、過去20年で倍増したことが、山形大学の戸室健作准教授の研究でわかりました。

その調査の中で、各県の貧困率が示され、長

崎県の貧困率は16.5%という結果が出ました。それから既に1年9カ月が経過をしております。

平成26年度の県内の要保護、準要保護児童生徒数は1万9,487人、就学援助率は17.47%という状況にあり、待ったなしの早急な対策が必要となっています。

しかしながら、長崎県では、全県的な子どもの貧困に関する調査を実施することなく、時が経過をしました。その間、他の自治体は、14府県において、国の「地域子どもの未来応援交付金」を活用して実態調査を行っています。

2月定例会で、同僚坂本 浩議員が、全県的な子どもの貧困調査の実施を提案しましたが、その際の答弁で、「子どもの貧困に関する指標が示されたら、実態の把握をするために必要なデータの収集を進め、必要に応じて交付金を活用して、新たな、独自の調査も検討する」との答弁でした。

そして、本年3月31日に、内閣府政策統括官から、「子どもの貧困に関する新たな指標の見直しに当たっての方向性について」という形で示されました。

私は、全県的な調査を実施し、課題の抽出を行い、解決に向けて対策を実施すべきだと考えております。全県的な子どもの貧困の実態調査を行う考えがないのかを伺います。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 他県において、国の交付金を活用した実態調査を行っているところがあるのは十分に承知しております。ただ、対象者でありますとか、対象人数、調査項目など、その内容が異なっているところでございます。

また、国においては、本年3月、「生活保護世帯の大学等進学率」など、これまで示していた

25の指標に加えて、それを補完する参考指標として、「朝食欠食児童・生徒の割合」などの6つの指標の例が示されたところですが、低所得世帯の状況把握などについては、引き続き検討を行うということとされているところでございます。

現在、本県においては、国が示した指標のうち、全国数値と比較ができて、かつ独自に調査することが可能なひとり親家庭の就業率などの調査を実施しております。

しかしながら、全体的な調査を行うとすれば、その結果を検証・分析する上において、全国平均とか、他県との比較も必要となることから、今後、国から示される指標を検討した上で、調査の必要性が生じた場合には、国の交付金を活用した調査の実施も検討してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) まだ、完全に示されていないし、他県も、対象とか、内容がばらばら、まちまちなので、それを一律に、全国で長崎県がどうなのかということがまだできる状況にないのではないという答弁だったかと思います。

私が思うところは、では、ほかの14都府県は既にもう実施をされています。それは、国からいろんなことが示されて決まるまで、そんな時間、悠長に待ってられないよということで取り組まれていると思います。

私が思うところ、16.5%、長崎県の子どもが貧困だという数字が、あるものによっては出ております。私は、他県と比べて長崎県が低いとか、高いとか、そういうことは関係ないと思うんですよね。その中に、例えば、16.5%貧困の子どもがいるんだったら、今、打つ手だてというものが必要だと私は思うから、長崎県は、早

期にこの実態を調査して、課題解決をするべきと私は考えますけれども、再度答弁を求めます。
(発言する者あり)

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 山形大学の調査を我々もいろいろ聞いてみたんですけれども、「いや、各県のどうのこうのをしたつもりはない」みたいな発言はありました。生活保護世帯以下の基準でと言われておりましたが、生活保護が最低基準の生活を保障するということでございますので、生活保護を受けている家庭の方の取り扱いをどういうふうに考えるかというのは、いろいろ検討すべきところがあると思います。

いずれにしても、相対的貧困とこれは言われております。絶対的貧困ではなくて、一定の基準があつて、これを貧困だということじゃなくて、相対的な貧困、どこかと比べての貧困という扱いがございまして、何を基準として、何を比べるかというのが示されないと、なかなか手が打てない。そういうところがございますので、我々も、全然傍観しているわけじゃなくて、先ほど申しましたように、できることは全部やっております。あとは、国からどんなことが示されるのか、先ほど議員もおっしゃった国の資料によると、引き続き検討をするということでございますので、そこを注目して、国が出したら、そこはしっかりしたいというふうに思います。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) 待ったなしの対策が必要だということは、再度申し上げておきたいと思います。

次に、他県の調査結果から見えてきたことで、私が大変気になったことが、2点ほどあります。

まず、今のご答弁の中で、県はこのたび、ひとり親家庭の就業調査というのを行っていただいたということでございます。もちろん、ひとり親世帯の半数が年収200万円以下という状況にある中、先行して実施していただいたことには感謝を申し上げますが、香川県の調査では、二人親世帯が半数を占めており、ひとり親世帯より生活困窮状態にあるのがわかりました。このようなことから、全県調査が必要だと考えます。

そして、もう一つ、以前から気になっていたことが、やはり現実となって明らかになりました。

大阪府の調査では、最も貧困度が高い世帯のうち、就学援助費を受けたことがない世帯が14.6%、児童扶養手当を受けたことがないひとり親世帯が10.1%もいました。また、離婚相手から養育費を受け取っているひとり親世帯も12.2%にとどまっていた。

また、福島県の調査では、生活福祉資金貸付事業、母子・父子・寡婦福祉貸付金事業についても、要支援世帯の半数が名前も知らないという回答がありました。必要な世帯に、必要な情報が届いていないことが明らかになりました。このような状況は、決して、他県だけに発生しているとは、私は思えません。早急に、子どもの貧困の全県調査を実施することを強く求めます。

知らないがために受け取ることができずに困っている世帯が、長崎県にもいるのではと危惧をされます。直ちに、市町と連携して、制度の普及と、必要な世帯に確実に、着実に届く仕組みづくりを求めます。ご見解をお聞かせください。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 各種支援制度につきましては、県の制度のほか、市町、関係機関が実施しているものなど、さまざまな制度があります。例えば、ひとり親家庭を対象としました「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金」などの県の制度につきましては、県のホームページのほか、県、市町の母子・父子自立支援員による周知、また、毎年、児童扶養手当の現況を対象世帯へ郵送しておりますが、その際にお知らせを同封するとか、そういったことを我々はやっております。

ただ、各種支援制度につきましては、子どもの進学など、世帯の状況に合わせて、そのニーズも変化することから、継続した周知が必要であるということは十分理解しておりますので、市町とも連携して、さらなる周知を図っていきたいというふうに思います。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) いろんなことをホームページとか、チラシとかで啓発していただいているのはわかっていますが、大阪府の調査で、最も貧困状態の世帯で就学援助を受け取っていない世帯が14.6%もいるという数字があります。そこから考えると、行政は、ちゃんと広報、宣伝しているよと言うけれども、届いていない可能性が十二分にあると思います。ですので、今以上に市町の方と連携をして、私はこういったことを調査することによって見えることがあるということを言いたいんですよね。こういったことは、他県の事例だけではないと思いますので、私は、本当に早急な子どもの貧困の実態調査を求めます。知事の見解を求めます。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) それぞれの地域の実情なり、都道府県の状況等によって実態は変わるも

のだと思っておりますけれども、先ほど局長から答弁させていただきましたように、さまざまな支援制度がそれぞれ異なるところであり、それぞれの機関が周知に努めているということですので、そうした取組については、さらに徹底をしていく必要があるものと思っております。その上で、こういった実態把握に向けた必要性があるのか、改めて担当部局から話を聞き、私も検討してみたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) 知事におかれましては、3期目当選後に、速やかに実態調査していただけることと、ご期待申し上げたいと思っております。

3、待機児童対策について。

(1) 実態について。

女性が社会で活躍することと、核家族化が進む中、本県においても、待機児童問題、保育士不足は深刻な問題となっております。

4月1日現在での待機児童は、長崎県で190人という状況でした。例年の状況から推測すると、この時期には、既に400人を超えていると思われます。これでは、子どもたちの安心・安全は確保されておらず、保護者は安心して働くことができません。このような状況を受けて、県はどのような対策を考えているのかを伺います。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 平成29年4月1日現在の本県の待機児童は、6つの市町で190人でございました。昨年に比べ120人増えております。発生理由のほとんどは、保育施設の定員不足によるものとなっております。

このため、県といたしましては、各市町が策定する「待機児童解消加速化プラン」というのがございますが、それに基づいて国の交付金等

を活用した保育所、認定こども園の創設や、既存施設の増改築、幼稚園から認定こども園への移行促進など、今年度中に586名分の定員拡大に取り組んでおります。

このほか、昨年度創設されました企業主導型保育事業により、企業の多様な就労形態に対応した事業所内保育所の設置促進も図られているところであります。

今後とも、この6月に国が新たに策定いたしました待機児童解消に向けての「子育て安心プラン」に基づいて、保育の受け皿の拡大、保育人材の確保等に取り組んでいきたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) 新たに586名分、子どもたちが入所できる状況をつくっているということですので、一日も早く実現をしていただきまして、この待機児童解消に向けて取り組んでいただきたいということをお願い申し上げます。

(2) 保育士の心のケアについて。

県内にいるであろうと思われる推定約7,500人にも及ぶ潜在的保育士の皆様に復職していただけるようしっかり取り組むことも重要であり、急務だと考えますが、まずは、今、働いている方々が離職しないようにすることも重要と考えます。

そこで、保育士の心のケアについて伺います。

待機児童解消に向け、保育士の確保が喫緊の課題となっている中、全国の保育所、認定こども園のうち、精神的なケアが必要な保育士がいる施設が27%、全体の58%で相談窓口やストレスチェック等のサポート体制が整っておらず、公立施設に比べ、民間での対応の遅れが目立ったということが、厚生労働省調査班の調査結果

から明らかになりました。また、保育士の58%は「悩み事を先輩や同僚に相談した」と回答、「誰にも相談できない」と答えたのが12%、「保育士として今の仕事を続けたい」と答えたのが55%、「就業条件がいいところがあれば移りたい」と答えたのが22%、「保育士として働きたくない」と答えた人が7%という状況でありました。多くの悩みを抱えている様子がうかがえます。

保育士は、乳幼児をはじめ、小さな子どもの安全を守るという心理的重圧や責任、保護者を含む人間関係の悩みを抱えやすい状況にあると思われる。

そこで、特に、民間の認可施設や認可外施設で従事する保育士のメンタルケアを行う必要があると考えますが、ご見解をお聞かせください。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 今年度でございますが、文部科学省が募集した幼稚園の人材確保に関する研究事業というのがございまして、それに本県の企画提案が採択されまして、今、長崎大学の「子どもの心の医療・教育センター」の協力を得ながら、幼稚園教諭、保育教諭のストレスに関するアンケートでございますとか、特別な支援が必要な子どもと、その保護者対応への支援を通して、離職防止、定着促進に向けた調査研究を行っているところでございます。

当該事業は、文部科学省事業のため、調査研究対象が幼稚園、幼保連携型認定こども園に限られておりますが、調査結果につきましては、保育所にも共通する内容となっているため、幼稚園教諭、保育士等のメンタルケアを含めた支援のあり方について研究をして、保育人材の離職防止、定着促進につなげてまいりたいと考え

ております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) 今、ストレスの実態調査を行っていただいて、どういったストレスを抱えているのかを調査していただいているということであります。また、大学と共同研究をしながら、離職する人がいないようにとか、ストレスの緩和とか、いろいろ研究をしていただいているようでありますので、小さな子どもを預かる各施設で働いていらっしゃる人たち全てに共有をしていただいて、ストレスを少しでも削減できるような取組をお願いしたいと思っております。

私は、希望的には、県の保育協会等が窓口になって相談を受けて、心療内科の受診ができるような制度とか、そういったものを求めているところでもあります。それは、また次回の質問の時につなげていきたいと思っております。

4、子どもの安心安全について。

(1) いじめ相談に「SNS」を活用する考えについて。

私は、以前、文教厚生委員会にて、教育委員会に「学校の一番重要なミッションとして考えていることは何か」とお尋ねしたことがあります。

答弁は、「子どもたちに勉強を教えるより以前に、子どもたちが安心・安全のもとに通える学校にすることだ」との答弁をいただきました。

現場の先生方、教育委員会の皆様方が、日夜、子どもたちの安心・安全のために頑張っていることはよく存じあげておりますが、残念なことに、県内においても、いじめが原因で2013年7月7日、長崎市で、当時小学校6年生の女児児童が自宅で首をつって自らの命を絶ちました。また、2014年1月8日、新上五島町で、

当時中学3年生の生徒が町営グラウンドで自ら首をつって命を絶ちました。

長崎県では、このように幼い子どもたちが自ら命を落とすという痛ましい事件が相次ぎました。本人、保護者の気持ちなど、想像することすら到底できませんし、胸が痛みます。

改めて言うまでもなく、子どもたちが二度と自ら命を絶つことがないように、相談環境を整備、充実すべきだと考えます。

平成28年度の長崎県内のいじめ認知件数は、小中高、特別支援学校を合わせて2,051件となっています。

本県では、現在、電話相談と、本年7月からスタートしたメール相談で子どもたちの悩み相談を受け付けています。件数は、電話相談が昨年度969件、メール相談ははじまったばかりで22件という状況にあります。

私は、これだけSNSが普及し、携帯メールなど、ほとんど使わなくなった今、本県のいじめ相談もSNSを活用すべきだと考えます。

長野県では、「ひとりで悩まないで@長野」と銘打ち、LINEを活用して、9月10日から21日の間に実施をし、相談アクセス総数1,504件、相談対応件数487件、1日に平均すると約125件という結果が出ました。

同時期の長野県での通常電話相談件数が、1日平均1.8件という状況から考えますと、子どもたちが日ごろから活用しているLINEの活用は、気軽に相談しやすいことから急増したと思われます。

そこで、本県も、LINEの活用、もしくは、より本人以外からも情報提供がしやすい、柏市教育委員会をはじめ、25校、1万2,000人が登録をしている「匿名報告・相談プラットフォーム（STOPit）」、川越市教育委員会、熊本県教

育委員会等が活用している「Kids`Sign」等の活用が考えられないのか、伺います。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) いじめの把握や自殺の未然防止等のために、子どもが自ら相談できる環境を整えることは、大変重要であると私どもも考えております。

そこで、今、議員からご指摘がありましたように、24時間体制の電話相談体制、それから、今年の7月から、メール相談窓口を開設いたしました。

また、これも例を挙げていただきましたけれども、他県でSNSを活用した教育相談が行われていることについては承知をしております。今の若い人たちにとっては、電話よりもSNSの方がハードルが低いという実態にあることも承知をしておるところでございます。

そういう前提の中で、他県の状況を聞いてみますと、いわゆる相談員の方々が、チャットでやりとりをしますから、SNSの相談に理解とスキルがある相談員の確保の問題とか、いわゆる大量に相談が寄せられまして、今回、長野県の事例では、その相談の一部にしか対応できなかったというような実態も聞いております。

国の方でも研究事業を進めるということでございますので、国の調査研究事業や、今申し上げた他県の取組等の結果を注視して、子どもたちが容易に相談できる環境整備について、引き続き研究をしていきたいというふうに考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) 相談内容にもよるとは思うんですけども、本当にせっぱ詰った、命に関わるような相談というのも当然多くなってくるので、相談を受ける方が誰でもいいとか、

スキルがない人でいいというわけには当然いかないと思います。

ただ、私は、教育委員会も、子どもたちが安心・安全のもとに学校に通うことが最大ミッションだというふうに理解をしていただいていると思います。そういった中において、長崎県で、不幸にもこうやって幼い子どもたちが自ら命を絶つようなことも起きております。

長崎県で、認知件数2,051件、いじめというもの認知をされております。これは認知されていないものももっとあるというふうに理解をしていただきたいと思います。それから考えると、私はありとあらゆる手段を使って、今、子どもたちがこれだけ使っているLINE等を活用して、もっともっと相談しやすい環境をつくることは大事だと思っております。

確かに、長野県みたいに、対応ができなくて積み残してしまったものもその時あったようではありますが、そういった問題が起きることも心配はされます。人的なマンパワー等もちろん必要になってきますが、私は、教育にはお金は幾らでも使っていいのかなと、本当に思っております。ぜひ、他県の事例等も活用して、研究していただいた上で早急に、メール相談も私が何年も前に提案をして、やっとはじまったような次第です。そういうふうに、もう何年もは待てませんが、ぜひ取組をいただきたいということをお願い申し上げ、次の質問にいききたいと思います。

（2）児童養護施設退所者支援について。

長崎県では、11の児童養護施設に377人が入所しており、里親のもとで養育されている子どもが60人います。そのうち、高校卒業後、施設等を退所する子どもたちが約50人、それぞれに進学や就職などで、県内外で自立をして生活

をしています。

先ごろ、高校卒業後、県内就職した若者が、3年以内に離職している割合が47%という状況が労働局から発表されました。

私は、保護者等、相談する大人が近くに少ないだろうと思われる養護施設等退所者も同じような状況に陥っていないかと心配されます。

大阪府では、2016年に「退所直後に困ったこと」という内容で実態調査を行いました。多い順に、「職場での人間関係」、「金銭管理」、「孤立・孤独感」、「住民票の手続」、「食事の用意」、「生活費の不安」、「相談する人がいない」、「契約や就職の時の保証人確保」と続きます。中には、寮つきの会社に就職後、離職をしてしまい、住まいを失い、ホームレスに陥ったケースもあったとのことです。

私は、施設等退所者の方々に対して、実態調査を行うべきと考えますが、ご見解をお聞かせください。

併せて、大阪市では、今年度予算で1,400万円を計上し、施設で非常勤職員を配置し、以前から担当していた職員が定期的に連絡する時間を確保し、心理士や専門職からの助言を受けながら、必要に応じて行政と連携しながら解決していく仕組みを実施しています。

長崎県でも同様の取組ができないか、伺います。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 現在、児童養護施設退所者のアフターケアにつきましては、施設の業務の一つとされておりまして、退所時に、「いつでも相談してよい」ことを伝え、相談があった際には、その都度、助言等をしているほか、退所者の様子によっては訪問を行う場合もあるというところでございます。

一方で、施設退所者によっては、施設からの積極的な関わりを嫌うようなケースもあるというふうに聞いております。

いずれにしても、現在、こうした対応状況について、県に対しての報告を求めるようにはなっておりませんので、詳細は把握しておりませんので、今後の退所者の自立支援策を検討する上でも、確認方法等を含めて、施設とも協議を行いたいと考えております。

次に、もう一つ大阪市の例でございますが、今、答弁したとおり、施設退所者のアフターケアにつきましては、それぞれの施設で取り組んでいただいているところでございます。

施設からアフターケアを行うための体制の充実に関しての要望というのは、現在お聞きしておりますが、相談等があった時の退所者の相談内容などの確認方法等について、施設と協議をする中で、例えば、施設職員がアフターケアを行うに当たり、必要な福祉制度の研修など、そういったものの取組ができるようであれば、検討していきたいというふうに考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) 実態調査に関しては、各施設等と話をしていただいて、方法を考えて行っていただけという答弁だったと思います。

今言われていましたように、アフターケアが施設の方でパッケージされていることは理解しております。ただ、今ここで暮らしている子どもたちのことで、結構手いっぱいの部分も大きくあると思っております。みんながみんな、施設の人に相談するとも限りません。困っていても相談しないでいるかもしれません。そういったことも十分に予想されますので、ぜひ、マンパワー的なこと、マンパワーの不足というのも考えられますし、アンケート、実態調査と

併せて、その支援というものも前向きにご検討いただきたいということをお願い申し上げます。

(3) 母子家庭等助成事業について。

放課後児童クラブについて、質問をいたします。

さて、皆さんご存じのように、放課後児童クラブは、保護者が働いているなどの理由で、昼間、家庭に保護者がいない、おおむね小学校3年生までとなっておりました。平成27年度から導入された子ども子育て支援制度では、これが小学校6年生まで拡大をされました。子どもに対し、授業終了後の適切な遊びの場や生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的にしております。

長崎県内では、共働き家庭の増加などから需要が伸びており、放課後児童クラブの設置箇所数も年々増加をし、現在、389カ所のクラブが設置をされております。

私自身も、息子が小学校1年生から中学入学の春休みまでお世話になり、議員活動に集中して取り組むことができました。女性が働く上で、そして、子どもたちの安心・安全な放課後の居場所としての放課後児童クラブは必要不可欠なものとなっております。

そこで、放課後児童クラブの社会的役割の重要性と、県単補助制度について、伺いたいと思います。

現在、県単独の補助制度は、母子家庭や父子家庭の児童などの保育料の負担軽減を図るために行う母子家庭等児童助成事業があります。

昭和57年に、全国に先駆けて創設された制度で、現在では、本県以外ではほとんど取り組まれていない制度であります。言い方を変えれば、長崎県の放課後児童クラブの取組は、全国でも先進県だということと言えます。

残念ながら、財政状況が厳しい中、毎年、廃止されるのではないかと関係者の皆様と危惧をしているところであります。

この県単の補助制度が廃止をされれば、母子家庭等の負担増につながり、子どもを通わせることができなくなり、子どもの安心・安全が脅かされます。

そこでお尋ねしますが、県は、放課後児童クラブの社会的な役割の重要性をどのように認識をし、その認識のもと、県単補助の制度を続けていただけるのかをお尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 放課後児童クラブにつきましては、就労等で、昼間、家庭にいない保護者にかわり、子どもの安全で安心な放課後の居場所を提供しているものであり、その社会的役割は大変重要であると認識しております。

議員ご指摘のとおり、平成22年、256施設であったのが、先ほどのご指摘の数字に今なっているような状況でございます。

また、子ども・子育て支援新制度の導入に伴う放課後児童クラブの利用年齢の引き上げや、女性の就業率の高まりで、クラブの利用者は増加しており、今後とも、いわゆる「小1の壁」を打破するために、開所時間の延長や支援員の処遇改善が必要となるなど、受け皿の確保と質の充実がますます求められているところです。

そのため、これまでも実施主体である市町と連携しながら、設置促進に努めるとともに、県独自に、ひとり親家庭の自立支援及び多子世帯の経済的負担軽減を目的に、母子家庭等児童助成事業などを実施してきました。

来年度以降の事業継続につきましては、県の財政が大変厳しい状況ではありますが、その必

要性を踏まえ、予算編成の中で検討してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) 財政課長もいらっしやいます。引き続き、確保していただくことをお願いしたいと思っております。

これは、決して母子家庭だけではありません。多子家庭、子どもが多く通っている親御さんのところにも同じような負担軽減をされております。長崎県内で、今、1,559人、この助成事業を活用して子どもたちを安心して通わせることができております。

知事におかれましても、ぜひ、継続していただくことを強く要望したいと思っております。

5、性被害の相談支援体制について。

(1) 法改正に伴う新たな対応について。

性犯罪に関する刑法の大幅な改正が、2013年7月13日、明治40年の制定以降はじめて、110年ぶりに行われました。

主な変更点は、強姦罪から「強制性交等罪」に名称が変更され、それに伴い、被害対象が女性のみから、男性も含めることとなり、刑罰をより厳しくし、最低5年以上の懲役となり、強姦罪に比べ、より厳しい刑罰を受けることとなりました。

また、新たに家庭内での性的虐待等を念頭に置き、「監護者わいせつ罪」、「監護者性交等罪」が新設をされました。

改正前では、被害者本人が加害者への処罰を求める告訴という手続を取らなければ起訴できませんでした。この親告罪という規定が削除され、全ての性犯罪が、告訴をしなくても起訴できるようになりました。この変更は、改正刑法が施行される前に起きた事件も、原則適用されるということです。親告罪の廃止により、告訴

せずに埋もれていた被害が刑事裁判で裁かれるようになることが期待をされます。

（2）相談窓口の充実について。

その一方で、事件を公にしたくないという被害者の感情やプライバシーの保護、裁判をする負担等の課題が挙げられております。

長崎県では、昨年4月から、性被害者への相談支援を目的に、「サポートながさき」を運営していただいております、昨年1年間の実績は305件、本年も10月末までで252件となっており、「サポートながさき」を運営する以前の平成27年度の長崎県犯罪被害者支援センターでの性犯罪の相談件数は12件にとどまっていた。窓口を特化したことにより、深刻な被害の実態が明らかになっております。

そこで、改正に伴い、相談件数の増加、多様化が予想されますが、相談体制の充実強化等についての考えをお聞かせください。

○副議長(徳永達也君) 県民生活部長。

○県民生活部長(木村伸次郎君) 性暴力被害者支援「サポートながさき」でございますが、この「サポートながさき」では、あらゆる性暴力被害者を対象としまして、これまでも性別を問わずに支援をしてまいりましたが、議員ご指摘のとおり、本年7月の刑法改正に伴いまして、強姦罪が強制性交等罪に見直されたことから、男性も強制性交等の被害者になり得るということになりました。

これまでの強姦罪では、緊急避妊措置や性感感染症検査等を行う医療支援につきましては、女性のみが対象でございまして、協力医療機関は産婦人科に限定しておりましたが、新たに男性被害者も医療支援の対象となるということでございまして、協力医療機関に泌尿器科や肛門科等を加えるなど、今回の刑法改正に対応した支

援となるよう、関係機関と現在協議を進めているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) 今、「サポートながさき」を運営していただいておりますが、次に、現行の相談体制をさらに充実をさせて、他県でも行っております病院連携型、24時間対応型について、医療機関のご協力をいただきながら検討できないか、伺います。

○副議長(徳永達也君) 県民生活部長。

○県民生活部長(木村伸次郎君) 一昨年、「サポートながさき」を開設いたしておりますが、現在、「サポートながさき」に寄せられます相談対応の多くは、電話、面接、弁護士等への付き添いなどが主なものというふうになっております。

今後、さらに、「サポートながさき」の周知を図ることで、急性期の医療相談が増加することも予想されます。

ただ、これにつきましては、離島を含む県内各地に、現在18カ所でございますが、18カ所の協力医療機関を指定いたしまして、迅速に対応できる支援体制を既に整備しているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) 18医療機関にご協力いただいていることもよく存じあげております。

滋賀県が取り組んでおります「性暴力被害者総合ケア ワンストップびわ湖（SATOCO）」、これは急性期を拠点となっております病院で対応して、それ以外の、その後のケア、相談等を相談センターで行っております。

私は、こういった二段構えをすることによって、よりもっと相談がしやすい、急性期の対応ができるのかなと思っております。

「サポートながさき」には、強姦が昨年度1年間で57件、本年は半年間で既に81件も寄せられています。ただ、この「サポートながさき」から警察につながった事例は一例もありません。というのは、ご本人が、いろんなことが負担だったり、この犯罪の特徴として、とても近い人、加害者の6割が知人、友人、職場関係という、すごく近い関係にあることもあったり、いろんな背景があって声を挙げられない状況があるのはわかっておりますが、警察に挙がっている強姦罪（強姦性交等罪）が、平成28年度5件、平成29年度4件しかあがっておりません。

私は、例えば、警察ももちろんいろんなことに配慮をして、窓口で対応していただいておりますが、もし、警察にはちょっと行きづらいけれど、相談センターが24時間あいていたら、急性期の対応を、もしかしたら相談できる人というのが、去年57件、今年半年で81件もいらっしやるんだったら、私は、また違う対応ができるのではないかなと思うところであります。

ぜひ、「性暴力被害者総合ケア ワンストップびわ湖（SATOCO）」の例とかも確認いただきながら、さらに充実をしていただくことをお願い申し上げたいと思っております。

また、他県では、今、24時間化を10県が行っております。メール相談も10県が行っています。

今、「サポートながさき」では、メール相談はしてないので、メール相談もぜひお願いをしたいと思っております。電話よりも幾らか、少し気持ちを楽に送れる可能性があるのも、ぜひメールを加えてほしいこと、あと、今はLGBT、そしてJKビジネス、AV出演強要、リベンジポルノ等、いろんな性に関わる犯罪というものが増えてきております。そういったことも既に研修等をしていただいていると思えますけ

れども、実は、このホームページ、福岡県のホームページをぜひご覧いただきたいんですけども、この性被害の相談窓口のホームページが、とてもやわらかい感じで、優しい感じです。残念ながら、「サポートながさき」は、行政のちょっと固い感じのホームページとなっております。まず入口部分、やわらかいホームページで、相談しやすい環境にしていきたい。そして、事細かに書いています。どういったことをしたらいいか、この症状だとこういう病院に行った方がいいとか、いろんなことが細かく書かれています。そういったことを、ぜひ検討していただいて、もっと被害者の方が相談しやすい環境をつくってもらいたいと思いますが、ご見解をお聞かせください。

○副議長（徳永達也君） 県民生活部長。

○県民生活部長（木村伸次郎君） 最後にお話がありましたホームページの話でございます。

ホームページにつきましては、閲覧した被害者が安心して相談へつなぐことができるような、非常に大切な役割があるというふうに思っております。ご指摘の点も踏まえて、他県の例も参考にしながら、検討をしていきたいというふうに思います。

メール相談についても、ご指摘をいただいたとおり、現在、メールによる相談というのは受け付けておりません。これは、相談に当たっては、電話や面接等により、相談者自身の生の声を聞くことで適切な支援につなげたいというような思いから、メールの受付等をしていなかったんですが、最近のメール等の普及を考えますと、こういう被害者相談につなげる方法としては非常に有効な部分もございますので、今後、どのような方法が取れるのかについて、十分に検討してまいりたいというふうに考えてござい

ます。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) ぜひ、前向きに検討していただいて、さらに支援の充実を図っていただきたいと思います。

6、骨髄ドナー登録の推進について。

(1) 骨髄移植ドナーへの支援制度について。

日本では、毎年新たに約1万人の方が白血病などの血液疾患を発症しています。この病気を治し、命が救われる唯一の方法として、骨髄移植があります。骨髄移植は、主に白血病や重症再生不良性貧血の治療法として行われております。

委嘱した骨髄がうまく機能するために、白血球の型をドナーと患者さんとの間で一致させる必要があります。血縁者間でも一致する確率は4分の1しかありません。非血縁者では、数百人から数万人に一人しか一致をしません。

骨髄バンクに登録している方が、全国で48万人、長崎では、10月末現在7,355人が登録をされています。移植を必要とする患者さんは、毎年2,000人程度おり、本県では、累計登録で370人、現在、9人いらっしゃいます。

実際に骨髄バンクに登録している患者さんとドナーとの間では、9割以上適合しているにもかかわらず、実際に移植を受けることができる方は6割程度にとどまっております。その原因としては、ドナーに移植提供の意思があっても、この移植に関して、約1週間の時間を費やすことから、仕事やさまざまな理由で断念せざるを得ない状況にあります。

提供に当たっては、家族や職場の理解と協力が不可欠です。しかしながら、官公庁や一部の大手企業などでは、ドナー休暇制度が整備をされているものの、中小企業や自営業者、育児、

介護をしている方には、休むこと自体が経済的負担となることが危惧をされます。

そこで、このような方々が経済的な心配がなく、ドナーが骨髄提供をしやすいするために、ドナー支援制度が、平成23年、新潟県加茂市でいち早く導入されました。現在では、全国各地で316を超える自治体で導入されております。本県では、大村市が平成27年4月から、県内初の取組としてスタートをしています。近年、県レベルでは、埼玉県、群馬県をはじめ、13都府県が導入を開始しました。

そこで、他県同様に、県と市町で各1万円ずつ7日間、合計14万円を骨髄提供者、ドナーに支給することを検討できないか、伺います。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 骨髄移植を推進するためには、ドナー登録の数と骨髄提供件数、これを確保していくことが重要であると認識しております。

ただいま、議員の方からお話もございましたけれども、他県における補助制度につきましては、骨髄提供を行うドナーに対して、休業による経済的負担の軽減等を目的といたしまして、議員ご指摘のとおり、現在、13都府県で実施をされてございます。

ただ、これにつきましては、制度導入が平成26年度からということで、一番早いところは平成26年度からということでございます。日が浅いということもございまして、十分な分析ができてない状況でございますが、この制度の導入によって、骨髄提供件数の増加が見てとれるような、そういうような状況ではないのかなと、今の段階では認識をしております。

また、骨髄移植は、ドナーと患者との適合性を高めるために、全国規模でその適合性を判断

して骨髄の提供が行われているところですが、国全体の制度として創設をする必要があるとの考えもあることから、昨年の県議会の国に対する意見書でありますとか、あるいは、今年度の全国衛生部長会の国に対する要望事項といたしまして、休業補償制度の創設とか、あるいは骨髄ドナー休暇制度の普及拡大等を求めているという状況もございます。

こういう状況を踏まえますと、まずは補助制度の導入によりまして、骨髄の提供件数が増加につながるのかどうか、そういう有用性等を検証する必要があると考えておりまして、他県の運用実態、あるいは、その効果なども確認をしながら、まずはそういう確認を行ってまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) 今、部長は、ドナー支援制度をつくっても、効果があるかどうかかわからないと、あまり期待できないみたいな答弁だったかと思います。じゃ、どうして、13都府県がはじめて、全国で316を超える自治体が導入しているのか、どう思われますか。

私は、長崎県でも、今まで累計で370人の方が骨髄移植を希望していたけれども、今、9人しかいません。どういうことかわかりますか。この病気は、移植しないと抜本的には治りません。どんどん、希望した人が亡くなっているから数が減っているということも十分考えられると私は思います。

他県での導入効果がどうかとか、金額で言うと、年間で10例ぐらいしかありません。市と県で負担をしたとしても、県の予算は年間100万円程度だと私は思っております。

そういった中で、長崎県で今、9人の方が移植待ちをしていらっしゃいます。希望している

方がいらっしゃいます。そんな効果があるかどうか、他県の事例も確認しながら行いますとか、悠長なことを言っている場合じゃないと私は思いますけれど。

大村市の当時の松本市長がこう言われました。「自分以外の誰かのためにという方々の背中を押し、支え合いの社会を実現するための一翼を担いたい」と英断をされました。

私は、知事の英断を求めます。見解をお聞かせください。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) そういうお考えの方もいらっしゃるんでしょうけれども、いかに少額とはいえ、その施策の効果というのは、しっかりと確かめて実施に移すべき課題であると考えているところであります。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) 私は、人にやさしい、県民にやさしい中村県政を希望するところであります。

確かに、県の限られた予算の中で、その費用対効果が高いもの、いろんなものが、事業をやらないといけないことがいっぱいあると思っております。

多少の間だけは、この効果検証をする期間を与えてもというか、取っていただいてもいいけれども、ぜひ、中村県政3期目のスタートには、これを導入していただきたいということをご要望申し上げたいと思っております。（発言する者あり）

7、措置入院後の支援について。

(1) 支援の充実について。

2016年に相模原市で発生した津久井やまゆり園の殺傷事件を受けて、措置入院患者の退院後の支援強化を図るための精神保健福祉法改正に

国が動き出しました。

改正法案は、措置入院後の患者への継続支援を都道府県と政令市に義務づけ、患者や家族を交えた調整会議を開き、退院後の支援計画を作成、居住自治体は、病院、警察などと地域協議会を設置し、患者の支援体制を話し合い、チームとして継続支援を行う内容でした。

しかし、通常国会では成立をせず、審議は臨時国会に持ち込まれました。重要法案であるという認識のもと、一日も早い成立を強く求めています。

一方、他県においては、法改正に先んじて独自の指針をつくり、運用をはじめています。本県においても、他県同様に、またそれ以上に、この支援について進めていただきたく質問、提案をしたいと思っております。

措置入院者については、措置解除後、退院した後、一旦は精神病院等へ通院するものの、途中で通院を中断し、その結果、再度、状態が悪化して再入院するケースも少なくない聞いております。

このような状況を防ぐためには、退院後の通院継続と安定した生活を送るための支援が必要だと考えます。

県として、現在、措置入院者に対して、退院後、どのような支援をしているのか、伺います。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 自傷他害のおそれがある措置入院となった患者の中には、議員ご指摘のとおり、退院後に通院を中断したことで病状が悪化して、また再度措置入院になる方もおられる。そういうことから、退院後に医療、福祉等の支援を継続して行っていくことが重要であると認識をしております。

そのため、本県におきましては、入院中から

本人、あるいは家族、保健所、病院、障害福祉サービス事業所等の協議によりまして、退院後も含めた支援方針を定めまして、入院から退院後、その方針に沿いまして、関係機関が連携しながら、通院勧奨でありますとか、あるいは福祉サービスの提供などの支援を行っているという状況でございます。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) 他県においては、各保健所に継続支援チームを設置し、措置入院時から退院後、対象者が地域生活を安定して過ごせるまでの期間、関係機関と連携しながら相談支援等を行っております。

本県においても、同様の取組を考えられないのか、伺います。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 議員ご指摘のとおり、兵庫県におきましては、「精神障害者継続支援チーム」というのを先んじて設置をしております。

現在、国におきましては、措置入院者の退院後の支援を検討する「地域支援協議会」の設置でありますとか、退院後支援計画の策定等を柱とする「精神保健福祉法」の改正の検討が進められているということでございますけれども、県といたしましては、国の法改正の動きも踏まえつつ、ご指摘の他県の支援方法も参考にしながら、本県の支援策に足らざる部分がないかを検証して、措置入院患者が退院後に地域で安定した暮らしを継続できるように、さらなる支援体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 山田朋子議員—14番。

○14番(山田朋子君) この退院後支援の継続は、措置入院者の管理を目的とするものではあ

りません。人権擁護とリカバリーの視点に立ち、措置入院者がその人らしい地域生活を送れるようになることを望みます。

今後の支援に期待を申し上げ、質問を以上としたいと思います。（拍手）

○副議長（徳永達也君） 本日の会議は、これにて終了いたします。

12月4日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時41分 散会 —

第 8 目 目

平成29年11月定例会

平成29年12月4日

議 事 日 程

第 8 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

29年12月4日（月曜日）

出席議員（45名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 3番 吉村正寿君
 4番 坂本浩君
 5番 里脇清隆君
 6番 近藤智昭君
 7番 大場博文君
 8番 山口経正君
 9番 松島完君
 10番 友田吉泰君
 11番 堀江ひとみ君
 12番 川崎祥司君
 13番 深堀浩君
 14番 山田朋子君
 15番 宅島寿一君
 16番 ごうまなみ君
 17番 山本啓介君
 18番 前田哲也君
 19番 外間雅広君
 20番 山本由夫君
 21番 吉村洋君
 22番 大久保潔重君
 23番 中島浩介君
 24番 西川克己君
 25番 浅田眞澄美君
 26番 中村和弥君
 欠番
 28番 山田博司君
 29番 久野哲君
 30番 渡辺敏勝君
 31番 吉村庄二君
 32番 下条ふみまさ君
 33番 瀬川光之君

34番 坂本智徳君
 35番 橋村松太郎君
 36番 高比良元君
 37番 徳永達也君
 38番 中島廣義君
 39番 溝口芙美雄君
 40番 中山功君
 41番 野本三雄君
 42番 小林克敏君
 43番 田中愛国君
 44番 三好徳明君
 45番 宮内雪夫君
 46番 八江利春君

 説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 濱本磨毅徳君
 副知事 里見晋君
 総務部長 吉浜隆雄君
 県民生活部長 木村伸次郎君
 環境部長 太田彰幸君
 福祉保健部長 沢水清明君
 企画振興部長 古川敬三君
 文化観光国際部長 松川久和君
 土木部長 岩見洋一君
 農林部長 加藤兼仁君
 水産部長 坂本清一君
 産業労働部長 平田修三君
 危機管理監 豊永孝文君
 福祉保健部 永松和人君
 こども政策局長 野嶋克哉君
 会計管理者 山口雄二君
 交通局長 山柿本敏晶君
 企画振興部政策監 田代秀則君
 文化観光国際部政策監

産業労働部政策監	山 下 和 孝 君
教 育 委 員 会	池 松 誠 二 君
教 育 長	永 淵 勝 幸 君
選挙管理委員会委員長	石 橋 和 正 君
代表監査委員	星 野 孝 通 君
人事委員会委員	中 部 憲一郎 君
公安委員会委員	國 枝 治 男 君
警 察 本 部 長	辻 亮 二 君
監 査 事 務 局 長	寺 田 勝 嘉 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	本 田 道 明 君
教 育 次 長	古 謝 玄 太 君
財 政 課 長	伊 達 良 弘 君
秘 書 課 長	荒 木 秀 君
警察本部総務課長	黒 崎 勇 君
選挙管理委員会書記長	

議会事務局職員出席者

局 長	山 田 芳 則 君
総 務 課 長	高 見 浩 君
議 事 課 長	篠 原 みゆき 君
政 務 調 査 課 長	本 田 和 人 君
議 事 課 長 補 佐	増 田 武 志 君
議 事 課 係 長	小 柳 正 典 君
議事課主任主事	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(八江利春君) ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、12月1日に引き続き、一般質問を行います。

山本由夫議員—20番。

○20番(山本由夫君) (拍手) **【登壇】** 皆さん、おはようございます。

自由民主党・県民会議、島原市選挙区選出、山本由夫でございます。

私からは、今回、7項目について、一括方式で質問を行います。どうぞよろしくお願い致します。

1、島原鉄道の再生支援について。

(1) 再生支援決定に対する県の所見について。

先月、島原鉄道が政府系ファンドの地域経済活性化支援機構と長崎自動車の出資を受けて、長崎自動車の傘下で再生を目指すことが発表されました。

島原鉄道は、創業から約110年、長年にわたり島原半島を中心に、鉄道やバス、フェリーなどの事業を展開し、住民や観光客などにとって欠くことのできない地域公共交通機関です。また、300人以上の雇用を抱え、地域経済にも大きな役割を果たしています。

しかしながら、人口減少などによる利用者の減少や普賢岳災害による甚大な被害によって業績が悪化し、平成28年度決算では、売上が18億2,200万円に対して、経常損益は2億5,700万円の赤字、補助金を加えても1,200万円の赤字で、累積損失は7億5,200万円、また借入金も約16億円あります。

島原鉄道としても、不採算の南目路線の廃止などの収支改善や経費の削減、イベントやPRに取り組んできましたが、借入金の返済や経営の維持でいっぱい、低迷を脱することができませんでした。

そこで、自主再建を断念し、金融機関と協議の上、長崎自動車にスポンサーをお願いして、地域経済活性化支援機構に再生支援を申し込み、このたび支援が決定したものです。

支援の内容は、長崎自動車と機構が出資並びに経営人材の派遣を行い、金融機関は債務免除などの支援を行う、島原鉄道の現在の事業は引

き継ぎ、雇用も維持すると聞いています。

県としては、これまで島原鉄道に対し、出資や非常勤役員、補助金などの支援を行ってきました。

そこで、まず、今回の地域経済活性化支援機構と長崎自動車による支援に対する県の所見をお尋ねします。

（2）今後の支援について。

島原鉄道には、バスの幹線路線や生活路線の維持、鉄道の施設整備や運営維持などのために、平成28年度で国、県、沿線4市から合計4億5,000万円の補助が行われています。このうち、県は、バスの路線維持、鉄道の施設整備に対して、国との協調分で1億1,600万円、県単独で1,500万円の合計1億3,100万円を助成しています。島原鉄道の再生のためには、鉄道部門、バス部門の売上増加を図らなければなりません。人口の減少や施設設備の老朽化などで、早期の黒字化は難しいと思われますので、地域公共交通を維持するために、引き続き行政の支援が必要です。

そこで、今後も、沿線の市はもちろんですが、国、県についても従来どおりの支援をお願いしたいと思いますが、これまでどおり支援は行われるのか、今後の方針について、お尋ねします。

また、それ以外の支援は考えられないか、あわせてお尋ねします。

2、V・ファーレン長崎のJ1昇格について。

（1）県を挙げて応援する環境づくりについて。

私は、10月の決算総括質疑で、「V・ファーレン長崎」がJ1に昇格することを想定して集客増加策、受入体制、地域活性化策を考えてほしいと要望しました。そして、このたび見事に初のJ1昇格を果たしました。

選手、監督はもちろん、チームスタッフ、サポーター、これまで関わってこられた全ての関係者の皆様に、改めてお祝いと御礼を申し上げます。

もちろん、これはゴールではなく、来年以降もV・ファーレン長崎がJ1に定着し、ますますの活躍と、これによる地域の活性化を期待しています。

今後の課題としては、駐車場などの受入体制もありますが、私は今回、県民の盛り上がりについて、質問します。

V・ファーレン長崎は、本県唯一のプロスポーツチームであり、私は、長崎県の貴重な資産だと思っています。ただ、これまでは県民の関心が余り広がっていないと感じていました。ところが、最後のホームゲーム2試合、特に、最終戦は2万2,000人を超える過去最大の盛り上がりを見せました。以前からのサポーターに加えて、J1昇格が現実味を帯びて、はじめて見に行った方も多かったのではないかと思います。この盛り上がりを一過性のものにしないためにも、より多くの県民に長崎県のクラブとして愛着を持ってもらい、応援してもらうことが必要です。

県では、これまで全世帯広報誌や新聞などでの試合の告知や県民応援&県産品愛用DAYなどを行ってきましたが、まだV・ファーレン長崎をよく知らないという人も多いと感じており、これまで以上に県民の関心を高め、県を挙げて応援する環境づくりをお願いしたいと思います。

そこで、試合やイベントの告知だけでなく、V・ファーレン長崎の選手や魅力を広報誌などで県内の全世帯に知ってもらうような取組ができないか、県の考えをお尋ねします。

3、日本版DMOについて。

（1）県内法人の日本版DMOに向けた進捗状況について。

DMOは、既存の観光協会とは異なり、さまざまな事業者や地域住民が参画し、戦略的なマーケティング、マネジメントによって、地域全体を観光によって活性化していく観光地域づくりのかじ取り役です。

国は、観光立国を目指し、「日本版DMO」を2020年までに100程度つくろうとしています。日本版DMOになるには、まず日本版DMOの候補法人に登録されなければなりません。そして、先日、日本版DMOの第1弾として、全国で41の法人が登録をされました。また、新たに17の法人が日本版DMOの候補法人に登録され、候補法人は全部で133団体になりました。

本県では、佐世保観光コンベンション協会がこのたび、正式な「日本版DMO」に登録され、また長崎国際観光コンベンション協会と島原観光ビューローが「候補法人」に登録されています。さらに、島原半島観光連盟、波佐見町観光協会などが候補法人を目指していると聞いています。そして、県は、この候補法人への登録を目指す団体を対象に、DMO育成支援事業により準備活動を支援しています。

そこでまず、これらの県内法人の「日本版DMO」に向けた進捗状況とこれまでの県の実践について、お尋ねします。

（2）日本版DMOに向けた課題と今後の県の取り組みについて。

日本経済新聞社がつい先日行った調査によりますと、「DMO候補法人」の課題として、マーケティングやマネジメントの専門人材の不足、関係者の合意、協力の難しさ、自主財源の不足などが挙げられています。

そこで、本県の法人については、どのような

課題があり、これらの課題を踏まえて、今後、正式な「DMO法人」、「DMO候補法人」、「候補法人」を目指す法人という3段階の法人に対して、県として、どのような支援を行うのか、お尋ねします。

4、地域包括ケアシステムについて。

（1）県内市町の地域包括ケアシステムの構築状況と課題について。

国は、急速に進む高齢化を受けて、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめぐり、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

特に、高齢化が全国より10年早く進んでいると言われる本県については、一日も早い地域包括ケアシステムの構築と実施が求められます。

本県では、これまで市町や地域包括支援センターなどが関係機関とともに、その構築に向けて取り組んできましたが、何をもって地域包括ケアシステムが構築できたと言えるのかという客観的な基準がなかったため、目標や進捗状況、課題などが整理されていませんでした。

そこで、県では今年度、広島県の事例を参考に、「地域包括ケアシステム評価基準」を作成しました。そして先般、各市町でこの評価基準による自己評価が行われ、その後、県や市、有識者によるヒアリングで2次評価、分析を行ったと聞いています。

そこで、まず、この評価基準による県内市町の地域包括ケアシステムの構築状況と課題について、お尋ねします。

（2）今後の県の取り組みについて。

今回の分析による課題を踏まえて、各市町で

は、地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップを作成したと聞いていますが、県としては、これから市町に、具体的にどのような支援を行っていくのか、今後の取組について、お尋ねします。

5、農業の振興について。

（1）農業所得向上に向けた取り組みについて。

「新ながさき農林業・農山村活性化計画」では、生産・流通・販売対策を軸とした、しっかり稼ぐ仕組みを構築し、農林業、農山村全体の所得向上を図ることで人を呼び込み、地域がにぎわう社会の実現を目指すとされています。

その達成に向けて、前計画から、畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業などの国の事業などを積極的に活用し、さらに国の事業で対応できないものについては、県の単独事業として、新構造改善加速化支援事業などを活用してきました。

この結果、全国的に農業産出額が減少する中、本県の農業産出額は、平成17年の1,367億円から、平成27年には1,553億円と6年連続で増加し、特に、野菜の産出額が大幅に伸びるという成果が出ています。

一方で、本県の認定農業者の農業所得は平成25年で450万円と、全国平均の505万円より低く、高齢化などに伴い農業従事者も減少するなど、生産基盤の縮小や農山村地域の機能低下が危惧されています。

本県の農業振興のため、これまで伸びてきたところはさらに伸ばし、他県の優良事例なども積極的に取り入れていくことで、1億人の胃袋と呼ばれている島原半島を中心に、全国に誇れるトップクラスの産地を目指していかなければなりません。そのためには、農業所得向上に向

けて、現在の課題を解決していく必要があります。

例えば、だいこん、にんじん、ばれいしょなどの露地野菜では、主産地県に比べて、単収は高いものの、産地拡大のための規模拡大や団地化が必要なことや、いちご、とまとなどの施設園芸では、他県に比べて単収が低いなどの問題があります。

そこでまず、露地野菜や施設園芸の推進について、どのような施策を重点的に進めていこうとしているか、お尋ねします。

また、これらの園芸関係では、補助事業に対する要望が多く、特に、新構造改善加速化支援事業をはじめとする県単独事業については、園芸ハウスや農業機械を導入したいという農業者の要望は多いのに、予算に限りがあるために、これに応えられていないこともあると聞いています。

そこで、ハウスや機械の導入などの要望が多い事業について、限られた予算の中で、どのように農業者の要望に応えていこうとしているか、あわせてお尋ねします。

（2）農業農村整備事業予算について。

島原半島は、農業産出額で本県の4割以上を占める農業地域であり、露地野菜、施設園芸などが盛んに営まれているところですが、担い手を確保・育成して農業を継続し、さらに発展させるためには、経営を支える農地の基盤整備が必要であり、農業者からの要望も多い地域です。農地の基盤整備は、本県の農業者の所得向上、農業の振興にとって大変重要であり、農業の競争力強化を図るために、早急に進めていく必要があります。

このような中、国の農業農村整備事業費を見ると、民主党政権時の平成22年度に大幅に削減

された予算は徐々に回復をし、平成28年度補正予算と平成29年度当初予算を合わせた平成29年度の実質予算は、大幅削減前の平成21年度当初予算と同額の5,772億円まで回復しました。ただ、当初予算だけで比べると、まだ平成21年度の7割程度にとどまっており、事業の計画的な推進のためにも、当初予算での予算確保が求められています。そういう中で、平成30年度の国の概算要求では、平成29年度当初予算に比べて1,000億円増額の5,020億円の要求がなされています。

そこで、本県としては、平成30年度の予算編成に向けて、国に対し、どのように働きかけているか、取組状況をお尋ねします。

6、新規学卒就職者の離職後のフォローについて。

（1）離職者と県内企業とのマッチングについて。

長崎労働局の発表では、県内の新規学卒者の就職内定率は、平成29年3月卒で、高校生が98.8%、大学生が97%と高い水準で上昇傾向にあります。また、来年3月卒業予定者の就職内定率についても、高校生では、10月末現在で、過去最高の83.9%になっています。

一方で、昨今、新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率の高さが全国的な問題となっています。長崎労働局によると、平成26年3月新規学卒就職者の3年以内の離職率は、全国平均で、大学卒が32.2%、高校卒が40.8%であるのに対し、本県では、大学卒が34.3%、高校卒が47%と、いずれも全国平均を上回っています。

また、高校を卒業して県外に就職をしたものの、いろいろな事情でやむなく離職をして県内に戻ってきた、しかしながら、正社員の職を見つけられず、また県外に出て行ったというケー

スも耳にします。一方で、県では、人口減少対策の一つとして県内就職率の向上に取り組み、一定の成果を上げていますが、全国的な人手不足の中、県内企業でも、求人をしているが確保できていないという現状があります。

そこで、こうした離職者をフォローできないか、そして人手の足りない県内企業とマッチングできないかと考えますが、現在の学校の取組事例があれば、お聞かせください。

7、県立高校と民間企業との連携について。

（1）民間企業による授業等の現状について。

産業構造の変化による雇用形態の多様化、流動化を受け、本県では、総合計画で、産業を支える人材を育て、活かすという基本戦略を立て、教育委員会では、近年の技術の進展や産業社会の著しい変化に即応するための人材育成や正しい職業観を身につけさせるためのキャリア教育を推進する計画になっています。そして、産業教育民間講師招へいやプロジェクト活動への支援、インターンシップなど、民間と連携した取組を行っています。

島原商業高校では、課題研究という授業の一つのテーマとして、単発ではなく、年間を通して毎週3時間、民間企業から講師を招いてビジネススキルを学んだり、企業に出向いて研修を行ったりしています。また、企業と一緒に商品開発やプロモーションなどを行う授業も行われています。

企業を取り巻く環境が急速に変化する中、これに対応できる生徒を育成するために、これまで以上に民間企業と連携し、その力を活用して学校の授業を支援できないかと考えます。

そこで、民間企業との連携についての考えと現在の学校の取組について、お尋ねします。

（2）民間企業のさらなる活用について。

最近、使わなくなった廃校に企業などを誘致する例が県内外で見られますが、学校の施設の中に民間企業を誘致した例は、私の知る限り、見当たりません。学校を民間企業に貸与することは現在の法律では難しく、問題もあることは承知をしていますが、民間企業と学校が同じ敷地内にあることで、効率的な連携が図られ、生徒にとっても仕事をイメージしやすいなどのメリットはあると考えます。

そこで、学校施設を民間企業に貸与して、民間の力をより活用することについて、教育委員会の考えをお尋ねします。

以上で、壇上からの質問を終わり、ご回答後に、対面演壇席で追加質問などを行います。どうぞよろしくお願い致します。

○議長(八江利春君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 山本由夫議員のご質問にお答えをいたします。

島原鉄道の再生支援についてのお尋ねでございます。

島原鉄道は、島原半島地域を中心に、バスや鉄道、フェリー等の事業を運営され、地域住民の日常生活や観光、交流に必要不可欠な交通機関として、これまで長きにわたり大きな役割を果たしてこられました。

今般、将来的な事業継続を見据え、財務状況を抜本的に改善するため、地域経済活性化支援機構から再生支援を受けることとなりましたが、金融支援による経営基盤の安定や公共交通の維持、雇用の確保等が図られることは、これからの地域振興を目指す上で、大変意義深いことであると受け止めております。

また、新たなスポンサーとなる長崎自動車におかれては、地域に密着した交通事業者として、同社の持つノウハウやネットワークを活かし、

両社の相乗効果を高めながら再生支援に取り組まれることから、新体制による島原鉄道の再生が期待されるところであります。

さらに、本県では、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録を目指すほか、九州新幹線西九州ルートの開業を控えており、交流人口の拡大に向けて、島原鉄道の役割は、今後ますます高まってくることとされます。

そのため、県といたしましては、引き続き、島原鉄道や沿線市等と連携しながら、地域公共交通の維持確保と島原半島地域の活性化に向けて、力を注いでまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(八江利春君) 企画振興部長。

○企画振興部長(古川敬三君) 私からは、2点お答えをさせていただきます。

まず最初に、島原鉄道について、これまでどおり今後も支援を行われるのか、またそれ以外の支援は考えられないのかのお尋ねでございます。

県では、島原鉄道対しまして、雲仙・普賢岳噴火災害からの復旧にかかる出資をはじめ、厳しい経営環境を踏まえ、鉄道の施設整備補助について、平成26年度から補助率を拡大し、会社負担をなくしたほか、乗合バスの不採算路線に対する欠損補助やフェリー建造補助を行ってきたところでございます。

今回、地域経済活性化支援機構の再生支援を受け、財務状況の改善を図ることとされておりますが、人口減少等による利用者の減少など、島原鉄道を取り巻く環境は依然として厳しいことから、県といたしましては、地域公共交通維持の観点から、引き続き、必要な支援を行って

まいりたいというふうに考えております。

また、その他の支援といたしまして、例えば、「長崎新幹線・鉄道利用促進協議会」では、島原鉄道の利用促進と地域活性化に向けて、ラッピング列車や地域イベントなどに要する補助を行っておりまして、このような支援策の活用も促進しながら、沿線市等とともに、島原鉄道の再生をしっかりと支えてまいりたいというふうに考えております。

次に、V・ファーレン長崎を全世帯に知ってもらえるような取組ができないかとお尋ねでございます。

「V・ファーレン長崎」のJ1昇格決定以降、シーズン中のチームの活躍や試合では見られない選手の素顔などが、連日テレビやラジオ、新聞など多くのメディアに取り上げられ、V・ファーレン長崎に対する県民の皆様の関心は飛躍的に高まっているものと思われるところでございます。

県といたしましても、県民のV・ファーレン長崎に対する関心をさらに高めるため、全世帯広報誌をはじめとして、民放4局で放送する県政番組「こちら県庁広報2課」、あるいはFMラジオ「サタデー・チャット・ボックス」など、さまざまな県の広報媒体を活用し、従来行ってまいりました試合の告知だけではなく、監督、選手等の新シーズンに向けた意気込みや新規加入選手の紹介、スタジアム観戦のアドバイス、試合日程などを紹介することで、多くの県民の皆様がスタジアムに足を運んでいただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(八江利春君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 日本版DMOにつきまして、2点ご質問をいただきました。

まず、県内法人の日本版DMOに向けた進捗

状況とこれからの県の取組はいかがかとお尋ねでございます。

県としましては、県内各地域において多様な関係者を巻き込みながら、地域の稼ぐ力を引き出せるよう、観光地経営の視点に立った地域づくりのかじ取り役を担う「日本版DMO」の形成、確立することが重要であると考えております。

そのため、昨年度には、その機運醸成に向けて、「長崎県DMOセミナー」を県内3カ所で開催するとともに、専門人材の確保や関係者によるワークショップの開催など、「日本版DMO候補法人」の登録に必要な取組に対する支援制度を創設し、県内のDMO化を促進しているところであります。

このような中、去る11月28日には、佐世保観光コンベンション協会が「候補法人」から、本県では初となる「日本版DMO」に登録されたほか、長崎国際観光コンベンション協会に続いて、島原観光ビューローが新たに「候補法人」として登録されたところであります。

また、島原半島観光連盟や波佐見町観光協会が候補法人登録の申請の準備を進めているほか、他地域においても、「日本版DMO」の形成を見据えた検討がなされております。

県としましては、今後も、県内各地域におけるこのようなDMO化の動きを促進してまいります。

次に、「日本版DMO」を目指す本県法人の課題は何か、また課題を踏まえて日本版DMO法人等に対して、どのような支援を行うかとお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、本県におきましても、「多様な関係者の合意形成」、「マーケティング等の専門人材の充実」、「安定的な運営資金の確

保」など、DMOを実現する上での課題があると認識しております。

そのため、DMO候補法人を目指す団体については、これまでと同様、登録までに必要な取組に対して、「長崎県DMO育成支援補助金」により支援してまいります。

また、「日本版DMO」や「DMO候補法人」に登録された団体については、地方創生推進交付金の優先採択など、国の支援の対象となることから、それら支援制度の効果的な活用をするとともに、足らざるところは県の「21世紀まちづくり推進総合補助金」による支援なども検討してまいります。

さらに、課題解決に向けて各法人が多様な分野の関係者を集めて開催する意見交換会などにも県も積極的に参加しながら、活動を後押ししてまいります。

○議長（八江利春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 私の方からは、地域包括ケアシステムについて、2点お答えをさせていただきます。

評価基準による市町の地域包括ケアシステムの構築状況と課題についてのお尋ねでございます。

地域包括ケアシステムの構築単位につきましては、各市町が地域の実情に応じて設定することとなっており、本県全体で123の日常生活圏域での構築が予定をされております。

本年度実施した評価結果によりますと、評価点が8割以上で、システムが概ね構築できていると評価できる圏域は、佐々町の1圏域のみであり、評価点7割台が37圏域、6割台が65圏域、残りの20圏域が6割未満という状況でございます。

また、評価に当たっては8分野78項目の評価

を実施いたしました。例えば医療分野では、入退院や看取り時の医療・介護連携が十分ではない、また介護分野では、事業所等の介護予防、重度化防止の取組や地域全体での人材確保に向けた取組ができていないことなど、多岐にわたる課題が抽出されております。

特に、住民主体の助け合い活動など、住民の方々の参画により取り組んでいく必要のある項目の評価が低く、今後、住民の方々をどう巻き込んでシステムを構築していくかが重要であると考えております。

次に、今回の分析による課題を踏まえ、県として、市町に対し、具体的にどのような支援を行っていくのかとお尋ねでございます。

今回、客観的な評価を実施したことにより、各市町において、地域包括ケアシステムの構築に当たってのおおのの地域の課題が抽出されたことから、現在、その課題と具体的な解決策をまとめたロードマップの策定を全市町で進めております。

県といたしましては、地理的な環境や医療、介護等の地域資源の状況により、123圏域を都市型、過疎型、離島型の3つに分類をし、おおのの類型ごとに、評価の結果、あと一押しでシステムの構築に至ると考えられる圏域の中から他地域のモデルとなる圏域を選定し、アドバイザーの派遣等により重点的に支援をし、システムの早期構築に努めてまいりたいと考えております。

このモデル構築により、システムの見える化が図られ、蓄積されたノウハウの横展開が可能となることから、同じ類型の他圏域の取組が加速化されるものと考えております。

また、市町がロードマップに基づいて実施する先進的で他の地域でも参考となる具体的な取

組については、地域医療介護総合確保基金等を活用しながら積極的に支援していくことで、一日も早いシステムの構築を図ってまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 農林部長。

○農林部長（加藤兼仁君） 私の方からは3点お答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目、露地野菜や施設野菜の推進について、どのような施策を重点的に進めていこうとしているのかとお尋ねでございます。

露地野菜につきましては、島原半島を中心に、基盤整備と機械化体系の導入、集出荷施設や労力支援システムの整備による分業体制の構築等によりまして、だいこん、にんじん、レタス等の産地拡大が進み、単位当たり収量も高く、全国でも有数の産地となっております。

今後とも、これらの取組を関係機関と一体となってさらに推進し、担い手の規模拡大と産地の拡大を図ってまいります。

施設園芸につきましては、いちご、とまと等の産地化が進んでまいりましたが、全国のトップ産地と比較しますと、単位当たり収量が低くなっていることやハウスの建設コストが上昇し、収益性が下がっていること等の課題を抱えております。このため、収量が多い、いちごの優良品種「ゆめのか」の導入や光合成を促進する炭酸ガス発生装置等の導入と、ハウス環境測定データに基づく環境制御技術の確立による収量の向上や規格を統一したハウスの導入によるコスト縮減等に取り組み、生産性の向上と経営規模の拡大により所得向上を図り、施設園芸の産地拡大を推進してまいります。

次に、県単独事業の新構造改善加速化支援事業など、ハウスや機械導入などの要望が多い事業について、限られた予算の中で、どのように

農業者の要望に応じていこうとしているのかとお尋ねでございます。

ハウスや機械の導入に当たりましては、限られた予算の中で多くの要望に応えますため、強い農業づくり交付金や産地パワーアップ事業などの国庫事業を活用しますとともに、事業の早期執行による入札残額を活用しながら順次採択を行い、その結果、できる限りの要望に応じてまいりました。

しかしながら、農業者のハウスや機械の導入意欲が近年高まっており、本年度は昨年度と比較して、要望件数、金額ともに多く、新構造改善加速化支援事業におきましても、昨年度と比べて、要望額は105%となっていることに加えて、ハウスの落札率が昨年度より高くなっていることから、執行残額も期待どおりに活用できないため、全ての要望に対応することが厳しい状況となっております。

限られた予算の中で、農業者からの要望にしっかりと応えますためには、国庫事業を有効に活用することが重要であり、市町や関係機関と連携し、事業採択に向けた支援を行いますとともに、国に対して、必要な予算の確保を強く要望してまいります。

あわせて、事業費の低減化を図りますため、ハウス整備のコスト縮減を進めてまいります。

それでも要望に対応できない分が出てきた場合につきましては、次年度に事業採択がされますよう、事業計画の見直し等のフォローを行ってまいります。

最後に、平成30年度の国の農業農村整備事業予算の予算編成に向けた県の取組状況についてのお尋ねでございます。

農地の基盤整備を計画的に進めますためには、

国の当初での十分な予算確保が大変重要であると考えております。

そのため、本年6月の平成30年度予算獲得に向けた政府施策要望におきましても、十分な当初予算の確保を重点項目として、農林水産大臣に要望を行いますとともに、県下の市町や土地改良区で構成します「長崎県農業農村整備事業推進協議会」と連携をいたしまして、予算獲得に向けた推進大会を10月31日に開催し、11月8日には、県議会のお力添えをいただきながら、農林水産大臣及び自由民主党幹事長、総務会長、政調会長と直接面談し、要請活動を行ってきたところであります。

引き続き、平成29年度と比べ1,000億円増となっております国の平成30年度概算要求額の満額確保と本県への重点的な予算配分が図られますよう、あらゆる機会を捉えて国に強く働きかけてまいりたいと考えております。

あわせまして、平成29年度の補正予算の確保につきましても、積極的に努めてまいりたいと考えております。

○議長(八江利春君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) まず、離職者と県内企業とのマッチング事例についてのお尋ねですが、学校におきましては、勤労観や職業観をしっかりと醸成するとともに、インターシップや企業見学会等を実施するなど、キャリア教育の充実を図ることで、ミスマッチの減少と離職防止に努めております。

一方で、議員ご指摘のとおり、県内で就職した新規学卒就職者の就職後3年以内の離職状況は、全国より高い状況にあります。このような状況のもと、長崎工業高校では、同窓会が中心となって、県内では、唯一、再就職の希望者と県内企業を結ぶマッチングサイトを立ち上げて

います。しかしながら、他の高校で同様なシステムを実施する場合には、システム開発と、その運用のための人材確保やコストの課題に加え、学校が離職者のニーズに合った企業情報を収集できるかなどの課題があることから、学校単独での運営は難しいというふうに考えております。

次に、民間企業と県立高校との連携についてのお尋ねですが、キャリア教育については、これまでも社会で求められる資質や能力を積極的に育成してまいりましたが、現在は、科学技術の進展や産業構造の変化に伴い、必要とされる知識や技能も高度化しております。

このような変化の激しい時代においては、外部人材の活用必要性がますます高まっております。

県教育委員会では、現在、産業教育民間講師招へい事業を実施し、平成28年度実績で、42校において、企業や研究機関から延べ616名の外部講師が1,150時間の授業を行っており、産業界の変化に対応できる人材の育成と産業教育の充実を図っております。

また、高校の中には、地域や産業界との連携のもと、民間企業等において、長期間の実習を取り入れている学校もあります。

さらに、農業高校や商業高校等の中には、地元企業等と連携した商品開発に取り組み、実用化に至るなど、民間企業との連携により地域の活性化に貢献している実践事例もございます。

最後に、学校施設を民間企業に貸与し、民間の人材をより活用することについてのお尋ねですが、次期学習指導要領では、学校が掲げる教育目標を社会と共有し、その達成のために、学校外の資源を学校教育に積極的に活用することが求められております。

県教育委員会としましても、外部人材等の有

効な活用を図ることは重要だと考えております。

なお、民間企業と連携する際には、生徒に最大限の教育成果がもたらされるよう、お互いの連携の意図や目的等について、十分に協議していく必要があると考えております。

議員ご提案の学校施設を民間企業に貸与することにつきましては、民間企業の人材を活用しやすいというメリットも考えられますが、議員ご指摘のとおり、学校教育法で、学校施設の学校教育以外の利用は、教育上支障がなく、社会教育その他公共のために利用する場合に限られておりますので、現状では非常に難しいというふうに考えております。

○議長（八江利春君） 山本由夫議員—20番。

○20番（山本由夫君） それぞれにご回答、ありがとうございました。

それでは、幾つかピックアップをして追加質問、提案、要望などを行います。

まず、島原鉄道の再生支援についてですが、私は、今回の長崎自動車と地域経済活性化支援機構、金融機関による支援は、島原鉄道の安定した経営基盤を構築しようとするもので、大変ありがたいと思っています。

また、今回支援が決定したということは、地域経済活性化支援機構が島原鉄道を再生可能と判断したと理解をしており、長崎自動車並びに地域経済活性化支援機構のノウハウに大いに期待をしております。

その中で、先ほど、知事のご回答にもありましたけれども、長崎自動車は、特に、観光面に力を入れようとされており、世界遺産候補や世界ジオパークなどの豊富な観光資源を活かした周遊観光や観光列車、平成34年の九州新幹線長崎ルートの開業による観光客の増加にも期待をしています。

また、現在、島原方面から長崎への直通バスがありません。島原半島は、熊本県と長崎県を結ぶ交通の要衝であり、大分、熊本、長崎という九州の横軸における観光客のスムーズな周遊のためにも、島原方面と長崎との移動手段が必要だと考えています。

そこで、観光振興の面から、こうした事業を展開する上で、県としても必要な支援をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（八江利春君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（松川久和君） 県としましては、世界遺産登録や九州新幹線西九州ルート開業の経済効果を県内に広く波及させるためには、熊本県からの玄関口である島原港や諫早駅及び長崎駅などの主要駅を基点とした県内を周遊する観光ルートの構築が重要と考えております。

これまでも、島原半島観光連盟が島原鉄道と連携して、茂木と小浜を航路でつなぎ、島鉄バスで島原半島を周遊させる実証事業につきましては、「21世紀まちづくり推進総合補助金」による支援を行ってまいりました。

今後も、民間事業者や観光団体、地元市町等が連携した県内周遊の促進に資する事業に対しましては、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 山本由夫議員—20番。

○20番（山本由夫君） ありがとうございました。

今申し上げましたとおり、島原半島が熊本からの長崎の玄関ということで、船との連携ということで、島原半島でいうと多以良港、島原港それから口之津港というふうにございますので、そこからの次の足というふうな形で、こうした事業につきましても、今度は観光の面から、ご

支援のほど、よろしくお願いいたします。

次に、V・ファーレン長崎に対する県を挙げて応援する環境づくりについてですが、V・ファーレン長崎の経済波及効果を、県では、平成28年度で14億7,000万円と試算をされています。これはJ2時代のことで、J1になりますと、もっと多額の経済効果が期待できます。さらに、経済効果だけでなく、県民の一体感、それから地域コミュニティ活動の活性化、活発化、子どもたちへの教育効果など、さまざまな分野での本県の活性化が期待できるのではないかと思います。

このようなV・ファーレン長崎が本県に与える活性化効果を考えれば、その効果を高めるためにも、県庁内に部局横断的な組織であるとか、担当の部署であるとか人を配置した方がいいのではないかと思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長(八江利春君) 企画振興部長。

○企画振興部長(古川敬三君) V・ファーレン長崎のJ1昇格は、県内外からの観戦者増加により交流人口の拡大、あるいはそれに伴います県産品の消費拡大、PRなど、地域の活性化に大いに寄与するものと期待をいたしております。

また、今、議員ご紹介ありましたコミュニティ関係とか、そういうふうなところにもいろいろな効果があるものというふうに考えております。

県といたしましては、この機会を最大限に活かすため、既に、スポーツ振興課が中心となりまして、観光、物産、世界遺産の担当部署と協議を開始したところでございまして、今後は、部局横断的な連絡調整会議を新たに設けまして、V・ファーレン長崎を活用した地域活性化につ

いて、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(八江利春君) 山本由夫議員—20番。

○20番(山本由夫君) ありがとうございます。

選手の強化とか営業というのは基本的にV・ファーレン長崎の仕事なんですけれども、V・ファーレン長崎は、企業クラブであると同時に長崎県全県をホームタウンとする県民クラブでもあります。県としても、体制を整えて、V・ファーレン長崎自治体支援会議というものがあるようですので、こういったものを活用して、市町とも連携を強化して広げて、またジャパネットホールディングスやサポーターとも協力をして、県民を挙げて応援し、地域の活性化につながるような、さらなる取組をよろしくお願いいたします。

次に、日本版DMOについてですけれども、「日本版DMO」の登録要件の一つに、安定的な運営資金の確保という条件が挙げられています。これはDMOが必要な財源、収益事業であったり、会費、指定管理料、行政からの補助金、負担金、委託料などを確保できる見通しがあるかということです。

このうち、DMOの自主財源としての収益事業としては、旅行業、イベント業、物販業などによる手数料、また施設を運営している法人については、その売上などが考えられますが、大手旅行代理店とは違って全体のパイが小さいために、この手数料などの収益事業だけでは採算は成り立たないのではないかと思います。

DMOは、観光を通じて地域を活性化するという公的な目的もありますので、引き続き、国や県、市町によるサポートや官民連携の取組が必要だと考えます。

そこで、収益事業への取組についても、県として何らかの支援ができないかと考えますけれども、この点いかがでしょうか。

○議長（八江利春君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（松川久和君） 県としては、これまでも各地域の観光団体等が取り組む着地型観光メニューの開発などに関係市町と連携しながら、「21世紀まちづくり推進総合補助金」等により支援をしております。

今後、「日本版DMO」及び「DMO候補法人」等が取り組む体験プログラムや着地型旅行商品の開発など、法人の収益につながるような事業について、立ち上げ支援を実施するなど、引き続き、関係市町と連携した効果的な支援措置を講じてまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 山本由夫議員—20番。

○20番（山本由夫君） ありがとうございます。

壇上でも申し上げましたけれども、国は2020年まで、あと3年弱ということになるんでしょうけれども、それまでに正式な日本版のDMO法人を100程度つくろうとしていますけれども、今般、その第一弾として、候補法人の中から既に41の団体を正式な「DMO法人」として登録をし、公表しました。そして、その予備群であります「候補法人」も、既に133団体あります。

県は現在、主に、「DMO候補法人」になるまでの準備段階を支援していますが、こういう状況を受けて、もちろん組織ありきということではいけないんですけれども、まずは国の支援が受けられる「候補法人」の登録に早く持っていかなければいけないのではないかというふうに思います。

と同時に、ご答弁がありました、今、準備段階を支援しているので、その準備段階で収益事業をやろうとした場合には対象になりにくいと

いうのがありますけれども、正式な「DMO法人」、それから「候補法人」に登録された後も、これからがDMOの本番だと思いますので、DMOが期待される役割を果たせるように、引き続き、官民連携による支援をここではお願いしておきますので、よろしくお願いします。

次に、地域包括ケアシステムについてですが、地域包括ケアシステムの構築状況を評価基準と数値によって見える化をして、課題を中心にして、今回、ロードマップを作成するという手順はよいと思います。ただ、幾つか気になったことがありましたので、その中で、今回2点だけ追加質問します。

まず、生活支援、見守りという項目の認知症への対応についてですが、地域への理解という点で、認知症やその支援に対する小中学生への普及活動に市町や学校間で差があると聞いています。厚生労働省の新オレンジプランでも、学校教育における認知症の人を含む高齢者への理解の推進に取り組むとされています。

そこで、小中学校への普及については、県内の全市町の学校で広く実施できるように、県としても取り組んでいく必要があると思いますけれども、この点、いかがでしょうか。

○議長（八江利春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 議員ご指摘のとおり、国の「認知症施策推進総合戦略」、いわゆる「新オレンジプラン」におきましては、学校における認知症の人を含む高齢者への理解を深めるような教育の推進が掲げられているほか、平成29年度に改訂された新中学校学習指導要領の技術・家庭科でも、「介護など高齢者との関わり方について理解すること」などが新たに明記をされております。

県としても、学校教育における認知症の人を

含む高齢者への理解促進が重要であると考え、本年4月に、小中学校での認知症サポーター養成講座等の積極的な実施につきまして、県教育委員会を通して各市町に依頼をしたところ、本年度からは、新たに5つの市で実施をされています。

今後も、市町の高齢者福祉担当部局と協力して、県及び市町教育委員会との連携を図りながら、小中学校での認知症サポーター養成講座のさらなる拡大など、認知症の人を含めた高齢者への理解促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 山本由夫議員—20番。

○20番（山本由夫君） 今、学校では、これでもしてほしい、あれもしてほしいという形で、かなりいろんなメニューが寄せられていて、なかなか時間のやりくりが難しいのだろーと思いますので、その辺のところは、県が関わることであれば、整理をしてもらって、この部分をこうやっていくというふうな形で進められた方が、後からどんどん、どんどん、これもやってほしい、あれもやってほしいというものが入っているような状況かと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、もう一点、行政との連携について、地域包括ケアシステムの構築地域づくりに向けて、市町の関係課による組織横断的な連携ができていくかという点で、地域包括支援センターの方から、行政の縦割り組織の弊害が見られる場面があるという声が出ています。

例えば、高齢者の見守りに関して、これは市町とかで所管範囲とか名称は違うと思いますが、認知症担当は福祉部、危険な道路の担当は建設部、ハザードマップの作成は市民部など、目的や対象は同じなのに、担当部署が違う

ことで、協議等がスムーズにいかず効率が悪い場合があると聞いています。

県では長寿社会課が所管で、その中に地域包括ケア推進班というのがありますけれども、これだけで十分なのではないでしょうか。先進地と言われ、本県も参考にしている広島県では、県が実施主体となって市町を広域的に支援する広島県地域包括ケア推進センターというものが設置をされています。

そこで、県自体の推進体制を強化するとともに、市町に対しても、組織横断的な連携を図るよう働きかけていく必要があると考えますが、この点はいかがでしょう。

○議長（八江利春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 地域包括ケアシステムに関する施策は、医療、介護、保健・予防、住まい、生活支援、あるいは地域での見守りなど、多岐にわたっておりまして、より効果的に推進を図るためには、組織横断的に連携して取り組んでいく必要はあると考えております。

このため、県におきましては、高齢者施策について、関係部局間で情報共有や調整、協議を行うため設定しております「庁内高齢者対策連絡調整会議」のもとに、「地域包括ケアシステム庁内ワーキンググループ」を新たに設けて、今回の評価結果の共有や、あるいは今後の取組についての協議を行っております。市町に対する支援が、より効果的なものになりますように、さらに連携を強化してまいりたいと考えております。

市町におきましては、組織横断的な会議体を設置しているところは4割程度にとどまりまして、今回の評価作業の中で、庁内連携の必要性を認識したという市町も聞いております。今後、さまざまな機会を捉えまして、組織横断

的な連携の重要性について、助言等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 山本由夫議員—20番。

○20番（山本由夫君） 今、市町で推進体制が進んでいるのではないかと。例えば、長崎市あたりは進んでいるというふうに聞いているんですけども、今後、今、構築をしている、こういう取組ができていて、できているということで点数をつけていくのですが、できたけれども、実際に動けるのかどうかというところが問題になってきますので、ぜひその辺のところは、まず県自体、そして市自体にも、そういう連携が取り組めるような働きかけのほどを引き続きよろしくをお願いします。

これ以外にも、先ほど話がありました課題として、医療と介護の連携、それから、特に、介護予防の取組、そして住民の担い手としての参画というのが全体的に遅れているのではないかと。特に、在宅医療の問題というのが、これはお医者さん方のご理解が必要になるんですけども、そういったところが遅れているような印象を持っておりますので、そちらの方を実現に向けて、ご指導のほど、よろしくお願いいたします。

次に、農業の振興についてですけれども、先ほど話がありました県の単独事業である新構造改善加速化支援事業は、目的別に7つの補助メニューに分かれていて、それぞれ対象者、要件が異なっていますが、補助金の枠は、それぞれのメニューごとではなく、7つのメニューの総額として設定をされています。そして、採択は、14の評価項目を設定して、そのポイントの高い順に行われていますが、既存の農業者も新規就農者も農業後継者も集落営農法人も、同じ内容の14の評価項目でポイントをつけることになっ

ています。

これを7つのメニューごとに設定をしてほしいという要望があります。予算の総額が多くないため、メニューごとに分けると、一つひとつが少額になってしまうとか、メニュー間で逆にレベルに差が出てしまうというのが、今の県の考え方のようにすけれども、こういう要望もあるということをご理解いただき、よりよい方法がないか、ご検討をお願いします。

そしてあわせて、これらの事業は費用対効果が高い、実績も出ていると思われますので、やる気のある農業者の投資への要望に応えられるよう、引き続き、国の事業の積極的な取り込みをはじめ、県事業の予算の確保も、ここでは要望だけしておきます。どうぞよろしくお願いします。

次に、新規学卒就職者の離職後のフォローについてですけれども、先ほどご紹介のありました長崎工業高校につきまして、私も校長先生にお話を伺ってきました。

システムの問題、運営の問題、新卒者に「頑張ってこい」と送り出しながら、早期離職者向けのサイトを立ち上げることへの抵抗、新規学卒者の就職への影響などの問題を抱えながらも、いろんな事情でやむなく離職せざるを得なかった母校の卒業生のために、ハローワークなどとも協議をして、こういうマッチングサイトを開設されたことはすばらしいと思います。ただ、教育委員会教育長答弁にありましたように、実際の運営とか費用、そして企業側の数等も考えれば、これを他の高校にも単独で実施してもらうのは難しいかもしれません。

そこで、県として、一旦就職をして、その後、離職した高校卒業生に、県内で就職してもらうための効果的な取組を、例えば、今運用してい

る「Nなび」などを活用してできないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（八江利春君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（山下和孝君） 「Nなび」でございますけれども、こちらは製造業をはじめ、幅広い業種の県内企業情報や求人情報を提供し、また希望の職種や勤務地が合った方へのマッチングメール、それから企業からのスカウトメール機能も備えておりまして、高校生が卒業後、県内外で離職された場合も、県内就職に向けて活用いただけるものとなっております。

高校生の皆さんに、このことを広くお伝えするために、各種広報媒体での情報発信に加え、卒業された方に対して、同窓会や成人式などでも案内をするとともに、今春以降の卒業生には、登録いただいたメールアドレスに、ふるさと情報や「Nなび」も含めた就職関連情報をお届けする「メールメンバーズ」といった仕組みを設けております。PTA総会でも保護者にアプローチを行うなど、教育委員会や高校とも連携し、「Nなび」活用の促進に努めてまいります。

このほか、フレッシュワークにおける離職要因等を踏まえた就職相談や合同企業面談会への参加誘導なども行い、希望する県内就職がかなうよう、支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 山本由夫議員—20番。

○20番（山本由夫君） ありがとうございます。

今、若年層の離職というのが全国的に大きな問題になっています。先ほどの県の数字は、県内に就職をして、離職した人の数字になりますけれども、県外に就職をして3年以内に離職したというケース、県内ほど高くはないと思えますけれども、やっぱり実際に私の周りでも出て

います。難しいところですが、2～3年は経験をしてきているというふうなことがあって、そういう人が必要だという企業があるというのは事実だと思いますので、この長崎工業高校の取組は非常に挑戦的だと思いますけれども、これを一つのきっかけにして、よりマッチングがしやすい、全体の中でということではなくて、この層に絞ってというふうな形のマッチングは必要になってくるんじゃないかと思っておりますので、ご研究のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、県立高校と民間企業との連携についてですが、私の地元の島原市には、県内の市町で唯一、県立の普通高校、商業高校、工業高校、農業高校が全てそろっています。私立高校もあります。そして、島原市だけでなく、雲仙市、南島原市など、島原半島内から生徒が通っていますけれども、人口の減少や、島原半島の外や県外私立高校などへの生徒の流出により、多くの県立高校が定員ぎりぎりか、一部定員割れの状況になっています。

それぞれの学校が、危機感を持って生徒獲得のために特色ある教育に取り組んでいますが、民間の力を活用することで、先生自身にも新たな気づきがあると思います。そして、先生自体の資質向上を通じて、生徒への教育効果が高まることは期待できると思います。

こうした民間との連携を深めることによって、生徒にとっても、また地域にとっても、さらに魅力ある学校づくりを進めていただきたいと思いますので、県としても、引き続き、ご支援をよろしくお願いいたします。

以上、今回提案、要望した事項につきまして、今後の県政運営に活かしていただくことをお願いして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（八江利春君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

— 午前11時 1分 休憩 —

— 午前11時12分 再開 —

○副議長（徳永達也君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

近藤議員—6番。

○6番（近藤智昭君）（拍手）〔登壇〕 南松浦郡選挙区選出の近藤智昭でございます。

歴史あるこの県庁舎で、私の最後の質問となります。質問の機会を与えていただきましたことに、心より感謝申し上げます。

新しい県庁舎に移りましても、地元新上五島町及び県勢の発展のため、引き続き一生懸命努力してまいりますので、何とぞ県当局をはじめ、皆様方のご支援、ご協力をお願いいたします。

1、台風等自然災害により被災した漁業者への経営維持対策の充実について。

10月22日に大接近した超大型台風21号により、新上五島町をはじめ五島市、壱岐市、対馬市においては、定置網に甚大な被害を受けました。

特に、新上五島町管内では、台風の中心域は九州のはるか南部を通過し、遠く隔てていたにもかかわらず、風速15メートル以上の北または北東の風が10時間も吹き続けるという、これまでに経験したことのない気象で、波浪もものすごいものでありました。

その結果、北東面に開けた有川湾の沿岸部において被災が相次ぎ、被害額はおおよそ2億6,000万円にも達しております。とりわけA漁業協同組合の自営定置網が壊滅的な被害を受けております。漁業管内の定置網が、年間約4億

円、水揚げ全体では80%以上を占めており、漁協経営の存亡にもかかわる大きな問題であります。

坂本水産部長や水産部の職員の皆様には、早速現場においていただき、現場把握や見舞いのお言葉をいただきました。この場をおかりしまして、厚くお礼申し上げます。

このような中、台風被害を救済する制度を見てみますと、漁獲共済や施設共済がありますが、被災者は掛金の負担ができずに未加入であり、事業者は、事業を継続するか否かの判断を迫られている現状であります。

こうした中、新上五島町においては、被災した定置網事業の継続意欲を後押しするため、単独の支援制度を講じると伺っております。

つきましては、今回の台風被害から、定置網漁業を速やかに復旧・再建させるため、県はどのように取り組んでいくのか、お尋ねします。

地球温暖化に伴い、これまでに経験したことのない勢力の強い台風が接近することが予測され、今後も同様の被害が懸念されます。そのような中、地域の水産業に及ぼす影響度合いに着目した支援措置を講じることが重要であり、被災された定置網漁業者の方々が、今後も安心して漁業を継続していくため、災害に強い定置網漁業への転換や付加価値向上の取組など、地元からの提案に基づく新たな取組を支援することが必要だと考えますが、県のご見解をお伺いします。

2、T P P 1 1 協定等の国際貿易交渉への対応について。

去る11月10日にベトナムのダナンで行われた「環太平洋パートナーシップ閣僚会合」において、アメリカが離脱した後の11カ国によるT P P 1 1 協定の大筋合意が確認されました。

また、今年の7月6日には、安倍総理大臣とEUのユンカー欧州委員会委員長が首脳協議を行い、日本と欧州連合との間の経済連携協定である「日EU・EPA」が大筋合意に至っております。

さらに、アメリカとの間の日米経済対話等の多くの国際貿易交渉も、現在進められているところです。

一昨年の11月定例会や昨年の6月定例会においては、私は、TPPの影響やTPPを契機とした攻めの農林水産業、すなわち、県内の農林水産物の輸出展開について質問をしましたところ、「水産物を中心に輸出拡大を図るため、水産部、農林部をはじめ関係部局との情報共有を密にし、県産農林水産物の一体的な売り込みなどを通じ、輸出促進に連携して取り組む」との答弁をいただいたところです。TPP11協定や日EU・EPAを契機に、県産農産物の輸出拡大を目指した積極的な事業展開を促すなど、攻めの姿勢が大変重要であります。

しかしながら、一方で、今後、輸入品の関税の引き下げや、関税割当枠の取り扱い等により、本県の基幹産業である農林水産業のみならず、経済活動や県民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、守りの姿勢も必要だと思います。

国においては、いかなる国際貿易交渉においても、日本の農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展していくことができるよう、農林水産物の重要品目に対する十分な国境措置を確保するとともに、交渉の内容や進捗状況、国内への影響等について、丁寧に情報提供を行っていただかなければならないと思います。

あわせて、国と県が連携して経済の安定や生産基盤の整備をはじめ、生産性の向上と競争力

の強化、多様な担い手の育成・確保など、力強い農林水産物と農山漁村づくりに向けた支援を強化していくことも重要であると考えているところです。

先ほども述べましたとおり、TPP11協定が大筋合意に至るなど、ここ最近も日本が深く関係する国際貿易交渉において大きな動きが見られる中、まずは県として、これらの国際貿易交渉の現状をどのように分析しているのか。言いかえれば、平成27年10月のTPP大筋合意の時点と比較して、日本の農林水産業を取り巻く環境はよくなっていると評価しているのか、または、逆に悪くなっていると評価しているのかについて、お伺いします。

また、その評価を踏まえて、来年度に向けてどのような取組を検討しているのかについてもお聞かせください。

3、しまの地域商社の取組について。

(1) 県としてのこれまでの取組状況と成果について。

国境離島地域の振興につきましては、「有人国境離島法」に基づき、雇用機会の拡大や住民の航路・航空路運賃の低廉化など各種の取組が行われているところです。今回は、これらの取組と、あわせて行われている、しまの地域商社の質問を行いますが、その前に、まずは有人国境離島法に関連しまして、少し述べさせていただきます。

有人国境離島法につきましては、皆様ご存じのとおり、自由民主党離島振興特別委員長の谷川衆議院議員をはじめ、本県選出の国会議員の皆様の多大なるご尽力により成立し、本年4月に施行されております。

県におかれましては、この機会を最大のチャンスと捉え、市町や関係機関と連携して雇用機

会の拡充、滞在型観光の促進などに積極的に取り組んでおられるところです。今回の知事説明にもありましたが、国の交付金予算総額50億円に対し、その約6割に当たるおおよそ30億円の交付金を受ける中でも、雇用機会拡充事業については、県全体で381人の雇用創出見込みとなっているなど、法施行の初年度として非常によいスタートが切られたものと思っており、今後も継続してしっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

さて、しまの地域商社の取組ですが、県では、今年4月から、国境離島の関係市町におけるしまの地域商社と連携しながら、しまの製品の販路拡大や地域資源の発掘など、しまの生産者の生産力、所得の向上などに向けた取組を行ってまいります。これは有人国境離島法に基づく各種施策と両輪となって離島地域の活性化につながるものであり、国境離島元年に、大変すばらしい取組がはじまっているものと考えております。

全国各地においても地域商社が設立され、それぞれの地域の特色に応じた取組がなされているようですが、長崎県、特に、国境離島地域においては、豊かな自然に恵まれており、たくさんの農林水産資源があり、これらの資源を活かさない手はなく、全国をリードしていくような取組を行っていくべきではないかと考えております。

新上五島町においても、地元の名産である養殖ブリやクロマグロ、五島うどんの生産拡大に取り組んでおります。地元の基盤産業である1次産業のさらなる振興や、少しでも多くの所得を得ていくためには、今後どうしていけばいいのかと、地元の事業者、生産者の皆さんも必死になって考えながら、精いっぱい取組を行っ

ているところです。

このような地元の頑張りをしっかりと受け止め、離島地域の所得向上を図っていくためには、地域商社において、首都圏など、より付加価値が高い形で販売できる地域の販路拡大が重要であると考えます。

そこで、県としてこれまでの取組状況や成果について、お尋ねします。

（2）市町や商社における課題について、県としての捉え方と今後の支援について。

市町と連携しながら、県としてさまざまな取組を行っていく必要があると思いますが、一方で、市町の体制がしっかり確保され、市町自体で地域商社が機能していくには、まだまだ課題が多く、県のしっかりとしたサポートが必要だと考えております。市町や商社の現場において、県としてどのような課題があると考え、今後どのように支援していこうとしているのか、お尋ねします。

4、林業の振興について。

県土の6割を占める緑豊かな森林は、木材の供給のみならず、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止など、多面的な機能の発揮を通じて、私たちの日常生活に欠くことのできない、さまざまな恩恵をもたらしています。

しかしながら、林業・木材産業は、これまで長期にわたる木材価格の低迷などから、森林所有者の経営意欲の減退や担い手の減少、高齢化など、林業を取り巻く環境は依然として厳しい状況に置かれており、適切な森林整備の遅れによる、森林の有する多面的機能の発揮への影響が危惧されているところです。

一方で、戦後造林されたスギやヒノキの森林資源が充実し、現在では、その5割以上が45年生を超える林齢に達し、本格的な利用期を迎え

ており、このような森林を適切に整備・保全しつつ、再生可能な資源として循環利用することが重要な課題となっております。

このため、国においては、本格的な利用が可能な段階に入った森林資源を活用することによって、山村等における就業機会の創出と所得の上昇をもたらす産業へと転換する林業・木材産業の成長、産業化を早期に実現するため、資源の循環利用や原木の安定供給体制の構築、林業・木材産業の競争力強化と、新たな木材需要の創出に向けた各種の施策が講じられているところであります。

本県においても、国の施策にあわせ、森林の多面的機能を維持しながら、スギやヒノキの人工資源を有効活用するため、小規模な面積で所有する個人ごとの人工林を集約化して団地化し、そこに作業道等をつくり、高性能林業機械を使った効率的な搬出、間伐等の施業が進められており、昨年度の素材生産量は、5年前の約1.7倍となる12万8,000立方メートルまで増加していると聞いております。

また、木材の需要面では、住宅用だけなど従来の需要に加え、木質バイオマス等の利用増加により木材の需要が拡大しており、今後、輸出を含め、さらに木材利用が大幅に増大する可能性が出てきております。

このように、森林資源は、貴重な財産としての価値が高くなっており、森林から収入が得られるようになれば、再び森林所有者の山への関心が高まり、資源の循環利用が進むことで、森林・木材産業が活性化し、離島や山村地域に活気をもたらすのではないかと期待しているところです。特に、豊富な森林資源を抱えている五島や対馬におきましては、森林を適切に管理して木材を生産し、地域に雇用を創出する林業・

木材産業の役割は大きくなるのではないのでしょうか。

そこで、こうした機会を捉えて、新規林業従事者を確保・育成し、森林資源を有効活用して、持続可能な森林経営を行っていく取組が必要だと考えておりますが、今後、本県の林業振興について、どのような取組を行っていくのか、お尋ねします。

5、教育行政について。

(1) 小規模校の教員配置について。

小規模校が進む県立高校の教員配置について、お尋ねします。

近年、子どもの数が減ってきており、それに伴い、1学校当たりの学級数も減少してきております。本県の県立高校56校中、1学年2学級以下の学校は11校であり、特に、離島地域は離島の高校13校中6校を超える8校が、1学年2学級以下の学校であります。私の地元であります新上五島町には2つの高校がありますが、そのうちの中五島高校については、これまで1学年2学級だったのが、平成30年度入学生から、さらに1学級減り、1学年1学級となると聞いております。

県全体の年齢別推移人口を見てみますと、10年後に中学校を卒業する15歳の人口は、現在に比べ、さらに10%ほど減少することが見込まれており、現在よりも小規模校が増加することは予想されます。

学校規模が小さくなると、当然それに伴い教員の数も減ります。1学年1学級の学校だと、国の基準では、教諭等の数は8人になっていると聞いており、理科等の教科では、専門科目の教員が配置できなくなるなど、授業をはじめ教育活動の全般にわたって大きな影響が生じることが懸念されます。

私は、学校規模で学校の質が変わることは

あつてはならないことだと考えています。小規模校においても、ほかの学校と同様の教育環境を整え、教育の質を保障していく必要があると考えております。

教員の配置数については、国の基準で定められていると認識していますが、教育の質を保障するために、特に小規模校について、国の基準以上に手厚く配置すべきだと考えております。小規模校の教員の配置の考え方について、教育委員会教育長にお尋ねします。

（2）公立学校の部活動の振興について。

本県の高校生が全国の舞台で活躍する姿は、県民に夢や感動を与えるものであります。近年の公立高校生のスポーツの活躍については、皆さんご承知のとおりだと思いますが、一例を申しますと、今年度のインターハイで長崎北陽台高校男子登山部が全国優勝、また、男子ソフトボールにおいても、インターハイで大村工業高校と佐世保西高校が平成26年度、平成27年度の2年連続で全国制覇を達成しております。そのほかの競技や文化活動、また、学術面においても、全国で数多くの上位入賞を果たしており、その活躍は目を見張るものであります。

私が知る限り、公立学校がこれほど多く全国で上位入賞をおさめている県も少ないのではないかと認識しております。これらの活躍は、大会等に出場している高校生の頑張りはもちろんですが、指導する教員の力も大きく影響していると考えています。教員は自分の時間を犠牲にしながら、寝る暇を惜しんで誠心誠意生徒の指導に当たっていると聞いており、本当に頭が下がる思いです。優秀な指導者がいる学校には、その教員を慕い、その学校に入学を希望する生徒もいると思いますし、また、テレビ等で本県の高校生の活躍を見て、自分もその学校で競技

力等を磨きたいと考える他県の生徒もいると思います。他県から資質ある生徒が多く入学することで、学校はさらに活性化するとともに、競技力等も向上し、魅力ある学校づくりにもつながると考えています。

私は、競技力等の向上と学校の活性化の観点から、県外の生徒でも、本県の高校に入学する者は、本県の高校を受験させてもいいと思いますが、県教育委員会の考えについて、お尋ねします。

あとは、対面演壇席にて再質問させていただきます。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 近藤議員のご質問にお答えをいたします。

台風によって被災した定置網漁業の復旧・再建に向けてどのように取り組んでいるのかとのお尋ねでございます。

台風21号による水産関係被害は、11月末現在で約4億7,000万円となっており、このうち定置網の漁具被害が約4億2,000万円であり、新上五島町、五島市、壱岐市等で大きな被害が発生しているところであります。

県では、水産部長等を現地に派遣し、被害状況の確認とあわせて、復旧に向けて必要となる支援内容の聞き取りを行い、地元の意向を踏まえて制度資金の運用面の見直しを行ったところであります。

その上で、現地で被災漁業者向けの個別相談会を実施し、被害の実態や再建に向けた考え方を丁寧に聞き取るとともに、同行した金融と経営の専門家からの助言や融資メニューのあっせん等を行っているところであります。

次に、災害に強い定置網漁業等、地元からの提案に基づく新たな取組への支援に対する県の

見解はどうかとのお尋ねでございます。

議員ご提案のとおり、台風等の影響を最小限に抑えるような定置網の導入や新たな取組による収益性の改善は、被災漁業者の経営維持に寄与するものと認識をいたしております。

そのため、県では、個別相談会において、具体的な支援制度のあっせん等を実施しているところであり、表層網を低層網に替えたいなどの具体的な意見も聞かれているところでもあります。

今後とも、提案内容の実現に向けて、関係者の皆様方と知恵を出し合いながら検討を進め、支援制度の導入を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○副議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 私の方から2点、お答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目は、平成27年10月のTPP大筋合意以降、日本の農林水産業を取り巻く環境をどう評価しているのか、また、来年度に向けてどのような取組を検討しているのかとのお尋ねでございます。

国は、平成27年11月に「総合的なTPP関連政策大綱」を策定し、平成27年度及び平成28年度補正予算において、農林水産関係の体質強化対策等として、総額6,575億円の予算を措置してきたところでもあります。

その一方、本年1月には、TPP参加国の全GDPの約6割を占める米国がTPP協定から正式に離脱を表明し、11月10日に11カ国によるTPP協定が大筋合意に至ったところでもあります。

また、EUとのEPA協定につきましても、本年7月6日に大枠合意に至り、豚肉の関税引き

下げ、ソフト系チーズの横断的な関税割当での新設や、林産物の段階的な関税撤廃などの国境措置が設定されることとなったところであります。

こうした中、国は、11月24日に政策大綱を改訂し、強い農林水産業の構築に向けて、日EU・EPA大枠合意により影響が懸念されます品目向けへの対策を強化し、これに対応した平成29年度補正予算編成を行うこととされているところでございます。

現在のところ、TPP11や日EU・EPAによる農林業への影響額につきましては、国による試算が公表されていない状況でございますが、このTPP大筋合意等によりまして、生産現場には不安や懸念の声がありますことから、県としましては、国に対してしっかりと説明を求めますとともに、国の補正予算146億円を取り込み、体質強化対策に取り組んできたところでございます。

その結果、本県肉用牛の繁殖頭数が、全国に先んじて増頭に転じますなど、体質強化に向けた一定の成果が見えはじめてきたところと考えております。

また、生産現場には、さらに多くの要望がありますことから、国に対して、平成29年度補正予算におきましても、十分な予算確保と本県への重点配分について、あらゆる機会を捉えてしっかりと要望してまいります。

本県農林業者が、将来にわたり希望を持って経営に取り組めますよう、国の施策をしっかりと取り込み、対策が不足する場合には、追加の対策を求めていきながら、本県農林業の構造改革を進めてまいります。

次に、森林資源を有効活用して、新規林業従事者を確保・育成し、持続可能な林業経営を行

うため、今後どのような取組を行っていくのかとのお尋ねでございます。

県内の森林資源が利用期を迎えます中、これを活用して地域に良質な雇用の場を創出し、持続可能な林業経営を実現することは大変重要であると考えております。

このような中、生産性が高い林業事業体では、収益を上げることで、他の事業体と比較して給与等の待遇がよく、若者の林業従事者が増加し、過去5年間の離職もなく、平均年齢が39歳と県平均より5歳若い優良事例も出てきているところでございます。

県としましては、まずは生産性が高い事業体を育成することが必要であると考えており、現在、1日1人当たりの生産性2.8立方メートルを、10年後には5.0立方メートルまで上げることで、林業専業作業員の年収を、県内男性一般労働者の平均年収を上回る500万円を確保する取組を進めているところでございます。

具体的には、生産面では、効率的な間伐等を進めるための森林経営計画の取りまとめや、生産性を高めるための路網整備、高性能林業機械の導入と技術研修、間伐に加えまして、より生産性が高い、低コスト再生林と一体となった皆伐にも取り組んでまいります。

また、雇用面では、社会保険や作業時の労働安全研修の支援による労働環境の改善を進め、また、地元高校と連携して、高校生等の就業意欲の喚起に努めますとともに、流通面では、製材用、バイオマス用など、用途に応じた木材の有利販売を進めてまいります。

あわせまして、素材生産量を現在の12万8,000立方メートルから、平成37年度には28万立方メートルまで拡大する中で、県内流通量を増やし、製材工場等を育成することで、若者等

の雇用の場を創出してまいります。

○副議長(徳永達也君) 水産部長。

○水産部長(坂本清一君) 私の方からは、TPP11協定等の水産物への影響についてお答えします。

水産業につきましても、TPP11協定等の影響額が試算されておらず、現時点で評価することは困難ですが、貿易協定によりまして、関税が撤廃されるマグロ類やアジ類などの我が国への輸入増加に伴う国内産の水産物の価格下落と、それによる漁業経営の悪化が依然として懸念されます。

県といたしましては、引き続き輸出促進に取り組むとともに、漁業者が意欲を持って漁業経営を続けられるよう、国の対策を最大限活用し、漁業関係者や市町とも十分に連携しつつ、水産業の競争力強化に積極的に取り組んでまいります。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部政策監。

○企画振興部政策監(柿本敏晶君) しまの地域商社の取組について、2点お答えをいたします。

まず、地域商社の首都圏等における販路拡大などに対する県としてのこれまでの取組状況と成果についてのお尋ねですけれども、県では、有人国境離島法の活用とあわせまして、しまの産品の販路拡大や所得向上、生産拡大などを促進するため、市町と一体となって、しまの地域商社の取組を推進しております。

しまの産品を高付加価値で販売するには、首都圏等の優良な市場で安定した販路を確保することが重要であり、県では、東京四谷の東京産業支援センター内に営業拠点を設け、専門人材を配置しまして、各商社の営業活動や販路開拓を支援しております。

加えまして、県が中心となりまして、「日本

橋「長崎館」での商談会の開催や国内最大のシーフードショーへの共同出展、海がない埼玉県と連携した鮮魚等の相談会の実施などにも取り組ましまして、これまでに外食産業グループやホテル、飲食店など109社との間で、延べ451品目の取引に結びついております。

また、県では、今般、4市町の鮮魚等を一括しまして、翌日午前中に首都圏に届けるスピード物流の仕組みを構築したところであり、今後はこの仕組みを活用しながら、さらなる取引拡大を目指してまいりたいと考えております。

次に、市町や商社における課題について、県としての捉え方と今後の支援についてのお尋ねでございます。

各商社では、離島の特徴を活かしながら、鮮魚を中心に首都圏等での販路開拓や取引が進んでおりますが、さらなる取引拡大におきましては、各市町の産業構造や製品の違いなど等を踏まえた対応の強化が必要となってまいります。

そのため、県では、現場に出向きまして、県が配置している支援員や各市町、商社等による協議を継続的に行い、営業や生産者との折衝を担う専門職員の配置や、加工品や農産品等の取り扱いの拡大、輸送コストの縮減対策など市町ごとの課題を検討し、対策を提案しております。

また、離島地域では、各生産者が供給できる商品の数量や種類が限られ、多くの生産者に参画をいただき、安定供給を図る必要があります、それに伴う鮮度保持等の技術の普及や徹底も課題となっております。

そのため、市町や商社とともに生産者のもとへ出向き、具体的取引事例を示しながら、商社の機能や生産者の役割などへの理解、鮮度保持技術の普及の促進を図るなど、生産供給体制の強化にも力を入れてまいりたいと考えておりま

す。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 小規模高校への教員配置の考え方についてのお尋ねですが、公立高校の教員の配置基準については、法律で規定されており、教員数は、生徒数や設置されている課程・学科等により定められております。

また、特色ある教育活動に対する国による加配もありますが、その数には限りがあり、県の財政上、県単独で教員配置数をさらに増やすことは難しい状況にあります。

こうした状況の中で、本県では、1学年1学級の学校においては、法律に基づく定数8名に加え、国の加配も活用し、当該校の教育課程や生徒の実態等を考慮しながら、10名から12名の教員を配置しております。引き続き、小規模校に対しては、教育活動の維持が図られるよう努めてまいります。

次に、競技力等の向上と学校の活性化の観点から、県外からの本県高校への受験についてのお尋ねですが、本県では、平成15年度から離島留学制度を実施しており、その中で五島高校に「スポーツコース」を設置し、運動技能やスポーツに対する意識が高い県外生徒を受け入れてきました。

議員ご指摘の県外生徒の受験につきましては、受入規模を拡大しますと、県内の受験生の入学に影響を与えるおそれがあります。また、県外からの生徒が保護者のもとを離れ、気力・体力を充実させながら高い競技実績を上げるためには、寮や下宿先の確保といった生活基盤の整備が必要となります。さらに、年齢的に多感な時期でもあるため、悩みを抱えた生徒をどのように支援するかといった課題もあります。

一方で、運動技能やスポーツに対する意識が

高い県外生徒の受け入れは、その学校における競技力の向上だけでなく、教育活動全般の活性化にもつながります。また、部活動などによる生徒の活躍は、地元の住民の方々にとっても大きな喜びであり、地域活力の高揚にもつながっていくと考えております。

県教育委員会といたしましては、他県の先進事例を参考にしながら、県外生徒の受け入れのあり方について、今後検討してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 近藤議員―6番。

○6番(近藤智昭君) どうもありがとうございます。幾らか再質問をさせていただきます。

国の制度として、農業においては、台風等による災害が発生した場合、経営体育成支援事業により、農産物の生産に必要な施設、機械の復旧等の経費に支援が行われているのに対し、水産業では金融支援が中心となっており、対応に違いがあるようなので、水産業についてもそうした制度が設けられるよう、県として国に強く働きかけるべきと考えますが、県はどう考えていますか。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君) 自然災害が発生した場合、国の災害復旧事業の活用が可能になってまいります。その対象は、漁協所有の共同利用施設等の不動産が主であり、定置網漁具や車両等の動産、個人が所有する施設等の多くは含まれていないところであります。

農業においては、災害が激甚災害に指定された場合、国は、災害復旧事業に加えて、経営体育成支援事業において運用面を緩和することとされており、被災した農業者個人の施設の復旧等に対応をしているところであります。

一方、定置網漁具のような動産については、

事前の避難措置が可能であるという考え方から、災害復旧の対象外とされている旨、国から説明を受けているところであります。

しかしながら、今回のように、地域の水産業に極めて大きな影響を及ぼすような甚大な被害が発生しているところでもあり、一日も早い復旧が必要でありますので、水産業の復旧等にかかる新たな支援制度の創設等について、国への要望を検討してまいりたいと考えているところであります。

○副議長(徳永達也君) 近藤議員―6番。

○6番(近藤智昭君) 知事ですね、知事が長崎県の所得向上を上げて今までこられたんですけども、この所得向上を一番阻んでいる業種はどんな業種であるか、ご存じでしょうか。

それは、私から言わせていただければ、水産業の衰退そのものではないかと思っております。「水産県長崎」と言われているけれども、現在を見ますと、20年前、10年前と比べて、現場はもう経営・運営の限界にきているのではないかと思います。ごく一部の養殖業者は軌道に乗ってはいますが、現場は高齢化が進み、新上五島漁協におきましては、平均年齢が65歳、これはほかの漁協においても同様の状況であり、組合員の減少、水揚げ量の激減等、組合運営に支障が出てきています。その上に、現在の一番の困り事は冷凍冷蔵庫の老朽化、故障であります。さらに、2020年にはフロンガス規制により、その使用さえも制限される猶予がない状態なんです。

また、今回の漁業権の一斉切り替えにおいて、申告時に昭和41年の申し合わせ事項が県に残っており、漁業権の設定ができなかったと、現在の状況とそぐわない申し合わせ事項等に対して再検討の必要があるのではないかと地元の声も

聞かれます。

先ほど農業は500万円と収入を上げておられるんですけども、水産業の1人当たりの年間所得の目標額を300万円に置いているのですが、現実には厳しく、100万円をわずかに超える程度だと聞いております。ここで水産業に対して、水産部だけでなく、県一丸となった水産振興の取組が喫緊の課題ではないでしょうか。

本年4月に「有人国境離島法」が施行され、各離島地域においては、新たに創設された各種制度を活用し、地域の特徴を活かした雇用の拡大の取組が開始されておりますが、こうした取組は地域に核となる産業があつてこそ成り立つものであり、本県でそれは何かというと、私は水産業であると考えています。その水産業が今、苦境に立たされています。50年に一度あるかなにかの大自然災害により、かつてないほどの被害が発生し、被災された方々は現実を受け止めて、家族や従業員のために再起を図ろうとするも、復旧経費と水揚げの減少という二重の負担が重くのしかかっているような状況です。

知事は、こうした現状については十分に理解していただいていると思いますが、私から特にお願いしたいのは、今回のような予測できない自然災害が今後も起き得るとの前提に立ち、今回の対策を了とすることなく、漁業者の不安や苦悩に十分に応えられるよう、対策の検討をお願いしたいということです。（発言する者あり）

もちろん、災害対策については、国が率先して対応すべきところではありますが、今回の災害を契機として、また、離島を多く抱える水産県の知事として、国への働きかけをしっかりと行っていただくことを要望しておきます。

所見をお願いします。

○副議長（徳永達也君） 知事。

○知事（中村法道君） 一番さまざまな課題に直面しております離島地域の基幹産業が水産業であり、なおかつ、その水産業が極めて厳しい状況に直面しているということは十分認識をしているところであります。

特に、海面漁業等については、漁場競合等が見られて、なかなか思うような水揚げ高が得られない。そういう厳しい状況の中、今回、こういった自然災害が発生をし、生産者の方々は大変なご苦勞をなさっておられるというのは十分、私も現状の報告を受けているところであります。

したがいまして、何としても再起を目指して頑張っておられる皆様方をしっかり支えていかなければいけない。そのために、先ほどお話もありましたように、さらに被災を受けにくいような漁具の設置の仕方であるとか、さまざまな検討をなさっておられますので、そういった部分については、できるだけその思いに応えられるように、災害復旧事業だけでは対応は不可能ですので、そういう部分については、他の支援制度等も活用しながら、その思いにしっかりと応えられるように努力していかなければいけないと考えております。

現状の災害復旧事業についての考え方は、現状、先ほどご報告したように、事前に避難できるから災害復旧事業の対象にならないというような考え方でありますけれども、今回の場合には、事前に撤収しようにも、荒天が続いたためにできなかったというような事情もありますので、そういったこと等もしっかりと訴えながら支援措置の適応ができないのか。

ただ、激甚災害に指定されるということが、また、農業の場合も大前提になっておりますの

で、できるだけ幅広い視点を持って、生産者の皆様方の思いに応えられるよう努力してまいりたいと考えているところであります。（発言する者あり）

○副議長（徳永達也君） 近藤議員—6番。

○6番（近藤智昭君） 知事、どうもありがとうございます。もう今の知事のご意見を島民が聞いたら、泣いて喜ぶと思います。（発言する者あり）

次は、地域商社について、来年度以降においても市町をしっかりとサポートしていきながら取り組んでいていただきたいと思っております。離島地域のさらなる活性化のためには、地域商社の取組において、やはり雇用の拡大につながっていくことが重要と考えていますが、この点に関して、どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねします。

○副議長（徳永達也君） 企画振興部政策監。

○企画振興部政策監（柿本敏晶君） 地域商社の取組につきましては、販路の確保や所得の向上だけでなく、生産や雇用の拡大につなげることも重要な目標ということで位置づけをしております。

例えば養殖業や農水産品の確保など、規模の拡大でありますとか、島内での雇用につながる分野の取引拡大にも力を入れております。

また、首都圏などの新たなニーズを新しい商品の企画や生産能力の拡大に結びつけるため、取引先へのアンケートやヒアリング、それからバイヤーの招聘、バイヤーと生産者とのマッチングなどに取り組みながら、生産者の生産拡大意欲の喚起に努めております。

加えまして、有人国境離島法の創業・事業拡大支援の採択事業者や、新たな事業を検討されている事業者との連携した商品の販売や企画、

それから受注増に対応し、生産を拡大する事業者による事業拡大支援の活用など、今後は雇用機会拡充事業との連携の強化にも力を入れてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（徳永達也君） 近藤議員—6番。

○6番（近藤智昭君） このごろ島内でもいろんな夢を語ってくれる方々が増えてきました。それで、地域商社に一番頑張ってもらいたいのは、地元で企業を起こすための絵を描く、その時に、どこに最終的におさめるかという、そこが決まらなないと絵も描けないんです。だから、今、一生懸命地域商社も頑張っておられるのは認めております。これからもお一層、努力していただくようお願いしておきます。

次に、小規模校の教員配置について、教育委員会教育長から、県の単独予算で教員を増やすことが難しいことや、国の加配には限りがある旨の答弁がありました。

しかしながら、本県は、公立高校のうち約半数が離島や半島地域にあり、隣接県とは違うんです。状況が違います。また、同じ県内でも、長崎市や佐世保市との高校とは状況が違うと思います。

私の地元の高校では、地域と密接に関わり、まちの活性化にも大いに寄与しております。地元にとって高校は町の中核であり、地元の財産でもあります。学校の教員配置数が減れば、特色のある学校づくりに力を尽くしている優秀な先生の確保が難しくなり、その結果、学校の活力が損なわれかねません。学校の教育の質を落とすことはあってはならないことだと考えております。

そこで、教育委員会教育長に再度お尋ねします。

教員の数の確保とあわせ、小規模校の教育の

質を保障するため、どのように取り組もうとしているのか、お尋ねします。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 小規模校であっても生徒の興味、関心、あるいは進路希望に応じて多様な教科・科目を選択できるよう、現在、近隣の高校との教員の兼務発令を行っております。

また、平成25年度から平成28年度にかけて導入いたしました「遠隔授業システム」を活用し、県教育センター等から授業の配信を行っているところです。

今後も、こうした取り組みを充実させることにより、教育の質の維持に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 近藤議員―6番。

○6番(近藤智昭君) 小規模校の教育の質を保障するため、近隣との兼務発令など取り組んでいると思いますが、そういうところは評価します。今でも小規模校には、国の基準以上に手厚く教員を配置しているようですが、小規模校の教育の質を保障するよう、これまで以上に配慮していただくようにお願いします。

もう一つのクラブ活動での質問ですが、公立学校の部活動の振興については、以前、私も学校に勤務していましたから、教員と生徒が一体となり、一つの目標に向かって頑張っている姿を目の当たりにしております。今回質問したのは、頑張っている教員や生徒を支援するつもりで質問しております。

他県の生徒の受け入れについては、効果がある反面、課題があることを整理しながら、生徒が希望する学校に入れるよう、課題を整理しながら引き続き検討していただければと思っております。

高校生の活躍が県民に勇気と感動を与えております。今、現場をちょっと見ますと、一生懸命頑張っている先生がたくさん長崎県にはおられます。でも、学校現場を管理しているのは校長先生です。その校長先生の支援とか後押しで、その先生たちがうまくやれるようになるのか、それとも、いろんな形で悩んでいる先生も多々いるのは、私は知っております。

そこで、校長先生が、その先生に対して、どういうふうな言葉をかけてやるか、現場の先生たちは、校長先生の言葉は常に聞いております。校長としても、やっぱり現場の中で特別にいろんな形でやっている先生がいたら、ほかの先生たちに負担がかかるケースというのも結構あるんです。だから、教育の現場をあまりに平等化に考える校長先生と、それを学校の活性化のために一生懸命する校長先生と、二通りではないかと思います。やっぱり校長の支援があつてこそ、はじめて現場の先生たちは一生懸命になれる状態だと思います。

そういう校長先生たちに県が方向性をしっかり教えた中で、校長にそういう指示をしていただければ、校長も悩まずに、もっとしっかりした自分の考えの中で各先生たちに指示ができると思います。

やっぱり現場はいろいろあります。でも、私はクラブ顧問の先生とか進学先の先生、特に私は今、部活動だけを言っているんじゃないんです。一例を挙げますと、進学の責任者をしながら、クラブ活動をして、それで子どもたちと一緒に活動している先生が、県内には何人かいます。普通、世間の考え方の中に知育偏重と、知の方をしっかりと認めてはいるんですけども、その中でクラブ活動も一緒にと、そういう状況というのは、なかなか先生方の考え方の中にないと

ころもあります。しかし、県内には、スポーツと進学は同じという形で一生懸命努力され、それなりの成果を得ている先生がいることだけはしっかり評価していただければと思います。これはお願いとして、終わります。

私の質問は、これで終わらせていただきます。
(拍手)

○副議長(徳永達也君) 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時12分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○副議長(徳永達也君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) (拍手) **【登壇】** 自由民主党・県民会議の中島浩介でございます。

昼からになりましたので、大きな声で質問させていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

1、島原半島の道路整備について。

(1) 島原半島幹線道路網の建設・整備について。

島原半島幹線道路網の建設促進について、質問いたします。

①雲仙市愛野町から小浜町間の道路整備について。

この整備については、6月定例会の一般質問においても質問させていただきました。

知事、土木部長におかれましては、6月にやったばかりなのに、またやるのかとお思いかもしれませんが、またやらせていただきます。

11月13日に、愛野小浜バイパス建設促進期成会会員の島原、雲仙、南島原の3市の市長、議

長が要望をなさっています。

内容としましては、愛野町から小浜町までの間は、幹線道路が国道57号のみで代替道路がなく、三次医療施設まで60分以上を要し、観光、輸送、企業誘致において大きなデメリットとなっており、人口減少に歯止めがかからない状況に陥っているという要望をなさっています。

この状況を市民も黙ってはおりません。少子・高齢化や人口減少で限界集落にならないようにするためには、交通アクセスの整備が必要と、島原半島南部から西部で、国道が不通になった場合に備え、命の道として、新たな幹線道路の早期実現を求め、南島原市8町の自治会長、役員でつくる市自治会長連合会、24名の方が、雲仙市の住民団体と一緒に取り組んでおられます、愛野小浜バイパスの実現に向けた道路整備署名活動を、今年の9月半ばから約1カ月間で1万8,000もの署名を集めておられます。両市の住民団体で集めた署名を、今後、県などの関係団体に提出されるということでした。

このように、南島原市、雲仙市の住民も、実現に向けて一生懸命に取り組まれており、両市民の声を県政に届けるために、6月に引き続き、今回も質問させていただいているところでございます。

担当者の話では、「これまで国において線形改良や防災対策が行われており、現在も小浜町富津地区において、850メートル区間の線形改良の事業が進められているところであり、県としても、当面は現道の機能を高めることが重要と考えている。一方、当該区間のバイパス整備については事業費が多額となることが課題となっており、代替性の観点などから、引き続き国や市と協議を行っている」というお話でございました。

しかしながら、南島原市、雲仙市からも要望があり、両市民の方々から、このような機運の醸成が図られている中でございますので、事業費が多額とならないような事業計画、あるいは、代替性をどのように今後考えていかれるのか、知事の地元の長年の課題について、今後どのように進めていかれるのか、この質問だけが知事に答弁を求めるものですから、知事、よろしく答弁をお願いいたします。

残りの質問につきましては、対面演壇席から質問させていただきます。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 中島浩介議員のご質問にお答えをいたします。

雲仙市愛野町・小浜町間の道路整備についてのお尋ねでございます。

県道の約7割が離島・半島地域で構成されるという地理的、地形的な特性を有する本県にとりまして、交流人口の拡大や企業立地の促進、物流の効率化などに大きく貢献する道路整備は、極めて重要なものであります。

このため、島原半島においても、島原道路をはじめ、国・県道についても計画的に整備を進めてきたところであります。

こうした中、愛野町から小浜町間について、国において、これまでも線形改良や防災対策などの事業が進められているところであり、県としましては、まずはこうした現道の機能を高めていくことが最優先の課題であると考えております。

一方、議員のお話にもありましたように、地域の皆様が愛野町から小浜町間の整備を求める思いが強いということは、私どもも十分認識をしているところであり、改めて関係市と協議を行っているところであります。

今後も、当該区間のあり方について、広域的なネットワークにおける代替性の観点などから、国や市と議論を重ねてまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) 私も、ここ最近も同じですけれども、会合に行くたびに各種団体の皆様から、何とかこの道路をやってくださいということで、本当に耳が痛くなるほど、住民の方から声をいただいております。

知事も、今度のお話で、種をまいていると、今度は花を咲かせる時であるということでした。この件にはまだ種をまいていない状況ですので、ぜひ、次期当選をして種をまいていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

そこで、土木部長に質問しますけれども、先般の6月定例会での質問におきまして、北の千々石線を調査しますというお話をいただいております。そしてまた、市の関係者とも十分に協議をやっていききたいということでもございました。

それと、この事業コストの縮減を図るということは、地元の方との話をしていく中での話と思いますが、現時点でどのくらい進捗しているのでしょうか、お伺いします。

○副議長(徳永達也君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) まず、千々石線につきましては、私も現地を確認いたしまして、確かに離合ができずに、途中まで行って後ろに下がらないといけないという状態であるということとを十分認識しました。

そこで、ここにつきましては、まず、離合が

できるような部分的な道路の改良をやっていくということ。それから、対向車が近づいてきていることを事前に知るようなことができないかと、そういうシステムについて現在、検討しているところでございます。

それから、ご存じのとおり千々石線は、国道57号の代替とはなり得ないものですから、1本しかない国道57号について、どうするかにつきましては重要な課題だというふうに考えておりました。現在、南島原市、雲仙市とともに、このあたりの議論を、先ほど知事から申し上げましたとおり、新たにはじめているところでございます。

今後、地域の方と十分意見交換をしながら検討してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) これまでも取り組まれた中で新たに取組まれるということで、一歩前進したんじゃないかと思っているところでございます。

ぜひ、課題となっている事業費が多額になるということと、国に対する訴え方として防災、救急搬送等、物資の運搬等あるんでしょうけれども、何とかその辺を両市と検討していただき、立派な計画を立てていただきたいとお願い申し上げます。

②地域高規格道路（島原・天草・長島連絡道路）について。

この地域高規格道路については、南島原工区地域高規格道路（島原・天草・長島連絡道路）建設促進期成会から、これも、先ほどの日付と同じく11月13日に、長崎県議会議長、自由民主党長崎県連合会に要望が行われたばかりでございしますが、建設促進に向けては、まず、島原・天草・長島架橋実現に向けた取組が必要でござ

いまして、過去に戻ると昭和53年に鹿児島県がスタートしておりまして、昭和61年に熊本県、長崎県が昭和62年に、こういった県の施策に盛り込まれているようでございます。

平成10年からは、「三県少年サッカー大会」を協議会主催として開催され、絵画コンテスト、構想推進地方大会が開催されておりますが、なかなか前に進まない状況であると認識しております。

機運の向上、啓発活動として取り組んでられました「三県少年サッカー大会」におきましては、毎年3県で8チームが出場され、絵画コンテストにおきましては、平成29年度は3県の小・中学生で394点の出品があっているようです。

「継続は力なり」と申しますが、なかなか機運の向上が図られていないんじゃないかという思いが個人的にはございますので、この辺で事業の見直しを含め、さらなる機運醸成に向けた協議をすべきじゃないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部長。

○企画振興部長(古川敬三君) 今、議員からのお尋ねの中にありました「三県少年サッカー大会」とか絵画コンテストでございますが、これは三県架橋構想の実現に向けまして、地元の機運醸成として取り組んでいるものでございまして、地元の子どもたちにも三県架橋構想を知ってもらい、幼いころから地元への愛着心を醸成していくためにも、継続して取り組んでいくことが重要と考えて行っているところでございます。

このほか、機運醸成に向けましては、ソフトボール大会やバレーボール大会など、3県間、または2県間での交流事業や構想推進地方大会

を開催するなど、国等への要望活動の際に、架橋の必要性や地元の熱意を伝えているところでございます。

また、昨年度は、構想実現による地域の将来像等を紹介する動画を制作しておりまして、今後も、例えばSNSの活用など、さらなる機運醸成につながる情報発信につきましても、3県で協議をしてまいりたいというふうに考えております。

三県架橋構想は、平成20年に海峡横断プロジェクトが凍結され、今なお厳しい状況が続いておりますけれども、引き続き構想実現に向け、3県が一丸となって機運醸成に努めますとともに、九州の経済界等とも連携をしながら、国に対して強く働きかけてまいります。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) できれば、啓発活動というものでございますので、再度、熊本県、鹿児島県ともよくよく相談されて、こういった事業をずっと継続していくことも必要なんだろうけれども、手をかえ品をかえということも必要じゃないかと思っておりますので、ぜひその辺を協議していただきたいと思っております。

2、県立高校の魅力ある学校づくりについて。

(1) 口加高校のグローバルコースの現在の取り組み状況について。

①グローバルコースを設置した目的について。

県内初の取組として、今年4月から、口加高校改革第1弾として「グローバルコース」が創設されました。

私も、父兄の立場からグローバルコースの取組を見ておりますが、教員主導の講義型ではなく、人間力やコミュニケーション力を育成する教育に取り組んでおられ、生徒がジオパークにおいて英語でのガイドを行っているようで、

このような取組を非常に高く評価しているところでございます。

しかしながら、初年度の平成29年度、募集定員40名に対し、入学生は16名にとどまっております。平成30年度の現在の希望状況は9名ということで推移しております。

まずは、グローバルコースを設置した目的について、教育委員会教育長にお尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 平成29年度に口加高校に設置をいたしましたグローバルコースは、予測不可能で変化の激しい社会に柔軟に対応できるよう、ローカルな課題から学び、グローバルな社会でも活躍できる資質や能力を持った人材の育成を目指しております。

具体的には、思考力、判断力、表現力に加え、新学習指導要領において求められる、他者と協働しながら、さまざまな課題に主体的に取り組む能力を先進的に育成することとしております。

さらに、多様な人々とコミュニケーションをとるツールとして、特に、英語力の強化に努めるとともに、難関大学を含め、生徒が希望する大学への進学に対応したコースを目指しているところであります。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) そういった取組をされているということでございます。

②グローバルコースの教育活動の内容について。

学校で独自にリーフレットを作成し、私も見せていただきました。非常に内容はいいものをつくられていると思っております。そのリーフレットに記載されている生徒のコメントを、ここで紹介させていただきたいと思います。

「グローバルコースに入学して、まだ数カ月

しか経っておりませんが、体験学習を通じてさまざまなことを深く学ぶことができております。

例えば、南島原市との連携事業、第2期総合計画策定では、南島原市の現状を学び、10年後に住みたくなるまちづくりを考える中で、今まで気づけなかった地元の魅力を知ることができ、自分の故郷に誇りが持てました。

また、香港の学生との交流では、英語を使うことで自分の世界が広がりました。伝わらないこと、聞き取れないこともありましたが、伝わった時の喜びを強く感じることができました。これを通じて、もっと英語の学習が必要だと感じ、積極的に学習に取り組んでいるところです。

ほかにも、ユネスコ世界ジオパーク審査員の方々にプレゼンテーションで南島原市の魅力を伝える取組では、「コミュニケーションの難しさと大切さを学びました。

学習を進めていく中で、やりたいことがどんどん増えていきます。特に、2年時のオーストラリア語学研修がとても楽しみです。

私たちと一緒にグローバルコースで学び、新しい歴史をつくりませんか」と、記載されてありました。

私も、口加高校のグローバルコースの特色ある教育内容について、多くの中学生並びに父兄に、よくよく知ってもらい、興味を持ってもらいたいと考えているところでございます。

グローバルコースでは、現在、どのような教育活動に取り組んでおられるのか、質問いたします。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 口加高校グローバルコースでは、議員からご指摘がありましたが、まず、「総合的な学習の時間」を活用して、地元の南島原市や大学等関係機関と連携

し、「島原半島ジオパーク」など地域の特色について学ぶためのフィールドワークや、生徒がグループごとにテーマを設定して地域課題の解決に取り組む探求型学習に取り組んでおります。

これらの取組の一つとして、南島原市の新しい総合計画の策定に向け、生徒自らが地域のために何ができるかをまとめた「グローバルコース10の宣言」を今年度中に発表する予定です。

また、2点目に、同窓会の支援もあり平成27年度に設置した、ICT機器を備え語学教育に特化した特別教室「イングリッシュゾーン」や、外国語指導助手の活用により、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力の育成を図るとともに、英検等の資格取得にも積極的に取り組んでおります。

3点目に、中国、韓国、アメリカなど、島原半島を訪れる海外の学生たちと積極的に交流を図り、地域の特色などについて英語によるプレゼンテーションを行ったり、実際に観光案内を行ったりするなど、広い視野や国際感覚を育む取組を行っているところであります。

また、平成30年度以降は、1年生と2年生が探求型学習を共同で行い、内容の充実を図るとともに、オーストラリアでの語学研修の実施や各種コンテストへの参加などを計画しております。

今後とも、さまざまな取組を通して、グローバルな視点を持ち、地域社会に貢献できる人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) 通常の授業と違いまして、今、コースで学んでいる子どもたちは、この3年間で社会性が非常に高くなるんじゃないかなというふうに期待しているところでございます。

せっかくこの素晴らしいコースができている

のに、現在、9名ということでございます。12月には再度希望を募るということでしたので、結果を待って、どうしても数字的に変わらないのであれば、再度アピールをしていただいて、このコースに島原半島外からも来ていただけるような取組をお願いしたいと思っております。

（2）口加高校の福祉系学科設置に向けた取組状況について。

①大村城南高校の進路状況について。

口加高校の改革第2弾として、平成31年4月に「福祉系学科」が新設されますが、まず、先に取り組みられています大村城南高校の進路状況について、お尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 平成24年から、総合学科である大村城南高校に、介護福祉士の国家試験受験資格を得られる系列を導入し、平成26年度に第1期生が卒業しております。

平成28年度までの3年間に於いて、介護福祉士の国家試験に延べ61名が受験し、93.4%に当たる57名が合格しております。

また、この3年間で高校卒業後に就職した39名のうち、介護などの福祉関連に就職した者は37名で、県内への就職は28名、75.7%といった状況であります。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) ご報告のとおり、すばらしい結果が伴っております。

②口加高校の現在の取組について。

そういう状況を踏まえて、口加高校の現在の取組状況について、お伺いしたいと思います。

大村城南高校の実績のように、人口減少対策として、地元の福祉施設と連携し、卒業後に地元で採用していただけるものと考えているとこ

ろでございます。そのためにも、地元での実習施設の確保なども必要と思います。

口加高校への福祉系学科設置に向けた現在の取組状況について、お伺いいたします。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 口加高校への平成31年度の「福祉系学科」の設置に向けて、介護福祉士を養成する施設としての認可を受けるため、まずは来年3月末までに設置計画書を作成し、文部科学省と厚生労働省の地方局へ提出する必要があります。

設置計画書は、教育課程に関する内容のほか、指導に当たる教員や実習指導者に関する調書などを含んでおり、現在、その作成を進めているところです。

併せて、福祉系学科における3年間を見通したカリキュラムの検討を進めるほか、校内の介護実習施設の設計を行っているところであります。

平成30年度には、介護実習施設の改修と併せて、簡易浴槽や人体解剖模型などの必要な備品を整備した上で、9月末までに許認可の申請書を提出し、実地調査等を経て、3月末までに福祉系高等学校の指定を受けることと予定をしております。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) ③生徒受け入れのための下宿等について。

そういった形で準備を進められてくると、実習受入先や南島原市との協議、あるいは広域から募集するのであれば下宿先も必要だと思います。

受け入れのための下宿などはどのような状況にあるのか、お尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 口加高校において、平成20年度以降、下宿しながら通学した生徒の数は、平成24年度の12名が最大となっており、近年、下宿生の数は減少傾向となっております。

下宿先の確保については、必要に応じて、これまで同窓会などにご協力をいただいております。高校側としては、今後も一定数の確保はできるものと考えているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) それと併せて、こういった下宿先が決まれば、午前中に近藤議員からもございました、スポーツに対する下宿も含めた形で、ぜひその対応をお願いしたいと思っております。

3、福祉事業について。

(1) 福祉事業の課題について。

①介護人材の確保について。

厚生労働省の2025年に向けた介護人材に係る需給推計によると、我が国の2025年度の介護人材の需要見込みは253万人であり、現状推移のシナリオによると、2025年度の介護人材の供給見込みは215万2,000人となり、37万7,000人の不足が生じると報告されております。

本県におきましても、平成37年度には、平成24年度に比べ約1万3,000人の介護人材が必要になると推測されているようでございます。

人口減少、特に、若い世代の流出が著しい本県の離島・半島地域では、介護人材不足が起こる可能性が高いと思っております。

離島においても半島地域においても、介護事業所での雇用数を考えると、地元雇用に大きなウエートを占めているようでございます。若い世代が地域外へ流出すると、介護事業所の働き手が減少し、介護事業所の縮小、廃業につなが

り、ひいては介護を受けられない高齢者の方が地域外に介護を求めて流出する恐れがあり、そのことがまた、地域での雇用の受入先がなくなり若い世代の流出につながることから、ますます人口減少に拍車がかかるのではないかと心配しているところでございます。

私の地元の介護事業所では、地元雇用が不足しており、外国人の雇用も検討していると伺いました。

このような中、いかにして介護人材を確保する取組を考えておられるのか、お伺いいたします。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 県におきましては、「参入促進」、「環境改善」、「資質向上」、この3つの観点から、関係機関と連携・協働しながら、介護人材の確保対策に取り組んでいるところでございまして、小中高生を対象とした職場体験や、介護福祉士を目指す学生への修学資金の貸付け、あるいは合同面談会の開催など、若い世代の確保にも力を注いでいるところでございます。

また、本年度から新たに、介護事業者が中心となって関係機関と協働して実施する地域の主体的な取組を支援することにより、各地域の実情に応じた介護人材の確保対策を進めているところでございます。

今後は、さらに介護の仕事に誇りを持てるような土壌の醸成に取り組むとともに、高校生、大学生、潜在有資格者、未経験者など、各人材層に応じたきめ細かな確保対策を講じてまいりたいと考えております。

また、本年11月から、介護分野においても外国人技能実習制度での受入れが可能となったことから、関係団体等とともに受入れに向けた検

討を進めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) アンケート調査を見ますと、離職経験者の7割が給与水準の改善を求めていると。そしてまた、介護福祉士等の資格取得が定着促進につながるというアンケート結果が出ているようでございます。

確かにたくさんの施設で、募集を出す雇用につながっていないと、いたし方ないので外国人就労も考えているということでした。それも一つの手ではあるんでしょうけれども、やはり潜在的にいらっしゃる方、あるいはこれから就職される方について、各地域でしっかりとした連携を取っていただいて、定着していただきたいという思いがあります。

それはどうしたらいいかというと、私は個人的には、やはり国に対して、もう少し、この地域間格差、都会と地方の給与格差が一番の問題だと思いますので、国に強く訴えていただきたいという思いがございしますが、いかがでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) この介護人材の確保につきましては、報酬加算の改善とか、地域の実情を踏まえて、政府施策要望の中にも、介護人材の確保対策について要望をしているところでございますので、今後とも、地域の状況を見ながらしっかりと要望をさせていただきたいと存じます。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) 福祉施設の占めるウェート、雇用のウェートというのは非常に高いものですから、そこで雇用がままならないということになれば施設自体の運営も厳しくなってくると思いますので、ぜひ、国に対してしっかりと要望させていただきたいと思います。

②小規模介護事業所の存続について。

デイサービスの経営状況に係る社会保障審議会、介護給付費分科会における議論の資料によりますと、収支差率が、定員19名以上の事業所のうち1カ月当たりの延べ利用者数が901人以上で10%、900人以上で7.9%、750人以下で3.4%であり、定員18人以下になるとわずか2%となっているようでございます。

また、サービス提供一人当たりには要する管理的経費は、規模が小さくなればなるほど高くなっているようです。

グループホームにおいても、収支差率は、定員19人以上で7.5%、18人以下で5.2%、9人以下で3.7%と、デイサービスと同様に、小規模になると収支差率が低くなっているようでございます。

特別養護老人ホームや病院を併せて経営されているデイサービスやグループホームでは利用者の確保もしやすいと思われますが、単独で事業をなさっているところでは、なかなかそうはいかないものと思っております。

小規模な事業所の収支差率は、あくまで平均値でございますので、マイナスの収支差比率の事業所もあるでしょうから、特に、単独で経営されている事業所にとっては、今後、経営がより一層厳しくなってくるものと考えます。

以前は、公共事業予算が大幅に削減された時に、建設業の経営者の方も介護事業に参入されたこともあったようです。

高齢化率が高まる中で、介護事業所の需要が見込まれ、単独での事業者も多いようです。グループホームでは、1ユニット9床でスタッフが7人となると、かなりの経費もかかるとお話を伺っております。個人事業所で、7人のスタッフのうちに家族が1人、2人入って、ようやく経

営が成り立っているというお話もございました。

また、平成27年度には、介護報酬がマイナス2.27%で改定されたため、経営が一層厳しくなっているとも聞いております。

そこで、県として、小規模介護事業所の経営改善について、どのような取組をなさっているのか、伺いたいします。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 県では、本年度から県内8福祉圏域に、経営や労働環境改善の専門家を専任アドバイザーとして配置をし、各介護事業所における改善意識の醸成、あるいは改善手法等の普及を行うために、経営者等を対象としたセミナーなどを開催するほか、事業所からの個別相談にも対応することといたしております。

また、アドバイザーでは対応が困難な相談につきましては、中小企業診断士や税理士など経営改善の専門家を事業所に派遣し、指導・助言を行っていくこととしております。

なお、介護報酬につきましては、平成30年度の改定に向けまして、今、議論が進んでおりますけれども、例えば、デイサービスで大規模事業所の報酬を引き下げるとともに、小規模事業所が外部のリハビリ専門職と連携した場合には新たな加算などの検討がなされているようでございます。

県といたしましては、各事業所が、今後、国の改定内容を十分に理解をし、サービス内容の見直しにより、できるだけ加算制度を活用できるように、説明会等を開催しながら周知に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) これは、介護報酬という国の制度に右往左往させられるという状況で

ございます。先ほどのお話ですと、一定のサービスを追加することで加算もあるよということでしたので、それに向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

素人の方が個人的に事業をはじめられるということですから、当初は投資的経費もかかっておりますし、不慣れな面もあって最初のコストが非常にかかっている状況じゃなかったのかなと。やっと慣れてきて、ここにきて何とか食っていけるかなという状況の中で、報酬が下げられたりとかあっているようでございますので、非常に苦勞されているという状況でございますので、ぜひ経営改善に対するご指導を県の方でもしっかりとしていただくように、よろしくお願い申し上げます。

4、農山村・農用地について。

(1) 集落（農山村・農用地）の存続について。

①小規模集落の存続について。

農山村・農用地の維持、管理につきましては、国の事業において多面的機能支払交付金があり、さらに中山間地域におきましては中山間地域等直接支払制度があり、手厚い支援がなされているようでございます。しかしながら、小規模の集落で国の事業が活用できない地域もあるということで、私も相談を受けました。

高齢者ばかりの小規模集落の場合は、多面的支払機能交付金においては、農地維持や資質向上のための事業における労力、いわゆる若い労力がないために、自分たちではできないと。また、一定の事務の簡素化の改善はなされているが、それでも高齢者ばかりでは結構難しいと。そしてまた、事業をやっておりましたけれども、事務を担当する者がいなくなり、事業をやめざるを得なくなったと、いろいろな課題があるよ

うでございます。

また、中山間地域等直接支払制度におきましては、小規模高齢化集落を近隣の既存の集落に加入していただき、交付金の上乗せ加算もあるようでございます。しかしながら、既存の集落に断られたりするケースもあるように伺っておりますし、恐らくこの制度を活用された地域はないんじゃないかなというふうに推測しております。

こういった状況の中で、今後どのようにして、そういった小規模、あるいは高齢者ばかりの集落を支援していかれるのか、お伺いいたします。

○副議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 高齢化や人口減少が進んだ小規模集落への対応のお尋ねでございます。

国におきましては、農地や農道など地域資源の保全管理を推進し、水源の涵養や良好な景観の形成など多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援として、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金が創設されているところでありますが、議員ご指摘のとおり、高齢化が進んでいる集落等では、活動や事務の労力確保が難しく、制度に取り組みにくい場合があります。

このため、県といたしましては、地域の実情を踏まえ、農業者と地域住民が共同で地域資源を守る組織づくりや、事務担当者の確保など効率的な活動が可能となる組織の広域化を推進しているところでございます。

組織の広域化につきましては、市町や県等の関係機関による推進チームを設立し、地域住民と一緒に、他地区の優良事例調査等を行いますとともに、広域化の利点、必要性について、地元への説明会や検討会を開催することで合意形

成を図り、既存の取組組織同士の合併や、単独では取組が困難な小規模集落と近隣集落とのマッチング等を推進してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) ご存じだと思いますけれど、本当に山間部で少数の集落があつて、後継者もいないと。こういった事業をやりたいけれども、働き手もいない。ほかに、近くというが結構離れた大きな集落があつて、そこではこういった事業をなさっています。しかしながら、この小規模集落からお願いに行っても、なかなか手が回らないのかどうかわかりませんが、一緒になつてもらえないと。

そうであれば、先ほど部長が答弁されたように、広域的な組織づくりが必要ではないかと思っております。

南島原市で考えてみれば、仮に旧8カ町ごとの区別ぐらいで集約できれば、そういった方たちも中に入れていただけるんじゃないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 先ほど申し上げましたとおり、広域化というのは大変重要な視点だと思っているところでございます。

県下でも10地域ほど、広域化の取組が進んできたところもございますが、南島原市ではまだまだ進んでいないところでございますので、県も市町と一緒になつてしっかり入り込んで、これを進めたいと思っております。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) お話のとおり中山間地域でございますので、一山越えて、二山越えてという集落がございます。本当にそこは8戸だったり、10戸だったり、しかも高齢者ばか

りの地域もあるということで、非常にこの方たちは不安がられております。制度のお話をすると、これはいいですねと、どうやったら入れるんでしょうかということでお話をいただきまして、制度にはこういう条件がついておりますと、おたくの集落では今難しいので、どこかの大きな集落と一緒にしてもらえないでしょうかということでお話はしますが、当人同士となると、なかなか厳しいようでございますので、やはりこれは一定、県なり市なりから、こういう制度をやったらどうでしょうかということで、先ほどお話があったとおりの広域的な取組をぜひしていただきまして、そういった集落の漏れがないように、今後ぜひ取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、再度答弁を求めます。

○副議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 県といたしましても、先ほども申し上げましたとおり、市町と一緒に、メリット等をお知らせしながら、優良事例もお知らせしながら、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) ぜひ、もう高齢者の方たちばかりですので、なるべく早い取組をお願いしたいと思いますので、よろしく願いします。

5、世界遺産登録について。

(1) 登録後の取り組みについて。

①登録後のイベント等の開催について。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産登録となれば、構成資産を有する市におきましては、南島原市の原城跡や平戸市の春日集落と安満岳、中江の島等、教会等の建物がない構成資産においては、さまざまな付加価値をつけたイベント等を定期的 to開催して

来場してもらうよう考えておられるようでございます。

イベントを開催する場合は、これまでは、お伺いしましたところ、21世紀まちづくり事業や長崎音楽祭などといった県の支援事業がありまして、それを活用してやっていたということでございました。

今回の世界遺産登録後において、こういった事業をぜひ使いたいということだったんですけれども、こういった事業がなくなってしまったということでございます。

県の方は、受け入れに対するさまざまな支援制度は現在やっていただいております、市の方も助かっているということでございました。

ただ、こういった付加価値をつけるのであれば、市としては、市で独自にやるイベントもあるんでしょうけれども、毎年恒例行事としたいイベント等をやるのであれば、なかなか財源不足になるんじゃないかというご心配でございました。

そこでお尋ねしますけれども、今後、こういった継続的なイベントや事業などを通じて世界遺産登録とリンクした事業をやりたいということなんですけれども、県としては、こういったご支援をされる考えはないのか、お伺いいたします。

○副議長(徳永達也君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 県では、これまでも「潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録を見据え、誘客拡大と周遊滞在が図られるよう、関係市町や民間の皆様と一体となって、ガイドの育成、ガイドンス施設の整備、それから二次交通の整備、食や土産品の充実、開発など、観光客の受入体制の整備をソフト、ハード両面で進めてきているところでございま

す。

議員からご質問がございました登録を契機として、各地域で開催されるさまざまなイベントについては、誘客のために有効な事業の一つであると認識しておりますが、まずは、これらは地元が自ら主体的に取り組んでいただくべきものと考えております。

県としましては、これらのイベントの開催を県の観光ホームページ「ながさき旅ネット」で紹介するなど、各種情報を通して発信することで、各地域の取組を後押ししていく、そういう役目を担っていきたいと考えているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) 市としては、そういう事業が使えないということで不満と見ていらっしゃるみたいなので、こういう質問をさせていただいたわけです。

確かに受入体制というのは一定必要でありまして、例えば外国人の受入体制とか、表示、語学の問題、多々ありまして、非常に助かっているということでございました。

ただ、市単独でやるには、なかなか財政が厳しいんですよというご相談でしたので、あえてここで質問させていただいているんですけれども。

広報活動には、今後、しっかりと取り組んでいくということでございます。できれば新たな制度を設けていただいて、離島もしくは半島地域におきましてのイベントにつきまして、世界遺産の教会があったりとか、そういった物的なものがないところにつきましては、現地の案内の方が物語を語られるとか、いろいろあるんですけれども、年に何回かはそういったイベントをやりながら、継続的に集客をしていきたいと

いうことです。

市の方でも、例えば南島原市でありますと、先日も夜のイベント、そしてまた春先には「原城一揆まつり」という市独自のイベントもされております。ただ、世界遺産とリンクした、県からの何らかの支援があればということでしたので、あえて言わせていただきました。

今後、市長さんたちから別の形で要望もあろうかと思っておりますので、その辺はじっくりと協議していただければと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

6、国家戦略特区への取組について。

(1) 長崎県としての取組状況について。

①受入組織体制について。

農業分野における外国人就労につきましては、関連する国家戦略特区、特別区域法を改正する法律が9月に施行されたことから、国家戦略特区の区域指定を受けた地域では、外国人の就労が実現する運びとなりましたが、現状では本県は区域指定を受けておりません。

県では、着実に準備を行うため、就労する外国人の見込みや人材の確保、受け入れる団体、外国人の住まいなど、農家の皆さんや農協、市町などの関係機関と調整を重ね、体制整備を進められていると思ひます。

本県の農業産出額は6年連続で増加し、順調に拡大しておりますが、雇用労力の確保は年々厳しくなっており、これからの本県農業の競争力強化を図るためには、必要な労力を確保することが重要と考えております。

生産現場では、収穫期などの必要な時期だけでも労力が利用できる特区の外国人就労に対する期待が大きく、農家の皆さんからも、1日も早く実現してほしいと多くの声をいただいているところでございます。

そこで、当初、年内の指定と伺っていましたが、国の動向はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 国家戦略特区につきましては、本年3月に開催されました諮問会議におきまして、安倍総理から、熱意のある全国の自治体や事業者から大胆な規制改革事項を募り、年内を目途に、第4次指定を行いたいというご発言があったところでございますが、新たな規制改革メニュー提案の集中受付期間が12月4日までとされましたことから、その後のヒアリング等の手順を考えますと、区域指定にかかる政令改正は、年内は難しく、来年3月ごろにずれ込むのではないかと考えているところでございます。

県では、J Aや市町など関係機関と連携し、外国人の受入体制の準備を進めますとともに、新規規制改革メニューの提案も行いながら、区域指定の実現を目指してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) 外国人の受け入れにつきましては、しっかりとした体制の整備を進めたいと考えているところでございますが、今後、就労する外国人はどのくらい見込まれているのか、また、受け入れる団体についてはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○副議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 外国人の就労についてでございますが、今回、認定農業者やJ A、産地部会、農業法人等に対して需要量を調査しましたところ、初年度から一日当たり200人を超える外国人材の利用が見込まれたところでござ

います。

就労する外国人につきましては、技能実習制度を修了した外国人が候補となりますことから、県内において農業分野の技能実習に取り組んでいる監理団体と協議会を設立し、情報の共有化を図りますとともに、人材の紹介、あっせんについて協議を行い、必要な外国人の確保の準備を進めているところでございます。

また、外国人材を受け入れ派遣する機関につきましては労働者派遣法の許可が必要なことから、人材派遣会社との連携を想定して、受入体制の準備を進めているところでございます。

なお、周年雇用が困難な中小農家であっても利用ができるよう、J Aグループとも協議を進めております。

併せまして、外国人の住居として利用可能な施設の選定を進め、しっかりとした実施体制を整備することで、国家戦略特区の区域指定につなげてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) アンケート、情報収集されて、1日200人ということでございました。以前、資料をいただいた県内の認定農業者のアンケートによると、繁忙期で1日1,200人の雇用労が必要と伺ったようでございますけれども、200人ということでございますので、今後、その200人を増やしていかれるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 以前の認定農業者のアンケートで、最大の時に1,200人、最少で250人というのがございました。平均で400人、これは臨時雇用まで含めたところでの人数でございます。

外国人につきましては、住居に住んでいただ

いて確保していかないといけないということで、年間、外国人をどれだけ確保するかと。その中で中小農家も、農家のほ場ごとに移動していけるような仕組みづくりを行っているところでございます。

その中で外国人だけでいきますと200人を超えるところ、それ以外の県内の、例えば日雇いの派遣とか、あるいはフリーアルバイターの派遣とか、そういったところまで含めまして検討を進めておりまして、初年度の外国人だけでみますと200人を超えると、その内数としてなっているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) 外国人で就労に来られる方は技能実習生として来られますので、自分も勉強と思い、学習したいということで一生懸命に仕事をされるかなと期待しているところでございます。

しかし、先ほど、日雇いと一部アルバイトで県内、地域外からも集めたいということでしたけれども、輸送の関係とか、本人がどの程度。

以前、農援隊という組織づくりや国の制度がございまして、彼らも素人から、やっとなか月かたって徐々に仕事を覚えてきたということでございました。内容的に知識がない方が来ても、当時は農援隊というお金がかからない事業でしたので、素人が来ても、まあ仕方ないやという感じだったんです。

求められる人材は、今現在就労されている方たちはもうベテランの方で、この方たちが高齢になって仕事ができなくなったので、新たな就労をする方が必要だという流れになっていることと思いますので、外国人以外の日本の方の取扱いについては、もっとやり方を変えた方がいいんじゃないかという思いがありますが、いか

がでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 外国人に加えて、地域の中でも農業に従事をしたいと考えられている方々もおられますので、その方たちも活用してまいりたいと考えているところでございます。

併せまして、各県をまたがって季節的に労働を行っている若い方々もおられます。例えば、愛媛県のみかんアルバイトという方たちもおられますので、そういう方たちも取り込んで雇用の確保を行ってまいりたいと考えているところでございます。

そういったところも外国人も、地域の人材も、それから県外の人材も含めまして、派遣ができるような仕組みづくりをしてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) 本県の農業従事者のうち65歳以上が57.3%と高齢化が進んでいる状況でございますので、これからこういった方たちが就労できなくなるということで、こういう方たちはどうなるかという、農地の集積が進んで、そこに一定出される方もいらっしゃるでしょうし、残りの土地でやっていらっしゃる方もいらっしゃいます。そうなってくるとますます、耕作面積を耕作したいのに手が足りないというのが、これから多くなってくるんじゃないかと懸念しているんです。

できれば、外国人就労もそうですけれども、これから新規就農される方や、いろんな形で就労人口を今後拡大していかなければならないと思っておりますので、いろいろ精査されながら、JAさんも引き続きそういった支援事業もなされていますし、その辺の拡大を図られるものな

らば図っていただきたいと思いますし、とにかく人手不足を今後解消できるような形の組織づくりをお願いしたいと思います。

7、V・ファーレン長崎J1昇格について。

（1）受け入れ体制について。

①駐車場対策について。

今季最終試合での自動車の受入体制はどうだったのか、お伺いいたします。

○副議長（徳永達也君） 企画振興部長。

○企画振興部長（古川敬三君） V・ファーレン長崎でございますが、11月11日のホーム最終戦においては、その前の回、10月21日の名古屋グランパス戦での来場者1万3,000人にも対応できるように、これまでで最も多い約3,100台の駐車場を確保したところでございまして、併せまして、スムーズな駐車場への誘導を目指して、駐車場の利用状況を30分おきにホームページで発信をしたところでございます。

○副議長（徳永達也君） 中島浩介議員—23番。

○23番（中島浩介君） この件につきましては、最初に渋滞の話で県警の方に質問しようかと思ひ、県警の方にいろいろお話を聞いたんです。

お聞きしたところ、当日は大変な交通渋滞が発生し、多良見から会場まで1時間以上かかったという報告があっているようでございます。また、会場周辺に駐車された車があり、近隣の方から110番通報等があり、警察も駐車車両の排除や誘導を行ったとの報告があったようでございます。このように、県警も対応に非常に苦慮されたというお話を伺いました。

今後、島原道路が完成すれば、幾らかの交通量の軽減にはなるかと期待しているところでございますが、根本的な解消のためには、やはり十分な駐車場の確保が必要であり、これからしっかりとやっていかなければならないと思ひ

ます。

現状で約3,100台と言われましたけれども、野球場は雨の場合は使えないと、そしてまたJ Aさんも恐らく土日しか駐車場の提供はできないんじゃないかと思っておりますので、マックスからすると天候や曜日によって左右されるという状況であると認識しております。

鹿島アントラーズのオフィシャルサイトで調べましたら、ここは観客収容が4万2,800人、駐車場が2,630台しか確保できておりません。しかしながら、公共交通の利用として鹿島神宮駅から15分でスタジアムに到着するピストンバスが運行されており、さらに東京駅や勝田駅、水戸駅、つくば駅、土浦駅など遠くからでも来られる直通バスもあるようでございます。

そしてまた交通渋滞対策として、自動車での来場時、または退場時の迂回路マップをオフィシャルサイトに掲示してありました。これは私も確認しましたが、しっかりとわかるような内容ですし、バスについても、バスの到着場の写真があつて、迷わないように、ここに行ってくださいとか、本当に親切、丁寧なガイドがしてありました。

駐車場につきましては、2,630台しかないという状況の中、どうやっているのかと申しますと、駐車場のシェアリングという制度をとっているそうです。

駐車場シェアリングサービスは、大手3社がアプリにおいてサービスを提供しておられるようでございまして、スタジアム周辺の一般駐車場を、民泊のような形で1日貸し出す方式で、3社とも違う一般の駐車場を準備されて、シェアリングサービスにおいて、一定駐車場の不足が出ないという状況だということであるようでございます。

そこでお尋ねしますが、ホーム最終戦に來た車の受入体制はどうだったのか、お伺いします。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部長。

○企画振興部長(古川敬三君) 先ほどもご答弁いたしましたように、最終戦では約3,100台と、これまでで最も多い駐車場を確保したところですが、予想をはるかに上回る約2万2,000人の來場があったことから交通渋滞が生じたものと考えられるところがございます。

J1に昇格をした来シーズンになりますと、観戦者も増加し交通渋滞が増えることが懸念されるところでございます。県といたしましても、V・ファーレン長崎をはじめ、県警や諫早市、スタジアム管理者等と連携を密にしまして、ほかのJ1クラブの対応状況も参考にしながら、パークアンドライド駐車場の拡大とか、スタジアム周辺の迂回路の案内など、そういうソフト面の対策も含めまして、具体的な対策について協議をしてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) 大体、九州の応援者の方は、多くが車で來られるみたいです、お話を聞きましたところ。となると、ホームの方もあるんでしょうけれど、外から來る方も車で多く來られるということでした。

そういう状況の中で、V・ファーレン長崎が今後活躍されて、チーム力がついて、もっともっと県内、もしくは県外から多くの方が來場されるとなると、余計に駐車場の需要がますます高まってくるんじゃないかというふうに思っています。今、現在でも非常に渋滞がひどいということがございますので、これは一定、早急に対応していかなければ、そういった需要に追いつかないんじゃないかという思いがございますので、先ほどシェアリングの話もしましたけ

れども、こういった取組もぜひ参考にさせていただいて、今後、必要な駐車場をどの程度と予想して、どのように確保していかれるのか、お伺いいたします。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部長。

○企画振興部長(古川敬三君) 先ほども申し上げましたけれども、パークアンドライドの駐車場も含めまして3,100台の駐車場を確保されたところがございます。周辺の大規模駐車場はおおよそ活用をしている状況でございます。

一方で、これ以上、スタジアム周辺に駐車場を増やしますと、さらなる交通渋滞を招くことにもなりかねないという難しい状況であると思っております。一定の距離を置くパークアンドライド駐車場の拡大につきましても、検討を進めたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 中島浩介議員—23番。

○23番(中島浩介君) 民間に頼んで立体駐車場をつくってもらうとか、いろいろ考え方があると思うんです。ですから、その辺も考えて対応していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

終わります。(拍手)

○副議長(徳永達也君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、14時40分から再開をいたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

— 午後 2時40分 再開 —

○議長(八江利春君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

外間議員—19番。

○19番(外間雅広君) (拍手)【登壇】 自由民主党、佐世保市・北松浦郡選挙区選出の外間雅広でございます。

質問に入ります前に、天皇陛下のご退位が、再来年の平成31年4月30日、皇太子殿下のご即位が同年5月1日に決定されました。

ここに、謹みて祝意を申し上げ、国家の平安と宮家の安寧を祈念いたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

知事、副知事、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、関係部長のご答弁を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1、自衛隊の貢献について。

(1) 本県で活躍する自衛隊の貢献度について。

北朝鮮の核開発と弾道ミサイル実験は、日本を含む世界に対する常軌を逸した挑発行為であり、北朝鮮は、拉致被害者の救出にも何ら応じることなく、脱北者は増加の一途をたどるなど、もはや非人道的なテロ支援国家と言えます。

こうした北朝鮮の脅威やテロ活動などに対し、我が国は、日米同盟を強化し、近隣諸国や諸外国との安全保障の連携強化に努めていかなければなりません。

一方、我が国の国防を担う自衛隊は、日本の基本防衛である専守防衛、国際協力、災害救援など、平和維持のために日夜、訓練を重ね、精励し続けておられ、国益や国民の生命・財産を守るという重責を果たされております。

こうした自衛隊の存在に対し、改めて心からの尊崇の念と感謝の誠を捧げるものであります。

また、本県は、東アジアに最も近い国境に位置し、離島を多く有するため、島嶼防衛は極めて重要であり、また、船舶で押し寄せる可能性がある難民への対応など、多くの課題があります。

このような中、県としても、国民保護法に基

づくような訓練を実施することは、県民の安心・安全を守る上で非常に重要なことです。そのためには自衛隊の協力が必要不可欠であり、さらには、過去の本県内で発生した大規模災害への支援など、本県に対する自衛隊が果たす役割と、その貢献は非常に大きなものがあると考えております。

さらに、地域社会との関係性もとても深く、密接なものであり、新入隊員の入隊式、修了式、観桜会、竿燈会、公開演習などの各種自衛隊関連行事、地域イベントへの協力や参加など、地域における信頼は絶大なるもので、その貢献度は群を抜いており、国民の8割強が、その存在を認めている所以です。

そこで、知事は、こうした自衛隊の本県への貢献度について、どのように評価されているのか、お尋ねいたします。

(2) 退職自衛官の再就職支援策について。

本県には、佐世保市に陸上自衛隊相浦駐屯地混成団と海上自衛隊佐世保地方隊をはじめ、大村市、対馬市、長崎市など、合わせると現役隊員は1万人を優に超え、本県の年間出生数にも匹敵する組織人員であります。

さらに、その家族や自衛隊OBも加えると、自衛隊関係者は相当数に上るのではないかとされており、県民全体に対する自衛隊関係者の占める割合は、大きいものと考えます。

また、隊員家族、OBの方には、それぞれの地域において、イベントや自治会活動などにも積極的に参加いただき、信頼も厚く、地域貢献度が高い方が多くいらっしゃいます。退役された自衛官は、県外へ転出されている方も多くいらっしゃいますが、在任中に取得した資格や経験を活かし、県内にとどまって活躍していただくことが重要と考えますが、県内の退職自衛官

の現状と退職自衛官の再就職に対し、どのように支援されているのか、お尋ねをいたします。

（3）産業振興の観点からの防衛省関連の地元発注の現状について。

県内における自衛隊が駐屯している地域の防衛予算を見てみますと、佐世保市が人件費、物件費などを合わせて約750億円、大村市が約300億円、このほか長崎市、壱岐市、対馬市、五島市にも自衛隊が所在しておりますので、これらを合計しますと、優に1,000億円を超え、まさに、防衛産業であるとも言えます。

また、物品や役務など小規模の調達を県内企業に優先発注してもらっただけでもかなりの経済効果があると考えます。

例えば、地元で調達できるものは、可能な限り地元業者へ発注するなど、きめ細やかな発注方法が検討できないものか。私も委員として参加いたしましたが、先の「防衛関連産業振興等雇用対策特別委員会」において、「退職自衛官の雇用促進に関する意見書」を国へ提出しております。

こうした防衛省の入札に関しては、国防上の機密事項に関するものや防衛関連産業の育成と技術の確保の観点から、全てを地元発注とすることは困難であるということは、承知をいたしておりますけれども、県内における自衛隊の物品調達について、現状をお尋ねいたします。

2、統合型リゾート（IR）対策について。

（1）国の方向性を踏まえた地方都市へのIR導入への対応について。

IRについては、昨年12月に推進法が成立したところであり、去る11月27日には、有識者会議による基本構想の策定に着手されるなど、地元の佐世保市とも連携を深めながら、より地方創生に資するようなIRの整備を目指し、準備

を進めておられることは、ご高承のとおりであります。

その一方で、IRの具体的な制度設計を行う実施法については、来年の通常国会で審議されると言われておりますが、去る8月に提出された政府のIR推進会議の取りまとめを見ると、大都市も地方都市も同じ土俵で競争させるようなスキームになっており、本県にとって厳しい競争を強いられることになるのではないかと懸念しているところであります。

そこで、このような国の方向性を踏まえた本県へのIR導入について、どのような姿勢で臨もうと考えているのか、お尋ねいたします。

（2）外国人観光客誘致対策も含めた「オール九州」としてのIR誘致について。

IRの誘致については、九州経済連合会や九州観光推進機構とも連携しながら、「オール九州」として取り組むべき課題と認識しており、外国人観光客の誘致対策としても、伸びしろの大きい九州で取り組むことにより、大きな政策効果が得られるのではないかと考えております。

そこで、「オール九州」としてのIR誘致について、どのように取り組んでいくのかについて、お尋ねをいたします。

3、V・ファーレン長崎のJ1昇格について。

（1）観戦者の交通対策について。

先ほど、中島浩介議員の駐車場対策の質問に若干関連がありますので、あえて関連ということで質問させていただきます。

冒頭の前段は、ほとんど同じような内容ですので省略いたします。

J1には、浦和レッズをはじめ、競合チームが名を連ね、これらのチームを加えるとなると、さらに混雑が予想されます。混雑を解消するためには公共交通機関をもっと積極的に利用して

もらう対策をとる必要があるのではないかと思います。試合の観戦者は、どのような方法でスタジアムに来られているのか。また、公共交通機関の利用促進に向けた今後の対応をどのように考えているのかをお聞かせください。

4、水産振興策について。

（1）長崎魚市場等について。

①長崎魚市場の高度衛生管理体制について。

長崎魚市場の高度衛生管理体制の施設整備対象範囲は、まき網漁業、沿岸漁業、以西底びき網漁業エリアを対象として進められており、全国の消費者に長崎漁港で水揚げされた多くの安全で安心な水産物を供給するため、水産物の水揚げから流通に至るまで一貫した総合的な鮮度の保持、衛生管理対策の導入、震災時の水産物の流通機能の確保に資する岸壁と荷捌所の一体的な整備が行われており、現在、東棟、西棟の一部が完成し、供用開始の運びとなっております。

しかしながら、供用されている東棟1期施設においては、現状の自然換気だけでは、特に、高温・梅雨時期において、閉鎖型荷捌所内の湿度が高くなって不快指数が上昇し、魚を傷めるとともに、作業効率が落ちると伺っております。

このようなことから、閉鎖型荷捌所内の湿度上昇を抑えるために室内換気の効率化を図るなど、改善策の実施や太陽光発電設備の設置による屋根の遮光効果等をあわせた施設の管理運営経費の削減など検討をお願いできないものか、県の見解をお伺いいたします。

長崎漁港水産加工団地の用水供給施設の老朽化に伴う改修に対する財政支援と同地区内の水産流通・加工業の振興策への支援について。

平成元年9月、供用開始した新長崎漁港は、長崎を担う一大流通拠点として造成整備が行わ

れ、水揚げから加工・流通まで一貫した流通体系のもとで多くの関係事業者が事業活動を展開しています。

新長崎漁港が流通拠点としての役割を維持していくためには、水産物の鮮度保持や漁船に積載するための製氷及び水産加工品の製造等に使用する用水の安定供給が不可欠となります。

このため、長崎漁港水産加工団地協同組合は、県により付設された工業用水供給施設を昭和63年に譲り受け、これまで施設の管理、補修等を行いながら、用水の安定供給に努めてきました。

当該施設は、老朽化が目立ち、漏水事故が多発しており、その補修のため、給水を一時、制限せざるを得ない事態も生じています。

万一、給水停止が起こった場合、水産物の鮮度保持や加工製造、さらには大型漁船の水揚げ誘因等に及ぼす影響は計り知れないものがあり、施設の保全を図ることが急務であると考えます。

用水供給施設の改修のための財政支援と用水の安定供給とともに、新長崎漁港地区内における水産流通加工業の振興策を積極的に支援していただけないか、県の見解をお伺いいたします。

（2）伊万里湾の赤潮対策にかかる水産基盤整備調査事業について。

伊万里湾の松浦市沿岸では、トラフグやクロマグロ、ブリなどの養殖業が盛んに行われていますが、本年7月中旬から8月にかけて発生した大規模な赤潮によって、5億円を超えるという甚大な被害となりました。

赤潮の発生は、栄養塩や日射量など、さまざまな要因が絡み合うものと聞いており、抜本的な赤潮発生の防止や抑制は、人為的に難しいものと存じます。

しかしながら、安心して養殖を続けていくためには、これまで実施、検討されている赤潮発

生後の対策とともに、底質改善等による事前の予防的な対応が重要であり、これまで議会において議論がなされてきたところです。

このような中、今般、補正予算に水産基盤整備調査事業が計上されているところですが、その内容について、お尋ねいたします。

5、県立高等学校の再編整備について。

(1) しま地区の高校の今後の在り方について。

本県の人口減少が見込まれる中、県立高等学校においても、生徒減少に合わせて募集定員が減少され、学校規模も小さくなってきています。特に、しま地区や半島部での生徒減少のスピードが早くなってきているようですが、このままでは、しまの高校が維持できなくなるのではないかと危惧しているところであります。

そこで、小規模化する高校の在り方について、今後、どのような考えで進めていこうと考えておられるのか、教育委員会教育長にお尋ねいたします。

(2) 豊玉高校について。

対馬市に先般訪問した際、市内には比田勝の上対馬高校と厳原の対馬高校、その中間に豊玉高校と3つの高校がありますが、対馬市は、南北に100キロの距離を有し、生徒の通学距離を考えると、真ん中の豊玉高校がなくなれば通学困難な生徒が出てくるのではないかと心配しています。

また、対馬市内の中学校の卒業者は、その3分の1が島外へ進学している状況とも伺っています。

豊玉高校は、現在、1学年1学級の規模となっておりますが、何とか維持することができないものかと考えております。

そこで、豊玉高校に対する今後の在り方につ

いて、どのように考えておられるのか、教育委員会教育長にお尋ねいたします。

6、たすけあいのあるまちづくりについて。

(1) 認知症対策について。

「阪神・淡路大震災」、「東日本大震災」、「熊本地震」、本県で起きた「長崎大水害」や「雲仙・普賢岳噴火災害」が教えてくれたこと、それは一言で言えば、たすけあいのまちづくり、地域コミュニティの重要性ではなかったでしょうか。

人と人とが支え合う社会、思いやりのある社会の必要性が再認識され、予測不可能なこれらの大災害が、これからの予測可能な高齢社会に警鐘を鳴らしてくれたのです。予測可能な高齢社会、それは人生100年時代の到来であります。

一方で、医療費、介護費に係る財源は、限界に達していくことが予想され、これからは健康寿命の延伸とあわせて介護予防の取組が重要となってきました。

そこで、元気で老後を過ごしていくための切り口として認知症の予防について取り上げてみたいと思います。

我が国の高齢者認知症の患者数は、2045年の推計では1,000万人とも言われております。まさに、10人に1人は認知症という計算になります。要介護・要支援認定者は、平成28年現在、622万人で、この16年間で2.85倍となっており、特に、このうち軽度の認定者数の増加が大きく、また、近年、増加のペースが再び拡大してきています。

厚生労働省は、介護サービスを通じて要介護者の心身の状態が改善したかどうかを事業者を支払う介護報酬に反映させる検討に入ったそうです。

このような中、既に、滋賀県では2012年度か

ら民間主導要介護度改善評価交付事業を、また、品川区では2013年度から要介護改善ケア奨励事業を実施し、要介護度を改善した事業所に対して奨励金等を支給していると聞いています。

このように、介護サービスを受ける人の自立支援で成果を上げた事業者の報酬を手厚くする方針は、的を射たものと、まさに自立支援が報われるご褒美の仕組みづくりは、賛同すべきものと考えます。

厚生労働省は、2018年度から介護報酬改定に反映したい考えであるとも報じられていますが、これらの先進事例を参考に、本県として取り組むお考えはあるか、お尋ねいたします。

(2) 軽度認知障害について。

認知省の人の数は、2012年度で462万人、軽度認知障害者は400万人と言われており、合わせると65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症またはその予備軍とも言われております。

この軽度認知障害、いわゆるMC I は、認知症と健常加齢の境界域にあって、もの忘れだけで日常生活に支障はない、陽性MC I は健常加齢に戻る可能性がある、悪性MC I は認知症に進行するのは時間の問題と言われております。

国立長寿医療研究センターの研究班が、認知症ではない愛知県大府市民4,200人を2011年から4年間、追跡した調査結果によると、国際的なMC I 判定基準をもとに、当初時点で740人がMC I と判断されたが、4年後、同じ検査を行ったところ、46%が正常範囲に戻り、40%はMC I のまま、14%が認知症と判定されました。これは大府市が高齢者に対するコグニサイズ等の健康啓発に熱心なことが影響した可能性があると言われております。

コグニサイズとは、英語でコグニッション（認知）とエクササイズ（練習）の造語で、運

動しながら脳を刺激する認知症予防を目的とする取組です。

このデータをもとに地域サロンを展開し、認知症機能維持に取り組んでおられる社会医療法人財団白十字会は、佐世保市において参加費無料でコグニサイズ等を行うサロン活動を自ら実施されるとともに、市内に地域サロンを普及するためサロンリーダーの養成や立ち上げ支援活動に取り組んでおられます。

国立長寿医療研究センターの鈴木隆雄先生は、MC I の方に有酸素運動プラス頭を使った運動を継続すれば、脳の萎縮防止効果、記憶の改善効果を認めたと断言されています。

これらの民間の認知症予防の取組及びそれらを指導する地域住民を対象としたサロンリーダーの育成について、知事はどのようにお考えになるか、ご所見をお聞かせください。

7、環境問題について。

(1) PM2.5をはじめとする本県の大気環境調査の現状と今後の課題について。

数年前、北京を訪問した際、市街地は昼間でも薄暗く、前もよく見えない状態でした。当時、日本でもPM2.5による大気汚染が全国的な社会問題となり、本県でも高濃度が予想される場合は、住民に対して注意喚起を行うなど、観測体制を強化されたと承知しております。

最近、PM2.5による大気汚染は少なくなったと感じておりますが、本県は、大陸にも近く、季節によってはPM2.5や光化学オキシダントなどの越境汚染による県民の皆様の健康被害も危惧されますことから、現在の本県の大気汚染の状況と課題、取組について、お尋ねいたします。

(2) 宇久・小値賀のマツクイムシ対策について。

本県は、北海道に次いで全国で2番目の海岸線延長を有しており、そこに自生及び造成された松林は、古くから農地や居住地を風害や塩害から守り、地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしてきました。特に、四方を海に囲まれた離島部において、その存在は重要なものです。

このように、重要な松林もマツクイムシの被害により、年々、減少傾向にあり、その対策として薬剤散布や抜倒駆除等により保全に努められておりますが、今年は、宇久・小値賀地区において、甚大な被害が発生し、松林の有する防災機能の低下が危惧されているところです。

そこで、今回発生した宇久・小値賀地区においての被害の状況と被害の鎮静化に向けた県の取組と今後の対応について、お尋ねいたします。

8、第48回衆議院議員選挙について。

平成29年10月、第48回衆議院議員選挙における本県の投票率について、お尋ねいたします。

前回の衆議院議員選挙と比べ、どのような結果であったか、お聞かせ願います。

これまで選挙管理委員会において、若者投票率向上のため模擬選挙等、積極的に取り組んでございましたが、その成果は見られたのか、お尋ねをいたします。

また、今回、佐賀県では台風の影響により投票箱が開票所に送致できず、翌日開票となりましたが、離島を多く抱える本県においては、そのような事態がなかったのか。あったとすれば、どのような対応をなされたのか、お尋ねをいたします。

9、朝鮮通信使に関する記録のユネスコ「世界の記憶」への登録について。

日韓の民間団体である「朝鮮通信使縁地連絡協議会」と「釜山文化財団」との共同申請によ

り、このたび朝鮮通信使に関する記録がユネスコ「世界の記憶」への登録実現の運びとなりました。長年にわたる両団体による取組が実を結んだものであり、まことに喜ばしい限りであります。

県では、今回の登録を受けて、早速、長崎歴史文化博物館において、登録記念の講演会を開催していただきました。当日、講演会には私も参加をさせていただいたところですが、登録に向けて先頭になって取り組んでこられた「朝鮮通信使縁地連絡協議会」の松原理事長の講演をお聞きし、登録に向けた取組のほか、朝鮮通信使が果たした意義や役割などについて再認識したところであります。

日韓の平和遺産である朝鮮通信使に関する「世界の記憶」への登録は、今後の日韓交流を進めていく上での架け橋となるものであり、大いに期待するものであります。

つきましては、県においては、朝鮮通信使を活かして、今後、どのような取組を考えているのか、お尋ねをいたします。

以上で、壇上からの質問を終了し、再質問につきましては、対面演壇席で行わせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(八江利春君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 外間議員のご質問にお答えいたします。

まず、自衛隊の本県への貢献度について、どのように評価しているのかとのお尋ねでございます。

自衛隊は、「我が国の平和と独立を守り、国民の安全を確保する」という崇高な使命のもと、防衛活動はもとより、大規模災害発生時の災害救援活動や国際社会での平和維持活動などに尽

力いただいております。国内はもとより、国際社会においても、高い評価と信頼が寄せられています。

県内には、佐世保市のほか、対馬市、壱岐市、五島市の国境離島を含め、6市に17の自衛隊の基地施設が所在しておりますが、さらに、今年度末には佐世保市の相浦駐屯地に「水陸機動団」が新編されることは、国境離島を多く有する本県にとりまして心強く思っているところであります。

また、過去に発生した「長崎大水害」や「雲仙・普賢岳噴火災害」などへの災害派遣支援活動、4,900回を超える離島地域からの急患搬送、県が実施する各種防災訓練へのご参加など、自衛隊には献身的な支援を賜っているところであり、まさに、県民の安全・安心のよりどころとして大変頼もしい存在であると考えております。

加えて、県内に生活されている1万人を超える自衛隊員と、そのご家族の皆様方は、積極的に地域活動へも参加されるなど、地域コミュニティの維持にもご貢献をいただいているところであり、経済や地域の活性化にとっても、自衛隊はなくてはならないものであり、本県への貢献度は非常に高いものと認識をいたしております。

次に、軽度認知症を改善させる民間の認知症予防の取組並びにそれらを指導する地域住民を対象としたサロンリーダーの育成について、どのように考えているのかとのお尋ねでございます。

高齢化の進展に伴う認知症の人の増加と、それに対応する取組は、世界共通の課題となっており、我が国においても、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、必要な政

策を展開しているところであります。

しかしながら、認知症の根本的な治療薬や予防法は、十分には確立されていない状況であり、その研究が続けられているところであります。

そのような中、県内の民間事業所が認知症予防に一定効果が出ているコグニサイズの普及に精力的に取り組まれ、さらに、サロン活動のリーダーとなる人材の養成など、地域の中で心身の健康を維持しながら、互いに助け合う拠点づくりに尽力されていることは、他の見本となるものであり、まさに、人生100年時代を見据えた取組の一つであると考えております。

このような活動が県内に広がっていくことで認知機能の低下抑制、さらには改善につながり、元気な高齢者が増加し、活躍していただくことで地域コミュニティの維持や活性化に貢献していくものと考えております。

今後、市町と協力し、このような民間の力をおかりしながら、認知症予防をはじめとする介護予防や高齢者の元気づくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、各部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(八江利春君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) 2点、お答えをいたします。

県内の退職自衛官の現状、それから、再就職に対する支援についてのお尋ねでございます。

平成28年度に県内で退職された自衛官は371名で、その内訳は、定年退職者264人、20代での退職が多い任期制自衛官の退職者が107人となっております。

このうち、県内に就職された方は、定年退職者では6割を超えておられますが、任期制の退職者では2割弱となっております。退職され

た方のうち、若年者は進学、県外への就職が多いという現状になっております。

県としましては、「長崎県自衛隊退職予定隊員就職連絡会議」に参加して関係者と県内就職促進について情報交換するとともに、フレッシュワークなどによる出前セミナーを実施しており、また、自衛隊長崎地方協力本部などが実施されております合同企業説明会においても、職業相談などの支援を実施しているところでございます。

今後は、さらに県内企業の求人情報の積極的な提供、人材を求められている企業との接点づくりにより力を入れて県内就職を促進してまいりたいと考えております。

次に、県内における自衛隊の物品調達の実状についてのお尋ねでございます。

県内製品、県産品の優先使用につきましては、民間団体や国の各機関等に対して毎年要請を行っているところであり、防衛省関連の発注についても、県として国へ要望を行うとともに、それぞれ現地におきましても、振興局などを通じて地元発注をお願いしております。

海上自衛隊佐世保地方総監部では、物品や役務の一定額以下の少額契約手続において、平成26年10月から全国に先駆けて、入札参加者を規模の小さい事業者に限定したオープンカウンター方式を導入し、地元発注の確保につなげる取組を行っておられます。

この結果、平成28年度の実績では、発注額が総額4億8,000万円の85%に当たる4億1,000万円が県内企業への発注となっており、さらに、このうち3億4,000万円が佐世保市内企業への発注となっております。

さらに、佐世保商工会議所などの関係団体が導入、拡大に向けた要望を行っており、本年10

月からは、陸上自衛隊相浦駐屯地においても、少額契約手続にオープンカウンター方式が導入されております。

県といたしましても、引き続き、関係団体と連携を取りながら、地元中小企業への受注拡大につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(八江利春君) 企画振興部長。

○企画振興部長(古川敬三君) 私の方から、4点についてお答えさせていただきます。

まず、統合型リゾート（IR）について、国の方向性を踏まえ、どのような姿勢で臨もうと考えているのかとお尋ねでございます。

去る8月1日に報告されました政府の有識者会議の取りまとめでは、カジノ施設に加え、MICE、宿泊、魅力発信、送客の機能を持つ各施設が国際競争力を有し、我が国を代表するものであることが要件化されているところでございます。

国が行うIR区域認定において、投資や施設規模の大きさに評価基準の焦点が置かれた場合、議員のご指摘のとおり、地方にとって厳しい状況となることが懸念されるところでございます。

そのため、8月22日に福岡市で開催されました「政府IR推進本部」の公聴会におきまして、区域認定の評価基準については、「単純な規模の要件ではなく、質の面での国際競争力をより重視していただきたい」との意見を本県として申し上げたところでございます。

さらに、8月末には佐世保市や九州経済界の皆様とともに、政府関係機関や超党派の国会議員で構成されておりますIR議連の役員等に対しまして、また、10月には来県された政府与党の要人に対して、「区域認定基準には投資規模の大きさだけではなく、政策的効果の大きさも

含めて総合的に評価する視点を盛り込むこと」など、本県へのＩＲ導入に向けての要望活動を行ったところでございます。

高い経済波及効果と雇用創出効果が見込まれるＩＲ導入を県勢浮揚のチャンスと捉え、日本で最初の区域認定を目指し、本県の強みである世界に開かれた歴史や文化の多様性など、他の都道府県にない特徴を活かした「長崎ＩＲ」の実現に向け、全力を注いでまいります。

次に、「オール九州」としてのＩＲ誘致の県の姿勢について、どのように取り組んでいくのかというお尋ねでございます。

我が国を訪れる外国人観光客は、依然として東京一大阪間のゴールデンルートに集中しておりますが、本県にＩＲを導入することで、これに変化をもたらし、九州への新たな人の流れを創出することは、地方創生の観点からも重要でございます。

議員ご指摘のとおり、本県ＩＲを実現するためには、「オール九州」として取り組むことが肝要でございます。

本県のＩＲ誘致に対する取組につきましては、これまで九州地方知事会議、九州・山口各県の知事、経済団体のトップが参加する九州地域戦略会議等において説明を重ねてきたところでございまして、関係者のご理解を一定いただいているものと考えております。

本県では、ＩＲの集客効果を九州全体に波及させることを策定中の「ＩＲ基本構想」に織り込むこととしておりまして、今月7日からＩＲ導入にかかるアイデア募集、ＲＦＩと申しますが、こちらを開始することとしておりまして、これに合わせて九州各県の行政並びに観光連盟等を訪問し、九州が一体となって取り組むＩＲとして、魅力発信や送客の機能などについての

提案をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

このような取組を通して、本県へのＩＲ導入について、九州各県の理解をさらに深めますとともに、「オール九州」でのＩＲ誘致に向けて連携を強めてまいります。

次に、Ｖ・ファーレン長崎のＪ１昇格について、観戦者はどのような方法でスタジアムに来ているのかのお尋ねでございます。

11月11日に、ホーム最終戦において、県と諫早市が協力いたしまして、観戦者に対してスタジアムへのアクセス手段等のアンケート調査を実施いたしました。調査方法は、13歳以上を対象とした対面調査で、762人から有効回答を得ております。

調査結果によりますと、アクセス手段は、自動車が約76%、徒歩が約10%、ＪＲが約9%、バスが約4%、タクシーと自転車で約1%となっております。

次に、公共交通機関の利用促進に向けた今後の対応をどのように考えているのかのお尋ねでございます。

アンケート調査では、どのような条件であれば公共交通機関を利用するのかについてもお尋ねをいたしております。

それによりますと、「自宅近くからスタジアム間の往復直行バスがあること」を選択した人が約46%、「ＪＲ諫早駅とスタジアム間の連絡バスがあること」が約37%、「ＪＲの普通列車が試合時間に合わせて運行されること」が約18%という結果が出ておりまして、公共交通機関の利便性が高まることによって、自動車の利用が一定減少する可能性が示されたところでございます。

交通渋滞によります市民生活への悪影響を避

けますためには、公共交通機関の利用促進も有効な方策の一つでございます。V・ファーレン長崎や諫早市とともに交通事業者と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 水産部長。

○水産部長（坂本清一君） 私の方から、3点お答えいたします。

まず、長崎魚市場の閉鎖型荷捌施設の中の湿度上昇の対策及び太陽光設備等による施設管理費の削減についてのお尋ねでございました。

長崎魚市場では、平成29年1月に閉鎖型荷捌施設として、はじめての東棟1期施設が完成し、供用開始しておりますが、この施設は、4工区中の1工区でありまして、仮設の壁に囲まれた狭い施設であることから、梅雨時期において、施設内の湿度が高くなる状況を確認しております。

このことから、施設利用者の方々と意見交換をした上で、大型扇風機を設置いたしまして、高度衛生管理の環境をできるだけ保持しつつ、換気を行う対策を講じてまいりました。

なお、隣接する工区、これは東棟の第2期でございますけれども、ここの工区の完成後は仮設の壁が取り外されることから、状況は改善するものと考えております。

また、新たな高度衛生管理施設の中では、多くの機器が稼働することから再生エネルギーの活用等も含め、市場関係の方々と経費節減につきまして協議を進めているところであります。ご提案のあった太陽光発電の導入も含めて検討してまいりたいと考えています。

2点目、長崎魚市場の中の水産加工団地の工業用水供給施設の老朽化対策及び同地区内での水産加工・流通業の振興対策への支援についてのお尋ねでございました。

加工用水の確保は、水産関連企業にとって必要不可欠なものでございまして、地域経済の活性化のためにも重要であるものと認識しております。

しかしながら、現状では、国及び県におきまして、補助の制度がない状況のため、関係者に対しましては、融資制度等につきまして、引き続き助言を行ってまいりたいと考えております。

また、新長崎漁港の加工団地を中核とする県内の水産加工業者の方々に対しましては、新たな商品開発であるとか、必要な機器の整備、さらに販路開拓等に対する支援を今後とも継続し、水産加工業全体の振興を図ってまいりたいと考えております。

最後に、今般、伊万里湾内で発生いたしました赤潮への対策として補正予算に計上いたしました水産基盤整備調査事業の内容についてのお尋ねでございます。

この調査事業は、伊万里湾内において底質を改善することによりまして、赤潮発生の要因の一つである底質からの栄養塩の溶出を抑えることにより、赤潮の発生及び拡大の抑制につながる可能性について検討するものでございます。

具体的には、本年度から平成31年度までの間を想定しておりまして、既存資料や追加で行う現地調査をもとに、海域のシミュレーション、あとは対策案の検討を行う予定としております。

このうち、本年度行う調査につきましては、国の支援制度を活用しまして、既存資料の収集・分析、次年度以降の調査計画の企画立案につきまして、有識者等により検討を行うものでございます。

○議長（八江利春君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 小規模化する高校のあり方の考えについてのお尋ねですけ

れども、現在の「第二期長崎県立高等学校改革基本方針」におきましては、全日制高校の適正規模の標準を1学年4学級から8学級と定め、通学上の不便さを抱える地域における高校の再編整備に当たっては、小規模校をできるだけ維持していくという考え方で、これまで進めてまいりました。

しま地区の高校では、生徒減少のため、学校規模も小規模化してきており、県教育委員会としては、中高一貫教育導入や近隣高校の教員を兼務させるなどして教育水準の維持に取り組んでいるところであります。

県全体では、今後10年間で約1,600名の中学卒業者の減少が見込まれることから、平成33年度から10年間を計画期間とする「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」を策定する中で、しま地区についても、どのようにして教育水準を維持することができるのか、子どもたちに望ましい教育環境をどう担保していくのか、再編整備の基準も含め、改めて検討を行う必要があると考えております。

次に、対馬の豊玉高校の今後のあり方についてのお尋ねですが、入学する生徒の減少に伴い、平成25年度から、豊玉高校には近隣の高校と連携しながら教育水準を維持する1学年1学級のキャンパス校制度を導入しております。現在、対馬高校の教員が兼務する形で授業を行うなどして、日々の教育活動を進めているところです。

また、平成28年度からは、「アイランド・チャレンジ事業」の対象校に指定し、地域住民や地元自治体、学校等で構成する「協議会」を設置して、豊玉高校の魅力化を図るための「事業計画」策定に向けた協議を続けています。

「第二期長崎県立高等学校改革基本方針」では、キャンパス校においても、2年続けて、5月

1日現在の第1学年の在籍者が募集定員の2分の1未満の場合は、募集停止を含む統廃合を検討すると規定されていることから、これまでも意見交換会を開催するなどして、制度の内容を地元へ説明するとともに、豊玉高校の実績を伝える機会を設けてまいりました。

県教育委員会といたしましては、対馬市教育委員会と連携して中学生や保護者へ豊玉高校の良さを発信するとともに、引き続き、地元と協議を進めながら、豊玉高校のさらなる魅力化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 高齢者等の自立支援で成果を上げた事業所に対する奨励金の支給について、先進事例を参考に本県として取り組む考えがあるのかとのお尋ねでございますが、介護保険制度の目的の一つは、サービスの利用を通じて自立を促すことであり、また、自ら要介護状態となることを予防し、常に健康の保持・増進に努めることにあります。

そのような中、現在、国の社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、平成30年度の介護報酬改定に向けて介護サービスの質を評価し、自立支援を促す仕組みについて検討が進められております。

県といたしましては、国において、自立支援で成果を上げた事業者へのインセンティブが制度化されれば、その周知に努め、同制度の活用を図ってまいりたいと考えております。

さらに、全国よりも高齢化のスピードが速い本県におきまして、高齢者の自立支援を強化していくことが喫緊の課題であることから、事業者へ自立支援を促す本県独自の取組も必要であると考えておりまして、国の状況も踏まえながら、今後、市町とも協議を行いながら検討を進

めてまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 環境部長。

○環境部長（太田彰幸君） 県内の大気汚染の状況と課題、県の取組はどのようになっているかとのお尋ねでございます。

現在、県などが設置します大気環境測定局において、健康被害のおそれがあるPM2.5や光化学オキシダントをはじめとする大気汚染物質の常時監視を実施しております。

PM2.5については、18の測定局のうち、環境基準を達成した局が平成26年度の1局から、平成28年度には14局へと改善しており、また、光化学オキシダントにつきましても、平成24年以降、注意報を発令する状況には至っていないなど、本県大気環境は良好に推移していると考えております。

これらの大気汚染は、工場等からの排出ガスや大陸からの移流等が原因とされることから、引き続き、工場等の監視を行うとともに、本年度からPM2.5の成分分析を行い、国に対し、発生原因解明のため情報提供等を行うこととしております。

また、平成23年度から中国福建省環境保護庁との間で環境技術職員の派遣交流や情報交換等を行っており、大陸における大気環境の改善に期待しているところでございます。

○議長（八江利春君） 農林部長。

○農林部長（加藤兼仁君） 今年発生した宇久・小値賀のマツクイムシ被害の状況と鎮静化に向けた県の取組、今後の対応についてのお尋ねでございます。

今年は、佐世保市宇久町と小値賀町で被害が急増しており、宇久町で2,600立方メートル、小値賀町で1,550立方メートルと、前年の被害量に対して、宇久町が7倍、小値賀町が3倍程度

となっております。

その要因として、5月から6月にかけての降雨量が例年に比べて30%と少なく、加えて、夏場の高温により衰弱した松が加害を受け、枯損したものと考えられます。

このため、県では、8月に市町からの報告を受け、地元と現地調査を行い、国に対して被害状況を報告するとともに、伐採及び伐倒木の処理に必要な予算を要望したところでございます。

また、労務の不足については、島外業者へ協力要請等を行いますとともに、枯損木の伐採、駆除作業に適切な実施ができるよう、市町に対して技術的な指導を行っているところであります。

現在、地元では、国庫補助事業等を活用し、被害木の伐採、駆除に取りかかっているところでございまして、予算の不足分については、国に補正予算を含め、強く追加要望をしますとともに、森林環境税を財源とする県単独予算を確保し、確実に事業を実施してまいります。

○議長（八江利春君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（永淵勝幸君） 外間議員の今回の選挙に対しての質問がありました。3点ほどお答えをしたいと思います。

まず、1点目ですが、今回の衆議院議員総選挙におきましては、本県全体の投票率は、57.29%でございました。なお、前回の平成26年12月に執行いたしました選挙よりも6.16ポイント上回り、また、全国平均を3.61ポイント上回っております。

市町の投票率は、高い方から小値賀町の78.60%、次いで平戸市の73.70%となっておりますが、県下の全市町とも投票率は前回は上回っております。

2点目でございますが、これまで県選挙管理委員会、あるいは各市町の選挙管理委員会で取

り組んできました模擬選挙につきまして、その効果につきましては…。

○議長（八江利春君） 外間議員—19番。

○19番（外間雅広君） 引き続き、ご答弁をお願いいたします。

○議長（八江利春君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（永淵勝幸君） 模擬選挙の取組等についての成果ということでのお尋ねがございました。

県選挙管理委員会といたしましては、将来の有権者である子どもたちや若者の政治、選挙に関する知識及び関心の向上を図るために模擬選挙は効果的であると考えており、県教育委員会等と連携し、平成26年度から、順次、小学校、中学校及び高校で模擬選挙を実施してまいりました。

今回の衆議院議員総選挙の本県における18歳、19歳の投票率は、平均41.1%と若干低い数字ではありましたが、昨年の参議院議員通常選挙と比較しまして1.86ポイント上回っております。

10代の投票率が向上したことで、模擬選挙等を含む主権者教育にも一定の効果があったものと考えております。

また、このような若者をターゲットとした啓発事業は、短期的な効果を期待することよりも、継続して取り組むことが大事だろうと思っております。長期的に若年層の投票率の上昇という効果があらわれてくるものと考えておりますので、教育委員会や市町選挙管理委員会とともに連携を取りながら、今後も引き続き力強く実施をしてまいりたいと思っております。

3点目に、先の衆議院議員選挙におきまして、本県においても台風21号の影響により、佐世保市、松浦市の一部離島において、投票箱が運べないという状況がありました。また、その中で

佐世保市の宇久島につきましては、自衛隊の多大なるご協力をいただき、ヘリコプターで投票箱等を運んでいただきました。

なお、佐世保市の黒島、松浦市の青島及び黒島では、天候等の理由により、自衛隊のヘリコプターで運ぶことができなかったため、公職選挙法の規定に基づき、投票日当日に開票所を分割することを県選挙管理委員会が決定し、それぞれの島で開票を行ったものであります。

本県におきましては、自衛隊をはじめ、市の選挙管理委員会の皆様のご尽力により、即日開票が可能となり、選挙の結果を速やかにお知らせすることができたと考えております。

○議長（八江利春君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（田代秀則君） 県では、朝鮮通信使を活かして、今後、どのように取組を考えているのかとのお尋ねでございます。

県といたしましては、200年にわたり隣国同士の平和に貢献しました朝鮮通信使の歴史的意義や、その根底に流れる「誠信交隣」の精神を広く情報発信するとともに、今後の地域間交流や民間交流の発展に活かしてまいりたいと考えております。

今後の日韓交流を担う人材を育成するため、これまでの大学生の交流事業である日韓未来塾に加え、ゆかりの地の高校生を対象に朝鮮通信使が果たした役割や意義を学び、考え、それをそれぞれの地元で発信する事業を検討しているところでございます。

対馬市や関係団体とも連携して各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

また、長崎歴史文化博物館での特別展示のほか、国などに対しまして、国立博物館での展示や海外における情報発信を働きかけてまいります。

○議長（八江利春君） 外間議員—19番。

○19番（外間雅広君） 知事をはじめ、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、そして関係部長の10名からご答弁をいただきました。本当に限られた時間の中で意を得てご答弁いただきましたことを冒頭お礼を申し上げます。

ただ、幾つかご答弁をいただいた中で、今議会の冒頭、知事の知事3選における決意表明と自由民主党・県民会議の代表の質問に対する答弁の中で、人口減少対策、そして、県民所得向上対策を両輪として最重要課題と位置づけて、人口減少対策の自然減については、一定、出生率を高める施策を講じ、その時間がかかる間を社会減でとどめておくような対策を講じていきたい旨の知事のご答弁をいただきました。

私は、まさに、こういう冒頭の防衛問題、加えて、本県の守りとなる自衛隊の隊員1万有余人の退職自衛官の県外の流出に歯止めをかけるような施策も、非常にその事業に的を得ているのではないかとということで質問し、それに対してのご答弁をいただいたところであります。

産業労働部長からは、この退職自衛官の数を回答いただいて、50代の退職自衛隊員については80%以上が県内にとどまっているという極めて注目すべき数字、20代の107名については、20%しかとどまっていないという現状のご答弁をいただきました。こういったところに対策を講じていかなければいけないと思っておりますが、参考までに、今、独身の現役自衛官を県内に配属しておられますけれども、例えば、地元の女性と結婚していただくと、大体、終の棲家は6割強が配偶者のふるさとに家を建てると言われております。

したがって、独身自衛官を県内に確保することについても、支援策として、一方で考

えていかなければいけないのではないかと。このことも課題として、私の方からご提示をさせていただきます。

IRについて、ご答弁をいただきました。

私は、どうしても納得できないことがあるのですが、それは、例えば、西九州統合型リゾート研究会では、もう10年近く、このIRに取り組んでこられ、商工会議所や、いろんな経済界や、「オール九州」でいろんな方々と連携し、知事もしっかりと理解を示し、佐世保市と連携をして進めておられますけれども、肝心の国の方が、突然、規模感を、都会も地方も同じにするとと言われても、せっかく「オール九州」で、九州の規模感でやってきたものが、そんな都会の東京や大阪やというサイズでやるようなことになると、その経営を改善すれば、瞬く間に赤字経営になっていくのではないかという懸念があります。

九州には九州のサイズがあるわけで、そのサイズで進めていたものが、突然、「いや、都会と一緒に」と言われても、これは大変困ったことでありますので、このようなことについては、先ほど、福岡で行われた会議において、長崎県として強くご要望をなされたということを一定了といたしますけれども、私たちの「オール九州」で取り組むこともあわせて、実施に向けて佐世保市ともしっかり連携しながら進めていただきたいと思います。

せっかくの再質問の時間ですので、一点、質問させていただきますが、先ほど教育委員会委員長からご答弁いただき、今後10年間で約1,600人の中学卒業者の減少が見込まれるとの数値をあげていただきましたけれども、実は、豊玉高校というのは、1クラス20名の定数を切っておるということで、先ほど教育委員会教

育長からお話があったように、2年間、2分の1未満に達した状態になると、たちまちのうちに統廃合の対象になると、じゃ、坂本智徳議員のふるさとである対馬は、北と南が100キロあって、通学体制が一体どういうふうになっていくのかということが、一つ心配であります。何とか、しま特区のそういう制度を設けていただけないものか。もう一度、この件について、ご見解をいただきたいと存じます。

○議長(八江利春君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 豊玉高校におきましては、現在、定員40名の半分の20名は、まだクリアをしておりますので、現在のところ、先ほど申し上げた統廃合の予定はございませんが、議員ご指摘のとおり、今後、県全体で約1,600名の中学の卒業者が減ることになりますと、これは県下全域で学校規模がさらに小さくなることが予想されます。

そういう小規模校が一層進んだ学校においては、高校としての教育水準を維持することができるのかなど、さまざまな観点から再編整備についての判断をしていくことになると考えております。

○議長(八江利春君) 外間議員—19番。

○19番(外間雅広君) ありがとうございます。まだ大丈夫であるということだけでも、3分の1以上の生徒さんが県外に流出し、さらに、ほかの県外の学校では授業料免除と、そして、就職先までお世話するというふうなことで、かなり魅力的なことをやっておられる、長崎県でもそれをやった方がいいんじゃないかと思うんですけれども、そのようなことで県外流出にどうしても歯止めをかけていただきたいと存じます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(八江利春君) 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

— 午後 3時43分 散会 —

第 9 目 目

議 事 日 程

第 9 日 目

-
- 1 開 議
- 2 県政一般に対する質問
- 3 上程議案委員会付託
- 4 請願上程、委員会付託
- 5 散 会

平成29年12月5日（火曜日）

出席議員（45名）

1番 宮本法広君
2番 麻生隆君
3番 吉村正寿君
4番 坂本浩君
5番 里脇清隆君
6番 近藤智昭君
7番 大場博文君
8番 山口経正君
9番 松島完君
10番 友田吉泰君
11番 堀江ひとみ君
12番 川崎祥司君
13番 深堀浩君
14番 山田朋子君
15番 宅島寿一君
16番 ごうまなみ君
17番 山本啓介君
18番 前田哲也君
19番 外間雅広君
20番 山本由夫君
21番 吉村洋君
22番 大久保潔重君
23番 中島浩介君
24番 西川克己君
25番 浅田眞澄美君
26番 中村和弥君
欠番
28番 山田博司君
29番 久野哲君
30番 渡辺敏勝君
31番 吉村庄二君
32番 下条ふみまさ君
33番 瀬川光之君

34番 坂本智徳君
35番 橋村松太郎君
36番 高比良元君
37番 徳永達也君
38番 中島廣義君
39番 溝口芙美雄君
40番 中山功君
41番 野本三雄君
42番 小林克敏君
43番 田中愛国君
44番 三好徳明君
45番 宮内雪夫君
46番 八江利春君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
副知事 濱本磨毅徳君
副知事 里見晋君
総務部長 吉浜隆雄君
県民生活部長 木村伸次郎君
環境部長 太田彰幸君
福祉保健部長 沢水清明君
企画振興部長 古川敬三君
文化観光国際部長 松川久和君
土木部長 岩見洋一君
農林部長 加藤兼仁君
水産部長 坂本清一君
産業労働部長 平田修三君
危機管理監 豊永孝文君
福祉保健部 永松和人君
こども政策局長 野嶋克哉君
会計管理者 山口雄二君
交通局長 山柿本敏晶君
企画振興部政策監 田代秀則君
文化観光国際部政策監

産業労働部政策監	山 下 和 孝 君
教 育 委 員 会	池 松 誠 二 君
教 育 長	葺 本 昭 晴 君
選挙管理委員会委員	石 橋 和 正 君
代表監査委員	水 上 正 博 君
人事委員会委員長	中 部 憲一郎 君
公安委員会委員	國 枝 治 男 君
警 察 本 部 長	辻 亮 二 君
監 査 事 務 局 長	寺 田 勝 嘉 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	本 田 道 明 君
教 育 次 長	古 謝 玄 太 君
財 政 課 長	伊 達 良 弘 君
秘 書 課 長	荒 木 秀 君
警察本部総務課長	黒 崎 勇 君
選挙管理委員会書記長	

議会事務局職員出席者

局 長	山 田 芳 則 君
総 務 課 長	高 見 浩 君
議 事 課 長	篠 原 みゆき 君
政 務 調 査 課 長	本 田 和 人 君
議 事 課 長 補 佐	増 田 武 志 君
議 事 課 係 長	小 柳 正 典 君
議事課主任主事	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(八江利春君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) (拍手) **〔登壇〕** 皆さん、おはようございます。

改革21、社会民主党の坂本 浩でございます。

この議場での一般質問としては、本日が最後になります。私は、議員1期目ですので、この演壇での質問はこれで4回目と、わずかでありますけれども、この傍聴席では何十回となく県議会の議論を聞かせていただきました。そういう意味では、感慨深いものがあります。また、傍聴席に、今日は手話通訳の方を配置していただきました。

八江議長をはじめ、各議員、議会事務局、担当課、ろうあ協会の皆様のご配慮とご協力に心から感謝を申し上げる次第であります。そして、寒い中、傍聴に来ていただきました皆様にも、厚くお礼を申し上げます。

それでは、質問通告に基づきまして、一問一答方式で行います。

12月10日の「国連世界人権デー」を前に、人権週間が昨日から始まりました。本県におきましても、11月11日から12月10日まで「人権・同和問題啓発強調月間」が実施をされております。そうした時期の一般質問ということを踏まえまして、今日は、「人権」をテーマにしております。趣旨ご理解の上、知事をはじめ、理事者の皆様には真摯なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

1、人権が尊重される県政の推進について。

(1) 人権尊重社会の実現に向けた知事の所見。

①本県における人権侵害や差別に対する現状認識と課題。

権利章典とも言える「日本国憲法」、あるいは「国連人権宣言」から約70年、国政や県政におきましても、さまざまな人権に関わる法律、あるいは条例が制定されるなど、人権尊重の社会づくりが進められてきました。

しかし、社会的に弱い立場にある子どもや高

齢者、女性、障害のある人が被害者となる暴行、虐待等の事件、インターネットを悪用した人権侵害や自殺、そして、子どもの貧困、ヘイトスピーチ、LGBT、DV、認知症高齢者等の問題、また長時間労働や過労死、さまざまなハラスメント、メンタルヘルスなどの働き方や労働環境に関わる問題など、さまざまな課題が顕在化をしています。

国連の人権理事会は、先月16日、日本の人権状況改善を求める218項目の勧告が、国連加盟の106カ国から出されたことを発表いたしました。

また、国内では、公人による差別とも受け止められかねない、そうした発言も相次いでいます。社会の閉塞感が強まり、寛容さが薄らいでいる中、人権確立へ向けた政治の責務もまた問われています。

改めて、一人ひとりの尊厳と人権の大切さについて、社会全体で共有していくことが強く求められていると考えますけれども、本県における人権侵害や差別に対する現状と課題について、どう認識をされておられるのか、人権尊重社会の実現に向けた知事の所見をお伺いいたします。

以降の質問につきましては、対面演壇席より行います。

○議長(八江利春君) 知事。

○知事(中村法道君)【登壇】 坂本 浩議員のご質問にお答えいたします。

人権侵害や差別に対する現状認識と課題についてのお尋ねでございます。

21世紀は、「人権の世紀」と言われておりますが、本県におきましては、これまでも同和対策はもとより、学校、家庭、地域社会における人権教育・啓発事業や、さまざまな人権課題の解決に向けた施策を積極的に推進してまいりま

した。

近年、県内では、女性へのDV、児童虐待、学校でのいじめや体罰、パワーハラスメントなど、人権侵犯の事案が依然として後を絶たない状況にあります。

また、インターネットを悪用した誹謗中傷、性的少数者への偏見や差別など、新たに顕在化してきた課題への対応も求められるようになっていくところであります。

こうした中、昨年は、基本理念や国と地方公共団体の責務が明記された「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」などが施行されました。

県では、このような新たな法律の施行や社会状況の変化に適切に対応するため、今年3月、「長崎県人権教育・啓発基本計画」の改訂を行い、施策の見直しと強化を図ったところであります。

現在、この基本計画に基づき、V・ファーレン長崎と連携した広報啓発や教育関係者及び企業等への教育研修などのほか、福祉、医療、労働など、多岐にわたる人権施策を関係団体と一体となって進めているところであります。

さらに、11月11日から12月10日までを「県人権・同和問題啓発強調月間」と定め、市町等と連携を図りながら、全県的に施策を展開することで、人権意識の高揚に力を注いでいるところであります。

今後とも、暮らしてよかったと実感していただけるような人権尊重社会の実現に向け、県民の皆様をはじめ、国、市町、民間団体などと連携しながら、全力で取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方から、お答えをさせていただきます。

○議長（八江利春君） 坂本 浩議員—4番。

○4番（坂本 浩君） ありがとうございます。

知事は、今議会の本会議の開会日に3選の出馬表明をされました。その中で、「人にやさしい県政」ということを言われましたし、それから、前回9月定例会における私ども改革21の吉村庄二議員の質問に対しましても、「少数派だから無視をするのではなく、人を大切にする立場でさまざまな県民の思いや痛みに敏感な県政でありたい」旨の答弁をされているところであります。

ぜひ、これからも人権が尊重される、そうした県政へ向けて頑張っていただきたいと思います。

知事にとっては少し耳が痛い話かもしれませんが、現在県が進める事業、例えば、石木ダムの建設事業、あるいは来年と言われている玄海原子力発電所の再稼働、あるいは長崎大学へのBSL-4施設の建設、そういったものに関わって生存権、あるいは居住権が脅かされているという異議申し立ての声も県民から挙がっているところでございます。ぜひ、こうした声にも真摯に耳を傾けていただいて、県政を推進していただきたいと思いますということをこの際申し上げさせていただきます。

それでは、人権に関わる幾つかの課題について、質問を継続させていただきます。

（2）人権教育啓発センターの拡充について。

①活動拠点としての施設整備・拡充をどう進めるか。

②いわゆる5つの機能を一体的に備えた拠点の必要性。

この人権尊重社会の実現に向けた取組に当たりまして、先ほど知事が言われました、今年3月にまとめられました「長崎県人権教育・啓発

基本計画」の第2次改定版にも、きちんと明記をされておりますが、人権教育啓発の推進環境の整備が不可欠であると。そこには、2005年、平成17年に開設された「長崎県人権教育啓発センター」が、その役割を果たしてきたと考えます。

昨年12月の「部落差別解消推進法」、あるいは今年3月の基本計画の第2次改定を踏まえて、活動拠点として、さらに充実をされなければならないのではないかと考えます。

この人権教育啓発センター、現在の長崎駅前の交通会館から、新県庁舎の完成に伴いまして、来年の1月に新庁舎の方に移転をすることになっておりますけれども、このセンターが持つ5つの機能、広報啓発、教育研修、相談、学習支援、交流連携活動が分散をして、活動拠点としての役割を十分に果たせるのかという懸念の声が、人権団体、あるいは利用者、県民の皆さんから寄せられているところでございます。

この移転に伴いまして、活動拠点としてのセンターの施設整備拡充をどのように進めるのか、お尋ねをいたします。

○議長（八江利春君） 県民生活部長。

○県民生活部長（木村伸次郎君） 議員からのお話もございましたけれども、県の人権教育啓発センターにつきましては、平成16年に外部有識者等からなります整備検討懇話会を設けまして、その機能等々について議論をいただき、平成17年4月にオープンしたものでございまして、今日まで広報啓発や人権相談、教育研修、交流促進など、人権教育・啓発の中核的な拠点としての役割を果たしているところでございます。

このたびの県庁舎移転につきましても、こうした経緯を踏まえつつ、人権教育・啓発の中核拠点としての機能を、これまでと同様に発揮で

きるように整備を進めているところでございます。

ご案内のとおり、新県庁舎は、県民に開かれ、気軽に訪れて利用できる庁舎であることから、今後こうした利点を活かして、例えば、さまざまな用件で庁舎を訪れられる方々に対しても、広く啓発活動を行うこと。また、相談に来られた方、例えば、女性、子ども、高齢者、障害のある方々を、必要に応じて速やかに当該部署におつなぎするなどの機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、ご指摘の機能が分散するのではないかというご懸念を抱かせているところについては、我々の説明が足りていないのかなと思っておりますが、新庁舎におきましても、現在の展示施設、図書・ビデオライブラリー、相談室、協働エリア、あるいは事務室が1階と2階に集中して配置されるということでございまして、それぞれの機能の一体性は、今後も確保されていくものと考えております。

○議長（八江利春君） 坂本 浩議員—4番。

○4番（坂本 浩君） 今までは交通会館の4階にワンフロアでありまして、しかも専用施設ということになっているわけです。これが移転に伴って、今ありましたように1階と2階に分かれているということで、展示フロアやライブラリー、交流の場、相談室、会議室といった施設については共用ということになるんじゃないかなと思います。それゆえに活動拠点としての機能が本当に発揮できるのかなという懸念なんです。

今度移転をして、そこに移るということになりますから、それははじってみないと、なかなかわからない部分があるかなと思っていますし、それから、先ほど申し上げました「部落差

別解消推進法」の第4条には、特に相談体制の充実を図ることが地方公共団体の役割と責務であるということを示されているわけです。

現在も、例えば、土日の相談体制とか、きちんと嘱託の皆さんを配置されておりますけれども、移転をした後、じゃ、そのままでいいのかという議論も出てこようかと。移転はするけれども、現在の機能は維持しますということだけでいいのかという、やっぱり今後充実させなければいけないということが責務としてあるわけですから、ぜひそういった問題について、現状をきちんと人権団体の皆さん、利用者の皆さんと共有してもらって、これでもう変更の余地はないんですと固定化するのではなくて、それなりに動きはじめて、指摘された場合は随時見直すべきは見直していただきながら、機能の充実をぜひ図っていただきたいと思っています。

それで、今後の問題として、この5つの機能、先ほど申し上げましたけれども、これを一体的に備えた拠点の必要性について、どう認識をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（八江利春君） 県民生活部長。

○県民生活部長（木村伸次郎君） まず最初に、議員ご指摘のとおり、このセンターを、今回は駅前から新庁舎に移るわけでございますけれども、機能を低下させることなく、また変更を加えることなく持っていくというのは、最低限のこととして認識をいたしております。

先ほど申しましたように、それに加えて、やっぱり近くにさまざまな関係課がございます。また、多くの方が新庁舎には来庁されます。そういう場面を捉えて、さまざまな情報発信をしていくというのも大切なことかなと考えてございます。

加えまして、今後、人権教育啓発センターに

つきましては、社会情勢の変化等々へ適切に対応していくために、利用者の方々のご意見も十分にお聞きしながら、機能、運営等について検証をしていくということで進めていきたいと思っています。

最後にご質問になりました、独立したセンターの設置についてでございますけれども、この件につきましては、当初平成16年に、県に人権教育啓発センターのようなセンター機能を持った施設をつくるということで、民間の有識者等で懇話会を設置させていただきまして、その中で独立したセンターのあり方も含めたところで検討をさせていただいているところでございます。その結果として、懇話会からの提言を受けて、現在のような形になっております。

他県におきましても、実際センターをつくっておりますのは、大体21都県でございまして、その大半は県の中に行政と一体型で設置をされておりまして、今の段階で、直ちに別のところに県の人権教育啓発センターを設置するというところまでは考えておりません。

○議長（八江利春君） 坂本 浩議員—4番。

○4番（坂本 浩君） 今、幾つかの県ではということでありましたけれども、行政組織と独立して活動しているところで、結構効果を上げているところもあるという報告を聞いているわけです。

確かに、これまでの議論の中では、そこまでいっていないのかもしれませんが、今の新しい法律ができて、この後、取り上げますが、それに伴って、やっぱり長崎県として、もっともっと強めていくという基本的な取組が必要じゃないかと思うわけです。

だから、現状に固定をするのではなくて、先ほどのセンターの話は、要するに移転に伴う分

散でありますので、この問題とは別に、やっぱりきちんと将来の課題として、このセンターの体制の在り方、あるいは整備拡充の方向性について検討をしていくのかどうか、そこは明確に答弁をしていただきたいなと思っていますけれども、いかがですか。

○議長（八江利春君） 県民生活部長。

○県民生活部長（木村伸次郎君） すみません。先ほどもご答弁申し上げましたけれども、今度の1月に、今の駅前から新庁舎に移るわけでございまして、まずはそこでの機能の充実、利用者の方にご不便をかけないようなシステムにきちんとしていく、まず、そういうところに注力してまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 坂本 浩議員—4番。

○4番（坂本 浩君） なかなか明確な答弁が返ってこないんですけれども、要は新しい法律が、この2～3年でできているわけです。「部落差別解消推進法」だとか、あるいは「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、そういう法律がどんどんできている背景には、やっぱり日本における人権をめぐるさまざまな課題が惹起をしているということで、国とか、あるいは地方公共団体、それからいろいろな事業者、あるいは県民、そういった皆さんの責務だとか、役割だとかをきちんと明確にしているわけなんです。

そういう中であって、今まではセンターの機能もそれでよかったかもしれないけれども、しかし、そこは行政組織とは別に切り離して、きちんと独立して、その機能を発揮させるというところまで含めて、今後議論をしていかないと、現状でとりあえず移転をしますから、それでしばらくはそれをどう充実させるかということで一生懸命されるというのは、それはそれでわか

るんですが、ぜひ将来的な課題として、これは今後、また関係の皆さん方とともに議論していただきたいということを改めて要望として申し上げます。

（3）「人権条例」の制定について。

①自治体や企業、県民等の役割、審議会常設等を明確にした条約の必要性。

この人権条例の必要性をぜひ考えてもらいたいと思います。全国では、既に12府県がいわゆる人権条例を制定しております。目的とか、基本理念、自治体の責務、事業者の責務、県民の責務を進めるための審議会の設置をしておるんですけれども、長崎県として、その必要性について、いかが考えますでしょうか。

○議長（八江利春君） 県民生活部長。

○県民生活部長（木村伸次郎君） 現在、人権尊重に関する条例を制定しているのは、議員ご案内のとおり、全国で12府県ございます。これは、平成12年に制定されました「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」にほぼ沿った内容となっております。

この法律には、基本理念に加えて、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務が条文として明記をされておまして、本県といたしましては、これらの条文を踏まえた上で基本計画を策定し、人権施策を推進してきているところでございまして、改めて条例を制定する必要性は高くはないのかなと考えております。

○議長（八江利春君） 坂本 浩議員—4番。

○4番（坂本 浩君） 先ほどから申し上げていきますように、この数年でそういった法律ができて、それに基づいて長崎県でも「障害者差別解消条例」、これは国の法律に先行して県の場合できました。これは県議会の皆さん方大変なご尽力があったと伺っておりますけれども、そ

れ以外にもさまざまな施策を進めるに当たって、法律に基づいて、例えば、「男女共同参画推進条例」、「子育て条例」とか、「福祉のまちづくり条例」とか、多くの条例があるわけなんです。

特に、人権尊重社会の実現を目指すという非常に重要な施策を進めるに当たって、基本計画は基本計画でいいんです。やっぱり条例をつくって、基本理念をきちんと県民の皆さんにお示しをするということは非常に大事だと思いますし、それから、つくる過程の中で、さまざまな議論をするわけです。例えば、基本理念をどうしようか、あるいは県、地方公共団体、それから事業者、県民の皆さんの責務や役割をどう明確にしていこうか。そういう過程の中で、世論に、皆さん方にアピールをするということもあるわけですから、ぜひそういう意味も含めて、つくる過程も含めて、この条例の持つ効果というのは非常に大きいと思っているんですけれども、いかがですか、再度答弁をお願いします。

○議長（八江利春君） 県民生活部長。

○県民生活部長（木村伸次郎君） 確かに議員ご指摘のとおり、人権をめぐる情勢は非常に大きな動きを見せておると認識をいたしております。人権尊重社会の実現は、行政にとっては非常に重要なテーマでございます。

そういう中で、条例制定をどのように捉えるのかということですが、議員からのご指摘もございましたように、現在12府県で条例をつくっておるわけですが、この条例ができた時期を見ますと、平成10年前後が多数を占めておるという中で、確かに条例をつくる過程でさまざまな議論があつて、それで県民の人権に対する意識づけといったものが高まってくるという点も十分考えられるだろうとは思っております。

ただ、今の基本計画そのものは、先ほどおっしゃいましたように、最近出てきました外国人差別の問題も、性的少数者の問題も含めて、あらゆるところの分野で施策を進めるという計画内容になっております。ここに加えて、条例をすることでどのように変わっていくのかということをやっぱり十分考える必要があるだろうと思います。（発言する者あり）

○議長（八江利春君） 坂本 浩議員—4番。

○4番（坂本 浩君） この問題については、先ほど申し上げました、今、いろいろな人権をめぐる状況の中で本当に大きな課題でありますので、引き続き議論をさせていただきたいと思っております。次の質問にいきたいと思います。

（4）「手話言語条例」の制定について。

①制定に向けての課題は何か。

手話、言葉を音声ではなく手や指、体などの動き、顔の表情で伝える独特の語彙、文法体系を持つ言語であります。手話を使う人たちにとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、必要な情報獲得、コミュニケーションの手段として、明治時代から大切に守られてきたものであります。

この手話言語条例は、全国13府県84市11町で制定をされておりますけれども、手話が言語であるとの認識に基づいて、手話に関する基本理念を定め、県、市町、県民及び事業者等の責務と役割を明確にするとともに、手話に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するための必要な基本的事項を定めることで、聴覚に障害がある人も、ない人も共生することのできる地域社会の実現を目指すものであります。

本議会におきましても、2014年、平成26年の9月定例会で『手話言語法（仮称）』制定を求める意見書」が採択をされているところであり

ますけれども、こうした意見書については、全国全ての都道府県、それから市町村区の議会で採択をされておりまして、現在、国の方でも検討をしているようであります。

この条例を制定した自治体は、2年間で非常に急増をしているということでありまして、昨年設立をされました「手話を広める知事の会」、今年の10月までに全都道府県が加盟をしております。もちろん中村知事も参加をされておるところであります。

私も、「手話言語フォーラム」だとかいろいろ参加をして、ろう者の皆さん、あるいは手話通訳者の皆さんとも意見交換してきたんですけれども、この手話の歴史を学ぶにつけ、ろう者の皆さんにとって、この手話はコミュニケーションを取ると同時に、教育を受ける、働く、そして社会活動に参加をする、生活を営む、人間関係を育む、そして、人として成長していくために必要不可欠な言語であるということを、改めて学ばせていただきましたし、いつでも、どこでも手話が自由に学べて、使える環境整備、その必要性を本当に感じているところであります。まさに手話を使う人たちの権利を保障するというのではないかと考えております。

それで、手話が言語であるということを県民が広く認識をして、本県の聴覚障害者の皆さんにとっても暮らしやすい社会環境をつくるためには、ぜひこの条例が必要だと考えますけれども、県においても、この条例制定に関して、関係団体との協議を進めていると伺っております。ただ、なかなかまだ具体的な成果に結びついていないというのが現状ではないかなと思いますけれども、その制定に向けて、どのような課題があるのか、そして、その課題をどう解決しようとしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（八江利春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 手話言語条例につきましては、条例制定を求めています長崎県ろうあ協会をはじめ、手話関係団体の皆様との意見交換会を、これまで4回実施をさせていただきました。ろう者を取り巻く現状、そして当事者の思いについてお話をお聞きするとともに、条例に求められる内容等に関する協議を行ってございます。

その中で、条例制定を求める理由として、「手話が言語であることを県民に広く認識してもらいたい」とか、あるいは「生活のあらゆる場面において手話の使用が認められ、手話が尊重されるようになってもらいたい」、また「学校で手話の普及を進めてもらいたい」等のご意見をいただいているところでございます。

県といたしましては、このようなろう者の方々の思いを受け止めまして、手話を通じて、ろう者と健常者との相互理解を深め、共生社会の実現に取り組んでいく必要があると考えており、手話言語条例はその有力な方策の一つだとは認識をしております。

ただ一方で、制定に当たっては、要約筆記、あるいは点字など、手話以外の意思疎通手段との兼ね合いというものもございます。また、学校教育での対応や、先ほど議員の方からもありましたけれども、責務と役割というのが条例の中に盛り込まれているという事例もございます。民間事業者等との協力など、整理すべき課題があるというのも一方でございます。

これらの課題の解決に向けまして、既に条例を制定されている他県の対応状況等を分析することと、他の障害者団体、あるいは市町等の意見もお聞きしながら、引き続き関係団体との協議を進めてまいりたいと考えております。

（発言する者あり）

○議長（八江利春君） 坂本 浩議員—4番。

○4番（坂本 浩君） 必要性は認めながら、なかなかいろいろな課題があるということで、その課題もよくわからないんですけれども、要は、さまざまな障害を持たれている方で、やっぱりコミュニケーションに不便、あるいは不利な条件があるという方もいると思うんですが、手話は言語なんだと、単なるコミュニケーションツールじゃないという理解が、今の答弁だと、まだまだ県の方で認識が深まっていないんじゃないかなという感じで受け止めるんですが、そこら辺はどうなんですか。（発言する者あり）

○議長（八江利春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 今言われました、手話は言語だということで、さまざまな方が関わりを持つということで、他県の条例の制定状況を見ますと、手話言語条例とか、あるいは情報コミュニケーション条例とかいう名称を使っているところもございます。

これまでの意見交換会では、手話を取り巻く現状とか、あるいは手話言語条例の意義、あるいは教育に求めることを中心に意見交換をさせていただきました。

そういう中で、検討課題として、当然県、市町等の役割分担であるとか、あるいは民間事業者の役割とか、あるいは教員の手話能力をどのように身につけていくのかなど、こういう詰める課題のお話をさせていただいているところでございます。

したがって、これまでは手話を取り巻く現状を幅広く議論をいたしましたけれども、今後は今申し上げました検討課題を中心に、どのような解決策があるのか、さらに議論を深めてまいりたいというのが現状でございます。

○議長（八江利春君） 坂本 浩議員—4番。

○4番（坂本 浩君） 議論はいいんですけれども、問題は、手話は言語であるという認識、これはなかなか一般の方々にはぴんとこないという部分があるんです。その分はおそらく県の担当部局のところでも、この間ずっと、ろうあ協会の皆さんだとかとも意見交換をされている。この意見交換も、私が見る限りはやっぱ回数が多いですよ。しょっちゅうやってください。年に1回か2回ぐらいでしょう、今まで意見交換会という形は。しかも、それは手話言語条例をつくるという前提じゃないですもんね。（発言する者あり）もう検討課題、検討課題でずっとしていてもですね。

なぜ私はこれを言うかという、議員になって、はじめてこの「手話言語フォーラム」に参加した時に、私、文教厚生委員会でしたから、この手話言語条例、ちょうど陳情にも出ていて質問したんです。質問して、そのときの現状が今の部長答弁と変わらないんです。（発言する者あり）だから、この間、11月に手話言語フォーラムがあった時に同じような状況だったから、2年間、では何をしていたんですかという話になるわけです。（発言する者あり）手話言語条例と情報コミュニケーション条例は、明確に分けてください。手話は言語なんだという認識が、それでは広まらないんです。だから、ぜひそのことを頭に置いていただいて、何も私は急いでつくれということを言っているわけではないんです。あくまでも、つくるという前提のところまで上げてもらって、その上で、ぜひ関係者の皆さんと話し合いをもっと頻繁にしていきたいと思います。

条例をつくったのが、鳥取県が第1号でした。平井知事のお話も伺ったんですけれども、手話

言語条例をつくって、いろいろな形で鳥取県での取組を聞くと、本当に夢があるんです。まさにろう者だけではなくて、聞こえる人にも、ああ、手話を使ってみたいなという声が出てきているということなんです。これはものすごく大事なんです。そのことこそが共生社会に向けた第一歩につながるんじゃないかなと思いますので、ぜひこの手話言語条例に向けた取組、責任をもって進めていただきたいと思いますけれども、いかがですか。それに対して答弁よろしく願いいたします。（発言する者あり）

○議長（八江利春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 先ほどからちょっとお話をさせていただいておりますけれども、やはり手話を通じて、ろう者と健常者との相互理解を深めて共生社会の実現に取り組んでいく、その一つのツールがこの手話言語条例というのは、本当に認識をしておりますので、今のご指摘も踏まえまして、さらに関係者と議論を深めてまいりたいと考えております。（発言する者あり）

○議長（八江利春君） 坂本 浩議員—4番。

○4番（坂本 浩君） 時間の関係がありますから、次にいきます。

（5）労働基本権について。

①県労働委員会が扱う不当労働行為事件の現状。

これも憲法、あるいは国連でも、社会権という形できちんと確立をされた権利であります。ただ日本においては、長時間労働による過労死が社会問題化しておりまして、残業時間規制が法制化されるとか、働き方改革が進められています。

その一方で、労働者の保護法制、これは憲法で定められた労働基本権、あるいはそれに基づ

く労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、労働安全衛生法、最低賃金法で、労働者が安心して働く権利として認められているわけですが、この労働者保護の法制的規制緩和がどんどん、どんどん進められておりまして、今や雇用契約ではない働き方、個人請負、あるいは委託といったところまで、この緩和が進められているところでもあります。

また、来年の4月からは有期雇用の契約での雇い止めといったことが大量発生するのではないかと考えておりまして、特に、公的機関ではそういった問題が発生をしないようにお願いしたいとも思うんですけれども、そうした働く権利が損なわれるような事態も、現在惹起をしているところでもあります。

この労組法に基づいて、本県でも労働者の権利を保護する行政委員会として長崎県労働委員会が設置をされて、使用者に禁止されている不当労働行為の認定審査等の業務を行っておりますけれども、先ほど申し上げました状況の中で、本県における不当労働行為の現状がどうなっているのか。労働委員会が取り扱っている、ここ数年の件数、業種、あるいは他県との比較がわかれば、それも含めて状況をお聞かせください。

○議長(八江利春君) 労働委員会事務局長。

○労働委員会事務局長(寺田勝嘉君) 本年度、労働委員会が労働組合からの申し立てにより取扱っている不当労働行為事件は6件であり、この5年間、年5件から8件で推移をしております。同期間に新規申し立てのあった14件のうち8件を運輸事業が占めております。

なお、取扱件数は、九州で福岡県、沖縄県に次いで3番目に多い状況にあります。

今後とも、迅速かつ的確な審査手続を進めることにより、労使関係の正常化が図られるよう

取り組んでまいります。

○議長(八江利春君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) ありがとうございます。

今ありましたように、この数年は5件から8件で推移をしているということで、九州でも多い方だということです。しかも、14件のうち8件が運輸事業ということのようであります。

②外国人技能実習生に対する法令違反の現状。

それともう一つ、ちょっと気になるのがありまして、外国人技能実習生に対する法令違反、賃金未払い等の問題が多発をしているということも、一定社会問題になっているんじゃないかと思います。もともと、この制度が発展途上国への技術移転ということになっているんですけれども、実際はそれが建前で、実態は安い労働力の確保と言われて、トラブルが続出しているということでもあります。

11月から、この実習生の保護策を強化して、罰則規定が盛り込まれた新制度に改正されたわけなんですけれども、本県における法令違反の現状等について、把握をされていきますでしょうか。

○議長(八江利春君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) 外国人技能実習生の方々には、入国1年目から労働基準法上の労働者としての労働基準関係法令が適用されることになってございます。

長崎労働局が、その調査を行うわけですが、長崎労働局に問い合わせたところによりますと、技能実習生に対する法令違反が指摘された事業所の数は、平成26年度54件、平成27年度48件、平成28年度52件となっておるということでございます。

○議長(八江利春君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) これは多いんじゃないか

なと思います。また、この問題については、後ほどちょっと触れたいんですけども。

③公益事業における争議行為の現状。

先ほど労働委員会の方から説明をいただきました不当労働行為の現況、それと毎年、労働委員会が公表している年報というのがありますが、これを照らし合わせると、運輸事業が多いということなんですけれども、この2年間の年報を見てみますと、いわゆる運輸事業の中でもバス事業、それから海運事業といったところが不当労働行為継続審査となっておりますし、不当労働行為と認定がされて、労働委員会の方から命令が出ても、それを守らない事業者もあるということのようであります。

この年報の中に事件記録というのがあります。名前は出てないんですけども、大方こういった内容ですという記録があるんですが、これによると、このバス事業、海運事業、いずれも長崎市に本社を置く陸海交通の中核的な事業者なんです。労働組合の請求内容なんですけれども、いずれも労働基本権に関わる項目が並んでいるわけです。こういった業種については公益事業ということで、ストライキを含む争議行為は事前予告等々が必要なんですけれども、そういった現状については把握をされていると思うんですが、いかがですか。

○議長(八江利春君) 労働委員会事務局長。

○労働委員会事務局長(寺田勝嘉君) 公益事業において争議行為を行う者は、労働関係調整法に基づき、少なくとも10日前までに労働委員会及び厚生労働大臣、または知事に対し、その通知をしなければならないとされております。

本県労働委員会が、そのような中で労使交渉の妥結状況について、平成28年度は7件、平成29年度は3件の聞き取りを行い、その全てが運

輸事業となっております。

○議長(八江利春君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) ありがとうございます。

ストライキを含む争議行為は、労働基本権で保障をされているわけです。ただ今ありましたように、公益事業における争議活動については、労働関係調整法によりまして、10日前の通告が義務付けられているということなんですけれども、本来は労働基本権で保障されている。

しかし、この公益事業については制限が課せられているということは、争議行為があった場合に社会的な影響、あるいは経済的な影響が大きいということで、この労働関係調整法によって、制約が課せられているといった理解でよろしいでしょうか。

○議長(八江利春君) 労働委員会事務局長。

○労働委員会事務局長(寺田勝嘉君) そのように理解をしております。

○議長(八江利春君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) そういう状況の中で影響が大きいということで、本来なら自由のはずの労働基本権、争議行為が規制をされているといった公益事業において、この労使紛争が長引く。過去にも、本県においても20年争議が続いたという労使紛争もありますけれども、長引くということについては、長崎県が進めるさまざまな施策にはプラスにはならないんじゃないかと思っています。(発言する者あり)

特に、運輸事業は、安全が最優先されなければならないと思っておりますけれども、先ほどの事業の中で、例えば、強引にやられた配置転換の中で、仕事が終わってから翌日仕事につくまでが8時間満たないという、休憩時間も取れないような報告もあっているところでありまして、労働者の働く権利、あるいは安全がおろそ

かになる懸念も生じるのではないかなと思って
おります。

④労働行政としての対応。

それともう一つ、先ほど外国人技能実習制度
の話もありました。50件前後で、この3年ぐら
い続いているということでもありますけれども、
おそらくそれは氷山の一角かもしれないですが、
その問題について、もう少し長崎労働局も含め
て今後深掘りしていきたいなと思っております。

長崎県は、ご承知のとおり観光立県というこ
とで、特に最近では東南アジア、ASEAN諸国
との友好協力関係を、知事を先頭に強められて
います。経済交流、あるいは人的交流というこ
とで、特に今年は知事、それから八江議長も訪
問されまして、ベトナムのクアンナム省と協定
を結んでいるという中で、これまで以上に多く
の皆さん方が長崎に来られる可能性も増えてい
るということでもあります。

そういった時に制度は厳しくなったといえど
も、本県とASEAN諸国との人的、あるいは
経済的交流の阻害要因にならないようにしてい
ただきたいなと思っておるんですけれども、こ
ういった問題について、今、本県の中でのさま
ざまな問題について、やっぱり労働行政として
何らかの対応をしていくべきじゃないかと思っ
ておるんですが、そこら辺の認識についてはい
かがでしょうか。

○議長(八江利春君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) 労働問題につ
きましては、長崎市、佐世保市に「労働相談情
報センター」を設置しておりまして、相談に対
応しておるところでございますけれども、労使の
間で労働関係に関する主張が対立をし、自主
的な解決が困難と思われる場合には、その調
整を行うための中立、第三者機関であります労働

員会に相談するように案内をいたしております。

労働委員会においては、労働組合法の規定に
基づいて審査をされ、不当労働行為に該当す
ると判断すれば、救済命令を行うということに
なっておりますので、労働委員会の判断を見守
りたいと考えております。

それから、外国人の技能実習生の件に関しま
しては、先ほど議員からもご指摘がありました
ように、技能実習生の保護を強化するための法
改正も行われてございます。長崎県で安心して
実習をしていただけるように、実習事業者の皆
様に普及なり、啓発なりを行うということを今
後検討してまいりたいと考えてございます。

○議長(八江利春君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) 少し労働委員会に任せ
放しみたいな、そんな雰囲気での答弁でありま
したけれども、もちろん労使紛争については自主
解決が基本なんです。でも、そうならない。や
はり労働者は一人ひとり弱いですから、労働
組合をつくって、会社とさまざまな交渉事をや
るわけなんですけれども、その中にあって、事
業者の方がもっともっと労働組合だとか、ある
いは労働者だとかの人権を守らないと。特に
労働基本権に関わるところで、こういうことが
惹起しているわけですから、ぜひそういう認識
で、また今後何かあれば、要請かれこれさせ
ていただきたいと思っておりますので、よろし
くお願いしたいと思っておりますし、特に、労働
委員会の命令さえ守らないという現状も出て
きているようですので、ぜひその認識を持っ
ておいていただきたいと思っております。

2、被爆者援護行政について。

(1) 被爆者裁判（被爆体験者、在外被爆
者）の新たな動きについて。

①被爆体験者訴訟の上告審開始への認識。

被爆者裁判、もう長い長い裁判が続いておりますけれども、特に、被爆体験者の問題について言いますと、原爆中心地から12キロ圏内、これはいわゆる被爆地域になるんですが、ここの中にあっても被爆者と認められていない、いわゆる被爆体験者と位置づけられた方々388人が第1陣として提訴して、もう10年が経過いたしました。昨年の5月に控訴審で敗訴して、今、上告審で争っているわけなんですけれども、既にもう70人近くの方が他界をされています。

先月末に、最高裁が口頭弁論を開くなど、新たな動きがありました。改めて、この被爆体験者訴訟について、県の姿勢なり、認識をお伺いいたします。

○議長（八江利春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） この被爆体験者訴訟第1陣につきましては、去る10月19日に、上告受理申し立てが最高裁に受理されまして、係争中で亡くなられた入市による被爆を主張していた1名の方について、11月30日に口頭弁論が開かれたところでございます。

また、議員ご指摘のとおり、いろいろこの件については、お話がありましたけれども、この上告審にかかる判決の言い渡し期日が12月18日に指定をされたところでございます。

県といたしましても、この件につきましては、重大な事案として注視をしてきたところでありますけれども、何せ係争中でございますので、現時点でのお答えは差し控えさせていただきたいと考えております。

ただ、今後は最高裁の判決を踏まえまして、今後とも、国、長崎市とともに連携して適切な対応には努めてまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 坂本 浩議員—4番。

○4番（坂本 浩君） 係争中ということなんで

すけれども、この間、私も何回も申し上げてきたと思うんですが、今、国、長崎市と連携を取ってということなんですが、基本的には長崎市ともっと連携を取って。これはだから、被爆地なんですよ。国は、できるだけこの被爆者の認定のハードルを下げよう、下げよう、できるだけ被爆者の認定の範囲を狭めよう、狭めよう、これがずうっとこの間の歴史なんです。ぜひそのことを頭に置いて、国がどがんでもよかということは言いませんけれども、ぜひ長崎市と連携を取っていただきたいと思います。

判決が12月18日ということですから、どういった判決になるかわかりませんが、いわゆる求めている3号被爆者、場合によっては、そのハードルを解釈として下げるようなのが示されれば、今後につながる可能性もありますので、私どもとしては、それに期待をし、今後の県のさらなる取組もあわせてお願いしたいと思います。

②在外被爆者裁判で国が主張する除斥期間についての認識。

あと、在外被爆者の裁判がありますけれども、これは被爆者援護法の適用外とされたのは違法として、現在、損害賠償を求めた裁判です。これは、損害賠償裁判を在外被爆者の皆さんが裁判を提起して、一定司法が判断をすれば、その時点で国は和解しますよと。

わざわざ裁判に訴えないと和解に応じないという、非常にそこら辺にも不条理を感じるんですけれども、それでも一定そのことをやってきました。それが突然、報道によれば、除斥期間を持ち出して、和解方針を一転させた。こういった国の姿勢に対して、県の方はどういうふうに認識されていますか。

○議長（八江利春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) ただいまお話がございました在外被爆者裁判につきましては、海外在住の被爆者と遺族が健康管理手当等の支給対象外とされたのは違法として、国に損害賠償を求めている集団訴訟でございます。

議員ご指摘の除斥期間の取扱い、これにつきましては、県としては、直接の当事者でないということもございまして、国から特段の情報提供も受けておりませんが、新聞報道では、国は、被爆者の死亡後20年が経過した場合は請求権が消える除斥期間に当たるとして、昨年9月以降、一部の遺族との和解に応じない方向で手続を進めている旨の情報は承知をしているところでございます。

在外被爆者への手当の支給等の援護につきましては、長年にわたる訴訟、あるいは要望の経過の中で実現したものと認識しておりますけれども、この件につきましても、県は当事者でないこと、そしてまた、係争中の裁判にかかるものであるため、国に事実確認ができないこともあり、県として、その是非について言及ができないことはご理解を賜りたいと思います。（発言する者あり）

○議長(八江利春君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) 被爆者の皆さんが裁判に訴えないと被爆者救済の道が開けないという不条理に対しての思いを、ぜひ受け止めていただきたいと思います。

(2) 被爆者援護に向けた被爆県の対応。

①被爆者認定は究極的には自治体の判断との認識は。

②国への働きかけは。

その上で被爆者援護法に向けた被爆県の対応、究極的にはこの被爆者認定、自治体でできるんじゃないかと思っておりますけれども、そういった問

題、被爆地の実態を一番知っている自治体が、認定基準について国に提言し、そして制度改正につながるような働きかけはできないでしょうか。

○議長(八江利春君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 被爆者の援護の充実につきましては、長崎県としても、これまで政府施策要望であったり、あるいは8者協（広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会）での要望を通して、国にも十分周知をしているところでございます。

また、その認定基準の…。

○議長(八江利春君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

— 午前11時 2分 休憩 —

— 午前11時10分 再開 —

○副議長(徳永達也君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) (拍手)【登壇】 皆さん、おはようございます。

長崎市選出、公明党の麻生 隆です。

この歴史ある議場で最後の議会となりました。過去に公明党の多くの先輩たちが、「大衆とともに」の立党精神で論陣を張られ、長崎県の発展のために尽くされ、多くの提案をされてこられました。こういう歴史の重みを胸に刻みながら質問に臨んでまいります。

大きな6項目で一括質問といたします。質問通告に基づき順次質問してまいりますので、知事並びに教育委員会教育長、理事者の皆様の簡潔で前向きな答弁をお願いいたします。

1、本県の観光・産業の推進について。

(1) 長崎市MICE事業との連携について。

11月24日、長崎市は、J R長崎駅西側に交流拠点施設としてM I C E、コンベンション機能の中核とする複合施設を、2021年に開業を目指す、全体規模の詳細を発表いたしました。

今後、市議会での推移を見守ることになりますが、長崎市のM I C E事業と相乗効果で、県内の観光地やスポーツ施設、温泉地など幅広く集客を獲得できる可能性があります。

今後、国内の先進地域との競合も予想される中、市・県の連携で大きく取組を展開すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

（2）M I C EとI Rの連携で県内観光の相乗効果を目指す。

本県への誘致を目指すカジノを含む統合型リゾート施設、I Rの有識者会議が11月27日に立ち上がり、本格的なI R基本構想に取りかかられました。本年度中に基本構想のまとめにかかりました。

今後、国は、来年の通常国会で法案が可決されれば、具体的に動き出す予定です。

長崎市M I C E事業との連携により、幅広い営業展開ができ、大幅な集客が見込め、本県の強みとなると考えます。

長崎M I C Eが4年後の開業を目指す動きがありますが、九州・沖縄では、いち早く福岡M I C Eや、沖縄県が積極的に進める沖縄M I C Eも展開されております。

本県にI R誘致が決定するためにも、I RとM I C Eの組み合わせがうまくかみ合えば差別化ができると思われます。本県として連携の考えはないのか、お尋ねをいたします。

2、産業振興策について。

（1）県内高・大学生の県内企業への就職増加策について。

県内の企業の求人倍率は、今年10月時点で

1.24倍となり、良好な景気の中と県内関係者の努力により、高校生の地元就職率は6割を超えるまでに上昇いたしました。しかし、工業高校生は4割程度と低く、中小企業が求人を出しても、なかなか来てもらえないとの声も聞かれます。

一方では、技術系の中小企業でも、技術力を高め、工業高校生が就職したいと思う魅力ある事業が数多く誕生することが求められております。

そのような中、先日、長崎市内で開催されました「第4回スマコマながさき小型モビリティコンテスト」に参加をいたしました。

スマコマとは、中小企業と学生による、ものづくり交流の英語表記の略で、民間企業が中心となって開催し、工業高校生、大学生、一般企業も含め11団体が参加、競技メンバーや関係者、100名ほどが参加しておりました。

自分たちのオリジナルの電動小型モビリティをつくり、決められた条件の中でタイムを競う大会でありました。

半年余の製作の中で学生たちと触れ合い、ものづくりを共有することで、地元企業の存在やものづくりのおもしろさなどを実感して、夢を形にすることで、年々、参加団体が増えてきております。楽しみの中にも活気があり、参加者の目の輝きが特に印象的でありました。

この取組がどこにでも適用できるものではありませんが、手法としては大変おもしろく、地元企業の方々と触れ合うことで、企業の実態をよく知り、自分の将来の就職や仕事に対する考えが深まるのではないかと思います。また、地元企業への就職を決めるきっかけになると考えます。

このような事例を参考に、誰もが参加できる

ようなプラットフォームづくりが必要と考えます。県内の企業への就職の増加を目指すためにも、民間の取組を活かす、このような取組をさらに進める考えはないか、当局のお考えをお尋ねいたします。

（2）県内中小企業のものづくり支援と新規分野への支援について。

「力強い産業を創造する」を総合計画に打ち出され、県民所得向上策をさらに一歩進め、製造業へのI o T技術活用や生産性向上、地場産業の競争力強化、事業拡大等の推進を掲げてあります。

本県の基幹産業を取り巻く環境は厳しく、大手造船が大幅な減収となっております。

本県では、自動車産業や機械加工、航空機部品や医療機器等の産業の育成が遅れをとっていると感じております。

今後、県内産業の構造転換を図り、持っている生産技術を活かし、新たな分野への挑戦と支援が必要と考えますが、当局の取組と見解をお尋ねいたします。

3、環境政策について。

（1）バイオマス利活用の取り組みについて。

本年2月定例会で、バイオマス活用推進基本法の本県での取組について、お尋ねをいたしました。

答弁として、「島原半島窒素負荷低減計画において、家畜の排せつ物のバイオマスエネルギー利用について、島原3市や民間企業において活用、取組を進める動きもあります」との回答でした。

バイオマスエネルギー利用への取組については、資源の循環利用を図るため、県がリーダーシップをとり、さらに進めていただきたいと考えておりますが、現状と今後の取組について、

お尋ねをいたします。

（2）人口減少に伴う汚水処理・環境整備の担い手対策について。

県内の人口減少が社会インフラ維持に影響を与えております。インフラの老朽化対策や、それを維持していく技術者の育成も継承も大切です。環境関連では、日々、私たちの快適な生活を下支えしてくれています。

地域では、人口減少と市町村合併により、広域化と業務の集約化、下水道の整備進展や農業集落・漁業集落汚水処理の見直しが進んでおります。

議員立法で制定されました「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法」、いわゆる合特法の適用で、代替業務の対応がとれていない業者も県内各地に見られます。事業環境は一段と厳しくなっているのが現状であります。

一方、近年の異常気象に伴う大規模な災害発生時には、公衆衛生並びに感染症予防のために、避難場所における仮設トイレのし尿や、水没等による緊急のし尿等の収集運搬も適正に対応する事業者が必要です。平時から、収集運搬車並びに人員の適切な配置や、し尿等の処理体制を構築する必要があります。

県として、各市町に対して、このような災害対応も含めた緊急事態の発生を考慮した、地域における収集事業を担う人材の育成や確保を指導していく責務があると考えますが、環境部の所見をお伺いいたします。

4、農業政策について。

（1）T P P、E UのE P Aに対して、本県の対策は。

先月から今月にかけて、米国を除いた11カ国でのT P Pの締結や、E UとのE P Aの締結が、

明年にも進み、実施されると報道されております。関税の見直しにより、国内の自動車産業や輸出事業者の多くも期待を集めております。

一方、本県における基幹産業であります農業への影響が心配をされます。

本県の農業生産高は、ここ10年間で農業出荷額を186億円増やしており、伸び率は全国で第2位を確保し、今後も攻めの農業を展開する勢いがあります。

今回の2つの自由化で、農業生産性への影響はどの程度予想されるのか、また、農林生産者を守るために、今後、どのような国の補正予算を活用した取組ができるのか、お尋ねをいたします。

（2）環境省・農林水産省連携のセミナーの成果と本県の課題と支援について（エコフィードの取り組み）。

本年10月16日、17日に、長崎市内で、環境省、農林水産省が共同主催で、「食品リサイクル推進マッチングセミナー」と「食品リサイクル飼料化事業進出セミナー」が開催されました。県内外の多くの参加者の出席のもと、盛会に終了いたしました。

その後の業界関係紙においても、九州での食品リサイクルの関心の高さがうかがえる内容であったと報じられたところであります。

国の食品ロスは、年間680万トン、全国の1年間の米の生産量に迫る量に相当します。

国は、食品ロス削減と飼料化、低減を目指し食品廃棄物を家畜飼料として有効利用したエコフィードを推進しております。

今回のセミナーにより、長崎県内でもこの事業を推進するに当たり、課題も明らかになってまいりました。

そこで、畜産業界にも受け入れられる課題も

あると考えるので、今回のセミナーの成果と併せて、エコフィードの課題と支援策について、お尋ねをいたします。

5、教育行政について。

（1）第5次「学校図書館図書整備等5カ年計画」の本県の取り組みについて。

先月末に県内の高校を視察した折、図書館には鍵がかかっており閉まっておりました。学校図書館司書がいない状況です。

平成28年、学校図書館の現状に関する調査報告が文部科学省から発表され、九州・沖縄の8県の中で、長崎県内の高校では学校図書司書の配置の割合が最下位で、57校中24校、42.1%であります。一方、他県では、ほぼ100%の配置実施の報告がなされております。

2020年からの次期学習指導要領では、受け身の学習ではなく、討論や発表などを通じた主体的、対話的で深い学びを目指しております。子どもたちが、グローバル化や変化の早い時代の中で、学んだ知識を応用する新しい力が求められております。

読書を通じて子どもたちの人格を磨く努力が必要な時に、本を読む環境が狭まってきていると感じております。今、学校図書館の充実が求められております。

国は、基本的な学校図書館像を示しておりますが、その項目は、1、図書館資料の充実、2、図書教諭、学校司書の配置充実と資質能力の向上です。

本県の実態と今後の取組について、お尋ねをいたします。

（2）高等学校施設のトイレ洋式化の拡充について。

全国国会議員や地方議員が取り組む学校トイレの洋式化を推進するネットワークの調査報告

が、先週、新聞に掲載されておりました。

私は、小・中学校に関しては本年2月定例会で取り上げましたが、高校の実態は改めて遅れているという報告でありました。高校の洋式化は32.2%、3カ所に1カ所しか洋式化をされていません。

各家庭では洋式が主流で、多くの子どもたちは、和式は使い慣れておりません。

学校施設は、災害時には地域の避難所としての役割を担っております。

本県のトイレの洋式化拡充に対して、どのような課題があるのか、また、改善に向けた目標値を掲げておられるのか、お示してください。

6、ヘルプマークの取り組みについて。

（1）進捗状況と今後の推進について。

ヘルプマークにつきましては、6月定例会で、我が会派の宮本議員より質疑が行われたところであります。

その後、9月には「長崎県難病連絡協議会」から、つい先週には「長崎県パーキンソン病患者と家族の支援の会」の皆さんから、副支部長を通じて県に、「ヘルプマークの導入についての要望書」を提出させていただきました。

また、地方新聞をはじめ全国におきましても、さまざま取り上げられているように、ヘルプマークに対する機運が全国的にも高まってきております。

このような中、県の広報紙「つたえる県ながさき」12月号に掲載されていたことは、私たちの声を反映していただいたものと感謝しているところでございます。

今後は、さらなる周知と具体的な取組を示していただき、早期に導入していくことが重要であると考えます。

ヘルプマーク導入における現在の進捗状況と

今後の取組について、お尋ねをいたします。

以上、本壇からの質問とし、答弁によりましては、対面演壇席より再質問をさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○副議長(徳永達也君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 麻生議員のご質問にお答えをいたします。

県内産業の構造転換や、持っている技術で新たな分野への挑戦と支援が必要と考えるが、県の取組と見解はどうかとお尋ねでございます。

造船関連産業において培われた高い技術力を有する本県企業が、今後とも成長を図ってまいりますためには、技術力を活かした新しい産業分野への参入も視野に入れていくことが重要であると考えております。

このような中、発電プラント設備の設置やメンテナンスを行う企業においては、事業を拡大するため、県内企業との協力体制を強化するなど、新たな挑戦がはじまっております。

また、精密加工技術を有する企業においては、その技術を活かしてロボット、半導体関連、航空機分野への参入や、それを試みる動きも見られております。

こうした動きを加速させてまいりますためには、中堅企業を含む複数の企業が集まり、それぞれの強みを活かして県外需要の獲得を目指すサプライチェーンの構築が必要であり、県といたしましては、このような観点から生産性向上や事業拡大などに取り組む企業群について、今後とも積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(徳永達也君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 長崎市のMICE事業については、今後、国内の先進地との競合が予想される中、市、県の連携で大きく取組を展開すべきではないかとお尋ねでございます。

長崎市のMICE施設の建設、運営につきましては、先般、公募により受託候補者が選定され、現在、市議会で議論がなされているところでありますが、具体的なコンベンションの誘致につきましては、受託事業者が主体的に取り組まれるものと伺っております。

受託事業者が民間企業としての専門性を最大限に発揮し、誘致活動を展開する中であって、地域間競争に打ち勝つために県がどのような役割を果たすべきなのか、今後、関係者の皆様と協議をしてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 企画振興部長。

○企画振興部長(古川敬三君) 長崎市MICE事業とIRの連携についてのお尋ねでございます。

日本型IRにはMICE施設が必須とされておりますことから、本県にIRが導入されますと、佐世保市・ハウステンボス地域に民間事業者がMICE施設を設置することとなります。

議員ご指摘のとおり、長崎市と佐世保市の両施設が協力してMICE誘致に取り組むことは、全国的な地域間競争を勝ち抜く観点からも効果的でございます。海外をはじめとした新たな需要の掘り起しにもつながるものというふうに考えております。

なお、去る11月27日に開催をいたしました「IR基本構想有識者会議」におきましても、周辺のMICE施設との連携の必要性についてご意見をいただいたところでございまして、両施設がお互いの強みを活かしながら相乗効果が

得られるよう、引き続き、長崎市を含めた関係者と意見交換を行いながら、基本構想策定の中で検討を進めてまいります。

○副議長(徳永達也君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(山下和孝君) 企業と学生が互いに参加できるようなプラットフォームづくりで、県内企業への就労増を目指せないかとお尋ねでございます。

学生が県内企業と就職活動前の早い時期から触れ合うことを通して、将来の地元での就職に結びつけられないかというお考えには、県といたしましても同様の認識でございます。

特に、都市圏企業からの、いわば採用圧力が高い現状では、県内企業のアドバンテージといえる学生との物理的な近さを活かして、直接アプローチして交流できる環境をつくり出すことが早急に必要であり、例えば、「Nなび」の機能を拡張し、企業から学生に交流メニューを提示する仕組みの導入により交流のきっかけにならないか、検討を進めているところでございます。

また、議員のご提案を参考にさせていただき、学生と企業の協働の場づくりについても、大学や地元企業のご意見もいただきながら、実現の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 環境部長。

○環境部長(太田彰幸君) 私の方から、2点お答えをいたします。

島原半島におけるバイオマスエネルギー活用現状と今後の取組についてのお尋ねでございます。

島原半島の硝酸性窒素等による地下水汚染対策を推進するため、県では、窒素負荷低減計画を策定し、関係機関が連携しながら、家畜排せ

つ物の適正処理や農地への施肥対策などを進めており、家畜糞尿等を資源として有効に利用するバイオガス発電の可能性について検討を行っております。

島原半島地域におきましては、半島内の3市において、バイオマス資源量や酪農家へのアンケート調査を実施するなど、実態把握と活用検討が行われており、また、民間事業者におきまして、家畜糞尿や食品残渣を活用したバイオガス発電施設の建設計画があることから、県におきましても、生ごみ、し尿による発電と、その際に発生する液肥を活用している福岡県大木町などの先進地への視察を行うとともに、農林部や3市などの関係機関を対象にした連絡会議や勉強会などを昨年から継続して開催し、これらの取組について情報の共有を図っているところでございます。

家畜排せつ物等によるエネルギー利用及び液肥利用を図るためには、バイオガス発電事業の採算性の検証とともに、環境への影響にも配慮しながら、畜産農家の糞尿処理負担の軽減や、畑作農家へ液肥を供給するための仕組みづくりなどを進めていく必要があります。

そのため県において、今後、液肥の実証試験や地元関係者による協議会の設立、運営を図るとともに、環境省の事業を活用して、再生可能エネルギーによる資源循環システム構築に向けた具体的な検討を進めていきたいと考えております。

次に、災害対応も含めた、し尿等の収集・運搬を担う人材の育成や確保について、県の考えはどうかとお尋ねでございます。

し尿を含め一般廃棄物の収集・運搬については、廃棄物処理法に基づく市町の固有事務であり、市町におきましては、し尿等について、直

営や採算性が劣る地区での委託による収集や、許可業者の地域割り当てによる収集などにより、従事者の確保や事業者の育成を図っているところでございます。

県におきましては、一般廃棄物の適正処理が確保されるよう、市町担当課長会議を開催し、情報交換や助言等を行っており、今後、人口減少に伴う諸課題についても注視してまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、大規模災害発生時の避難所等でのし尿処理については課題と考えており、県におきましては、現在策定中の「長崎県災害廃棄物処理計画」において、市町別の災害廃棄物発生量や避難所等でのし尿発生量を推計することとしており、今後、市町のし尿を含む災害廃棄物の処理計画の早期策定や処理体制づくりについて支援していくこととしております。

○副議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 私の方から、2点お答えさせていただきたいと思います。

まず1点目は、TPP、EPAの合意の影響と、国の補正予算等を活用した取組はどのように進めていくのかとお尋ねでございます。

国は、今般の日EU・EPAによる大枠合意、TPP11による大筋合意を踏まえまして、去る11月24日に「総合的なTPP関連政策大綱」を改訂し、重要品目の再生産が可能となるよう、強い農林水産業をつくりあげるための万全の対策を講ずることとされているところでございます。

現在のところ、TPP11や日EU・EPAによる農林業への影響額については、国による試算が公表されていない状況でございますが、このTPP大筋合意等により輸入農産物の増加

が懸念されますなど、生産現場には不安や懸念の声がありますことから、県としては、国に対してしっかりと説明を求めますとともに、国の補正予算などをしっかり取り込むことで、農林業の生産基盤を強化し、経営規模の拡大や生産性向上を図り、農林業者が将来にわたって希望を持って経営に取り組むことができるよう、生産者、関係団体と一体となって、本県農林業の構造改革を進めていかなければならないと考えているところでございます。

具体的には、露地野菜では、基盤整備による優良農地の拡大や集出荷施設の整備、労力支援体制の構築、施設野菜では、ハウスの整備や環境制御技術の導入、肉用牛や養豚では、増頭やコスト縮減につながる施設整備などにより、生産性の向上と経営規模の拡大を図り、本県農林業の構造改革を推進してまいります。

次に、10月に開催された食品リサイクル飼料化事業進出セミナー等の内容と成果、本県におけるエコフィードを推進する上での畜産業界の課題と支援についてのお尋ねでございます。

今回のセミナーは、食品残渣等を家畜用飼料に活用するエコフィードに関する制度の周知や生産及び利用技術の向上を目的に、県内外から飼料製造業者や畜産農家など約80名の参加のもと、研修会とエコフィード製造業者の現地見学会が併せて行われたところであります。

参加者からは、「エコフィードの必要性、知識が高まった」、「エコフィードの利用率をさらに高めたい」等の意見があり、エコフィードへの一定の理解が深まったものと考えております。

畜産経営におきまして、配合飼料の一部を価格の安いエコフィードに切り替え導入しますことは、飼料費が全体経費の約65%を占める養豚農家のコスト縮減につながるところであります

が、畜産農家側の課題といたしましては、安全な飼料の安定的かつ安価な供給体制の構築が必要であることや、パイプライン等の施設整備に多額の投資が必要となることなどが挙げられます。

これらの課題を解決するため、関係部局との連携を図りながら、飼料製造業者などからの供給可能量や、畜産農家の活用意向の把握とコスト分析をもとに、業者とのマッチングを実施し、また、必要な施設や機械の整備につきましては畜産クラスター事業を活用し、エコフィードの活用を図ってまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 国の「第5次学校図書館図書整備等5カ年計画」にかかる本県の実態と今後の取組についてのお尋ねですが、国の5カ年計画では、蔵書の充実、新聞配備、学校司書の配置拡充を目指しております。

本県の実態でございますが、平成28年度の学校図書館に関する調査では、備えるべき蔵書数を満たしている公立小学校は59.5%、中学校は42.5%と全国平均より低く、高校は全国平均のデータはありませんが、本県は98.2%という状況であります。

新聞配備は、小学校が51.5%、中学校が45.5%、高校が93.0%と、全校種において全国平均より高くなっております。

専任の学校司書の配置率は、小学校が73.6%、中学校が73.0%と全国平均より高く、高校は、議員ご指摘がございましたが、42.1%と低くなっております。

県教育委員会といたしましては、こうした現状を踏まえ、学校図書館の充実について、市町への働きかけを行ってまいりました。

なお、県立高校では、司書教諭を中心に図書

館運営を行っており、平成28年度の司書教諭の配置率は、全国平均を上回る92.9%で、学校司書については平成29年度も新たに8校に配置をしております。

また、小・中・高校及び特別支援学校の司書教諭や学校司書等を対象とした県主催の研修会を実施し、専門職としての資質向上や学校図書館の機能向上に努めているところです。

今後も、県内全ての子どもたちが自主的に豊かな読書活動を行う環境整備に取り組んでまいります。

次に、県立高校のトイレの洋式化の取組についてのお尋ねですが、県立高校のトイレの洋式化については、各学校のトイレの老朽化の度合いや、配慮が必要な生徒や職員の状況等を踏まえて整備を行っております。

実施に当たっては、施設の状態に応じた効率的な整備となるよう、便器を取り替えるとともに、配管や洗面所改修等と合わせたトイレ全体の改修工事を基本としておりますが、必要に応じて便器のみの取り替えや、障害者用トイレへの改修も実施しているところです。

ただ、県立高校の施設全般について、老朽化に伴う生徒の安全確保のための外部改修など優先すべき工事もあることから、限られた予算の中で、改修の優先順位を総合的に判断して実施をしております。

トイレの洋式化については、今後も毎年3校から4校程度を改修していくことにより、10年程度を要しますが、県立高校全体で5割以上の洋式化となるよう取り組んでいきたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) ヘルプマークの導入について、現在の進捗状況と今後の取組に

についてのお尋ねでございますけれども、ヘルプマークにつきましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けまして、外国人観光客の増加が見込まれる中、わかりやすい案内用図記号として、本年7月にJIS規格化されたところでございまして、現在、18都道府県で導入をされております。

本県におきましても、全国的に普及が進む本マークを活用することで、援助や配慮を必要とする多くの方々の支援に資すると考えられることから、マークの周知に努めるとともに、導入につきましても、市町や障害者団体のご意見もお伺いしながら検討を行ってまいりました。

また、先ほど議員ご指摘のとおり、先般、関係団体の皆様からも、早期の導入について要望をいただいたところでございます。

このような状況を踏まえまして、県といたしましては、来年度のできるだけ早い時期での導入を目指しておりまして、今後は、マークの配布、あるいは普及啓発の方法などについても市町とも協議を進めてまいりたいと考えております。

○副議長(徳永達也君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) 知事からの答弁をいただきまして、ありがとうございました。

改めて再質問をさせていただきたいと思っております。

1項目でありました長崎市のMICE事業について、連携でございますけれども、優先順位の企業体は発表されましたけれど、まだ長崎県議会の承認が途中でありますので、時期尚早であつたかと思っておりますけれども。

長崎市が単独で大きな取組をしました。これを何とか長崎県全体に影響をとといいますか、効果をあらわすと、そのことが大事かなと思って

おります。

長崎市の取組は、一括でSPCといいますか、特別目的会社に委託をする方式でありまして、昨日もDMOの話がありましたけれども、そういったところと連携しながらやるのかなと。

関係者に一部お尋ねをしましたけれども、その中で、やっぱり県の持っている県内の連絡、併せて海外との連携が大事だということは認識が一致しておりました。

どうなるかということもありますので、なかなか明解にお答えできないと思っているところでもありますけれども、MICEが決定した時には、この県内の、市内のバックヤードとなります、MICEを使った大きな効果があらわれるのではなかろうかと。

そして雇用も生まれますし、国際関係であれば通訳等の人たちも多く雇用が生まれると思います。ぜひ連携をしていただいて、取組を進めていただきたいと思います。

これは、長崎サミットでも多くの議題があがっておりますけれども、いま一度、文化観光国際部長、答弁ありましたけれども、そういう取組について再度、連携の状況を教えていただければと思います。

○副議長(徳永達也君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 議員からご指摘がございましたように、長崎市の受託事業者がどういう動き方をするかというようなことが、まだ具体化されておられません。

特に、MICEの運営、誘致関係を行われる事業者と思われる方々が、企業グループの中に3者ございますが、そういった方々がどういった連携の形で動かれるか、それが十分にわかっておりませんので、なかなかお答えづらいところがございますが、県の役割としましては、M

ICEに來られたコンベンション参加者等の皆様の観光消費額を最大化していく役割。

これは長崎市も当然そういう動きをされるんだと思いますが、県としましては、さらにそれを長崎市のみならず県内全体に周遊させていく、そういう役割が一つあるのではないかと考えております。

また、県としましては、県全体のコンベンションの誘致という役割がございますので、この新しいMICE施設も含めました全体のコンベンション施設のガイドブック、こういったものを作成し、国内、海外等に発信していく、そういう形でMICE施設の運営を応援していく役割があるかというふうに考えているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) 国を挙げてMICEの誘致を図っておられます。

先般、沖縄のMICEが契約をされたようでございますけれども、総額461億円、展示場の大きさが3万平米、多目的ホールも7,500平米、立体駐車場においては2,000台を有するという相当大きなコンベンションでございます。

併せて、県が主体として観光コンベンションビューローをつくっております、総勢250人の陣容でやると。目標を聞きますと、観光客1,000万人、観光収入が1兆円を目指すという大きな効果額を上げているところでございます。

福岡MICEも立ち上がっておりますので、ぜひ連携をしながら、長崎市の取組ということじゃなく、県内に大きな波及効果を及ぼすということで、ぜひ取組をお願いしたいと思います。

IRにつきましては、まだ国の動きがはっきりしておりませんので、ここで連携ということもなかなか難しいと思いますので、これについ

ては要望だけにさせていただきたいと思います。

M I C Eがどういう形になるか、まだわかりません。

昨日も外間議員の話で出ておりましたけれども、都市型のM I C Eを目指すという国の動きもありますけれども、ぜひ日本型のI R、日本の良さ、自然、温泉、和食、そういった魅力を冠した、九州一体となってやると言われておりますので、こういったものを取り込んで提案をしていけるように、ぜひお願いしたいと思います。

一部聞くとところによりますと、I Rの中にもM I C Eが一体化でないとだめだということで大幅な投資の話も出ておりますけれども、ぜひ連携しながらやっていただくことを要望しておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、県内就職の企業関係の連携について、お尋ねをしたいと思います。

先ほど、本壇で申し上げましたけれども、中小企業の皆さんと連携して、新しいものづくりを一緒にやっていこうと。長崎大学においては研究論文に単位が取得できます。また、総合科学大学では、卒業論文に加えることができると。そして、高校生たちが一緒になって、地元の人たちと、地域がどういうことがあるのかということも連携しながらやられておりまして、年々増えてきているという状況でありますけれども、これは2つの課題があらうかと思っております。

一つは、民間でやっておられますので、電動モーターを支給するということがあって、なかなか予算的に厳しいということと、小さい、少ないメンバーでやっておりますので横の広がりがないかなと。

こういう観点でありますので、県におかれましては民間レベルと競合し、一部、この中には

産業振興財団が支援をしていただいていると聞いておりますけれども、ぜひ連携していったり取組ができないのか。誰もが入ってこられるような、そういう場づくりをしていただきたいと思います。

併せて、今、なかなか資金的なものが足りないということも聞いております。一時、立ち上げる時には十八銀行さんが、創業ということで支援がありましたけれども、これも2年、3年たつとなかなか、その枠に入らないということがあります。

私は、県が、民間の皆さんと連携しながら、多くの人たちが入ってくる、そういうものをぜひ取り組んでいただきたい。そして併せて資金についても、県が基金をつくっていただいて、民間事業者が参加できるような仕組みづくりができないかと思っておりますけれども、この件についての県のお考えをお尋ねしたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(山下和孝君) スマコマの取組についてのお尋ねがございました。

スマコマの取組につきましては、資金の負担も含めて民間主導で進められておりまして、大変素晴らしい取組であるというふうに感じております。

県の方では、このスマコマの実行委員会のメンバーとして、当日の運営への人的協力なども行っているところでございまして、今後の支援のあり方については、今の民間主導のよさを活かしながら、どういう役割で、どういう形での支援ができるのか、あるいは、おっしゃった広がりという部分で協賛企業等をどういうふうにしたら増やしていけるのかといったことなど、実行委員会のメンバーの皆様とも協議をして検

討をしてまいりたいと考えております。

協働を広げていくという部分のお話もございました。それについては先ほど答弁を申し上げましたが、スマコマのような取組が、非常に具体的な共同事業として先行事例だと思っております。こういった企業と学生の共同事業が実施される段階での事業資金となれば、そこはやはり企業など民間の自立的な活動が基本ではないかと考えております。

私どものとしては、スマコマのような具体的な共同事業にできるだけ結びついていくような、すそ野を広げるような、きっかけとなるような場づくりの実現の可能性をただいま検討をいたしております。行政としてどういう支援ができるのか、引き続き考えてまいりたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) 今回、私も参加させていただいて思ったのは、多くの工業高校の子どもたちが参加しておりましたけれども、残念ながら、3年生の就職が決まった子たちが、就職の決定した後の時間を使ってものづくりをされているということでございました。

これに高校1年生、2年生の時に入り込んで、そして一緒になってやる。そして3年、大学生になると、ちょっとハイレベルのことにも再度挑戦するということが大事じゃないかなと。

そういったことで、若い時から長崎のものづくり、また中小企業の皆さんと連携してやるということをしっかりと取り組む、そういう場をしっかりとつくっていただきたいということも要望しているんですけれども、これについての考え方はいかがなんでしょうか。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 「スマコマ

ながさき小型モビリティコンテスト」については、県下の公立高校の生徒も参加をさせていただいて、非常に優秀な成績を収めていると聞いております。大学生にも伍して、いい成績を収めていると聞いているんですが、議員ご指摘の1・2年生ということになりますと、非常に授業がびっしり詰まっております。このモビリティをつくるという課題について授業の中で対応するのは難しいというふうに思っております。

ただ、部活動もございますので、そういった意味では部活動の中でこういう体験をさせることも非常に重要だというふうに考えておりますので、もし、そういう要請といいますか、学校単位で考えて1・2年生から取り組むということであれば、そういう方法でチャレンジをしていきたいというふうに考えているところです。

○副議長(徳永達也君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) 今回の優勝高校は鹿町工業高校と聞いております。子どもたちが切磋琢磨して、大学生とも連携しながらやるということでございますので、クラブ活動で連携しながらやるということもいいんじゃないかと思っていますので、ぜひ取組をし、長崎の中小企業の皆さんと連携しながら、長崎で就職していただけるような場づくりをぜひお願いしたいと思います。

次に、環境関係のバイオマスについてのお尋ねをさせていただきます。

私も、一貫してバイオマスの関係については、取組をぜひ進めていただきたい。そして、これは地域活性化につながる、また、畜産の関係にもつながる。そして、FIT事業で新しい売電事業になってきているという連携があります。

環境部長から今、連絡協議会等を立ち上げて、前向きに、ご答弁いただきましたけれども、こ

ういう一貫した循環型社会の流れがありますので、ぜひ、この取組を進めていただいて。

ただ、この課題は、バイオマスをやっても液肥が出て、その処理をどうするかというのが課題であります。これは、大木町とか、みやま市の方で実際、活用されておりますし、農業団体とも連携しながらやっていらっしゃる事例があります。そういった一貫した流れを、ぜひつくっていただきたいと思っております。

そういった意味で、いま一度ですね。連携にはなかなか、課題がありますし、環境部だけではなかなか取り組めない。また、農林部としても、一部、そこをどうやって了解してもらうかというのがあると思いますけれども、いま一度、環境部長、連携の度合い、密度、そして具体的にロードマップができていのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 環境部長。

○環境部長(太田彰幸君) 関係部局、それから関係機関との連携の状況でございますが、昨年来、関係先との協議等を進めておりますので、先ほどもお答えしましたけれども、今後、環境省の事業を使いまして、さらに具体化を進めていきたいという段階でございます。

○副議長(徳永達也君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) じゃ、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。形になるように、ぜひお願ひをしたいと思います。

次に、エコフィードについて、お尋ねをしたいと思います。

今回、いろんな形の皆さんのご協力によりまして長崎で開催をさせていただいて、農林水産省、環境省の担当の方も、大変数多くの方が参加していただいたということで、ご理解をいただいたことだと思っております。

ただ、課題は何点かあるかと思います。今回の実証をした中で一定理解は深まったと、ただ、安定供給が課題だということで、これは長崎においても、そういう入口がなかなか難しいということもありますけれども、改めてエコフィードに関して先ほど答弁いただきまして、畜産クラスター事業を活用した取組を支援するということでございましたけれども、この取組は今後において大変重要な事業だと思いますので、どのように進めていかれるのか、再度お尋ねしたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 畜産クラスターでございますが、地域の中心的経営体、例えば養豚農家等を中核として、これの生産性を上げる、増頭をする、規模拡大をするために、畜産農家だけではなくて飼料関係業者、あるいは飼料製造業者、それから行政等も含めて協議会をつくりまして、その中で中心的経営体を育成していくとするものでございます。

そういった取組を県下各地域で進めておりますので、今後も、その要望を踏まえまして、必要な施設整備、あるいは生産性向上の取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) それぞれ、農林部だけではなくて地域の人との連携、そういうことが大事だという話がありました。

また、安定供給について、食品ロスがどうやって集まるかということもなかなか、都会と違いますか、大都市圏では集まりやすいんですけども、長崎の中小都市。

また、焼却施設が、事業系廃棄物の処理がキロ6円という安価で、皆さんはそっちに多く流

れていると思っております。

改めてエコフィードに関しまして環境部にお尋ねをしたいと思っておりますが、今回、食品ロスの削減を打ち出されて協議会が立ち上がったと聞いております。併せて事業系廃棄物の食品残渣、そういったものが焼却施設へいっている。そして、長崎県のリサイクルの目標でございます21%に対して、長崎市は16%という低い状況でもございます。

大手スーパーだとかコンビニ等の賞味期限が切れたものについても、まだ資源として活用できる可能性のあるものを、単価が安いということで焼却施設に流れていると。

また、焼却施設も、県の廃棄物処理計画の中でうたっておりますけれども、焼却施設のコストは、1トンのごみを焼却するのに4万6,000円近くかかる。そして、先ほど申し上げましたように1キロ当たり46円という状況でもあるわけでありまして、こういう啓発事業。

そして併せて、そういうことによってごみ焼却施設が大きく低減できる。

長崎市も31年に一部ごみ焼却場の建設計画を控えていると聞いております。大型の200トン、200トンの合計400トンの大きさの焼却施設が、6割程度の状況で済むということになりますと、トン当たり5,000万円、6,000万円ありますから、相当な低減になると思っておりますので、併せてこういったことについて、環境部として、食品ロスと併せて、事業系廃棄物の処理の受け皿が県内にもできてきたことについて、ある一定の啓発事業も必要じゃないかと思っておりますし、また、100キロ以上のところについては申請の関係があると思っておりますけれども、環境部としてのお取組ができないのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 環境部長。

○環境部長(太田彰幸君) 一般廃棄物のリサイクル率を向上させるということにつきましては、県におきまして「廃棄物処理計画」を策定して、各市町との協議も行いながら進めているところでございます。

先ほどのエコフィードの取組につきましては、まだ今から具体的にいろんなことをやらないといけないというふうに感じておりますけれども、環境部といたしましては、今年度、食品製造業者や学識経験者などからなる食品ロス削減対策協議会を設置いたしました。今後、食品製造事業者等への実態調査を行いまして、県内におけますフードバンク事業の定着など具体的な取組を検討、推進していきたいというふうに考えております。

○副議長(徳永達也君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) 経済の状況ですので、これをしなさいと言うのはなかなか難しいかとは思いますが、食品ロスの関係、また、世界的なCSRといえますか、社会貢献とかということもございまして、ぜひ環境、COP23の温暖化の問題もあります。いろんな形の観点から、廃棄物処理について、県が毎年行っております「長崎県廃棄物対策連絡協議会」でもぜひ取り上げて、ご検討いただくことをお願いしたいと思っております。

次に、教育委員会にお尋ねしたいと思います。

今回の学校図書5カ年計画の中で見えてきたのは、図書司書の配置の状況が県内では少なかったということございまして、いろいろ調べてみますと、平成29年から8名ほど増やされたと聞きました。ただ、雇用条件としては、半年間勤務して、その後2カ月休んでもらうと、そういう変則な状況であると聞いており

ますので、司書の配置を今後どうしていかれるのか、そして、雇用条件として、ある一定の見直しがあるのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 平成29年度に配置しました学校司書は、臨時職員として任用したため、規定により6カ月単位の雇用となっております。学校図書館における資料の整理や環境整備など、学校司書の業務の連続性や継続性を考慮いたしまして、次年度からは通年で雇用できるようにしたいというふうに考えているところでございます。

○副議長(徳永達也君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) ぜひ、一部時間がかかるかもしれませんが、学校司書の配置をしていただいて、この活用も後からお尋ねしたいと思いますけれども、その前に研修状況ですね、研修関係もぜひ重ねていただきたい。

県内でどういう研修会を開催し、学校教諭の皆さん、司書教諭ですか、それと併せて図書館司書のレベルアップについての取組があったんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 司書教諭、学校司書を対象にして、まず、新任の学校司書についての研修会、それと既存のといえますか、既に司書になっている方々のスキルアップ研修ということで、小・中・高校、特別支援学校の司書、司書教諭を対象にした研修会等を実施しているところでございます。

県といたしましては、市町とか民間団体が主催をしております研修会に県立図書館の職員を講師として派遣をしたり、別の講師を呼ぶ時の謝金等についても助成を行っているところでござ

います。

○副議長(徳永達也君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) 図書司書も単独、1人でやりますので、ぜひ交流会を通してレベルアップをお願いしたいと思います。

次に、学校図書館の充実について、お尋ねしたいと思います。

今回、この5カ年計画で図書の予算が一部掲げられました。小・中学校についての状況は各市町であるかもしれませんが、図書の充実、併せて県内の高校の図書の充実にぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、これについて、今の取組状況を教えていただきたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 市町に対しましては、学校図書館の充実整備ということにつきまして、この5カ年計画、それから文部科学省の通知等を受けまして、各市町の教育委員会等に文書で通知をするとともに、担当課が向いて、そういう協議を行っているところでございます。

また、県立高校の図書の購入費につきましては、現在のところ、一校当たり約70万円を手当てしておりますので、図書の買い替え、充実については、県立高校は一定、役割を果たしているものというふうに考えております。

○副議長(徳永達也君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) ぜひ取組を応援していきたいと思います。

併せて、今、図書関係については、「ビブリオバトル」という関係で大きく話題を呼んでおります。図書館司書、司書教諭の皆さんのレベルアップにも、これが大きく取り上げられております。ぜひ、こういったものを通して司書教

論のレベルアップを図っていただきたいと思います。
しております。

ちなみに、例を紹介しますと、兵庫県の有数な進学校であります長田高校におきましては、野球部のみんながビブリオバトルを使ってコミュニケーション力を高めた、そして表現力もよくなって、選抜高校野球大会の出場枠をつかんだと要因が言われておりました。

こういうものを長崎県としても、一部展開しているところもありますけれども、展開して進めるお考えはないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○副議長(徳永達也君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) ビブリオバトルにつきましては、議員からご紹介がございましたが、現在、県内各地の図書館や学校においても実施をされております。

そういうこともありまして、来年1月13日に開催いたします「長崎こども読書活動推進フォーラム」の中でも、ビブリオバトルの実演を行う予定としております。

また、今後は、先ほど申し上げた学校司書を対象にした研修会の中でも、ビブリオバトルの手法等も含めた研修を実施していきたいと考えているところです。

○副議長(徳永達也君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) 大変いろんな分野での質問をさせていただきました。大変ありがとうございました。

県の発展のためにも、私たち議員も含めて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長(徳永達也君) 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩をいたします。

午後は、1時30分から再開をいたします。

— 午後 零時13分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○議長(八江利春君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

友田議員—10番。

○10番(友田吉泰君) (拍手) **【登壇】** 松浦市選出、前進・邁進の会、友田吉泰でございます。

まずは、こうして県議会壇上で発言できる機会を与えていただきました全ての皆様に、心から感謝を申し上げます。

この長い歴史を持つ長崎県庁は、今年度末に閉庁し、この江戸町から尾上町へ移転することが決定いたしております。この現県庁舎、県議会議場の長い歴史に幕を閉じる歴史的な県政一般質問、残すところ、私を含めて2人となりました。

登壇順が決まる前まで、私は、この登壇順が会派の構成人数によって決められるというルール上、一人会派の私が最後になるのではないかと、そのように思っておりました。トリを務めるのが私で、ある意味、最後の最後を私が務めるのもドラマチックなのかなと思っておりました。しかしながら、ふたを開けてみると、最後から2番目。(発言する者あり)「人生は思うようになる。むしろ、思うようにしかない」の持論の私にとっては、思うようになりませんでした。(発言する者あり)しかし、この最後の最後の県政一般質問を締めくくるのは、まさにその名前が示すとおり、松島 完議員が務める。(笑声・発言する者あり)何ともドラマチックな展開になったことに、改めて名前が持つパワーというものを感じた次第であります。(笑声・発言する者あり)

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

平成23年6月、初当選をさせていただいて、最初の定例会において、私がこの壇上で行った質問は、玄海原発の問題でありました。あれから6年半が経過した現時点においても、いまだ、この問題は解決しておらず、住民の不安は解消されておりません。

諸般の事情によりまして、私にとって最後となる県政一般質問においても、まずは、この原発問題からお尋ねをしたいと思います。

1、玄海原発の再稼働について。

（1）原子力防災訓練について。

去る11月30日、九州電力株式会社が、神戸製鋼所のデータ改ざんの影響を受け、玄海原発3号機、4号機の再稼働を、来年3月と5月に、それぞれ延期すると発表されました。

今定例会が開会した11月27日時点では、この玄海原発の再稼働は、来年1月と3月となっており、まさに玄海原発の再稼働を目前に控える中で開催されることとなっておりました。しかしながら、初日の知事説明では、この問題について、一切触れられることはありませんでした。

県としては、既に、6月定例会で、その考え方が示されていることから、あえて言及されなかったかもしれませんが、中村知事2期目の最後の定例会でもあり、玄海原発から半径30キロ圏内に暮らす県民の一人として、長崎県の当面する諸課題の中で、この問題について、改めて県の姿勢を示してほしかったというのが正直な気持ちであります。そのような思いを抱きながら、以下、質問を行います。

①9月に実施された原子力防災訓練を踏まえ、知事は「県民の安全・安心の確保」について、どのような評価をされたのか。

本年9月3日、4日に行われた平成29年度長崎県原子力防災訓練を踏まえ、中村知事は、万一、玄海原子力発電所で災害が発生した場合の「県民の安全・安心の確保」について、どのような評価をされたのか、知事のご所見をお尋ねいたします。

以下の質問は、対面演壇席より行います。

○議長(八江利春君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 友田議員のご質問にお答えをいたします。

原子力防災訓練を踏まえ、県民の安全・安心について、どう評価したのかとお尋ねでございます。

今年度の防災訓練は、地震による原子力災害が発生したとの想定で、災害事象の進展に応じた、県、関係市の災害対策本部、並びに国のオフサイトセンターでの意思決定、それに基づく住民避難を行うなど、国と共同し、実践的な訓練を実施したところであります。

この訓練の評価としては、まずは地震対応で混乱する中、原子力災害にも同時並行的に取り組まなければならない、人員等を含め、しっかりとした体制を整えておく必要があると感じたところであります。

また、離島からの避難については、悪天候等により、予定しておりましたヘリコプターや船舶が活用できない事態も生じたことから、事前に対応を十分検討しておく必要も実感したところであります。

今回の訓練を踏まえ、複合災害が発生した場合の災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準、その際の基本的な事項について定めるとともに、離島からの避難について、関係機関と避難基準を含めた搬送方法の多様化等の検討を進めてまいりたいと考えております。

以後のお尋ねについては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長（八江利春君） 友田議員—10番。

○10番（友田吉泰君） 今の知事のご所見をお聞きして、安全・安心の確保がなされていると知事は感じられたのかどうかについては、私は今の答弁ではよくわかりませんでした。

改めてこの点をお聞きしたいんですが、訓練は重ねていくことで熟度が増していくわけですから、今回の訓練だけで安全・安心が確保されたとは私も思っていませんけれども、今のご答弁の中で、ちょっとよくわからなかった点をお聞きしたいんですが、知事は、今の状況で県民の安全・安心は確保されている、ここはどのようなご所見をお持ちになったのか、この点だけ、改めてお答えいただけますでしょうか。

○議長（八江利春君） 知事。

○知事（中村法道君） 今回の防災訓練を通して、さまざまな課題について、現地での対応状況等の中から、今後、さらに充実強化すべき内容を抽出し、対応する必要があると考えてきたところではありますが、まだまだ、今の防災訓練の中での原子力災害対策、これについては、さらに拡充をするべき分野が多々あると実感したということをお申し上げたところであります。

○議長（八江利春君） 友田議員—10番。

○10番（友田吉泰君） わかりました。その答弁で了としたいと思いますが、私もこの3日、4日、それぞれ参加をさせていただきました。全体を通して見て感じたことは、この訓練は、国と行政と事業者、そして住民が一体となって訓練を行ったんですが、国や電力事業者、県、それぞれの機関は、まさに知事が答弁されたとおり、災害の事象の進展に基づいて、それぞれの訓練にあたられているとは思いました。

しかし、一方で、訓練に参加している住民の皆さんが、じゃ、その参加している訓練が、一体原子力発電所でどのような事故、どのような状況にある中で、今、その訓練に参加しているのかということについては、皆さんのご意見を聞いてみて、やはりよく理解しておられなかったというのが状況であります。やはり、どういった状況で、今、この訓練に参加しているのか、どういったことを想定しているのかというのは、行政だけではなく、参加している住民の皆さんも理解されてこそ、訓練の意義があると思っています。

住民の皆さんは、貴重な休日や貴重な時間を使って参加をされています。そういった方々が、訓練を重ねるごとに、その必要性や熟度が高まっていくような、そんな訓練に、ぜひ充実をしていただくことを要望しておきたいと思います。

②原子力災害一時避難所には多くの不備がみられた。その管理や運用は自治体任せにせず、国や県が明確なマニュアルを整備すべきと考えるが、県の考えはどうか。

一時避難所の管理運営に関するマニュアルについて、お尋ねします。

9月3日、松浦市の黒島で行われた訓練の様子を視察いたしました。黒島では、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報により、災害時要配慮者が避難を開始したものの、波浪注意報が発表されたことから、島外への避難を断念し、国により整備された原子力災害時一時避難所へ避難することを想定して訓練が行われておりました。

一連の訓練の流れや避難所の常備品を視察してみると、数多くの不備がありました。

例えば、スクリーニングで被曝が確認された

場合、除染のため、シャワーを浴びて屋内へ入るようになっております。その時は、事前に着ていた着衣は全て破棄しなければなりません。避難所には、使い捨ての下着が、男女それぞれ常備されていたものの、それ以外の着衣の準備はなく、下着姿で、そこに常備されている毛布をかぶって過ごさざるを得ない状況にありました。

総務委員会でそのことを指摘しますと、市から必要な物資等について要請があれば、全額国の負担で整備させるため、市から県へ必要なものを言ってほしいというような答弁がなされました。

この避難所は、国のエネルギー政策によってつくられたものであります。確かに、その所管は自治体のものになっていますが、本来であれば、このようなマニュアルというものは、国において、あるいは県において、その責任において、明確なマニュアルをつくるべきではないかと考えますが、県はどのようにお考えでしょうか。

○議長（八江利春君） 危機管理監。

○危機管理監（豊永孝文君） お答え申し上げます。

放射線防護対策施設での屋内退避を実施する際に必要となる資機材、物資の備蓄品につきましては、議員ご指摘のとおり、関係市が必要と判断する物品を配備しているのが現状でございます。

これは、避難所として、トイレが不足する防護施設には仮設トイレを整備する等、関係市は、その防護施設ごとに必要とされる資機材、物資を整備しているためでございますけれども、今回ご指摘いただきました放射線防護対策施設として共通して必要な資機材、物資につきまして

は、あらかじめリストアップして整備しておくべきであり、今後、国と協議して、必要品のリストアップに努めてまいります。

また、平成28年4月に内閣府の方から「避難所運営ガイドライン」が示されておりますけれども、まだ、各市において、運営マニュアルが整備されていない状況でございます。県も協力いたしまして、関係市に避難所の運営マニュアル作成を求めるとともに、先ほど申しましたリストアップした資機材、物資の整備にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 友田議員—10番。

○10番（友田吉泰君） 今、答弁があった避難所のマニュアルについて、私もそういったものが示されているということはお聞きしました。しかし、その避難所のマニュアルというものは、一般的な自然災害を含めたマニュアルであるというふうに聞いています。

原子力災害の場合は、特に、この一時避難所は、自然災害による避難所とは異なって、外部との接触が限られる施設であります。

例えば、常備品の食料とか少なくとも、一般的な自然災害は、数日間のうちにトラック等での輸送があったり、ヘリコプターでの輸送があったりして、それを受け取ることができるわけですね。しかし、この原子力による一時避難所は、あくまでも被曝を避けるためにその中にいるわけですから、外部との接触は限られるわけです。そうすると、そういったことについて、十分な知見を持っている専門家がちゃんとつくらないと、自治体につくれと言ったって、わかるわけがないんですね。これは、国が責任を持ってやっていただかなければなりませんので、ぜひ長崎県の方から、国に対して、強く要望していただきたいと思います。

（2）原発の経済性。

①原発の再稼働によって得られる経済効果について、国へ説明を求めるべきではないか。

国は、原発を動かす理由として、エネルギーの安定供給、地球温暖化問題への対応、国民生活と経済への影響を掲げておられます。

その内容を、国民、県民が、現時点において十分理解しているとは、私は思えません。中でも、私たちの暮らしに直結する国民生活と経済への影響について、今年3月に行われた玄海原発の再稼働にかかる住民説明会を、2会場に参加して国の説明を聞きましたけれども、原発の再稼働によって、どのような波及効果が生まれ、私たちの暮らしにどのようなメリットがあるのかについて、丁寧に説明されたとは思いませんでした。

そこで、お尋ねをしたいと思います。

県は、原発の経済性について、国はこれまでにどのような説明をしてきたと認識しておられるのか、お尋ねします。

○議長（八江利春君） 産業労働部長。

○産業労働部長（平田修三君） 国は、東日本大震災以降の海外の化石燃料への依存の増加でありますとか、電気料金の上昇、CO₂排出量増加の状況等を示すとともに、エネルギー基本計画におけるエネルギー政策の基本的視点として、安全性、安定供給、経済効率性、環境適合を掲げられております。

そして、原子力については、同計画において、すぐれた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で、変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であるとの位置づけを示されているところでございます。

○議長（八江利春君） 友田議員—10番。

○10番（友田吉泰君） 今の県の説明を聞いて、果たして、それが私たちの暮らしに直結する経済性の説明なのかどうかということについては、いささか疑問であります。そのことについては、後ほど議論するとして、次に移ります。

（3）再稼働に対する県の姿勢について。

玄海原発の安全性について、県は、どのような認識を持っておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（八江利春君） 危機管理監。

○危機管理監（豊永孝文君） お答えいたします。

原子力発電所の安全性につきましては、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、原子力規制委員会が、従来の基準から大幅に強化された新規制基準を策定し、これを受けて、九州電力株式会社は、玄海原発3号機、4号機の再稼働に向け、原子炉設置変更許可の申請を平成25年4月に行ったところでございます。

本年1月18日、3年半に及ぶ厳格な審査の結果、原子力規制委員会は、新規制基準に適合していることを確認いたしました。

原子力規制委員会は、「再稼働しても、福島第一原発事故のような住民避難等が必要となる事態に至る可能性は極めて低く抑えられている」と判断した上で、「今後も規制基準の見直し等も含め、引き続き安全性の向上に取り組む」と発言しております。

また、九州電力株式会社におきましては、新規制基準による安全対策のほか、地震に備えた特別点検を実施するなど、さらなる安全性の向上に努めているところでございます。

国からは、「いかなる事情よりも、安全性を最優先する」という「原発の再稼働に関する政府の方針」が示されており、国の責任において

安全対策が講じられているものと認識をしているところでございます。

○議長（八江利春君） 友田議員—10番。

○10番（友田吉泰君） 国の責任において、安全対策は講じられているというのが、県の姿勢であるということを、今、お示しいただきました。

私も、この安全というものは一体どういうものなのか、いろいろ調べてみました。果たして、安全というのは、どういう状態を言うのかということ調べていきましたら、国際的な定義がありました。

国際的な安全の定義は、「受け入れられないリスクがないこと」とされていました。受け入れられないリスクがない、そういう状態を安全と言うそうであります。

原子力発電所の設備としての安全性については、今、危機管理監からお示しのあったとおり、国が言うとおりのものかもしれません。技術的な知見を持ち得ていない私たちは、その説明を、ただ、ただ、信じるしかないわけであります。

しかしながら、福島第一原発の過酷事故を目の当たりにした多くの県民は、原発の存在そのものが「受け入れられないリスク」になってしまっているんじゃないかと、そのように思うんです。受け入れられないリスクです。

技術的には、おっしゃるとおり、受け入れられないリスクというのがなくなって、国の規制基準を満たしているという判断がなったのでしょう。しかし、その中身は、ものすごく技術的なものであって、一般の国民には到底理解ができないものなんです。

国民が漠然と感じるのは、やはりどうしても、あの福島第一原発の事故と、そして、今なお避難しておられる方々がおられるという、その事

故の影響の大きさなわけですね。だからこそ、そういった事故の原因となるかもしれない原子力発電所があるということ、そのこと自体が「受け入れられないリスク」になってしまっているんじゃないかと、そう思うんです。

例えば、この安全の定義で言えば、飛行機は、旅客機は安全な乗りものになるんでしょう。しかしながら、何年に一度か、あるいは何万時間に一度飛行機は落ちます。多くの方がそれによって亡くなるケースもあります。しかし、私たちは、飛行機は安全な乗りものとして乗って行くわけです。それは、享受できる利便性が、自分たちが思っているリスクよりも、より大きいから。受けられるその利便性が大きいから、リスクがあっても、小さいリスクがあっても乗るという判断なんだろうと思うんです。

そういった価値観に立った時に、今、原子力発電所は「受け入れられないリスク」になってしまったんですね。

こういう状況にあっても、国は、国民の懸念の解消に全力を挙げる、先ほどおっしゃったとおりです。このようにおっしゃっています。しかし、私たちは、まだその懸念は解消されていないのではないか、そのように思うわけであります。

そこでお尋ねします。

このような状況にあっても、県は、従来どおり、安全確保対策が十分に講じられているということを前提として、原発の再稼働はやむを得ないというこれまでの姿勢に変わりはないのか、お尋ねいたします。

○議長（八江利春君） 知事。

○知事（中村法道君） この原子力発電を含むエネルギー政策といいますのは、国民生活や企業活動に重大な影響を与える国家の根幹に関わる

基本的な政策でありまして、安全性を前提とした上で、安定供給、経済効率性、環境適合等を考慮して、国において、その方向を見定めるべきものであると考えてまいりましたし、また、国においても、「政府としての責任のもと、これを行っていく」ということを明確にされたところであります。

この玄海原子力発電所3号機、4号機につきましては、私は、去る6月定例会におきまして、「安全性の確保を最優先にしつつ、政府の責任のもとで再稼働を進める」との政府方針が明確にされたことから、「再稼働はやむを得ないものと考えている」と、こう申し上げたところでありまして、そうした考え方には、今も変わりがないものであります。

○議長（八江利春君） 友田議員—10番。

○10番（友田吉泰君） 知事のお立場はよくわかります。しかし、私が冒頭申し上げましたとおり、玄海原発30キロ圏内に暮らす者の一人として、なかなか多くの県民、国民の皆さんは、それを受け入れられる環境に、まだまだないんじゃないかと、そういうふうに思っています。

福島第一原発の事故を受けて、それまで原発から半径10キロ圏内の地域、松浦市鷹島町の一部のみが対象となっていた防災対策を重点的に実施すべき地域（EPZ）が、原発から半径30キロ圏内、面積にして9倍が、緊急時、防護措置を準備する区域（UPZ）として拡大をされ、松浦市の全域、壱岐市、平戸市、佐世保市の一部がその対象となりました。

これらの自治体には、「原子力災害対策特別措置法」に基づき、年1回の原子力緊急事態を想定した原子力防災訓練が義務づけられ、その圏内に暮らすおよそ6万人の県民は、国のエネルギー政策によって、それまでに考えもしな

かったような不安や負担を課せられることとなりました。そのような中で、再稼働に向けた手続は、着々と進められています。

原発の再稼働について、何の権限も有していない長崎県民が、どんなに反対の声を挙げても、我々の不安や負担は置き去りにされたまま、原発は動くんだろうと思っています。

長崎県として、国の方針に抗うことは難しいのかもしれませんが、玄海原発から半径30キロ圏内に暮らす県民と思いを共有し、その負担や不安を解消するための努力を続けていただきたい、それが私の切なる思いであります。

UPZ圏内の住民が、なぜその不安や負担を負わなければならないのか。それを住民が受忍することで、どのような国益をもたらすのか。これらを明らかにして、我々はもとより、国民に広く理解してもらうことが必要になっている、そのように考えています。その観点から次の質問に移りたいと思います。

（4）UPZ圏内に暮らす県民の不安とその解消に向けた取り組み。

①UPZ圏内4市から要望された避難対策の充実はその後どうなったのか。

4月21日、UPZ圏内の4市、松浦市、壱岐市、平戸市、佐世保市が、原子力災害時の避難対策等の充実並びに原子力発電所の安全対策について、国及び九州電力に働きかけを求める要望書を中村知事あてに提出されております。これは、その後どうなっているのか、お尋ねします。

○議長（八江利春君） 危機管理監。

○危機管理監（豊永孝文君） お答えいたします。

本年4月21日の関係4市からの要望内容といたしましては、避難道路及び大型船舶が接岸できる岸壁等のインフラ整備、離島における放射線防護対策施設の整備、医療機関、社会福祉施設

の放射線防護機能改修等の予算措置について、県が国へ要請してほしいとの要望でございます。

県といたしましては、本年4月23日、国へ「原子力安全対策の充実等に関する申し入れ」を行うとともに、その後も、継続して関係4市の担当者から要望の具体的な内容を聴取し、政府施策要望時に、これら要望項目の説明を内閣府へ行ったところであります。

このうち、放射線防護対策施設につきまして、関係4市と整備箇所の選定を進めることとしており、選定後は、整備予算を有する内閣府と協議することとしております。

また、避難道路及び岸壁等の整備につきましては、内閣府が関係する省庁に働きかけたいという発言がっております。今後とも、内閣府と協議し、関係4市と情報共有をしながら、しっかりと対策を進めていきたいと考えております。

○議長（八江利春君） 友田議員—10番。

○10番（友田吉泰君） 内閣府からは、関係する省庁に伝えたいという状況なんですね。

ですから、内閣府としては、自らやるということではなくて、道路は道路行政をつかさどる国土交通省、そういったところに、やってくださいと言うことにとどまっているということなんだろうと思います。

②UPZ圏内に暮らすおよそ6万人の県民の不安解消に向け、県はどのように対応するのか。

UPZ圏内に暮らすおよそ6万人の県民の不安解消に向け、今、国へちゃんと訴えていくということでありましたけれども、今後、県は、この6万人に限らず、長崎県民の不安解消に向け、どのように対応するのか、お尋ねをいたします。

○議長（八江利春君） 危機管理監。

○危機管理監（豊永孝文君） お答えいたします。

先ほどの答弁と若干重複する部分もあるとは思いますが、先ほど議員からもございましたように、今年の3月15日から21日にかけて、県内関係4市、5会場で住民説明会を開催いたしました。この住民説明会におきましては、地元住民の方々から、「避難対策、安全対策が十分ではない」等の意見が寄せられたところでございます。

これを受けて、先ほど申しました4月21日、関係4市から県に対して、「原子力災害時の避難対策等の充実並びに原子力発電所の安全対策に関する要望書」が提出されたところでございます。

関係4市からの要望は、住民避難を実効性あるものとするため、国に関与を求めること、また、原子力発電所の安全対策に不断に取り組むことを九州電力株式会社に要請するものであり、県といたしましても、関係4市の住民の方の思いは同じでありますので、4月23日、国及び九州電力株式会社に対し、避難対策の充実、原子力発電所の安全対策の充実をはじめとした申し入れを行ったところであります。

また、県といたしましては、毎年度、「原子力安全連絡会」を開催して、市町はじめ、地域の代表の方々から意見をいただいているところであり、その場におきましても、安全・安心の確保にしっかりと取り組んでほしいとの要望をいただいたところでございます。

今後も、こういった意見も参考にしながら、国、関係4市、九州電力株式会社と連携しながら、さらなる避難対策の充実を図り、県民の皆様の不安を少しでも払拭できるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 友田議員—10番。

○10番(友田吉泰君) 今の答弁の中で確認できたことは、県も4市と思いは一緒なんだという答弁が、今、危機管理監からありました。そこは、私は非常に重要なことだと思っています。

これは通告にはなかったんですが、これはもう認識なので、お答えいただけるのであれば、お答えいただきたい。これは知事にお答えいただきたいと思います。

このUPZ圏内に含まれている4市の県民は、今回、この福島第一原発の事故以降、UPZという枠をはめられることによって、少なくとも負担を課せられた、その認識はお持ちでしょうか。

○議長(八江利春君) 知事。

○知事(中村法道君) 確かに、UPZといいますと、いざ原子力災害が発生した場合に、避難措置等を講じる圏域でありますし、さまざまな防災訓練等にも参加をしていただく区域になってくるわけありますので、当然ながら、精神的な負担、あるいは物理的な負担、これを担っていただくお立場になられるということは十分認識をいたしております。できるだけ、そうした方々の思いに応え、また、負担を軽減できるような、そして、先ほどお答えしたように、安心していただけるような環境を早くつくっていかねばいけないと考えているところであります。

○議長(八江利春君) 友田議員—10番。

○10番(友田吉泰君) まさに、知事から力強いお言葉をいただいたと思っています。

原発から半径30キロ圏内に暮らす住民の不安解消には、少なくとも4市が要望した避難対策の充実等を、国の責任において、確実に実施していただく必要があると考えています。

しかしながら、再稼働を目前に控えた現時点

においても、いまだ手つかずの状態であります。

12月1日付の西日本新聞に、「再稼働へ募る不安、原発30キロ圏の鷹島、平戸島」、大きく取り上げられました。

私の地元の方も数名出ておられて、このようにおっしゃっています。「再稼働は、県道整備が決まってからにしてほしい」、この県道整備というものは、この鷹島の皆さんの避難道路となる佐賀県の県道、筒井万賀里川線であります。何度もこの問題については、この議場で、この整備の必要性は訴えてきました。しかし、長崎県庁で、長崎県の土木部や長崎県の危機管理監にどんなに訴えても、佐賀県の道路ですから、できるわけがないんです。佐賀県と連携してもらおう、これは国の責任においてやってもらわなければできないわけであります。

しかも、この方、この鷹島の方が言っているのは、原発を動かすなということではなくて、原発の再稼働は、県道整備が決まってからですよ。県道整備ができてからと言ってないんですよ。県道整備をすると、せめてそれくらいのことは言ってくれと、その言質はくれ、それが先じゃないかというのが、30キロ圏内に暮らす県民の思いなんです。（発言する者あり）整備はやらずに、不安は課して、そして再稼働するというのは、順番が違う。（発言する者あり）そのことは、長崎県が訴えなければならないんです。佐賀県は、容認したんです。玄海町も容認しているんです。だからこそ、長崎県が訴えることが必要だと。

知事から、思いを共有しているというお言葉がいただきましたから、そのことはこれから、しっかり取り組んでいただきたいと思っています。（発言する者あり）

なかなか、先ほどの危機管理監の答弁で、こ

の道路整備等については関係省庁に伝えるという内閣府の答弁があったと言われました。6年経っても、全く進まない背景には、さまざまな要因があると思いますけれども、最大の理由は財源確保の問題なのだろうと思います。

4市が求める避難対策を確実に実施するためには、新たな財源をつくり出すか、または既存の財源の中から配分するしかないと思われます。

いずれの場合も、広く国民の理解を得なければ対応は難しいと思います。しかし、それを理由に、半径30キロ圏内に暮らす住民の不安が置き去りにされてはたまらないんです。

住民の不安が払拭されない中で、どうしても原発を動かすというのであれば、なぜ半径30キロ圏内に暮らす住民が、原発に伴う不安や負担を負わなければならないのか。それを受忍、受け忍ぶことで、国民生活にどのようなメリットをもたらすのか。国がその必要性を、広く国民に丁寧に説明し、理解を得て、必要な財源を捻出すべき、このように思いますけれども、この点を聞いて答えていただけるのかどうかわかりませんので、少しかみ砕いて質問にします。

③防災（避難）対策に必要な予算を確保するために、原発のステークホルダー（利害関係者）にその費用負担を求めるようなスキームを県が独自に考えるべきではないか。

防災対策に必要な予算を確保するために、原発の「ステークホルダー」、この原発の「ステークホルダー」というのは、国の原子力委員会が使った言葉です。この原子力委員会では、原発事故を契機に、立地地域だけでなく、消費地を含めた国民全体が「ステークホルダー（利害関係者）」と認識された。まさに、原発の再稼働について、原発が動く、その利害関係者は、全ての国民だということでもあります。

その利害関係者である国民に、その必要性を認めていただいて、必要な予算を、その必要な負担を求めるようなスキームを、長崎県としても、ただ、ただ、やってくださいと要望するだけではなくて、こういった考えで国民の皆さんに負担を求めたらいかかというような、そんななかみ砕いた要望や提案をしていく必要があるのではないかと思います。この点について、県の認識をお尋ねしたいと思います。

○議長（八江利春君） 危機管理監。

○危機管理監（豊永孝文君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、県といたしましても、地域住民の方々が避難訓練に参加する等、さまざまな負担や不安を感じていることは理解しており、その不安解消のため、避難対策の充実に努めているところでございます。

しかしながら、この避難対策の充実にかかる、特に、インフラ整備でございますけれども、これは通常時の利用者を基準として整備の必要性を検討しており、原子力災害のように、短期間で多くの住民の方が利用することを想定した基準となっていないことが一つの課題となっております。

こうしたことから、原子力災害時の避難対策を目的としたインフラ整備のためには、新たな財源措置が必要であり、内閣府には、新たな制度創設でありますとか、特別な予算措置を求めているところでございます。

現状といたしましては、原子力防災に特化した新たな財源措置は厳しい状況ではありますが、今後とも、国、県、関係4市も含めて協力をし、知恵を出しあい、必要な避難対策が講じられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 友田議員—10番。

○10番（友田吉泰君） 県の姿勢はわかるんで

す。わかるんですけど、今もあったように、必要な特別な予算措置をするのは難しい。難しいのはわかっているんですよ。6年経っても何ら手をつけられないんだから、お金がないんですよ。しかし、お金がないからと言って、我々の不安が置き去りにされてはたまらないと申し上げているんです。これが県民の率直な思いなんです。

ですから、なぜ、私が、原発の経済性ということを問うたのかというのは、原発が動くことによって、経済効果が生まれて、その恩恵を広く国民が受けているのであれば、それがどのくらいあって、やはり必要だという認識をいただければ、我々の不安を解消するために必要な予算を新たにつくって、そして、それは解消しなければならないという国民全体の理解が進むと思うんです。まだまだ、そういったことになから、国もなかなか予算措置ができないと私は思うんです。

ですから、長崎県は、立地県でないという理由で何ら権限ありません。交付金ありません。交付金をもらいたくて言うんじゃないんですよ。せめて、動かす前には、国の責任で、我々の不安はちゃんと解消してからやってくれと、そのことを、ぜひ、長崎県として強く求めている。このことを訴えて、答弁をいただくと、後の質問に影響が出ますので、これでこの質問についてはとどめたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

2、伊万里湾の赤潮被害と再発防止に向けた取り組みについて。

(1) 県が実施する水産基盤整備調査事業について。

今年7月中旬から8月にかけて、松浦市沿岸の伊万里湾で発生した有害プランクトン「カレニ

アミキモトイ」による赤潮によって、日本一の生産量を誇るトラフグをはじめ、クロマグロやハマチなど約52万尾の養殖魚がへい死し、5億1,000万円もの被害が生じました。

県水産部におかれては、被害発生当初から、連日、現地に入っただき、休日を返上してのサンプル採取や分析、そして、養殖業者への適切な情報提供等をいただきました。

また、併せて、8月18日には、中村知事自ら現地を訪問され、被害状況を確認いただくとともに、被害に遭った漁業者の皆さんの声を聞いていただき、へい死した養殖魚の処理や赤潮の防除剤散布等の経費にかかる支援、代替魚の購入経費にかかる支援及び共済制度の対象とならない1年魚のトラフグ購入経費にかかる新たな支援策を講じていただきました。本件については、地元を代表して、改めてお礼を申し上げるものであります。ありがとうございました。

しかし、今後、赤潮が発生しないために、今議会で水産基盤整備事業というのが計上されました。この内容については、昨日の外間議員の質問で一定理解したところでありますけれども、改めて確認をしておきたいと思います。

今回の事業では、既存資料等を収集・分析し、調査手法を確立するために、関係者及び有識者による検討委員会を開催して、来年度以降の具体的な調査につなげるものであると理解しておりますが、この認識で間違いありませんでしょうか。

○議長(八江利春君) 水産部長。

○水産部長(坂本清一君) 議員ご指摘のとおり、本調査におきましては、伊万里湾の底質を改善することによりまして、赤潮発生の要因の一つである栄養塩の底質からの溶出を防ぐものでありまして、調査につきましては、本年度から平

成31年度までの間を想定しておりまして、本年度におきましては、国の支援制度を活用しまして、既存資料の収集・分析、次年度以降の調査計画の企画立案を行うものでございます。

○議長（八江利春君） 友田議員—10番。

○10番（友田吉泰君） 伊万里湾は、ご案内のとおり、佐賀県と本県にまたがる海域を持っておりまして、長崎県内のいわゆる松浦市側だけをやっても、この対策は打てないわけでありませう。この調査においても、佐賀県内の湾奥の佐賀県も含めた対策を講じようと、そういう考え方で、今回、事業に取り組まれるのか、この点をお尋ねします。

○議長（八江利春君） 水産部長。

○水産部長（坂本清一君） お答えします。

調査計画の企画立案に当たりましては、佐賀県側の湾奥部を含めた伊万里湾全体を対象海域として検討することが重要であると認識しております。このため、今後の検討に当たりましては、佐賀県側も検討会に参画していただき、各種情報の共有を図るなど、佐賀県や関係自治体と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（八江利春君） 友田議員—10番。

○10番（友田吉泰君） わかりました。了解しました。

（2）再発防止に向けた当面の対応。

①今回のような大規模な被害が再び発生しないよう、当面の対策はどのように考えているのか。

今、答弁のあった対策を講じるための事業については、いわゆる中長期的な対策を講じるために対応するというものであるようであります。

しかし、養殖業者の方々のお話を聞きますと、来年、万一、今回と同じような被害が発生した

ら、もう次は立ち直れないと、廃業せざるを得なくなるだろうというのが漁業者の率直な思いでありました。もし、今回のような被害が生じたら、多くの浜は、もう壊滅的なダメージを受けるということであります。

今回のような大規模な被害が再び発生しないように、当面、少なくとも来年、こういった被害が生じないように、当面の対策をどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（八江利春君） 水産部長。

○水産部長（坂本清一君） 伊万里湾の赤潮被害の防止に向けた来年以降の当面の取組でございますけれども、赤潮の大規模な被害発生を防止するため、有害プランクトンの早期発見と正確な情報伝達に基づきまして、養殖場での餌止めや、漁場の移動、赤潮防除剤の散布等の対策を講じることが重要と考えています。

このため、当面の対策といたしまして、県は、これまでの漁場監視に加え、テレメーター観測の実施箇所を増やすよう、国に働きかけるとともに、本年11月13日には、地元の養殖業者の方々、漁協、市及び国の研究機関からなる「伊万里湾赤潮対策検討会議」を立ち上げ、「赤潮対策ガイドライン」の策定を進めているところであります。

これらの対策によりまして、赤潮の発生初期における関係者による迅速な対応を促し、赤潮被害の拡大防止につなげることで、養殖業者の皆様が安心して養殖を行えるよう努めてまいりたいと考えています。

○議長（八江利春君） 友田議員—10番。

○10番（友田吉泰君） とにかく、再発防止を講じなければいけないということの、その思いは共通していると思います。

テレメーターを増やすよう国へ要望、このこ

とはしっかり国にやっていただくように、実現できるように強く訴えていただきたいと思いますし、それ以外にも、漁業者の皆さんは、こういったことをやったらどうかというような、いろんなご意見をお持ちです。ぜひ、十分に漁業者の声を聞いていただいて、なかなか難しいということは承知しておりますけれども、抜本的な対策が打てるように、十分な対応をお願いしたいと思います。

これは、決して、新松浦漁協だけに限ることではなくて、閉鎖的な海域における問題だと思っています。長崎県は、北海道に次ぐ水産県でありますから、その基幹産業を守るために、ぜひ県が先頭に立って、漁民の不安を解消できるように取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

3、伊万里松浦病院の松浦市への移転開設について。

（1）現状と今後の動き。

①最終的な決定までに、今後どのような手続きが必要なのか。

本件については、11月20日に開催された「第3回佐世保・県北区域地域医療構想調整会議」において、「独立行政法人地域医療機能推進機構」が、急性期病床47床、地域包括ケア病床20床の計67床で、開設に向けた特例申請手続きを行うことについて、「申請は妥当である」との結論に至ったと聞いています。

最終的な決定までに、今後、どのような手続きが必要なのか、お尋ねをいたします。

○議長（八江利春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 伊万里松浦病院の松浦市での開設につきましては、松浦市を含む佐世保県北医療圏が、病床過剰地域であるため、通常であれば病院の開設はできないことか

ら、伊万里松浦病院を運営する、先ほどお話がありましたように、「独立行政法人地域医療機能推進機構」から、医療法上の特例措置の適用を求める申請があつているところでございます。

これまで、佐世保県北圏域の調整会議において、医師会、看護協会など、関係団体、医療機関、あるいは市町などの関係者による協議を重ね、去る11月20日の調整会議で特例措置の適用について、合意がなされたところでございます。

今後の手続きにつきましては、県の医療審議会に諮問をし、承認を得た上で、審議会の意見を付して、県から、厚生労働大臣に対して協議を行う必要がございます。厚生労働大臣の承認が得られた後、県が申請者である地域医療機能推進機構に対しまして、特例措置の適用を承認するという手続になります。

○議長（八江利春君） 友田議員—10番。

○10番（友田吉泰君） 国への申請があつて、厚生労働省が認められれば、県が対応するということであります。

②知事の可否決定はいつごろになるのか。

少しスケジュールについて、お尋ねをしたいんですけれども、国がどのくらいでその結果を出してくれるかということによるんでしょうけれども、現時点で、最終的に県がその可否決定をするのは、大体いつぐらいになるとお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（八江利春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 県といたしましても、松浦地域の医療提供体制の確保は大変重要な課題だと認識をしております。

通常であれば、厚生労働省との協議は約3カ月ぐらいというようなお話も聞いておりますけれども、移転開設のための特例措置の適用につきましては、地元松浦市及び佐世保県北医療圏

での調整が整ったということもございまして、早速、明日、12月6日に医療審議会を臨時で開催することとしておりまして、審議会で承認が得られれば、早急に厚生労働大臣に協議を行い、できるだけ早期に承認ができるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 友田議員—10番。

○10番（友田吉泰君） ここに、今月1日に開会した松浦市議会の市政概況報告があります。市政概況報告の一番最初に、この伊万里松浦病院の開設について書かれています。

多くの市民が待望しております伊万里松浦病院の松浦市内での開設につきましては、これまで、主に地元医療機関との調整に多くの時間を費やしてまいりました。それで、今後、12月上旬に予定されている長崎県医療審議会への諮問、答申ということになります。特例措置が妥当という答申になれば、県は、国との協議を行った上で、知事が承認を行うこととなります。

友広市長は、「私は、必ずや承認をいただけると確信しているところでありますが、この後も速やかな承認に向け、最大限の努力をしてまいり所存であります」というのが、松浦市の姿勢です。思うに、これは松浦市の姿勢、市民の姿勢です。ですから、応えられるように、長崎県としての最大の努力をお願いしたいと思います。

（2）今後の県の対応。

県の可否決定以降、県は、松浦市域の地域医療の確保に向けて、どのように対応していられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（八江利春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（沢水清明君） 特例措置が承認されれば、地元においても、松浦市の医療提供体制を確保、充実していくという観点から、新

病院の開設前から、地域医療機能推進機構と、地元松浦市、北松浦医師会などで協議会を設置をして、役割分担とか、連携体制等について検討していく旨、お聞きをしているところでございます。

県といたしましても、必要に応じて協議会に参画するなど、松浦市圏域の医療提供体制の充実に向けまして、引き続き、積極的に関与をしてまいりたいと考えております。

○議長（八江利春君） 友田議員—10番。

○10番（友田吉泰君） これまでに、この病院の問題については、松浦市内でもいろんな意見がありました。地元医療機関との調整に多くの時間を費やしたということも、この中に書かれています。まだまだ、その具体的な開設に当たっては調整が必要になってくると思っています。ぜひ、県としても、積極的にこの問題に関わっていただいて、そして、この病院だけでなく、今、佐世保県北医療圏の中で提供されている医療体制についても、住民の皆さんに理解をしていただくことが大切だと思いますから、ぜひその協議会に県も入ることで、今、私が申し上げたような、そういった課題についても、しっかりと周知できるような対応をお願いしたいと思います。

では、最後の質問になります。

4、地域経済構造分析について。

（1）その必要性に対する県の認識。

①RESASでは把握できない地域経済の実態をつかみ、活性化に結びつけるために地域経済構造分析の手法を導入する考えはないか（改めて問う）。

これは、私がこの一般質問で取り上げて、これから、財政状況が厳しい中で、行政がさまざまな施策を講じる中で、やはりデータを重視す

べきであると。やみくもに、まさに国が言う勘と経験と思い込みで政策を実施するのではなく、データに基づいて政策を講じていかなければならないと。であれば、そのバックデータとなるものをしっかり手に入れなければ、対応しようがないということから、もう既に学問的というか、全国の先進地では行われている、確立されている地域経済構造分析というこの手法を、長崎県でも導入してはどうかという提案をいたしました。

私は、佐世保圏域である県北振興局と県南の島原振興局とを一つのモデルとして、その地域でやってみたらどうだという提案をいたしましたところ、国が整備している地域経済分析システム（RESAS）を使って県としてはやっていきたいと考えていると。ですから、それを使って、私が言うようなことについては取り組むので、しばらく対応を待ってほしいというような、しばらく待ってほしいというか、それに対応しますと、RESASで対応しますというような答弁だったと思うんですね。

先般の総務委員会で、では、その地域経済分析システム（RESAS）でやって、何か新しい政策に結びついたような事例はあるのかとお尋ねしたところ、RESASでは、まだまだ、一番ほしいところに手が届かないんだと、もう少し、そのツールを充実しなければならないんじゃないかというような答弁がありました。

だからこそ、だからこそじゃない、であるならば、やはり先進地がやっている、この地域経済構造分析という手法を用いて、長崎県が取り組んではいかがかということを改めて問うものであります。

もう既に、私が以前提案をした岡山大学の中村教授によるこの地域経済構造分析のみならず、

いろんな手法で先進地ではやっています。宮城県でも、ホームページを見ると、これをやってくれる業者をプロポーザルで選んだりしています。九州の中でも、基礎自治体の中で、この手法を導入して、稼げる産業は何なのか、そして、そういったものを見出しながら取り組んでいる自治体もあります。

長崎県として、改めて、この地域経済構造分析について、導入するお考えはないか、お尋ねをいたします。

○議長（八江利春君） 企画振興部長。

○企画振興部長（古川敬三君） 地域経済構造分析につきましては、地域の産業政策を立案する上で、地域経済を支えている産業でございますとか、他の地域よりも優位な産業に関する分析ができます。また、地域経済の客観的、基礎的なデータを把握することができる手法の一つであるというふうに認識をいたしております。

議員からご紹介がございましたように、国におきましては、地方創生の取組の中で、地域経済分析システム（RESAS）の活用を推奨しておりまして、県におきましても、県内市町等に対して、RESASを活用した分析の意義でございますとか、手法を説明する等、その普及、促進を図ってきたところでございます。

今後、地域経済構造分析を施策構築の検討に積極的に活用していくためには、現在のRESASでは把握できない複数市町の就業圏域単位での分析や、RESAS以外のデータを活用した詳細な分析等を組み合わせしていくことなどが必要でございまして、新たな費用等も生じることから、その費用対効果も含めて検討していかなければなりません。

今後とも、こうした分析の手法でございますとか、その活用方法について、庁内関係部局や

市町と意見交換を行いながら、客観的なデータに基づく、より有効な施策の構築に努め、地方創生の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長(八江利春君) 友田議員—10番。

○10番(友田吉泰君) まさに、費用対効果は必要だろうと思います。このツールを入手することが目的ではなくて、こういったものをいかに的確に使って、その政策の成果を上げるか、これが一番必要だと思っています。ぜひ、そういった視点で長崎県においても取り組んでいただきたいと思っています。

諸般の事情で、私は、この定例会をもって議員を辞職することになります。

この議場で、7年目になるんですけれども、まだまだ経験し得なかったことがたくさんあると思います。そういった思いを実現するために、新たな場に挑戦をしたいと思っています。（発言する者あり）

ぜひ、中村知事におかれては、3期目、見事当選をされて、県民の幸せのために、さらにご活躍をいただきたいと思ひますし、特に、玄海原発の問題については、私が申し上げたような思いを住民は持っている、この不安を取り除くことが第一であることをしっかり訴えて、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長(八江利春君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、14時40分から再開いたします。

— 午後 2時32分 休憩 —

— 午後 2時42分 再開 —

○議長(八江利春君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

松島議員—9番。

○9番(松島 完君)（拍手）〔登壇〕 地域政党ながさき、南島原市選挙区選出、松島 完です。

先ほど友田議員より、まさに最後の一般質問者として適した名前であるのご紹介をいただきました。今日ばかりは命名してくれた父に感謝をしたいと思ひます。（笑声・発言する者あり）

60年以上の歴史があるこの議場で、最終最後の一般質問者となります。60年以上の伝統があるこの議場の幕を閉じるアンカーとして、しっかり完走したいと思ひます。（発言する者あり）歴史の重みを感じながら、この重責に感謝を申し上げ、いつもより、かたくいきたいと思ひます。

それでは、お尋ねします。

1、知事8年間の総括。

（1）これまでとこれから。

中村知事が就任されて8年近くがたとうとしております。知事8年間の総括として、これまでの主たる成果と、これからの課題をそれぞれ3つ程度お示しください。

（2）南島原市における「これまでとこれから」。

同時に、知事も私も出身が南島原市であります。南島原市におけるこれまでの成果と、これからの課題をどう捉えられているか、お尋ねします。

以後の質問は、対面演壇席より続けさせていただきます。

○議長(八江利春君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 松島議員のご質問にお答えをいたします。

これまでの主たる成果についてのお尋ねでございます。

これまで2期8年間にわたり、県勢の活性化を目指して、職員一丸となって、幅広い県民の皆様方のご協力のもと、県民所得向上対策や地方創生の実現に向けて、取り組んでまいりました。

その成果について、あえて挙げるとすれば、人口減少対策等と相まって取り組んでまいりました「雇用の場の創出」が挙げられるのではなかろうかと考えております。多様な雇用形態の確保につながった企業誘致や中堅企業の事業拡大などに取り組み、雇用環境の改善を図ってきたところであります。

また、「交流人口の拡大」も、その一つではなかろうかと考えております。観光立県長崎を目指し、官民連携した取組により、世界遺産の登録・活用やクルーズ客船誘致など、さまざまな施策を展開し、過去最高の観光客数や観光消費額を達成できたものと考えております。

また、就任当初から、人を大切にすることを県政の機軸に置き、「人を育て、人を活かす」ことに力を注いでまいりました。具体的には、「新・鳴滝塾構想」による医師確保やICTを活用した地域医療ネットワーク「あじさいネット」の構築、合計特殊出生率の向上につながる結婚・出産・子育て支援の充実などが挙げられるのではなかろうかと考えているところであります。

次に、これからの課題は何かということであります。

県政におけるさまざまな課題の中でも、とりわけ人口減少は、経済規模の縮小、公共サービスや財政への影響、地域の活力低下など、県民生活に多大な影響を及ぼすものであり、この人口減少の克服こそが、最も重要な課題であると考えております。

次に、IoTやAIに代表される第4次産業革

命などにより、農林水産業も含めて県内産業を取り巻く環境は大きく変化していくと予測され、こうした時代の潮流への迅速かつ戦略的な対応も課題であると考えております。

また、社会経済の急速なグローバル化へ対応するため、「アジア・国際戦略」等をさらに強化していくことも、これからの重要な課題となってくるものと考えているところであります。

次に、そうした中、南島原市における成果として、どのようなものがあるのかとのお尋ねでございます。

南島原市が位置する島原半島は、有明海や雲仙岳などの豊かな自然、本県農業産出額の約4割以上を占める豊富な農畜産物を有しておりますほか、熊本県や福岡県と航路で結ばれ、九州横軸による交流や連携には欠かせないゲートウェイとなる重要なエリアであります。

そのような中、南島原市においては、農業では、芋類や野菜類などの農業産出額が平成18年の約212億円から、平成27年には約265億円に増加するなど、順調に拡大しておりますほか、「島原手延べそうめん」の欧州の高級百貨店での常設販売やレストラン17店舗でのメニュー化など、ブランド化に向けて力を入れているところであります。

また、市とも連携しながら、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録に向けた取組や民泊を活用した修学旅行等の誘致に力を入れるとともに、「小さな楽園プロジェクト」により、集落維持対策や地元企業と連携した地域産品の開発などの取組を支援しております。

さらに、島原半島の交通アクセス改善に向け、道路や港湾などの基盤整備に力を注いでいるところであります。

次に、南島原市における今後の課題をどのように捉えているのかとお尋ねでございます。

島原半島は、豊富な農林水産物や観光資源を有する一方で、交通アクセスの問題など、地理的な条件に厳しい地域であり、また高齢化率も県平均を上回るなど、人口減少とあわせて少子・高齢化が進行している地域でもあります。

基幹産業である農業の産出額は、近年、増加傾向にあります。今後は、高齢化の進展により労働力確保が難しくなるため、新規就農希望者等への研修などに加えて、外国人就労者の受け入れなども含めた担い手確保対策が重要であります。

また、観光面においては、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録の効果を最大限に活かすため、ガイド育成や島原半島、天草の周遊ルートの造成など、受入体制の整備をさらに推進する必要があるものと考えております。

今後は、高齢化や人口減少などに対応していくため、「小さな楽園プロジェクト」を活かした見守りや集落の維持対策、高齢者の方々が生きがいを持って活躍できる地域づくりに取り組んでまいりますほか、豊かな自然環境を活かした移住施策の推進に力を入れていく必要があります。

また、あわせて産業や生活を支える道路や港湾の整備、九州新幹線西九州ルートとの連携など、交通ネットワークづくりに引き続き力を注ぎながら、これまで以上に島原半島が一体となって、課題解決に向け取り組んでいく必要があるものと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(八江利春君) 松島議員—9番。

○9番(松島 完君) 本議場における貴重な最後の一般質問でありながら、新しいものが入ってくると試したくなる性格でして、今議会からはじめて採用された分割質問方式で質問しております。答弁時間が全く読めませんので、安全策をとって、まず先に進めたいと思います。時間次第で立ち返りたい、そのように思っています。

2、陸の孤島対策。

(1) 南島原市へのアクセス向上について（時間短縮効果の観点から）。

現在、南島原市へのアクセス向上対策の主たるものが島原道路の整備かと思いますが、現在進めている工区は、あと5年以内には完成していただきたいと思います。

私が議席をいただいたのが平成19年です。平成19年時と現在進めている工区が完成した時とを比較して、時間短縮効果はどのくらいでしょうか、南島原市の西部と中央部と東部に分けて、ご答弁いただきたいと思います。

また、島原道路は、まだ取りかかれていない残りの工区があります。この部分は、何とかあと10年以内には完成のめどをつけていただきたいと考えていますが、平成19年時と全て完成した時とを比較して、時間短縮効果はどのくらいでしょうか、お尋ねをします。

(2) 南島原市内のアクセス向上について。

国道251号が渋滞して大変困っております。渋滞対策の進捗をご答弁ください。

並びに、子どもたちの通学路、歩道整備をお願いしてきた経緯がございます。進捗をご答弁ください。

○議長(八江利春君) 土木部長。

○土木部長(岩見洋一君) 陸の孤島対策に関するご質問3点について、回答させていただきます。

す。

まず、諫早インターから西部、中部、東部ということで、これは口之津支所、西有家庁舎、深江支所にかかる所要時間の短縮についてのお尋ねでございます。

諫早インターから口之津支所までは、平成19年当時、西側ルートで約100分を要していたものが、現在事業化している工区の完成時には約20分、島原道路の全線完成時には約30分の時間短縮となります。

次に、西有家庁舎まででございますが、平成19年当時、雲仙越えルートで約90分を要していたものが、事業中工区の完成時には、東側ルートが最短となり約30分、また島原道路の完成時には約40分の時間短縮となります。

そして、深江支所まででございますが、平成19年当時、約90分を要していたものが、事業中工区の完成時に約40分、島原道路の完成時には約50分の時間短縮となります。

このように島原道路をはじめとした道路整備は、地域に大幅な時間短縮をもたらすものであり、その効果を早期に発現させるためにも、引き続き、計画的な道路整備を進めてまいりたいと思います。

次に、国道251号の渋滞緩和対策の進捗についてのお尋ねでございます。

南島原市における一般国道251号の渋滞緩和対策については、これまで西有家町の須川において、連続する交差点の信号サイクルを連動させたことにより、交通の円滑化が図られております。

また、平成28年度からは、有家町の平野バス停の停車帯設置や小川交差点の右折帯設置事業に着手したところであります。現在、平野バス停では、地権者の理解が得られるよう用地交渉

を進めているところであり、小川交差点においては、測量及び設計を行っているところでございます。

3点目としまして、通学路の歩道整備の進捗についてのお尋ねですが、県では、地元関係者との「通学路合同点検」により、歩道設置が必要と判断された箇所の整備を鋭意進めております。

国道251号南島原市布津新田工区については、平成25年度に着手し、全体1,400メートルのうち、用地を取得した250メートルにおいて工事を進めております。

残る区間についても、市の協力を得ながら用地取得をさらに進め、早期完成に努めてまいります。

県道雲仙深江線の深江町小林地区については、歩道設置の必要性を認識しており、早期事業化を図りたいと考えております。

○議長(八江利春君) 松島議員—9番。

○9番(松島 完君) こうして時間短縮効果にスポットを当ててお聞きすると、相応の効果が出ているということが一目瞭然になります。

南島原市からの交通アクセス向上に難しい点は、南島原市は面積が非常に広いので、いろんなルートがある。今、部長がご答弁いただいたように、主に3つのルートに収められます。そこに難しさがあるのですが、島原道路の整備で、一定それぞれに効果があると言えると思います。20分から、最大で40分、それぞれ西部、中央部、東部、多少の時間差はあれども、時間短縮効果は全ての地域で享受できる、このことは感謝を申し上げます。

ただ、国土交通省が何年か前に出した資料ですが、2037年度、つまり20年後には、維持管理、更新費が投資総額を上回る試算を出されていま

す。つまり、新しい道路をつくるのが難しいと暗に言っているわけですが、そんな中で、島原道路の完成は、私は5年以内とまず現在の工区をあえて表現して、完成まで10年以内にと表現をしました。このことは早急にやらなければならない。

同時に、愛野小浜バイパス、本当にいやになるほど部長は聞かれているでしょうが、このことも忘れてはならない。そして、地域高規格道路の南島原市工区、小浜北有馬線のトンネル、雲仙千々石線のまだ離合できない箇所、残余は多い。毎議会取り上げられ、何十年という思いがしています。

国土交通省から来ていただいておりますので、部長の手腕に非常に期待をしておりますので、今、時間短縮効果とともに、南島原市内の渋滞緩和対策並びに歩道対策、一定進めていただいているのはしっかりと理解をしました。引き続き、厳しい財政ながら、やるべきことをやるという姿勢でお願いしたいと思います。

3、そうめんの振興。

（1）全国2位である島原そうめんの地産地消について。

①どのような取組をしているのか（学校給食）。

手延べそうめんの産地シェアでは、兵庫県に続き、長崎県は全国2位ですから、全国展開は相応の量があります。昨今では、国際展開も県の補助のもと、行われており、全国展開並びに国際展開ともに今後も大事であります。

私は、何事も足元からという考えを持っております。果たして、足元は固まっているのかという疑問を持って、そうめんの地産地消を推進してまいりました。

その一つが、「そうめんの日」の活用です。平安時代の宮中行事で、7月7日、「七夕の日」にそ

うめんをお供えて儀式を行い、無病息災を祈願していた歴史があることから、地元が、まず地元がというところがポイントなんです。地元が、まずこの「そうめんの日」を知ろうと考え、行動してまいりました。

自分の議場での発言を調べたところ、7年前の平成22年に、「そうめんの日」の制定を県に提案しています。以後、少しずつ「そうめんの日」の認知度は高まり、7月7日、「七夕の日」、「そうめんの日」に南島原市では、学校給食にそうめんを出すようになりました。「そうめんの日」を通し、地場産品を大事にし、地場産業を大事にする取組だと思っています。

これを県下全域に広げたい。県内の学校給食に広げていただきたい。「そうめんの日」に、そうめんを食べ、地場産品を大事にするきっかけだと思っています。県下全域に取組を広げてほしい旨の提案を委員会で行い、以後、委員会にて議論を重ねてまいりました。

足元を固める取組を県としてどのように考え、進めて、行っているのか、お尋ねします。

（2）島原そうめんの知産知消について。

①生産者と消費者がつながる発信をどのようにしているのか。

私は、食のグローバル化ではなく、ローカル化が必要だと考えておりまして、生産者と消費者がお互い顔の見える関係で生産し、消費することが、生産者の社会的地位を高め、同時に、消費者の食に対する意識も高まるとしています。地産地消は、通常「地」という漢字を使いますが、このことを「知」という漢字を使って「知産知消」と表現したいと思います。

この知産知消を進める上で、生産者と消費者がつながる発信をどのようにされているのか、

お尋ねします。

○議長(八江利春君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) 2点お答えいたします。

まず、島原手延べそうめんの学校給食への普及、とりわけ「そうめんの日」での給食での取扱いなんですけれども、まず、島原手延べそうめんを学校給食の食材として県内に普及していただくというためには、学校給食会の取扱い物資として登録をいただいて、給食の素材として一般的に使えるものという登録をしていただくということが効果的であろうということで、南島原市や産地と連携をいたしまして、現在、その取扱い物資としての登録に向けた準備をしているところでございます。

登録いただければ、実際に献立を作成されます栄養教諭等に対しまして、それぞれ各地域で開催されます研修会などを活用して、そうめんの歴史でありますとか、特徴を伝えるとともに、調理方法を提案するなど、県下の学校給食で活用いただけるよう、産地とともに活動することといたしております。

その折に、先ほど議員からもご提案ありましたように、「そうめんの日」というように集中的な取扱いが可能であれば、そういうことも含めてお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目は、今後の島原手延べそうめんのPR、特に、生産者の顔が見えるPRについてでございます。

島原手延べそうめんの認知度を今後高めていくためには、産地の歴史や製法、コシの強さや煮崩れしにくいといった製品の特性など、そうめんの持つ価値や産地の魅力を一体的に情報発信していく必要があると考えております。

そのためには、これまで取り組んでまいりましたヨーロッパでの評価なども活用しながら、例えば、情報発信力のある食の専門家を通して特徴を広めたり、あるいは首都圏の有名レストランでのメニュー化により、良さを伝えるなど、ファンを増やしていくという取組を進めることで、島原手延べそうめんの価値をアピールするという取組を強化していきたいというふうに考えております。

○議長(八江利春君) 松島議員—9番。

○9番(松島 完君) 学校給食への展開を具体的に議論したのは委員会の中でして、ここ1年ぐらいだと思うのですが、とても前に進んでいることは、ありがたく思っています。ぜひとも、今言われた一連の流れの中で、成果を出していただきたいと思っています。

そこで、できれば具体的な目標を持って学校給食の普及に取り組んでいただきたいのですが、目標を持ってやっていただけますでしょうか。

○議長(八江利春君) 産業労働部長。

○産業労働部長(平田修三君) まず、具体的な目標と申し上げますと、最初に必要なのが、学校給食会の物資への登録ということになっているわけなんですけれども、この審査は年に3回行われておりまして、直近が来年の1月でございます。今、その1月の審査、登録を目指しているところでございます。

○議長(八江利春君) 松島議員—9番。

○9番(松島 完君) その以後の一連の流れを、できれば目標を掲げて、しっかりやっていただきたいと考えています。

委員会でも取り上げたのですが、知事にも聞いていただきたく、多くの方にも知っていただきたいので、ここでも取り上げたいと思います。

まず、島原そうめんが一体どれだけ認知され

ているのかという調査から取り上げます。

九州経済調査協会が実施した地域ブランド産品の認知度調査によりますと、長崎ちゃんぽんが九州内における認知度が96.7%、九州外における認知度が92.3%と。さて一方、島原そうめんは、島原そうめんの九州内における認知度は78.9%、九州外における認知度は42.5%なんです。

長崎ちゃんぽんの認知度は九州内外でも高い、つまり全国区なんでしょうけれども、一方で、島原そうめんは、九州内で2割の方が知らない、九州外では半数以上は知らない。全国区へ向けて、もう一壁あるなと思っております。悔しいなと思う反面、やりがいを感じております。これは認知度が上がれば、売上につながる可能性もありますし、そこでやはり足元から固めていっていただきたいなと思っています。

そして、もう一つ、これも委員会で引用して、どうしてもここでまた述べたいので引用しますが、私が身近なところで感じる、そうめんに関する課題なんです。3年前の2014年、長崎大学の学生と、そうめんを愛する大学生の会というものを結成しました。100種類のそうめんを食べて、どれがナンバーワンかを決めてみようと、うまいそうめん決定戦と名付けまして、このうまいそうめん決定戦を行いました。

浮かび上がった課題が2つありまして、1つ目が、100種類手に入らない。仕方ないので、長崎市を出て南島原市に来てもらって手に入れてもらいました。しかし、それでも100種類は集められず、合計40種類でした。全国2位のシェアを誇る島原そうめんであり、全国2位のシェアを誇る長崎県ですが、予想に反し、そうめんが手に入りません。

浮かび上がった課題の2つ目が、かき集めた

40種類のうち、島原そうめんは、わずか14種類しかなかったということです。たった35%です。これは長崎市内にいる大学生が島原そうめんを買おうとしても、見つけるのは簡単でないということを示しています。島原そうめんを手にとれる機会が少ないということを意味しています。長崎市内で島原そうめんを買える場所は少ないのですが、島原そうめんを食べられる場所は、ほぼありません。足元が固まっていないなと私は感じています。

ここに自分の役割もあるだろうと考えて、地元で、走る男の会というのを「走男の会」と称して、県庁まで「そうめんの日」に走るという取組を実施して5年になります。

同時に、県の役割として、海外展開、これもとてもありがたいです。海外展開から国内PRに活かすというのは、なるほどなと思っていますし、ぜひとも学校給食の普及をまた一つの突破口として、足元を固めていっていただきたいと思います。

4、農と食をつなげる。

(1) 全国2位であるじゃがいも等の地産地消について（農産物の地産地消）。

①地産地消の取組をどのように強化していくのか。

農業産出額の全国上位にある農産物の一例として、じゃがいもを引用しておりまして、農産物全体の地産地消について、お尋ねしたいと思います。

学校給食における県産品利用率は、事前に県の方にデータを出していただいて、平成18年からその推移がわかるわけですが、平成18年が66.3%、平成28年が70.9%、推移としては上がってきておりまして、近年では、大体7割を前後しております。

この地産地消の取組をどう強化していくのか、お尋ねをします。

（2）農産物の知産知消について。

①生産者と消費者がつながる発信をどのようにしているのか。

生産者と消費者がお互い顔の見える関係で生産し、消費することが、生産者の社会的地位を高め、同時に消費者の食に対する意識も高まると思っております。生産者と消費者がつながる発信をどのようにされているのか、お尋ねします。

（3）有機農業の推進について。

その必要性や課題については、委員会で議論を続けてきております。今後どのように推進していくのか、ご答弁をください。

○議長（八江利春君） 農林部長。

○農林部長（加藤兼仁君） 私の方から、3点お答えさせていただきたいと思います。

まずは、地産地消の取組をどのようにして強化していくのかとお尋ねでございます。

県では、地産地消の推進を図りますため、農産物直売所等の育成を進めますとともに、ホテル、福祉施設等と生産者との商談会の開催や県産食材を用いた料理を提供する「地産地消こだわりの店」の認定、県産米や県産茶の取扱い店の指定、それから学校給食での活用促進に取り組んできております。

あわせて、「地産地消強化週間」を設定して、その中で、県民の皆様に、県内農産物を生産者自らが店頭で紹介、販売する「地産地消フェア」を開催しております。

また、県内各地域におきまして、農産物の旬の時期に、地域の生産者と消費者をつなぐ取組として、「ながさき収穫感謝祭」を開催しますほか、生産者等と食品加工業者等とのマッチン

グによる県産農産物を活用した新商品の開発にも取り組んでいるところでございます。

この結果、平成28年度は、153カ所の農産物直売所の合計販売額が100億円となり、商談会では、新たな15品目の取引が成立し、「地産地消こだわりの店」などは、合わせて360店舗になり、また新商品は12商品を開発したところでございます。

今後は、さらに県下各地域の農産物直売所を農産物販売の拠点としてだけではなく、これに加えて、県民の皆様が地域を訪れ、農業体験や農業体験民宿での交流等により、農業をよりよく知っていただく機会を創出する交流拠点として育成を図るなど、人を地域に呼び込み、生産者と消費者の距離を縮める地産地消の取組を一層推進してまいりたいと考えております。

2点目、生産者と消費者がつながる発信をどのようにしているのかとお尋ねでございます。

消費者への生産者や農産物の情報発信につきましては、これまで県では、いちごやみかん、アスパラなどの生産者が自ら量販店の店頭立ち、こだわりの栽培方法等を消費者に伝えながら行う試食宣伝販売や県内直売所での交流会開催等の支援を行いますとともに、アンテナショップ「日本橋 長崎館」におきまして、びわやばれいしょ、アスパラ等、旬の時期に本県産地の特徴や特色のある栽培方法等を紹介する「食のセミナー」を開催しているところでございます。

消費者の皆様にも本県産地や生産者の顔が見える情報発信は、他県産との差別化を図り、本県産農産物のファンづくりにつながるだけではなく、生産者が消費者ニーズを把握し、栽培に役立てる上でも大変重要と考えております。今後も、農業団体や生産者等と連携し、積極的に

取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、有機農業を今後どのように推進していくのかとのお尋ねでございます。

有機農業の推進につきましては、「新ながさき農林業・農山村活性化計画」におきまして、化学肥料や農薬を使用しない有機栽培と、これを通常の栽培より5割以上低減する特別栽培を合わせました面積を、平成26年度の1,609ヘクタールから、平成32年度に2,000ヘクタールまで拡大する目標を掲げ、取り組んでいるところでございます。

具体的には、生産対策として、有機農業を指導する普及指導員の育成や新技術、新品種の開発・普及、流通・販売対策として、流通販売関係者との意見交換の場の設定のほか、県民の理解や関心の増進対策として、県のホームページ等による広報などに取り組みますとともに、有機農業を実践する生産者等で構成する「長崎県有機農業推進ネットワーク」を設立し、技術研修会や意見交換会、情報提供などを実施しているところでございます。

有機農業につきましては、生産面では、農薬を使用できないことから、病虫害や雑草の発生により収量、品質の安定確保が難しいこと、コスト面では、有機質肥料など栽培に必要な資材が割高なこと、流通面では、生産コストに見合った価格での取引先の確保が難しいことなどの課題があります。

今後、県といたしましては、生産面では、天敵などを組み合わせた効率的な防除体系の開発をさらに進めますとともに、コスト面では、共同購入や土壌分析による施肥量の決定などにより資材費の低減を図り、流通面では、有機農産物を扱う販売先とのマッチング等に取り組んでまいります。

また、担い手育成対策として、有機農業を志す若者に対しまして、受入団体等登録制度を活用した技術習得支援や農地のあっせんなどを行い、独立、定着を進めてまいります。

あわせまして、生産者に加え、飲食店や小売店舗等にもネットワークに加入していただきますとともに、各地域の収穫祭やマルシェ等におきます生産者の顔が見えるこだわりの販売や食材の提供とあわせた食育の実施など、販売業者や消費者等の理解を深める取組も進め、生産者の経営安定と産地の拡大を図ることで、有機農業を推進してまいりたいと考えております。

○議長(八江利春君) 松島議員—9番。

○9番(松島 完君) 大項目4まできて、最初の答弁をまずいただきましたので、ここから落ち着いてそれぞれいこうと思います。分割質問主義で新しい方式をとりましたので、まず大項目4つ、それぞれご答弁いただきましたが、一問一答にすればよかったなとちょっと後悔先に立たずで、今ご答弁いただいたことも、さすがに速記の力がないので、全部メモできません。ただ、もう大項目4までいきましたので、落ち着いて再質問をさせていただきたいと思います。

地産地消をそれぞれ推進していただいておりますが、まだまだしっかりやっていただきたいという思いがあります。ですので、できれば直売所の育成にしろ、商談会の開催にしろ、地産地消こだわりの店を増やすことにしろ、学校給食にしろ、それぞれ高い目標値を掲げて実施を、推進をしていただきたいと、そのように思っています。部長、いかがですか。

○議長(八江利春君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 高い目標値を定めて、高い取組を行えということだと思っております。

学校給食におきましては、平成32年度までに71%以上取り組むという目標を定めて、これは現状のところ、そこまできておりますが、長崎県の生産状況を踏まえますと、なかなかそれ以上のところは厳しいところもございますが、さらに進めていかなければいけないと考えております。

直売所も、100億円の目標のところ、100億円の生産額までやってまいりました。達成したので、さらにその上もいかなければいけないと考えておりますし、先ほど言いました新たな取組をやりながら、質的な拡大も行っていかなければいけないと考えているところでございますので、しっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長(八江利春君) 松島議員—9番。

○9番(松島 完君) 学校給食における県産品利用率は、もっと高い目標を掲げていただきたいと考えています。

そして、私の生産者と消費者がつながる発信をと、取組はどのようにしているかという問いに関しては、「ながさき収穫感謝祭」を取り上げていただきましたが、ぜひとも、そういうものを各地でやっていただきたいなど、特段、農産地帯でやっていただきたいと思っています。この点は、いかがお考えですか。

○議長(八江利春君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 「ながさき収穫感謝祭」は、県内約20カ所ほどで行っておりますので、その中で、生産者の顔が見えるような取組をさらに進めていかなければいけないと考えております。一方、先ほど説明しました「地産地消フェア」、これにつきましては長崎だけで年に2回行っているところでございまして、こういった生産者が自分の特色を売り込むような取

組を、「ながさき収穫感謝祭」、各地域で行っているようなところで行えないか、そういった取組を生産者の皆様方と協議しながら、今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長(八江利春君) 松島議員—9番。

○9番(松島 完君) いろいろ取組は推進していただいているわけですが、内容は多岐にわたっているような印象を受けるのですが、予算額の推移を、ついせんだってありました予算決算委員会で追いかけたところ、なかなか心もとない。やはり事業をもっと増やしていくべきだという思いをしております。

私が「地産地消」にこだわる理由、「知産知消」の方もこだわる理由がありますので、まず私の持論を述べたいと思います。

私の問題意識はどこにあるかといいますと、私が住む地域の田舎でさえ、つながりが薄れてきているということです。私、地元回りが好きなので、地元を回る中で驚いたことが、70代の男性から、今や隣の人は何をしているかわかんよと言われた時に、びっくりしました。そこは過疎地域であります。ご本人は、朝から畑に行って、晩に帰ってくると、そういう暮らしをする中で、隣人とは顔を合わせることがないとおっしゃられていて、私は、都会ならまだしも、田舎でもつながりというのは薄れてきているんだなと実感した一例です。つながりが薄れると、全体的な科学的データも出ています。象徴的に一例を挙げました。

人と人とのつながりが薄くなっている一例を挙げましたが、危機感を覚える最も大きいものが、農業とのつながりが薄くなっていることです。私のような島原半島人は、農業地帯ですので、農産物の宝庫で、さぞかし地元のものにあふれた生活をしていると思われるかもしれませ

んが、意識しないと、ここが大事なんですけれども、意識しないと、おおよそ食べるものの半分は地元以外です。他県のものであり、他国のものでもあります。それはなぜかという、直販所は別でしょうけれども、スーパーやコンビニ、その他の店舗で農産物を購入する際には、他県、他国のものが大分あるからにはほかなりません。価格重視の社会に対して、果たしてこれでいいのかと疑問を持っています。健康面への影響、そして農業の社会的地位が落ちることへの影響を心配しています。

農業地帯の人間でさえ、地元のものを口にすることが少なくなっています。つまり、地元産のものとのつながりが薄れてきています。農産物とのつながりが薄れるということは、農家とのつながりが薄れることを意味します。農家とのつながりが薄れるとどうなるか。農家の思いや苦勞、生きざまもあります、それらを知る機会がなくなっていく。そうすると、農家を大事にしない社会になり、我々の体をつくっているのは食べものにほかなりませんので、食べものを大事にしない社会になります。一言で言うなら、命を大事にしない社会になってしまいます。

これは私が住む島原半島に限らず、グローバル化の流れの中で、日本人が農業とのつながりが薄れ、命を大事にしない方向に向かっていると思っています。これからは、グローバル化ではなく、ローカル化が大事だと考え、私は行動をしています。

誤解を生みたくないのが、我田引水で、我が地域に農業予算をと、ということよりも、日本全体の未来を考えた時に、農業とのつながりを見直す必要を私は大きく感じています。つながりをどう育んでいくのかが今後重要だと考

え、それを「知」という漢字を使って「知産知消」と表現をしました。

県が推進している所得を上げる取組、大事です。知事の肝入り。一方で、同じように大事で、欠落している点が、農家の社会的地位を上げる取組です。これが県にはありません。というか、国にもありません。

どうやって社会的地位を上げるか。それはシンプルでありまして、農家の物語を伝えることです。地方の食の物語を見える化することです。もっと大きく言うなら、地方の物語を可視化することです。見える化をして共感を育むことがスタートであり、共感からつながりが生まれると考えております。

見える化には、映像を使った手法、写真を使った手法、文章を使った手法等あると思います。今、こういった取組をしている非営利団体が出はじめています。私は、そこに行政として関わり、歩調をともしたいと考えています。CSAはその一例かもしれません。CSA（コミュニティ・サポーター・アグリカルチャー）、これは小規模で顔と名前が一致する、つながりを再構築していく一つの具体例でありまして、世界的に広がっています。食の物語を可視化する。どうか今後の農林部の施策形成における視点として持っていただければ幸いです。

私も、私にできることをこれから新しい仕掛けとして地元でやっていきます。県の皆さんにご指導いただきながら意見交換させていただければ幸いです。

有機農業の推進であります、つい1カ月前ですが、私も先進地に行って、いろんな取組をしていることを学びました。その点、長崎県は進んでいるとは決して言えません。

その一部分を紹介しますが、先進地独自の認

証制度をつくっているところ、そしてまたオーガニックイベントを開催しているところ、映画をつくって上映されているところ、収穫体験の実施をされている、そしてまた乳幼児健診で食育並びにPRをされていること。

その取組の幅広さに驚きまして、このことを県にお伝えして、農林部も先進地に独自に行っていただきました。鹿児島に行っていたいただいと聞いて、これも事前にいろいろ議論を交わして、早速行っていただいたなと感謝しています。

今度は、答弁にも少しありましたが、目標を掲げて具体的な行動を起こしていただきたい。その具体的な行動を期待していますので、部長、再答弁をお願いします。

○議長(八江利春君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 有機農業につきましては、環境と調和した農業形態として、その上に、最近では若い方々も、これに取り組みたいという方も多くなっている農業形態でございまして、これもしっかりと進めなければいけないと考えているところでございます。

こういった中で、先ほど、取組を説明しましたが、私どもも他県の取組を調査する中で、議員からもいろんな情報をいただく中で、まだまだ新しい取組というものがあるということもわかったところでございます。

そういった中で、生産者の皆様方としっかり議論をしながら、こういった取組をやるのかということも、まずは生産者の皆様方が、それに取り組む意欲があるかどうか、そういったことが大事なんじゃないかと思っているところでございますので、そういう先進事例を提供しながら、皆様方と議論をしてまいりたいと考えております。

○議長(八江利春君) 松島議員—9番。

○9番(松島 完君) ありがとうございます。

知事の成果のところで、世界遺産について触れていただきました。このことも私の持論をまず少し述べたいと思います。

世界遺産はしっかり進めて、今度こそという思いでおりますので、しっかりこれをやっていただく上で、もう一つ、私がどうしてもこの場で申し上げたいことがあります。

国際日本文化研究センター准教授の磯田道史先生が、NHKの番組で「島原の乱」について語っておられまして、私はとても引きつけられて、以後、この磯田先生の著書のほとんどに目を通しました。

まず、磯田先生の言葉を引用します。

江戸時代260年は今の日本の素地を形づくった時代です。歴史家として確信しますが、落とした財布が世界で一番戻ってくる日本、自動販売機が盗まれない日本、リテラシーの高い日本人、これらは明らかに徳川の平和の中ででき上がったものです、と述べています。

今の日本の平和の礎は、江戸時代にあると磯田先生は述べられているのですが、その江戸時代のことを丁寧に見ていきますと、初期の頃は、領主が領民の命を平気で奪う時代でありました。それを一つ証明するものとして、ポルトガルの宣教師ルイス・フロイスが言葉を残しておりまして、日本では人殺しは普通のことであると述べています。恐ろしい世の中ではありますが、残酷さは普通でありました。これは何も島原半島に限らず、日本全国、領民は、常に暴力にさらされ、領主の武力によって抑え込まれていました。いわば、暴力政治ですね。

しかし、「島原の乱」で徳川幕府や大名たちは、幕府側の代償がととてもとても大きく、国の統治に関わる基本的な考えを改めざるを得なく

なります。暴力政治がとてつもなく代償が大きかったということを幕府自身を知ることにになります。

以後、武士のあり方を変えるために、4代將軍家綱政権では、浪人を一斉摘発し、治安の維持に努めます。これはいわば暴力の排除です。5代將軍綱吉政権では、「武家諸法度」という法をつくります。これはこれまでの武家の価値観を大きく変えるもので、武力による統制ではなく、忠孝や礼儀による秩序維持を第一としています。これは暴力政治がだめだということを武士に対してメッセージを出した法律です。そして、綱吉は、この武士に対するメッセージと同時に、庶民にも新たな価値観を浸透させました。それが「生類憐みの令」です。これは一言で言うなら、生きとし生けるものを大事にしようという一般の方々に向けた法令です。

○議長（八江利春君） 松島議員に申し上げますが、通告外のものであるみたいだけれども、それで分割方式は既にもう終わったんじゃないかと思うんですけれども、まだ続けるんですか。

○9番（松島 完君） 1番の再質問です。

○議長（八江利春君） もう戻ることはできないから、最後のところで。

○9番（松島 完君） 議長、すみません、事前に確認をしまして、戻る分は……。〔発言する者あり〕

○議長（八江利春君） そういうことで、分割は一旦終わるとすれば、区切っていただきたいと思いますけれど。

○9番（松島 完君） 一旦終わらせて、また戻ってきてまして。〔発言する者あり〕

○議長（八江利春君） それでは、時間も余りあれですから、早く。〔発言する者あり〕

○9番（松島 完君） 何かものすごくいいとこ

ろで止めていただきまして、〔笑声・発言する者あり〕議長、そして知事、執行部の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

私、お伝えしたいことは、今の日本の平和は、「島原の乱」がきっかけなんです。これを磯田先生が検証されて、正確に述べられております。私、このことに大変感激を覚えておりまして、磯田先生は、明治維新が大きな日本の転換期であったとよく言われるが、そうではなくて、この江戸時代初期に起こったことが日本の平和の礎の大きな転換期だとおっしゃられています。つまりは、日本における「島原の乱」が与えた影響のはかり知れなさ、これが当時、日本の中で田舎も田舎、西の果てである南島原市の村人が命をかけて戦って勝ち取ったものが、命を大事にする政治です。

このことに私は感謝をしたいですし、発信したいし、誇りたいし、私が申し上げたいことは、世界遺産のストーリーにも大変感動します。もう一方、日本を変えた、命をかけて戦って、命を大事にする政治を南島原市から徳川幕府の考えを変えさせたという、この誇るべきストーリーを県とともに発信していきたいのです。それを申し上げたかった。

事前に私も議長に相談しておけばよかったですが、この議場最後の一般質問者として、何よりも南島原市の未来、そして長崎県の未来をしっかりと見据え、実行し、ここにいる皆様とともに全力で頑張っていきたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（八江利春君） 以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

次に、さきに上程いたしました第83号議案乃至第100号議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いた

します。

次に、第3号請願「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願」外2件が提出されておりますので、これを一括して上程いたします。

ただいま上程いたしました請願につきましては、お手元の請願付託表のとおり、文教厚生委員会及び農水経済委員会に付託いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますようお願いをいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より12月19日までは、委員会開催等のため本会議は休会、12月20日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時44分 散会 —

第 24 日 目

平成29年11月定例会

平成29年12月20日

議 事 日 程

第 24 日 目

-
- 1 開 議
- 2 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
- 3 意見書上程、質疑・討論、採決
- 4 議員派遣第69号上程、質疑・討論、採決
- 5 議会閉会中委員会付託事件の採決
- 6 閉 会

平成29年12月20日（水曜日）

出席議員（45名）

1番 宮本法広君
2番 麻生隆君
3番 吉村正寿君
4番 坂本浩君
5番 里脇清隆君
6番 近藤智昭君
7番 大場博文君
8番 山口経正君
9番 松島完君
10番 友田吉泰君
11番 堀江ひとみ君
12番 川崎祥司君
13番 深堀浩君
14番 山田朋子君
15番 宅島寿一君
16番 ごうまなみ君
17番 山本啓介君
18番 前田哲也君
19番 外間雅広君
20番 山本由夫君
21番 吉村洋君
22番 大久保潔重君
23番 中島浩介君
24番 西川克己君
25番 浅田眞澄美君
26番 中村和弥君
欠番
28番 山田博司君
29番 久野哲君
30番 渡辺敏勝君
31番 吉村庄二君
32番 下条ふみまさ君
33番 瀬川光之君

34番 坂本智徳君
35番 橋村松太郎君
36番 高比良元君
37番 徳永達也君
38番 中島廣義君
39番 溝口芙美雄君
40番 中山功君
41番 野本三雄君
42番 小林克敏君
43番 田中愛国君
44番 三好徳明君
45番 宮内雪夫君
46番 八江利春君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
副知事 濱本磨毅徳君
副知事 里見晋君
総務部長 吉浜隆雄君
県民生活部長 木村伸次郎君
環境部長 太田彰幸君
福祉保健部長 沢水清明君
企画振興部長 古川敬三君
文化観光国際部長 松川久和君
土木部長 岩見洋一君
農林部長 加藤兼仁君
水産部長 坂本清一君
産業労働部長 平田修三君
危機管理監 豊永孝文君
福祉保健部 永松和人君
こども政策局長 野嶋克哉君
会計管理者 山口雄二君
交通局長 山本敏晶君
企画振興部政策監 柿本秀則君
文化観光国際部政策監 田代秀則君

産業労働部政策監	山 下 和 孝 君
教 育 委 員 会	池 松 誠 二 君
教 育 長	永 淵 勝 幸 君
選挙管理委員会委員長	石 橋 和 正 君
代表監査委員	星 野 孝 通 君
人事委員会委員	川 添 忠 彦 君
公安委員会委員	國 枝 治 男 君
警 察 本 部 長	辻 亮 二 君
監査事務局長	寺 田 勝 嘉 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	本 田 道 明 君
教 育 次 長	古 謝 玄 太 君
財 政 課 長	伊 達 良 弘 君
秘 書 課 長	荒 木 秀 君
警察本部総務課長	黒 崎 勇 君
選挙管理委員会書記長	

議会事務局職員出席者

局 長	山 田 芳 則 君
総 務 課 長	高 見 浩 君
議 事 課 長	篠 原 みゆき 君
政 務 調 査 課 長	本 田 和 人 君
議 事 課 長 補 佐	増 田 武 志 君
議 事 課 係 長	小 柳 正 典 君
議事課主任主事	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(八江利春君) ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

吉村 洋委員長—21番。

○総務委員長(吉村 洋君) (拍手) **【登壇】** おはようございます。

総務委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第85号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」ほか7件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、警察本部の所管事項について、統合後の稲佐警察署の庁舎の活用に関し、新長崎警察署と統合し、警察以外の公共利用、または売却をすることであるが、どのような経緯でこの方針に至ったのかとの質問に対し、半径500メートルの範囲内に警察本部の新庁舎があり、新長崎警察署も、この地区に建設する予定であるため、公共施設の最適な配置という点から、今回の方針に至ったものであるとの答弁がありました。

これに対し、稲佐警察署は、建設からまだ20年も経過しておらず、公共施設の配置計画としては非常に無駄が多いと指摘せざるを得ない。施設建設のあり方については、長期的な展望で検討してもらいたいとの意見がありました。

次に、文化観光国際部の所管事項について、国際航空路線の誘致に関し、福岡空港は既に混雑空港であり、近隣の空港の年間発着回数については、鹿児島空港が6万6,000回、宮崎空港、熊本空港が4万2,000回であるのに対し、長崎空港は地方空港の中で最大級の滑走路を持ち、騒音問題もない海上空港であるが、発着回数は3万2,000回と、まだ余裕がある。国際航空路線を誘致する際、このような長崎空港のメリットについてもアピールすべきだと思うがどうかと

の質問に対し、現在においても、海上空港としてのメリットや、そのメリットを活かして24時間化を目指していることも伝えながらセールス活動を行っている。今後も、長崎空港の24時間化の所管部署である企画振興部と連携し、情報発信しながら国際航空路線の誘致を行っていくとの答弁がありました。

次に、世界遺産受入体制整備の状況に関し、登録を目指している「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の平成29年度の受入体制整備については、モニターツアー等で抽出された課題に対して、いまだ検討中の項目がある。来年夏の登録審査を控え、受入体制整備の取組が遅れているのではないかとこの質問に対し、バスツアーなどの周遊コース開発の取組については、実際に運行開始されているものもある。また、今後の取組予定としている項目についても、来年の登録を見据えて、既に具体的な整備に取りかかっている事業もあり、一部課題は残っているものの、一定の進捗が図られているものと認識しているとの答弁がありました。

次に、企画振興部の所管事項について、V・ファーレン長崎のJ1昇格に関し、生じる課題について、どのように対策を講じていくのかとの質問に対し、最大の課題である交通渋滞については、自家用車の利用を控えて、公共交通機関へ転換していくことが必要と考えており、12月11日に、J R九州長崎支社長に臨時駅設置の検討をお願いした。また、来シーズンの開幕に向けて、V・ファーレン長崎や諫早市、交通事業者等との交通対策について協議したいとの答弁がありました。

これに関連し、Jリーグは、年間の試合日程や対戦相手もあらかじめ決まっており、混雑の予測ができるのではないかと。また、周辺の交通

対策を主導していくのはどこになるのかとの質問に対し、試合日程により、ある程度の予測はできると考えている。交通対策については、V・ファーレン長崎が主体となるが、交通渋滞は市民生活に重大な影響を及ぼすとともに、V・ファーレン長崎のマイナスイメージにもなりかねないので、諫早市ばかりではなく、県も積極的に関わりたいとの答弁がありました。

これに対し、主体となるべきは民間であるが、環境や枠組みをつくるのが県の仕事であり、地域活性化のために早急な取組を期待するとの意見がありました。

次に、長崎駅周辺整備に関し、県、長崎市、J R九州、鉄道・運輸機構でそれぞれ事業を行っているが、長崎駅周辺エリアの整備に係る全体の指針である「長崎駅周辺エリアデザイン指針」が、各事業の中で活かされていないのではないかとこの質問に対し、駅周辺の魅力を高めるために共有すべき方針、基本的考え方、目指すべきデザインの方向性を定めるものとして指針を策定しており、また、駅周辺の中でも、駅舎や駅前広場、鉄道の高架化、土地区画整理区域内の街路については整備する時期も近いことから、長崎駅舎・駅前広場等デザイン検討会議を設け、指針を踏まえた基本計画を策定し、この計画に沿って整備を行っているとの答弁がありました。

これに対し、指針や基本計画では、「長崎駅は、世界にも類を見ない、海に開かれた駅という特徴を有している」とされ、新県庁舎と新警察本部との間の駐車場棟の高さを抑えることで、駅のホームから長崎港が臨めるようになっている。一方、現在の駅舎のデザインでは、その特徴がほとんど活かされていない人の動線になっており、特徴的な長崎駅周辺エリアデザインと

というのが活かされないまま、それぞれの都合が優先しているとの印象があるが、どのように考えるかとの質問に対し、指針や基本計画で示した整備の考え方に沿って協議しており、現在クリアできない課題があるものの、将来に向けて解決すべきものとして、今後も引き続き検討していきたいと考えるとの答弁がありました。

次に、総務部の所管事項について、庁舎清掃業務委託契約の入札に関し、落札額は、他の業者の入札額と比べ、かなり安い金額であるが、仕様書どおりの業務が実行できるのかとの質問に対し、この入札については、WTOの基準により最低制限価格を設定できないものであるが、入札希望金額が予定価格の3分の2を下回ったため、地方自治法施行令の準用により、落札決定を一旦保留し、最低応札者のヒアリングや積算内訳の確認を行った結果、履行可能と判断したものであるとの答弁がありました。

これに対し、この価格では品質が下がるのではないかと懸念する声もあり、当事者のみのヒアリングではなく、県独自の取組として、第三者の評価を取り入れることはできないかとの質問に対し、落札業者は、他の県有施設においても実績があり、品質も保持できると考えるが、第三者による評価については、県の入札制度全体に関わることから、関係部局とも協議しながら、他県の状況も踏まえ、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、危機管理監の所管事項について、長崎県国民保護共同訓練に関し、県内自治体の参観が少なかったようであり、県内自治体の危機感が薄いのではないかと思うが、今後の取組についてはどのように考えているかとの質問に対し、当日は、実施訓練を行った3カ所で、合計12の県内自治体が参観しており、今回の訓練につい

ては、参観した自治体等も含め、アンケートを実施しているので、訓練の概要、成果と併せ、アンケートにより抽出された課題等を県内自治体へ周知し、避難訓練等に取り組んでもらうよう促していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、別途、本委員会から、「特定複合観光施設区域整備について」及び、「海上保安体制の強化について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしく願いいたします。

以上のほか、一、和解及び損害賠償の額の決定について、一、獣医師の初任給調整手当について、一、教職員の勤務環境について、一、台湾からの航空路線の誘致について、一、クルーズ船の受け入れについて、一、県庁舎跡地活用について、一、原子力安全連絡会の開催について、一、予算編成についてなど、総務行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（八江利春君） この際、念のため申し上げます。

本委員会と文教厚生委員会に分割して付託いたしておりました第100号議案「知事及び副知事に対する退職手当支給に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、文教厚生委員長の報告終了後に、一括して審議することいたします。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八江利春君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八江利春君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

山本由夫委員長—20番。

○文教厚生委員長（山本由夫君）（拍手）〔登壇〕 おはようございます。

文教厚生委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第86号議案「長崎県国民健康保険条例」ほか1件、及び請願2件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案については、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、第3号請願「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願」及び第4号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」につきましては、起立採決の結果、不採択とすべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第86号議案の「長崎県国民健康保険条例」について、国民健康保険事業を都道府県化するメリットと課題、及び課題解決のための対策はどのように検討しているのか。また、現在、市町が管理している基金はどうなるのかとの質問に対し、メリットとしては、運営規模が大き

くなるため、財政基盤が安定することが挙げられる。課題の一つである市町間の保険料収納率の格差については、収納率向上のため従来から実施している徴収職員向けの研修に加え、今後は効率的な徴収事務に向け、県もこれまで以上に一緒に取り組んでいきたい。また、基金については、引き続き、市町で管理することとなるとの答弁がありました。

また、これに関して、国民健康保険事業の都道府県化により、県の財政への影響はないのか。また、一元化していく中で、市町によって保険料と保険税があるのは平等性に欠けると考えるがどうなるのかとの質問に対し、県が財政運営の責任者となるが、必要な費用は国費や市町からの納付金で賄うため、県の財政に影響はない。また、現在は県内21市町のうち、19団体は保険税で、2団体は保険料となっている。「税」と「料」では保険料徴収の消滅時効等が異なるため、将来、保険料を一本化する際は、どちらかに統一したいとの答弁がありました。

次に、各部局の議案外の所管事項で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、総務部関係について、長崎県立大学の学部学科再編に関し、平成28年度から、日本初の「情報セキュリティ学科」を設置したが、その目的は何か。また、卒業生を県内に定着させるための方策はどのように検討しているのかとの質問に対し、日々、情報化が進む中でサイバー攻撃への対策が重要となっており、また、IoTなどが進展する中、不足する情報セキュリティ技術者を育成するために設置したものである。また、卒業生の県内定着のため、長期インターンシップにより県内企業のよさを学生が実感するとともに、県内企業が高機能の学内演

習室を活用し、学生と交流することにより、県内企業への就職意欲を高めていきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会関係について、教職員の不祥事防止対策に関し、本年度の傾向として、管理職の不祥事が増えている。管理職選考試験については、推薦方法等を見直すべきではないか。また、服務規律向上推進のモデル校を指定し、徹底して取り組んでみてはどうかとの質問に対し、管理職の任用については、いただいた意見を踏まえ、適切に選考ができるように検討したい。また、服務規律の向上については、提案の趣旨に沿った取組を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、教員の長時間勤務対策に関し、熊本県では客観的に勤務時間を把握するため、来年度からタイムカードの導入が予定されているが、長崎県では働き方改革の視点から、教員の勤務時間管理について、どのように考えているのかとの質問に対し、現在は自己申告制であるが、8月に中央教育審議会でもとめられた緊急提言を踏まえ、今の方法に加えて何かできないか検討しているところであるとの答弁がありました。

次に、こども政策局関係について、待機児童対策に関し、県内で待機児童が多い市町はどこか。また、そうした市町はどのような解消策を講じているのかとの質問に対し、平成29年4月時点で、待機児童が一番多いのは大村市で99名、次いで長崎市が76名である。最も多い大村市では、保育所等を7カ所整備することにより、定員が124名から最大で315名程度増える予定であるとの答弁がありました。

これに対し、保育所等を増やしても、保育士が不足している。保育現場の改善に向け、特に、現在働いている保育士の負担軽減につながるよ

うな取組が重要と思うが、今後、どのような対策を講じるのかとの質問に対し、各園が必要とする保育士数を確保するため、例えば、保育士の子どもの優先入所や補助員の雇い上げなどの職場環境整備のほか、保育現場の働き方改革を進めるため、経営者の意識を高めていきたいとの答弁がありました。

最後に、本委員会から、別途「国民に必要な医療・介護を提供するための適切な財源確保等について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上のほか、一、グローバルな視点での県立大学の運営について、一、第三期長崎県教育振興基本計画について、一、主権者教育について、一、旧有馬商業高等学校跡地の処分について、一、健康寿命の指標の捉え方について、一、自殺者対策の数値目標の考え方について、一、ココロねっこ運動について、一、長崎県総合計画チャレンジ2020の最終目標達成に向けた取組についてなど、教育及び福祉保健行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(八江利春君) お諮りいたします。

本委員会と総務員会に分割して付託いたしておりました第100号議案を含め、各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(八江利春君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第86号議案「長崎県国民健康保険条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八江利春君） 起立多数。

よって、第86号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第3号請願「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願」について、採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八江利春君） 起立多数。

よって、第3号請願は、不採択とすることに決定されました。

次に、第4号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」について、採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八江利春君） 起立多数。

よって、第4号請願は、不採択とすることに決定されました。

次に、第100号議案について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八江利春君） ご異議なしと認めます。

よって、第100号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、環境生活委員長の報告を求めます。

ごう委員長—16番。

○環境生活委員長（ごうまなみ君）（拍手）【登壇】 おはようございます。

環境生活委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第93号議案「公の施設の指定管理者の指定について」ほか4件であります。

各議案を慎重に審査いたしました結果、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第93号議案「公の施設の指定管理者の指定について」に関し、県民ボランティア活動支援センターの指定管理者の選定理由の一つに「発展、改善にも期待できる」とあるが、具体的にどのようなことかとの質問に対し、指定しようとする法人は、NPOを支援するために設立されたNPO法人であり、市民活動並びに法人の資金不足、人材不足等の問題に対して、個別に指導や助言を行うことができ、また、他県のNPO法人や企業に対するネットワークを持っていることからボランティア活動の支援に加え、県内NPO法人の体力強化の側面で支援の強化ができるものと考えたとの答弁がありました。

次に、第96号議案「公の施設の指定管理者の指定について」に関し、総合運動公園の指定管理の選定理由に各種イベント等新規提案の評価とあるが、具体的な提案はどのようになっているのか。また、県負担金の縮減のため、駐車場を有料化することで、管理運営費を賄うことができると考えるが、検討はできないかとの質問に対し、提案内容については、大規模な大会の誘致や地域のウォーキングラリー、高齢者に対する健康講座、スポーツ講座の企画・開催等を通して利用者増を図る計画となっている。また、

駐車場の有料化については、健康増進、スポーツ振興の観点から利用者の負担も考慮すべきである。一方で、イベント系観戦への利用については、別の観点もあるため、利用状況や利用者の声など、いろいろな要素を総合的に議論し、検討していく必要があるものと考えているとの答弁がありました。

これに対し、ぜひ、駐車場のあり方について議論していただき、加えて、指定管理の中で事業収入をさらに伸ばしていく取り組み方について考えてもらいたいとの意見がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、土木部の所管事項について、長崎県賃貸住宅供給促進計画の策定に関し、今回の新たな住宅セーフティネット制度では、登録住宅へ国から改修費補助等支援策があるが、空き家バンクに登録されている住宅も登録することができるのか。また、供給目標量2,500戸を達成するため、どのような取組を行うのかとの質問に対し、重複して登録は可能であるが、新たな住宅セーフティネット制度については、住宅確保要配慮者に限って住宅を提供することが条件となるため、入居対象者が限定されることになる。

また、この制度に登録した場合、全国の情報提供システムに住宅の情報が掲載され、全国の住宅確保要配慮者に向けたPRができるため、住宅の賃貸が進むといったメリットもあるので、そういった点を強調しながら住宅の登録を促し、住宅確保要配慮者とのマッチングを図ってまいりたいとの答弁がありました。

これに対し、この制度は、特に子育て世帯、新婚世帯、単身者等に活用してもらうことにより、人口減少対策として一定の効果が出てくるものと考えている。そのためには、高校、大学、

新規就業者採用を予定している企業、あるいは不動産業者等に対する周知にも取り組んでもらいたいとの意見がありました。

次に、環境部の所管事項について、「長崎県災害廃棄物処理計画（素案）」に関し、県内の市町に対し、災害廃棄物処理計画策定を求めるに当たっては、県の処理組織体制も具体的に提案すべきではないかとの質問があり、市町へは、計画策定のためのマニュアルを今年度作成するので、その中で示したいとの答弁がありました。

これに関連し、仮設トイレの必要基数及びし尿の発生量の推計に関して、実際の災害の現場において、災害発生直後は携帯トイレの活用が有効であると考えられるため、携帯トイレの備蓄についても検討してもらいたいとの意見がありました。

次に、県民生活部の所管事項について、県の政策・立案における統計の活用に関し、県の施策を継続かつ効果的に実施していく上で重要なのが進捗状況の検証であり、その指標となるのが統計である。また、統計は、各部局が事業として企画・立案する際のベースとなるため、統計の内容をより理解し、分析を行い、部局との協議にも取り組んでいく必要があると思われるが、統計課として、どのように考えるのかとの質問に対し、現在、各部から統計課に求められていることとして、十分な情報提供、要因分析に関する助言、研修への支援といったものがあり、今後どのような対応ができるのか検討を進めているところである。まずは、基礎的な統計をしっかりと実施するとともに政策・立案につながるよう、各部局の下支えを行える環境をつくっていききたいとの答弁がありました。

次に、交通局の所管事項について、次期ICカード（ニモカ）の導入に関し、長崎バスグ

ループが、「独自の地域ＩＣカードを導入する」との発表があり、将来的に長崎スマートカード廃止後、長崎市を中心にニモカと独自の地域ＩＣカードが存在することになる。このため、長崎バスグループでは、ニモカについても使えるようシステム対応するとともに、ニモカ導入事業者に対し、独自の地域ＩＣカードが使えるよう環境整備を要請するとの報道があっているが、県民の利便性向上の観点から相互利用ができるようにすべきではないかと思われる。このことについて県営バスはどのように考えているのかとの質問に対し、現時点では、長崎バスグループから県バス協会や各事業者に対して要請や内容の説明は行われておらず、要請等があれば、県のバス協会の次期ＩＣカード準備委員会で検討していく必要があると考えている。

そもそも、次期ＩＣカード導入を検討する当初の時点から、独自の地域ＩＣカードについては、ニモカなど全国カードの利用が可能となることを前提としたものとして提案がなされており、全国カードを持っていれば、独自の地域ＩＣカードの区域内でも利用が可能となることから、利用者の利便性が大きく損なわれることはないと考えている。

また、ニモカ導入事業者側に独自の地域ＩＣカードが使えるようにするには、システム改修等々相当な初期投資及び維持管理に係るランニングコストに加え、データを二重に管理する必要があるなどの課題が想定されるとの答弁がありました。

以上のほか、一、幹線道路の整備について、一、橋梁長寿命化計画について、一、地球温暖化対策について、一、女性の活躍推進について、一、県営バス次期中期経営計画の策定についてなど、環境生活行政全般にわたり活発な論議が

交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、環境生活委員会の報告といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（八江利春君） お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八江利春君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八江利春君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

大久保委員長—22番。

○農水経済委員長（大久保潔重君）（拍手）〔登壇〕 農水経済委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第98号議案「公の施設の指定管理者の指定について」ほか1件であります。

各議案を慎重に審査いたしました結果、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、第5号請願『「産業人材育成奨学金返済アシスト事業」の拡充を求める請願』につきましては、不採択とすべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第98号議案及び第99号議案の「公の施設の指定管理者の指定について」に関し、指定

管理者の選定に当たり、指定管理者選定委員会の委員と応募者との利害関係を確認すべきではないのかとの質問に対し、委員選定については、公平性の観点から選んでいる。応募があった後に、選定委員と応募者との利害関係を確認することについては、全庁的な取り扱いの問題であるため、関係課と協議していきたいとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事項で論議がありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、太平洋クロマグロの漁獲規制に関し、定置網に入ったクロマグロの放流の実態把握と指導を今後どのように行っていくのかとの質問に対し、定置網漁業者に対して、最大限の放流努力をしていただくよう指導しており、定置網から放流する技術については、様々な情報収集を行い、各定置網漁業者に提供している。

また、総合水産試験場を中心に各地で漁業者に対し勉強会を実施し、クロマグロを逃がす方法について普及活動を行っているところであるとの答弁がありました。

これに関連し、国の規制により漁業者の操業に負担が生じていることから、国に対して支援策を強く求めてもらいたいとの要望がありました。

次に、びわの種子のシアン化合物について、12月6日に農林水産省が発表した「びわの種子の粉末は食べないようにしましょう」という注意喚起について、県には国から事前情報は入ってなかったと聞いているが、長崎県はびわの有名な産地であり、このことが風評被害につながることも考えられるが、県としてどのように捉えているのかとの質問に対し、国が県に事前情報を流す前にホームページに掲載したのは大変遺憾なことであり、国へは風評被害対策につい

ての申し入れをしているところである。

現在まで国から回答は届いていないが、県としては、県内にどのような加工業者や流通があるかの調査を進めており、国からの回答があり次第、県内の加工業者等に情報提供するための準備をしているとの答弁がありました。

これに関連し、風評被害を防ぐ上でも、熟したびわの果肉を食しても安全だということを消費者に訴えることが大事であり、多くのびわ農家を守っていただきたいとの要望がありました。

以上のほか、一、県内企業の海外展開支援について、一、食料品製造業の振興について、一、長崎県漁業公社の運営について、一、諫早湾干拓農地の排水対策についてなど、農水経済行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（八江利春君） お諮りいたします。

各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八江利春君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第5号請願『産業人材育成奨学金返済アシスト事業』の拡充を求める請願について、採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八江利春君） 起立多数。

よって、第5号請願は、不採択とすることに決定されました。

次に、各議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八江利春君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、予算決算委員長の報告を求めます。

野本委員長—41番。

○予算決算委員長（野本三雄君）（拍手）〔登壇〕 おはようございます。

予算決算委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託された案件は、第83号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」ほか1件でございます。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、文教厚生分科会では、児童措置費に関し、支援の内容や対象者数及び積算の根拠はどのようになっているのか。また、本県では、初の取り組みなのかとの質問に対し、事業内容は、児童養護施設等の入所者で20歳になり措置解除となった後も生活支援等が必要な場合に、引き続き22歳になる年の年度末まで支援を行うもので、今年度の対象予定者2名分の所要額を補正予算として計上したものである。また、国の新規事業で、県としても初の取り組みであるとの答弁がありました。

次に、環境生活分科会では、ゼロ県債の設定に関し、今回、国交付金事業及び県単独事業で

来年度予算化する事業を今年度前倒し発注可能とするため、債務負担行為を設定する、いわゆるゼロ県債についてであるが、これにより、年間の工事発注の平準化を図ることは、一定の評価をするところであるが、箇所配分について、地域のバランスは考慮されているのかとの質問に対し、ゼロ県債の設定においては、地域バランスや事業用地、工事設計のストック等を考慮しながら、年度内の前倒し発注が可能な箇所を選定しているが、今年度当初の国からの予算内示で、特に離島地区が低かったこともあり、離島地区の工事量の安定化を図るため、積極的に離島地区の掘り起こしを行ったところであるとの答弁がありました。

これに対し、県内全体が活性化できるよう、地域の平準化に重点を置きながら、ゼロ県債の設定と執行に取り組んでもらいたいとの意見がありました。

次に、農水経済分科会では、工芸作物振興対策費に関し、長崎玉緑茶の知名度向上及び消費拡大を図るためのPR活動の支援とあるが、県内各地にお茶の産地がある。そのPR活動はどのように行うのか。また、将来的な目標はどのように考えているのかとの質問に対し、本県では、そのぎ茶や県内全域で蒸し製玉緑茶が作られている。県内全域の玉緑茶を「長崎玉緑茶」としてPRしていくこととしている。

首都圏においては、「長崎玉緑茶」としての知名度が低いため、今回の全国茶品評会出展を機に、つながりができた茶商を通じ、「長崎玉緑茶」を首都圏で販売する足がかりを作っていくとともに、県民の方に県産のお茶を飲んでいただき、県内での県産茶のシェアを高めていきたいとの答弁がありました。

これに対し、お茶を粉末にしたものを材料と

した製品が開発されているが、「長崎玉緑茶」を活かした商品開発にも取り組み、知名度アップを図ってもらいたいとの意見がありました。

以上のほか、予算全般に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（八江利春君） お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八江利春君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八江利春君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、お手元に配付いたしております「動議件名一覧表」のとおり、各委員会から、政府・国会等あて、意見書提出の動議が提出されておりますので、これを一括して議題といたします。

これより、総務委員会提出の「特定複合観光施設区域整備について」、質疑・討論に入ります。

堀江議員—11番。

○11番（堀江ひとみ君）〔登壇〕 日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま、議題となりました意見書「特定複合観光施設区域整備について」は、以下の理由で反対いたします。

本意見書は、刑法が禁じた賭博を、特別に認

める地域として、長崎県を認めてください、長崎県だけカジノを解禁してくださいという内容です。

その理由として、ハウステンボスに特定複合観光施設（IR）を導入することによって、長崎県が、ひいては北部九州の地域経済が活性化すると確信しているからというのです。

反対する第一の理由は、県民が望んでいないからです。

今年4月、長崎経済研究所と長崎新聞社の調査が公表されました。カジノを中心とする統合型リゾート施設（IR）について、佐世保市のハウステンボスに誘致すべきと考えているのは、佐世保、長崎、両市民の19.9%、2割に満たないというのです。「誘致すべきでない」、「どちらとも言えない」を合わせると8割に上ります。

誘致への反対理由として、ギャンブル依存症や治安悪化の懸念に加え、「家族連れで訪れるハウステンボスにふさわしくない」、「マカオやシンガポールなどの先進地に太刀打ちできない」との声が挙がっています。

第2に、カジノで地域経済が活性化するとの確信は、全く根拠がないと思うからです。

今月15日、政府の特定複合観光施設区域整備推進本部、いわゆるカジノ推進本部は、さきに取りまとめた日本のカジノの制度設計の素案に対する一般からの公募意見の概要を公表しました。全国9カ所で開いた公聴会で出された意見も含め、7,049件の意見が寄せられています。

「経済効果は期待できない」、「青少年の健全育成への対策が十分でない」など、否定的な意見が多数並んでいます。

寄せられた意見で最も多かったのは、「カジノの存在を前提とせず、既存の観光資源を活かした観光振興を図るべき」が1,251件、「経済効

果は期待できない」、1,151件、カジノ解禁そのものに反対する意見は829件に上っています。

政府のカジノ推進本部のパブリックコメントでも、「経済効果は期待できない」との意見が多数出されているからです。

さらに、日本弁護士連合会は、今年8月に、『観光先進国の実現』という名のもとにカジノを解禁することには反対」との意見書を公表しています。

カジノを解禁することにより、経済効果がもたらされるのかどうかについては、何らかの検証がなされていない。むしろ、日本弁護士連合会が開催した集会、シンポジウムでは、カジノを設置した自治体周辺の人口が減少した韓国の例や、I R型カジノの倒産が相次いでいるアメリカ・アトランティックシティの例などから、かえって地域経済への回復しがたいダメージを与える懸念が大きいといったことが明らかになっているとしています。

カジノを解禁することにより、経済効果が確実に実現できるなどと安易に考えることはできません。

カジノ・イコール賭博を活用して、地域経済を活性化しようというのは、本末転倒です。カジノに頼る経済活性化策ではなく、中小企業への支援、本県地場産業、第1次産業への支援、産業振興に力を尽くすことを求めます。

カジノを起爆剤とする観光ではなく、長崎県ならではの地形、食べもの、歴史を活かし、地に足をつけた観光行政を求めます。

以上、意見書、反対討論といたします。

○議長(八江利春君) 吉村 洋議員—21番。

○21番(吉村 洋君)〔登壇〕 自由民主党・県民会議の吉村 洋でございます。

会派を代表いたしまして、「特定複合観光施

設区域整備に関する意見書案について」、賛成の立場で意見を申し述べ、議員各位のご賛同をいただきたいと存じます。

特定複合観光施設、いわゆるI Rについては、皆様方ご周知のとおり、昨年12月に推進法が成立・施行され、現在、来年の通常国会での実施法成立を目指し、政府におきまして検討が進められているところでございます。

I Rの整備は、東京－大阪間のゴールデンルートに集中する外国人観光客に対し、地方への新たな人の流れを生み出す力を有するものであり、古くから海外との交流の窓口として発展し、観光立県長崎の実現を目指す本県にとりまして、まさに県勢浮揚に向けた千載一遇のチャンスであります。

これまでも、本県では、インバウンド集客に力を入れてきたわけでありましたが、東アジアに近く、世界遺産をはじめ、質の高い、数多くの観光資源を有している本県が、さらなる高みを目指すためには、I R導入が大変有効であると考えております。

観光産業をはじめ、関連産業の持続的な発展や雇用の創出など、地方の創生にも大きく寄与するものと確信をいたしております。

また、I R導入に際しては、依存症や青少年への影響、犯罪組織の関与等の懸念をどう払拭していくかという視点が重要であり、車の両輪として、これらの弊害防止対策を万全に講じる必要があることは言うまでもありません。

とりわけ、ギャンブル依存症対策については、国においても世界最高水準のカジノ規制や医療推進体制の強化等が検討されておりますが、本県におきましては、去る10月13日に「長崎県依存症対策ネットワーク協議会」が発足されたところであり、既に当事者や、その家族に対する

支援体制の構築が進められているところであり
ます。

一方、政府の有識者会議の取りまとめにおいては、I Rを構成する各施設が国際競争力を有し、我が国を代表するものであることが要件化されており、今後、国が行うI R区域認定において、投資や施設規模の大きさに評価基準が置かれる可能性が生じてきております。

仮にそうなれば、地方にとって大変厳しい状況になるわけであり、こうした懸念を何としても払拭し、日本で最初の区域認定を実現するためにも、今回提出されている意見書は、まことに重要な役割を果たすものであると考えております。

本意見書の趣旨といたしましては、まず、I R実施法の早期整備であります。

本県では、全国に先駆けて研究・誘致活動に取り組んできた実績と、民間、議会、行政が丸となって推進してきた強みがあるわけであり
ます。他県に先駆けて手を挙げていくことが、当然、自明の理であると考えております。

次に、I R実施法に地方へのI R導入等の内容を盛り込むこと。

また、区域認定に当たって、投資規模だけでなく、総合的に評価を行うこと。

さらに、ギャンブル依存症などの懸念事項について、法整備を講じること。

また、改めて申し上げますが、長崎県にI R区域認定を行うこと。

以上を求める内容であり、賛意を表明するものであります。

重ねて申し上げますが、本県にも、先般、「I R推進室」が設置され、推進の旗が高く掲げられたわけであり
ます。

「燕雀安んぞ鴻鵠の志を知らんや」というと

ころでございます。

高邁なる議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ご清聴まことにありがとうございました。

○議長(八江利春君) 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(八江利春君) 起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、離島・半島地域振興特別委員会提出の「離島航空路線の安定的な運航について」を議題といたします。

提出者を代表して、中島浩介委員長が朗読いたします。

中島浩介委員長—23番。

〔朗 読〕

○離島・半島地域振興特別委員長(中島浩介君)

〔登壇〕 「離島航空路線の安定的な運航について」の意見書を朗読いたします。

離島航空は、多くの離島を有する本県にとって、必要不可欠な交通手段である。

しかしながら、本路線を運航するオリエンタルエアブリッジ株式会社（O R C）においては、本年12月だけでも約2千人への影響を生じる欠航が多発し、非常に憂慮される事態となっている。

離島航空路線の相次ぐ欠航は、本県における離島地域の課題解決の施策のみならず、産業振興や観光産業など離島地域の活性化の核となる分野において、それらの基盤を揺るがすものである。（発言する者あり）

今後、離島航空路線は、有人国境離島法の効果の発現や更なる交流人口の拡大が期待される

世界遺産及び日本遺産の周遊等にとって、その重要性は一層増すこととなる。

ORCが保有する現行機材2機は、県離島航空路線再生協議会が策定した「離島航空路線維持についてのスキーム」によると、平成31年及び32年に構造寿命を迎える予定であるとのことである。

よって、県に対して、離島航空路線の安定的な運航を図るため、現状の改善と速やかな航空機材の更新が求められるよう下記の事項について強く要望するものである。

1 航空機材の不具合に対する早期発見及び早期解決に係る対策が講じられるよう支援に努めること

2 ORCが保有する現行機材は平成31年頃からの更新が予定されているが、安定的な運航のため、可能な限り新たな航空機材の前倒し導入を図られるよう支援を行うこと

以上、議員皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（八江利春君） お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八江利春君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八江利春君） ご異議なしと認めます。

よって、本動議は、可決されました。

次に、その他の動議について、一括して採決いたします。

各動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八江利春君） ご異議なしと認めます。

よって、動議は、それぞれ可決されました。

次に、議会運営委員会より、「北朝鮮による日本人拉致問題の一刻も早い解決を求める意見書案」が、お手元に配付いたしておりますとおり提出されておりますので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八江利春君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八江利春君） ご異議なしと認めます。

よって、本動議は、可決されました。

次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております議員派遣第69号のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八江利春君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

次に、各委員会から議会閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出があっておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八江利春君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

以上をもちまして、本定例会の審議は終了い

たしました。

この際、知事より、ご挨拶があります—知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 11月定例県議会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの議会は、去る11月27日から本日までの24日間にわたり開かれましたが、議員の皆様には、本会議及び委員会を通じ、終始熱心にご審議いただき、厚くお礼申し上げます。

この際、定例県議会中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

ホストタウンの登録決定。

2020年東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致につきましては、去る12月11日、フィリピン共和国を相手国として、相互交流を図るホストタウンに本県が登録されました。

ホストタウン登録は、昨年6月のベトナム社会主義共和国、本年7月のスペイン王国に続いて3カ国目となります。

そのような中、10月には、諫早市において、ベトナム共和国女子フェンシングチームのトレーニングキャンプを受け入れるなど、ホストタウンとしてスポーツ交流を進めているところであり、今後とも、関係市町等と連携し、事前キャンプの誘致を契機とした友好交流を深められるよう力を注いでまいります。

社会資本の整備。

去る12月2日、石井国土交通大臣が来県され、国際旅客船拠点形成港湾の指定を受けた佐世保港の現地視察などが行われました。

その際、私から拠点港指定のお礼と佐世保港の整備促進にあわせ、県内のクルーズ観光の拠点として両輪となる、長崎港松が枝岸壁の2バース目の早期事業化について要望したところであります。

石井国土交通大臣からは、長崎港は、世界遺

産など観光地や市内中心部へも近く、非常にいい港であるとの評価をいただき、松が枝岸壁の延伸工事と小ヶ倉柳地区の改良工事をしっかりと完成させることに注力しつつ、2バース目についても、既存の施設の効果並びに今後の需要を見ながら検討していきたいとお話がありました。

また、道路整備につきましては、今月9日、対馬市の国道382号の大地バイパスを、さらに同月16日には、島原道路の吾妻愛野バイパスを開通したところであります。

両工区の開通により、沿線地域の産業や観光の振興が図られるとともに、地域の皆様の利便性が大きく向上するものと期待しているところであります。

新県庁舎の整備。

新県庁舎については、行政棟、議会棟、警察棟、駐車場棟のすべての建物が11月末をもって完成いたしました。

来る12月24日には、国会議員及び県議会の皆様をはじめ、本県と交流の深い各国の総領事館関係者、県内各市町長、関係団体の方々などのご臨席を賜り、新県庁舎落成記念式典及び内覧会を開催することとしております。

また、24日、25日の2日間にわたり、県民見学会を実施いたします。県内各地の伝統芸能の披露や中高校生の吹奏楽部の演奏など、記念イベントも多数予定しており、多くの県民の皆様とご一緒に、新しい県庁舎の完成を祝福したいと考えております。

さて、現庁舎は、昭和28年3月に完成し、以来64年間にわたり、本県行政の根幹を支える拠点として重要な役割を担ってまいりました。

この間、厳しい財政再建の時代や二度にわたる大規模な自然災害、深刻な造船不況やバブル

経済の崩壊等も経験し、その都度、多くの先人の皆様方の懸命な努力によって、これを克服してまいりました。

また、二度にわたる国民体育大会や「長崎『旅』博覧会」、「日蘭交流400周年記念事業」など、様々なイベントの開催を通して、長崎を全国に発信し、長崎ならではのおもてなしをもって、観光県としての地位を確かなものにするとともに、空港や高速道路、港湾や離島架橋など、多様な社会資本の整備を通して、不利条件の克服と新たな発展の基盤づくりに力を注いでまいりました。

そして、今日、地方創生の時代を迎え、改めて、県民の皆様とともに、総力を結集して、人口減少や県民所得の低迷、地域活力の低下といった構造的な課題に挑戦しているところであります。

こうした県議会をはじめ、県民の皆様方、諸先輩方の思いを刻み込み、半世紀以上にわたる県政の動きを見届けてきたのが、この庁舎であります。

とりわけ、本議場は、県議会と理事者が、議決機関、執行機関として、それぞれの責任を担いながら議論を尽くした場でありました。

いよいよ今月末から新庁舎への引っ越しが始まり、来年1月4日から順次、新庁舎での業務を開始することとなりますが、多くの歴史と思い出が刻まれたこの庁舎を後にすることを思う時、万感胸に迫るものがあります。

改めて、本県の発展のために力を尽くしていただきました県議会をはじめ、県民の皆様方、そして県職員の皆様方に深く感謝を申し上げますとともに、新庁舎が多くの県民の皆様方に親しまれ、本県の輝かしい未来を切り拓く県民協働の拠点となってまいりますよう、さらなるご

協力をお願い申し上げる次第であります。

このほか、定例県議会中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に積極的に反映させてまいりたいと存じます。

本年も残すところ、あとわずかとなりました。日々寒さが厳しくなる中、皆様方には何かとご多忙のことと存じますが、どうかくれぐれもご自愛の上、ご健勝にて、輝かしい新年をお迎えになり、ますますご活躍いただきますよう心からお祈り申し上げます。

終わりに、報道関係の方々には、会期中、終始県議会の広報について、ご協力を賜りましたことにお礼を申し上げますとともに、県民の皆様には希望に満ちた新年を迎えられますよう、心からお祈り申し上げまして、ご挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（八江利春君）〔登壇〕 本日は、この議場での最後の定例会となりますので、県議会を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様ご承知のとおり、本議場は、原爆のため消失した県会議事院に代わり、昭和28年3月に、現庁舎内に完成し、同年7月24日に、本議場における初めての県議会が開催されました。

この年は、朝鮮戦争が休戦し、また、テレビ放送が開始された年でもありました。

本県においては、6月に発生した西日本水害により甚大な人的・物的被害を受け、県民一丸となって、その復興に邁進した年でございます。

時の知事は、西岡竹次郎氏、議長は、岡本直行氏でございました。爾来64年、現在の中村知事までに4名の知事が務められ、また、議長は、私のほか29名の方が務められております。

このような中、県議会は、二元代表制の一翼

を担い、理事者と切磋琢磨しながら、県勢発展のために、粉骨砕身努力して、激動の昭和、平成の、その時、その時の社会情勢を反映した議論を展開してまいりました。

この議場は、常に、その最前線としての議論の場でありました。予算や条例の審議をはじめ、意見書議決や政策提言など、県民の声を県政に反映できるよう、真摯な議論を積み重ねてまいりました。

「原子力船『むつ』」の受入問題や長崎新幹線ルート変更の問題など、県政を揺るがす問題では、議論が紛糾したこともございました。

在天の方も含め、多くの議員皆様のあの日、あの時の真剣なお姿が、今、この議場に、この演壇によみがえり、万感胸に迫るものがございます。

本日出席の議員並びに理事者の皆様におかれましても、それぞれに、この議場に感慨ひとしおのことと思います。そして思い出が多々あられると拝察いたします。

この間、県内においては、県民に勇気と感動を与えた二度の国民体育大会の開催、全国から180万人を超える来場者があった「長崎『旅』博覧会」の開催、天皇・皇后両陛下ご臨席のもと、盛大に開催された「全国植樹祭」や「豊かな海づくり大会」、県内4市町を拠点会場として行われ、300万人を超える人出でにぎわった「日蘭交流400周年記念事業」、本県初の世界遺産として登録された「明治日本の産業革命遺産」、そして県民に大きな夢と希望を与えた、先日の、サッカー「V・ファーレン長崎」のJ1昇格など、喜ばしく、明るい出来事がたくさんありました。

また、戦前から計画され、建設当時は東洋一の長いアーチ橋であった交通の要「西海橋」、

世界初の海上空港として建設された「長崎空港」、「長崎大干拓構想」から50年以上の歳月を経て完工した「国営諫早湾干拓事業」、そして、県民の長年の悲願であり、平成34年度の開業を目指し工事が進んでいる「九州新幹線西九州ルート」など、県勢浮揚を図るため、多くの困難を克服しながら推進してまいりました。

一方で、「諫早大水害」、「長崎大水害」、「雲仙・普賢岳噴火災害」など未曾有の災害により尊い命が失われ、甚大な損害が生じ、大きな悲しみに見舞われたこともございました。

長崎県議会は、常に県民の幸せを願って、県民とともに、喜びを分かち合い、悲しみを耐え、これ乗り越えて、たゆみなく県勢の発展に努めて、今日に至っております。

そのような中、県政百年の大計に立つ大事業であります新県庁舎建設工事が、いよいよ完工・落成の運びとなり、新年からは新庁舎で業務が開始されます。

県議会といたしましては、新庁舎で、決意も新たに、県当局と力を合わせて、また、議論を闘わせながら、活力あふれる、新しい時代の長崎県づくりに一層邁進してまいりたいと存じますので、県民の皆様方におかれましては、今後とも、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に当たり、名残は尽きませんが、思い出深きこの議場に心からの惜別と感謝の意を表しますとともに、皆様方のますますのご健勝、ご多幸をお祈り申し上げまして、現議場での最後の定例会の閉会に当たってのご挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

これもちまして、平成29年11月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

— 午前11時16分 閉会 —

議 長 八 江 利 春

副 議 長 徳 永 達 也

署 名 議 員 外 間 雅 広

署 名 議 員 浅 田 眞 澄 美

(速記者)

(有) 長 崎 速 記 セ ン タ ー

配 付 資 料

平成28年度長崎県一般会計決算及び
各特別会計決算並びに港湾整備事業
会計決算及び交通事業会計決算に係る
審査報告書

予算決算委員会

— 1 —

審 査 報 告 書

本委員会に付託された認定第1号「平成28年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成28年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について」及び認定第3号「平成28年度長崎県交通事業会計決算の認定について」を審査した結果、次のとおり決定したので報告する。

平成29年11月27日

予算決算委員会 委員長 野本 三雄

議長 八江 利春 様

I 審 査 結 果

議案番号	議 案 名	審査結果
認定第1号	平成28年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について	認定
認定第2号	平成28年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について	認定
認定第3号	平成28年度長崎県交通事業会計決算の認定について	認定

II 審 査 意 見

1 総括的意見

- (1) 本委員会は、去る10月23日から11月2日までの期間中、6日間にわたり開催し、予算が議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の実施効果が十分であったかを検証するとともに、今後の財政運営及び事業の実施に当たって改善すべき事項に着目し、監査委員の監査結果及び決算関係資料を基に、理事者からの説明を受け慎重に審査を実施した。
- (2) その結果、平成28年度長崎県一般会計及び各特別会計、並びに港湾整備事業会計及び交通事業会計の決算については、これを認定することと決定した。

- (3) 県では、これまでも行財政改革を推進する中、平成27年度から平成29年度まで緊急的に、総額154億円の「さらなる収支改善対策」に取り組むとともに、平成28年度から、長崎県行財政改革推進プランに基づいて、徹底した経費の節減と効率的な事業執行に努めるなど、財政健全化の取組を進めている。

そのような中、去る９月１２日に公表された「中期財政見通し」では、歳入のうち、県税が地方消費税の伸びの鈍化等による減、歳出のうち、扶助費が国の制度拡充等に伴い地方負担が増となったことなどにより、平成２８年度試算時より、平成３３年度末の基金残高が減少し、収支が悪化する見通しとなっている。

加えて、平成２８年度末の県債残高は１兆２，４７９億円となっており、また、県税などの自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存せざるを得ない財政構造となっている。そのため、今後も基金を取り崩しながらの財政運営を余儀なくされる見込みであることから、引き続き、効率的な事業の執行、事業の重点化及び徹底した経費の節減に取り組んでいく必要がある。

(４) そこで、今後の予算執行に当たり、特に重要な事項について次のとおり指摘するので、格段の努力と改善を図るよう強く求めるものである。

２ 指 摘 事 項

(１) 収入未済の縮減について

一般会計及び特別会計を合わせた収入未済の総額は、約３４億２千万円と、前年度と比較して約２億５千万円減少しているが、いまだ多額の債権が回収されていない状況にある。

この債権のうち県税については、個人県民税、不動産取得税、自動車税等で収入未済額が減少し、調定額に占める割合が改善するなど、徴収対策による一定の効果は見られるが、なお収入未済の残高は約１６億６千万円で全体の約４９％を占めている。引き続き、納税環境の整備並びに長崎県地方税回収機構やファイナンスジャパンナーの活用等により、更なる収入未済の縮減に努めること。

また、税外の未収金回収については、債権管理の現状分析や課題整理、貸付時の厳格な審査を行うなど、引き続き、収入未済の縮減に努

めること。

なお、不納欠損の総額は約１億６千万円で、前年度に比較して約２億８千万円減少している。不納欠損処分はやむを得ない事由で一定の基準を満たす場合に行われているが、安易に不納欠損が生じることのないよう、滞納者への早期の接触や時効の中断等必要な措置を適切に講じ、回収に努めること。

(２) 予算繰越の縮減について

平成２８年度の繰越額は約４９７億７千万円と、前年度と比較して約９７億６千万円増加している。

繰越発生の主な理由は、「国の計画決定が遅れたもの」、「地元調整等により不測の日時を要したものである」、本庁及び地方機関に繰越縮減のための推進員を配置するなどの取組を行っているところであるが、繰越が常態化することがないよう、計画段階において関係住民との意見交換など、事前の調整を十分に図り、ゼロ県債などの活用により早期の事業執行に取り組み、引き続き、繰越の縮減に努めること。

(３) 未利用地の有効活用について

未利用地については、平成２８年度末で３２万㎡あり、部局横断的組織である「県有財産管理運用本部会議」において有効活用策や処分方針等を検討しているところである。更なる収支改善のためにも、市町等とも連携し、有効活用の促進を図るとともに、活用が見込まれない未利用地については、引き続き、民間への売却も含め、積極的に処分及び活用に努めること。

1 審査日程

(参考)

年 月 日	曜 日	内 容	場 所
29. 10. 23	月	委 員 会 (総 括 質 疑)	本 会 議 場
29. 10. 24	火	総 務 分 科 会 文 教 厚 生 分 科 会 環 境 生 活 分 科 会 農 水 経 済 分 科 会	第1別館第1会議室 第1別館第3会議室 本館5-A会議室 議 会 会 議 室
29. 10. 25	水	総 務 分 科 会 文 教 厚 生 分 科 会 環 境 生 活 分 科 会 農 水 経 済 分 科 会	第1別館第1会議室 第1別館第3会議室 本館5-A会議室 議 会 会 議 室
28. 10. 27	金	総 務 分 科 会 農 水 経 済 分 科 会	第1別館第1会議室 議 会 会 議 室
29. 10. 30	月	総 務 分 科 会	第1別館第1会議室
29. 11. 2	木	委 員 会 (分科会長報告、採決)	本 会 議 場

2 出席した委員の氏名

委 員 長	野 本 三 雄	
副委員長	前田 哲也	
委 員	宮内 雪夫 小林 克敏 橋村松太郎 坂本 智徳 徳永 達也 下条ふみまさ 堀江ひとみ 松島 完 川崎 祥司 中島 浩介 ごう まなみ 宅島 寿一 近藤 智昭 吉村 正寿	三好 徳明 吉村 庄二 溝口芙美雄 瀬川 光之 山田 博司 高比良 元 中村 和弥 浅田眞澄美 友田 吉泰 山本 啓介 吉村 洋 麻生 隆 坂本 浩 大場 博文 田中 愛国 中山 功 渡辺 敏勝 中島 廣義 久野 哲 外間 雅広 山田 朋子 西川 克己 深堀 浩 大久保潔重 山本 由夫 山口 経正 里脇 清隆 宮本 法広

上 程 議 案 件 名 表

議 案 番 号	件 名
第 83 号 議 案	平成29年度長崎県一般会計補正予算（第4号）
第 84 号 議 案	平成29年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）
第 85 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
第 86 号 議 案	長崎県国民健康保険条例
第 100 号 議 案	知事及び副知事に対する退職手当支給に関する条例等の一部を改正する条例
第 87 号 議 案	当せん金付証券の発売について
第 88 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について
第 89 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について
第 90 号 議 案	契約の締結について
第 91 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について
第 92 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について
第 93 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について
第 94 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について
第 95 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について
第 96 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について
第 97 号 議 案	契約の締結の一部変更について
第 98 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について
第 99 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について
議員派遣第69号	議員派遣の件（九州各県議会議員交流セミナー）
認 定 第 1 号	平成28年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について
認 定 第 2 号	平成28年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について
認 定 第 3 号	平成28年度長崎県交通事業会計決算の認定について

請 願 付 託 表

委員会名	請願番号	件 名	提 出 者	紹介議員
文教厚生委員会	第3号	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願	長崎の私学助成をすすめる会 会長 鳥巢 安則	堀江 ひとみ
文教厚生委員会	第4号	ゆきとどいた教育を求める請願	長崎のゆたかな高校教育をめざす会 会長 大橋 由紀子	堀江 ひとみ
農水経済委員会	第5号	「産業人材育成奨学金返済アシスト事業」の拡充を求める請願	長崎のゆたかな高校教育をめざす会 会長 大橋 由紀子	堀江 ひとみ

（計3件）

委員 会 開 催 日 程 表

月 日	曜 日	開 会 時 刻	委 員 会 名	場 所
12月8日	金	10:00	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 ー A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
12月11日	月	10:00	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 ー A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
12月12日	火	10:00	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 ー A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
12月13日	水	10:00	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 ー A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
12月14日 (予備日)	木	10:00	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 ー A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
12月18日	月	11:00	予 算 決 算 委 員 会 (分科会長報告、採決)	議 場

審 査 報 告 書

総 務 委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成29年12月13日

総務委員会委員長 吉村 洋

議長 八江 利春 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 85 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 87 号 議 案	当せん金付証票の発売について	原案可決
第 88 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 89 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 90 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 91 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 92 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 100 号 議 案	知事及び副知事に対する退職手当支給に関する条例等の一部を改正する条例 (関係分)	原案可決

計 8 件 (原案可決 8 件)

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成29年12月12日

文教厚生委員会委員長 山本 由夫

議長 八江 利春 様

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第86号議案	長崎県国民健康保険条例	原案可決
第100号議案	知事及び副知事に対する退職手当支給に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決

計 2件（原案可決 2件）

2 請願

番号	件名	審査結果
第3号	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願	不採択
第4号	ゆきとどいた教育を求める請願	不採択

計 2件（不採択 2件）

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成29年12月12日

環境生活委員会委員長 ごう まなみ

議長 八江 利春 様

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第93号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第94号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第95号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第96号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第97号議案	契約の締結の一部変更について	原案可決

計 5件（原案可決 5件）

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成29年12月13日

農水経済委員会委員長 大久保 潔重

議長 八江 利春 様

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第98号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第99号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

計 2件 (原案可決 2件)

1 請願

番号	件名	審査結果
第5号	「産業人材育成奨学金返済アシスト事業」の拡充を求める請願	不採択

計 1件 (不採択 1件)

予算決算委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成29年12月18日

予算決算委員会委員長 野本 三雄

議長 八江 利春 様

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第83号議案	平成29年度長崎県一般会計補正予算(第4号)	原案可決
第84号議案	平成29年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第1号)	原案可決

計 2件 (原案可決 2件)

動 議 件 名 一 覧 表 (参考)

1 委員会等提出

区分	提出先	件 名	提 出 者	可 否	掲載ページ
意見書	政 府 国 会	特定複合観光施設区域整備について	総 務 委 員 会	可決	付録 8 ページ
意見書	政 府 国 会	海上保安体制の強化について	総 務 委 員 会	可決	付録 9 ページ
意見書	政 府 国 会	国民に必要な医療・介護を提供するための適切な財源確保等について	文 教 厚 生 委 員 会	可決	付録 10 ページ
意見書	知 事	離島航空路線の安定的な運航について	離 島 ・ 半 島 地 域 振 興 特 別 委 員 会	可決	付録 11 ページ

2 会派等提出

区分	提出先	件 名	提 出 者	可 否	掲載ページ
意見書	政 府 国 会	北朝鮮による日本人拉致問題の一刻も早い解決を求める意見書	議 会 運 営 委 員 会	可決	付録 11 ページ

3 その他

区 分	件 名	可 否	掲載ページ
議員派遣 第 69 号	議員派遣の件	可決	付録 12 ページ

重 力			議 案
提 出 者		総 務 委 員 会	
提 出 年 月 日		平成29年12月12日	
種 類	意 見 書		
件 名	特定複合観光施設区域整備について		
要 旨	特定複合観光施設（ＩＲ）の導入は、政府による「観光先進国の実現」を大きく加速させるものであり、我が国の成長戦略を後押しするものである。 本県は、東アジアに近く、国内外から観光客を惹きつける質の高い数多くの観光資源を有していることに加え、ＩＲ導入の候補地であるハウステンボス（佐世保市）は、年間約３００万人の観光客が訪れる国内有数の観光拠点であり、そこにＩＲを導入することで、我が国の歴史・文化の強力な発信、地方への新たな人の流れの創出など、地方創生及び我が国の発展に向けたより多くの政策効果を生み出すことができるかと確信している。 このような本県及びハウステンボスが持つ可能性を背景として、北部九州の経済界を中心にこれまで１０年にわたりＩＲ誘致活動が行われてきたところである。 また、本年５月及び１０月に開催された九州地方知事会議において、「九州地域へのＩＲ導入」を盛り込んだ特別決議が行われるなど、九州各県においても、ＩＲ導入についての理解が深まっている。 よって、我が国の成長戦略及び地方創生の観点から、国に対して、下記の事項を実現するよう強く求めるものである。		
	記		
	１ 特定複合観光施設区域の整備に関する法制度（ＩＲ実施法）を早期に整備するとともに、法成立後は、区域認定に係る基本方針等を速やかに示すこと		
	２ ＩＲ実施法には、地方都市へのＩＲ導入、地域の実情・特性に応じた運用などの内容を盛り込むこと		
	３ 区域認定にあたっては、投資規模だけでなく、ＩＲ事業による様々な国の政策への貢献や地域課題の解決など、政策的効果の大きさも含め総合的に評価すること		
４ 治安の悪化、青少年への悪影響、ギャンブル依存症の増加など懸念される事項について、必要な法整備を講じること			

5	長崎県に特定複合観光施設区域認定を行うこと なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。
提出先	政 府 ・ 国 会

重 力 議 決		
提 出 者 総 務 委 員 会		
提 出 年 月 日 平成29年12月13日		
種 類	意 見 書	
件 名	海上保安体制の強化について	
要 旨	尖閣諸島周辺海域では、平成24年9月以降、外国公船等の領海侵入等が繰り返され、特に昨年は多数の外国漁船が出現し、それに続いて中国公船が領海侵入を繰り返すという事態も発生し、緊迫した状況が長期間にわたり継続している。 また、北朝鮮船舶の相次ぐ漂着、外国海洋調査船による調査活動の活発化、外国漁船の違法操業のほか核実験やミサイル発射を繰り返す北朝鮮の動向等、尖閣諸島周辺海域のみならず我が国周辺海域においては、海上の安全保障について極めて厳しい情勢となっている。 本県は日本の西端に位置し、多くの国境離島を有しており、国防上の意味や県民の安全を守る見地においても、海上保安庁が担っている日々の領海警備、海洋の秩序維持、海難の救助、海上交通の安全確保等の活動について高く評価するとともに、昨年には有人国境離島法が制定され、県民の海上保安庁に対する期待は一層大きなものとなっている。 さらに、前述する情勢のなか昨年「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」において「海上保安体制強化に関する方針」が定められ、政府においては平成29年度予算等で海上保安体制に関する対応を進めているところであるが、中国をはじめとする周辺諸国等の活発な活動状況を踏まえると更なる体制強化が求められるところである。 よって、国に対して、尖閣諸島をはじめとする我が国の領土・領海の保全を図るため、人員の増員、監視拠点の整備・充実や巡視船等の配備を拡充するなど、あらゆる手段を講じて海上保安体制の更なる強化を推進するよう強く求めるものである。 なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。	
提出先	政 府 ・ 国 会	

重 力			議 決
提 出 者			文 教 厚 生 委 員 会
提 出 年 月 日			平 成 2 9 年 1 2 月 1 2 日
種 類	意 見 書		
件 名	国民に必要な医療・介護を提供するための適切な財源確保等について		
要 旨	我が国の国民皆保険制度は、「誰でも」、「いつでも」、「どこでも」保険医療を受けることができる世界に誇れる優れた制度であり、将来にわたる国民生活の安全と安心を支えるとともに、我が国の発展のために恒久的に堅持していくことが重要である。 また、2025年以降を見据えた医療提供体制、地域包括ケアシステムの構築、推進が、今後我が国を上げて取り組むべき最も重要な課題であり、これらのためには、医療・介護従事者の人材確保及び医療機関、介護施設の安定的運営は不可欠である。 しかし、先の医療経済実態調査を見ると前回の診療報酬の実質マイナス改定等の影響を受け、医療機関経営は総じて厳しい状況であり、このままでは安定的に国民に必要な医療を過不足なく提供していくことが困難となる恐れがある。 医療機関等の業務や設備・施設の一層の合理化、近代化を進める等、確固とした経営基盤を整え、継続できるものとしていくことや、医療従事者300万人以上の人件費を確保し、その生活を支えていくために、実質的な原資である診療報酬、介護報酬のプラス改定が必要である。 さらに、医療機関の医療等に係る消費税問題については、医療・介護の場合は患者や利用者から消費税分を徴収しないため、医療機関があたかも最終消費者のように負担をし続けており、その額は日本医師会の推計で毎年約2,600億円を医療界全体で負担しているとのことであり、医療機関等の経営に深刻な影響を与えている。 社会保障の充実のための消費税率の引き上げによって医療機関、介護サービス事業者の経営が脅かされるようなことがあってはならず、早急に抜本的な解決が必要である。 よって、国に対して、すべての国民が安心して良質な医療・介護を平等に受けられ、医療機関、介護施設が質の高い医療、介護を提供し続けられるよう、下記の事項について強く要望するものである。		
1			国民が将来にわたり必要な医療・介護を安心して充分に受けられるための適切な財源の確保

2 国民と医療機関等に不合理な負担を生じさせている医療等に係る消費税問題の抜本的な解決	
なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。	
提 出 先	政 府 ・ 国 会

重 力			議 決
提 出 者		離 島 ・ 半 島 地 域 振 興 特 別 委 員 会	
提 出 年 月 日		平 成 2 9 年 1 2 月 1 5 日	
種 類	意 見 書		
件 名	離 島 航 空 路 線 の 安 定 的 な 運 航 に つ い て		
要 旨	離島航空は、多くの離島を有する本県にとって、必要不可欠な交通手段である。 しかしながら、本路線を運航するオリエンタルエアブリッジ株式会社（ORC）においては、本年12月だけでも約2千人への影響を生じる欠航が多発し、非常に憂慮される事態となっている。 離島航空路線の相次ぐ欠航は、本県における離島地域の課題解決の施策のみならず、産業振興や観光産業など離島地域の活性化の核となる分野において、それらの基盤を揺るがすものである。 今後、離島航空路線は、有人国境離島法の効果の発現や更なる交流人口の拡大が期待される世界遺産及び日本遺産の周遊等にとって、その重要性は一層増すこととなる。 ORCが保有する現行機材2機は、県離島航空路線再生協議会が策定した「離島航空路線維持についてのスキーム」によると、平成31年及び32年に構造寿命を迎える予定であるとのことである。 よって、県に対して、離島航空路線の安定的な運航を図るため、現状の改善と速やかな航空機材の更新が求められるよう下記の事項について強く要望するものである。		
	記 1 航空機材の不具合に対する早期発見及び早期解決に係る対策が講じられるよう支援に努めること 2 ORCが保有する現行機材は平成31年頃からの更新が予定されているが、安定的な運航のため、可能な限り新たな航空機材の前倒し導入が図られるよう支援を行うこと なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。		
提 出 先	知 事		

議 決 動 向

北朝鮮による日本人拉致問題の一刻も早い解決を求める意見書（案）を別紙のとおり提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日

英 美 雄
溝 口
長 崎 県 議 会 議 長
長 崎 県 議 会 議 長
八 江 利 春 様
議 会 運 営 委 員 会 委 員 長

北朝鮮による日本人拉致問題の一刻も早い解決を求める
意見書（案）

２００２年北朝鮮による拉致被害者５名が帰国して以降、被害者の帰国は果たされていない。日本人が他国に拉致をされた状況は変わらぬままである。

本年９月、拉致問題、核問題及びミサイル問題の包括的な解決を目指した日朝平壤宣言から１５年の節目を迎えた。しかしながら、これまで北朝鮮は、２０１４年の日朝ストックホルム合意を履行しないばかりか、昨年には特別調査委員会の解体を一方的に宣言するなど、不誠実な対応を続けている。さらには、核やミサイル開発に突き進み、拉致問題の協議は暗礁に乗り上げたままである。

本年１１月６日、来日中のトランプ米大統領は拉致被害者家族との面会において、問題解決への尽力を約束した。

その後１１月２０日には米国が北朝鮮をテロ支援国家に再指定した。

他方、我が国の当事者としての主体性がより一層求められている中、他国の大統領の言動に期待せざるを得ない状況に憤りの声が上がっており、問題解決への我が国の直接的な取り組みが果たされるべきである。

高齢化が進む拉致被害者家族には焦燥感が広がっており、拉致被害者全員の早期帰国に向けて残された時間に、もはや一刻の猶予もない。

よって、国に対して、核やミサイル問題が深刻化する中においても拉致問題を置き去りにすることなく、国際社会との連携強化はもとより、あらゆる方策を駆使して一刻も早く拉致被害者全員を救出するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２９年１２月２０日

長 崎 県 議 会

議員派遣第６９号

議 員 派 遣 の 件 （ 案 ）

下記のとおり議員を派遣する。

平成２９年１２月２０日

記

九州各県議会議員交流セミナー

１ 目 的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うことにより、政策提案能力その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、ともに九州の一体的な発展と地方主権の確立を目指す

２ 期 日 平成３０年 ２月７日（水）（１日間）

３ 派遣先 長崎市

４ 派遣議員名	宮内 雪夫	三好 徳明	田中 愛国	小林 克敏
	野本 三雄	吉村 庄二	中山 功	橋村松太郎
	溝口英美雄	渡辺 敏勝	坂本 智徳	瀬川 光之
	中島 廣義	徳永 達也	山田 博司	久野 哲
	下条ふみまさ	高比良 元	外間 雅広	堀江ひとみ
	中村 和弥	山田 朋子	浅田眞澄美	西川 克己
	川崎 祥司	前田 哲也	深堀 浩	中島 浩介
	山本 啓介	大久保潔重	ごうまなみ	吉村 洋
	山本 由夫	宅島 寿一	麻生 隆	山口 経正
	近藤 智昭	坂本 浩	里脇 清隆	吉村 正寿
	大場 博文	宮本 法広		

平成29年11月定例会議会閉会中 委員会付託申出一覧表

No.1

委 員 会 名	付 託 事 件
総務	○委員会、現地調査及び要望活動 ・危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項について ・職員の仕事、勤務条件、給与、福利厚生等に関する事項について ・行政改革、情報公開等県の行政一般に関する事項について ・県の予算、財政、県税その他の財務に関する事項について ・県庁舎の整備に関すること ・公有財産に関する事項について ・秘書、広報及び広聴に関する事項について ・地域・行政情報化その他他部の主管に属しない事項について ・重要施策の企画及び総合調整に関する事項について ・離島・半島及び地域の振興に関する事項について ・スポーツ振興に関する事項について ・県内市町の行政、財政、選挙に関する事項について ・土地対策に関する事項について ・交通運輸に関する事項について ・文化振興に関する事項について ・世界遺産登録の推進に関する事項について ・観光振興に関する事項について ・物流流通振興に関する事項について ・国際関連施策の推進に関する事項について ・出納及び物品調達に関する事項について ・議会事務局に関する事項について ・監査事務に関する事項について ・人事委員会に関する事項について ・労働委員会に関する事項について ・警察の組織及び運営に関する事項について ・交通安全、防犯対策の推進に関する事項について ・公安委員会に関する事項について
文教厚生	○委員会、現地調査及び要望活動 ・私立学校及び県立大学（公立大学法人）に関する事項について ・福祉保健行政の企画及び総合調整に関する事項について ・社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項について ・医療政策に関する事項について ・医療人材の確保等に関する事項について ・医療行政に関する事項について ・国民健康保険等に関する事項について ・高齢者施策の推進に関する事項について ・障害者施策の推進に関する事項について ・児童被虐待者対策等の推進に関する事項について ・子どもに関する総合的な施策及び調整に関する事項について ・教育委員会に関する事項について ・教職員の定数及び勤務条件に関する事項について ・県立学校の施設及び設備に関する事項について ・義務教育及び高校教育に関する事項について ・特別支援教育に関する事項について ・生涯学習に関する事項について ・学芸文化に関する事項について ・保健体育に関する事項について ・競技力の向上に関すること

No.2

委 員 会 名	付 託 事 件
環境生活	○委員会、現地調査及び要望活動 ・県民との協働推進等に関する事項について ・人権・同和問題に関する事項について ・男女共同参画に関する事項について ・交通安全の企画、交通安全運動等に関する事項について ・統計に関する事項について ・生活衛生に関する事項について ・食の安全・安心及び消費者行政に関する事項について ・環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・環境保全等に関する事項について ・生活排水対策及び水資源政策に関する事項について ・陸軍物対策に関する事項について ・自然環境に関する事項について ・道路及び河川に関する事項について ・都市計画に関する事項について ・土砂災害対策に関する事項について ・住宅及び建築に関する事項について ・県土地開発公社に関する事項について ・県住宅供給公社に関する事項について ・県道路公社に関する事項について ・港湾、空港その他土木に関する事項について ・県営交通事業に関する事項について
農水経済	○委員会、現地調査及び要望活動 ・産業の振興に関する事項について ・労働に関する事項について ・産業技術の振興に関する事項について ・水産業に関する事項について ・漁業取締に関する事項について ・漁港漁場に関する事項について ・農業に関する事項について ・林業に関する事項について
予算決算	○委員会、要望活動 ・一般会計、特別会計及び企業会計予算等について
議会運営	○委員会、現地調査及び要望活動 ・議会の運営に関する事項について ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について ・議長の諮問に関する事項について
離島・半島地域振興特別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・離島・半島地域振興対策 ・国境離島新法制定対策 ・航路・航空路運賃対策
人口減少・経済雇用対策特別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・人口減少・少子高齢対策 ・人材育成対策 ・雇用創出対策
観光振興等対策特別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・観光振興対策 ・世界・日本遺産対策 ・国際戦略（東南アジア） ・I R・インバウンド対策
県議会議員定数等調査特別	○委員会 ・県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区別議員数に関する調査